

第3期海洋基本計画
第2部に掲げた個別施策に係る評価書

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	1. 海洋の安全保障 (1) 我が国の領海等における国益の確保 ア 我が国自身の抑止力・対処力及び海上法執行能力の向上			
1	○防衛省・自衛隊については、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき防衛力整備を着実に実施していく。特に、南西諸島を含む島嶼(しよ)部への部隊配備等により、島嶼(しよ)部における防衛態勢・体制の充実・強化を図る。(防衛省)	○「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づく「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)の最終年度として、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています。 また、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)を新たに策定し、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めることが示されました。 ○安全保障環境に即した部隊などの配置とともに、自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。 (防衛省)	【指標】艦艇及び航空機の着実な整備(防衛省) ・周辺海域における警戒監視態勢の強化として、海上自衛隊の艦艇2隻(護衛艦1隻、潜水艦1隻)、航空機7機(固定翼しよ戒機5機、回転翼しよ戒機2機)を就役させました。 【指標】広域における常時監視能力の強化(防衛省) ・平成25年12月17日に閣議決定された「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」に基づき、平成31年3月末に、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地及び宮古島駐屯地を新設しました。	○「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」に基づき、平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視のため、艦艇及び航空機の着実な整備や南西地域における部隊の新編等を行い、島嶼部の部隊の態勢を強化します。(防衛省)
2	○海上保安庁については、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、着実に海上法執行能力の強化を図っていく。特に、尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進める。(国交省)	○平成28年12月に「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」で決定された「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、「法執行能力」、「海洋監視能力」及び「海洋調査能力」の強化を図るため、海上保安庁の体制強化を進めています。平成30年12月には、第3回「海上保安体制強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安庁の体制強化を引き続き進めていくことが確認されました。 (国交省)	【指標】尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、海洋監視体制の強化、原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化、海洋調査体制の強化、基盤整備(国交省) ・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船や航空機の整備等を進めたほか、戦略的海上保安体制の構築へ対応するための要員として190人を増員しました。 ・令和元年度にはヘリコプター搭載型巡視船2隻、大型巡視船2隻、大型測量船1隻及び新型ジェット機1機が就役する予定です。 (「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安・救難・防災業務の充実・強化に基づく艦艇・航空機の整備状況は、施策番号6に記載しました。)	○今後も、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船及び航空機の整備等を進め、体制強化を行います。(国交省)
3	○水産庁については、漁業取締本部を設置し、本部体制の下、漁業取締能力の強化を図っていく。さらに、海上保安庁と水産庁の連携を強化し、悪質・広域化する外国漁船等の違法操業への対応能力を高めていく。(農水省)	○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました。 (農水省)	【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農水省) ・平成29年度補正予算により、漁業取締船(白嶺丸)を大型化した代船及び新たに漁業取締船を1隻建造開始しました。平成30年度第2次補正予算により、漁業取締船(白萩丸)を大型化した代船及び新たに漁業取締船を1隻の建造を開始しました。これにより官船の隻数は、現在の7隻から令和元年度末まで8隻、令和3年度末まで9隻に増隻され、違法漁業に対する抑止力が強化されます。 ・大和堆周辺海域における北朝鮮漁船の位置等の情報を海上保安庁と共有することにより、外国漁船の退去警告等を強化しました。 【指標】取締船の効率的な配置が可能となる情報収集・分析・活用のための体制の整備(農水省) ・平成31年3月末までに農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船のうち約470隻に衛星船位測定送信機(VMS)の設置を進め、漁業取締りの効率化を図りました。	○今後も農林水産大臣が漁業を許可する主要漁船にVMSの設置を進め、漁業取締りの効率化を図ります。(農水省)
4	○弾道ミサイル等の発射の際に、日本近海で航行・活動する船舶への自動化等を通じた迅速な情報伝達手段の整備を進める。(農水省、国交省)	○弾道ミサイル等の発射情報を迅速に船舶に伝えるために、これまで手動で行っていた航行警報発出操作を自動処理するためシステムの改修を行いました。また、漁業無線局が受信した発射情報を漁船に対して自動的に無線放送する装置を漁業無線局に整備し、海上で航行・活動する船舶への迅速な情報伝達手段を整備しました。 (農水省、国交省)	○Jアラートの届かない漁船が所属する約450の漁業無線局に対し、平成31年3月末までに自動で漁船に情報発信する装置を設置し、運用開始しました。(農水省)	○漁業者に対する発射情報の自動無線放送システムの利用周知を図るとともに、本システムによる全国一斉の情報伝達訓練を実施します。(農水省) ○弾道ミサイル等の発射情報の航行警報発出操作を自動処理するシステムを適切に維持するとともに、弾道ミサイル等の発射を想定した訓練を実施するなど、発射情報を迅速に船舶に伝える体制を充実強化していきます。(国交省)
5	○不審船・工作船対応能力を維持・向上するため、情報収集分析体制の強化や不審船対応訓練を継続的に実施するとともに、不測の事態へのシームレスな対応が可能となるよう防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携を一層強化する。(国交省、防衛省)	○海上保安庁と海上自衛隊の間では、平素から捜索救助や海賊対処の実務での連携に加え、不審船に対する共同追跡・監視等の共同訓練、既存システムによる情報共有を行うなど、平成11年に作成した「不審船に係る共同対処マニュアル」に基づき、連携の強化を図っています。 (国交省、防衛省)	○平成30年12月、鹿児島南方海空域において、不審船対処に係る海上保安庁と海上自衛隊との共同訓練を実施しました。(国交省、防衛省)	○今後とも、共同訓練を通じて不審船対応能力の維持・向上に努めるとともに、効果的に情報共有を行い、防衛省・自衛隊と海上保安庁の連携強化を図っていきます。(国交省、防衛省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き監視・取締りを行う。特に、国内密漁事犯・外国漁船等の違法操業、海域への廃棄物の投棄等の海上環境事犯、薬物・銃器等の密輸・密航事犯に対する監視・取締り、外国人活動家等による領海侵入事案及び不法上陸事案の対応に引き続き取り組む。また、これらに的確に対応するため、海上保安庁の巡視船艇・航空機、水産庁取締船等及び警察用船舶・航空機等の整備を含め、必要な人員、体制の確保及び輸送手段を含む装備資機材等の整備を推進する。加えて、海上保安庁と水産庁の連携を強化するなど海上犯罪取締りに関する関係機関での連携を強化する。(警察庁、法務省、財務省、農水省、国交省)</p>	<p>○海上犯罪の未然防止、監視・取締りに関して次の取組を行いました。 ・関係機関間の連携強化として、公安調査庁は、外国人活動家等による領海侵入及び国境離島への不法上陸等に関する情報の収集・分析を実施し、得られた情報を内閣官房を始めとする関係機関に対して、適時・適切に提供 ・国内密漁事犯に対しては、悪質・巧妙化する事案に対処するため、都道府県や漁業関係者が参加する密漁防止対策全国連絡会議を開催するなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、広域かつ悪質なものに重点を置き、海上保安庁、水産庁、警察、関係都道府県が連携して、効果的な取締手法の検討や、合同取締りを含む機動的な監視・取締りを実施 ・外国漁船による違法操業に対しては、水産庁の漁業取締体制を強化し対応能力を向上させるとともに、水産庁と海上保安庁との連携を強化し、巡視船艇・漁業取締船・航空機により、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船の退去警告等への対処を含め、我が国周辺海域の厳重な監視警戒・取締りを実施 ・海上環境事犯に対しては、巡視船艇・航空機のみならず、陸上からも併せて監視・取締りを実施 ・密輸・密航事犯に対しては、近年の密輸事犯の巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備などを図り、国内外の関係機関との協力を強化しつつ、離島地域を含め海事・漁業関係者や地元住民からの情報収集を行うとともに、その分析活動に努め、密輸・密航が行われる可能性の高い海域において、監視艇・巡視船艇・航空機による重点的な監視・警戒を実施し、不正薬物・銃器等の社会悪物品、大量破壊兵器等のテロ関連物資や不法入出国者の効果的な水際取締りを実施</p> <p>○海上保安庁では、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、厳しいテロ情勢を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と、必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために巡視船による対応体制の強化を段階的に進めています。</p> <p>(警察庁、法務省、財務省、農水省、国交省)</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源からの情報収集・分析の強化(法務省) ・公安調査庁は、外国関係機関との連携強化及び人的情報網の拡充により入手した関連情報を関係機関に対して随時提供し、水際危機管理施策に貢献しました。</p> <p>【指標】海洋監視体制の強化(国交省) ・施策番号21に記載しました。</p> <p>【指標】違法操業に対して抑止力を最大限に発揮できる体制の整備(農水省) ・施策番号31に記載しました。</p> <p>○密輸・密航事犯に対して、海港等における密輸や漁船等を利用した洋上取引への対処のほか、密輸・密航の蓋然性が高い地域から来航する船舶に対しても、重点的な監視や立入検査を実施することで、密輸密航事犯の水際阻止に取り組めました。(財務省、国交省)</p> <p>○平成30年度には、治安・救難・防災業務の充実・強化として船艇11隻(巡視船6隻、巡視艇5隻)、航空機1機(中型ヘリコプター)を就役させました。その内3隻は外国漁船等による不審事象、不法行為に迅速かつ的確に対応するための規制能力強化型巡視船であり、宮古島海上保安部へ配備されました。これにより、平成31年2月には、同保安部への規制能力強化型巡視船9隻の配備が完了しました。(国交省)</p>	<p>○海上犯罪を未然に防止するため、引き続き関係機関間の連携を強化し、監視・取締りを行います。(警察庁、農水省、国交省)</p> <p>○公安調査庁において、水際危機管理施策に貢献するため、引き続き外国関係機関との連携強化及び人的情報網による情報収集・分析体制を強化し、内閣官房を始めとする関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(法務省)</p>
7	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動の活発化に対し、現場海域における海上保安庁の巡視船等による中止要求や外交ルート等を通じた抗議・申し入れを行うなど、適切に対処していく。(外務省、国交省)</p>	<p>○我が国の排他的経済水域等において、事前に我が国の同意を得る必要があるにも関わらず、同意を得ていない海洋調査活動等が確認されており、これらに対し、海上保安庁の巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた抗議等、関係省庁が連携して的確に対処しています。</p> <p>(外務省、国交省)</p>	<p>○海上保安庁は平成30年中に、我が国の排他的経済水域等における同意を得ていない外国海洋調査船の活動等を5件確認しました。(国交省)</p> <p>○上記の活動を含め、我が国の排他的経済水域等における我が国の事前の同意のない外国海洋調査船による活動については、疑わしい事象も含め、関連情報に接するたびに、外交ルート等を通じた抗議・申し入れを適切に実施する等、迅速かつ適切に対処しています。(外務省)</p>	<p>○諸外国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動等が確認された場合には、今後も関係機関と連携しつつ、巡視船等による監視、外交ルート等を通じた抗議等を実施します。(外務省、国交省)</p>
8	<p>○漂着・漂流船の監視・警戒等を適切に実施することも含め、我が国の沿岸や離島の安全を確保するため、治安維持活動等に従事する要員の増員、装備資機材等の整備、海上保安庁、警察等の円滑かつ緊密な情報共有等による連携体制の構築等をより一層着実に推進する。併せて、漂着者を介した感染症のまん延の恐れを踏まえ、検疫の面で適切に対応するとともに、地方公共団体・関係機関等との連携の強化により、関係者による迅速な情報共有体制を確保する。このほか、北朝鮮籍と見られる漂着木造船等の処理が円滑に行われるよう対応する。(警察庁、財務省、厚労省、国交省、環境省)</p>	<p>○海上保安庁では、漂流・漂着木造船等の早期発見のため、巡視船艇・航空機による日本海側のしよ戒を強化するとともに、漁業関係者や海事関係者、地元住民等からの不審事象の通報に関する働きかけを推進しており、警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、不審事象の発見に努めています。さらに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や高性能監視レーダーを搭載した新型ジェット機などを整備するなど、海洋監視体制の強化を進めています。</p> <p>○北朝鮮籍と見られる漁船の漂着事案に関しては、漂着船に生存者がいた場合には、関係機関が連携し、上陸に当たっての検疫所と保健所が連携した生存者の健康状態の確認等を行うとともに、漂着した木造船等については、全額国費負担の財政支援により、円滑な処理に努めています。</p> <p>(警察庁、財務省、厚労省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】海洋監視体制の強化(国交省) ・施策番号21に記載しました。</p> <p>○地方公共団体が行う漂着木造船等の処理について、海岸漂着物等地域対策推進事業及び特別交付税措置による全額国費負担の財政支援により、円滑な処理を開始し、平成30年度は122隻(平成29年度は30隻)を処理しました。(環境省)</p>	<p>○引き続き、関係機関間での連携を強化し、監視・警戒を行い、不審事象の早期発見に努めます。(農水省、国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9	<p>○海上におけるテロ対策として、関係機関が連携し、テロ関連情報の収集・分析、我が国に入港する船舶の安全確認、水際におけるテロ対策、臨海部の原子力発電所、石油コンビナート等の危険物施設及び米軍施設等の重要施設に対する監視警戒を適切に実施するとともに、核燃料輸送船に対する警備体制の強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、海上におけるテロや犯罪行為の未然防止等の不測の事態へ適切な対応が可能な体制を整備する。(警察庁、法務省、財務省、国交省)</p>	<p>○海上保安庁では、原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する監視船艇・航空機による監視警戒、関連情報の収集、関係機関との緊密な連携による水際対策等のテロ対策に取り組んでいます。</p> <p>○2019年6月の大阪サミットや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、次の取組を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)に基づき、公安調査庁において関連情報の収集・分析を実施するため、平成25年9月の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の設置に続き、平成30年4月、「G20大阪サミット関連特別調査本部」を新たに設置し、これら重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対策に資する情報の収集・分析体制を強化 ・関係機関と海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」を設置し、海上・臨海部における具体的な危険を想定のもと、官民一体となったテロ対策について議論・検討を実施 ・監視艇を活用した水際対策の強化や国際物流の関係団体等との協力促進といった施策について、警察・税関・海上保安庁等関係機関が連携を強化しつつ、検討・実施を予定 <p>(警察庁、法務省、財務省、国交省)</p>	<p>【指標】外国関係機関との連携強化及び人的情報源からの情報収集・分析の強化(法務省)</p> <p>○公安調査庁において収集・分析したテロの未然防止及び水際対策に資する関連情報について、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」に基づき、セキュリティ情報センターに提供しているほか、セキュリティ幹事会等を通じて、関係機関に対して情報を共有しています。</p> <p>【指標】原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化(国交省)</p> <p>・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化を段階的に進めるほか、「国際船舶・港湾保安法施行規則」を改正し、港湾施設等に對する危害行為の防止等の措置を強化しています。</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」では、平成30年2月に、事業者によるテロ対策の実効性向上を目的とした「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」を策定するとともに、平成31年2月に「テロ対策啓発用ポスター」を作成し、海事・港湾事業者等に広く配布しました。また、同協議会において平成31年2月にテロ対策について議論・検討を踏まえた机上訓練を実施しました。(国交省)</p> <p>(「海上保安体制強化に関する方針」以外の治安等の業務の充実・強化に基づく船艇・航空機の整備状況は、施策番号6に記載しました。)</p>	<p>○公安調査庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の重要行事の安全開催に資するため、引き続き、テロの未然防止や水際対策等に資する関連情報の収集・分析体制を強化し、関係機関に対する適時適切な情報提供に努めます。(法務省)</p> <p>○平成31年4月11日に「海上保安庁G20大阪サミット等海上警備対策本部」を設置し、関係機関等と緊密に連携し、重要行事を狙ったテロや不法行為の早期把握及び未然防止並びに水際対策に資する情報の収集・分析体制を強化していきます。(国交省)</p> <p>○引き続き、原発等の警戒対象施設に対して、監視船艇・航空機による警戒監視を行うとともに、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、原発等テロ対策・重要事案対応体制の強化を段階的に進めていきます。(国交省)</p> <p>○「海上・臨海部テロ対策協議会」において行った机上訓練を踏まえ、同協議会における実動訓練の実施及び同協議会を通じて事業者によるテロ対策を促進していくとともに、「海上・臨海部テロ対策ベストプラクティス集」の更新を図るなど、関係機関や地域とより緊密に連携することで、官民一体となってテロ対策に取り組みます。(国交省)</p>
10	<p>○国際法及び国内法に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設における保安対策を着実に実施する。(国交省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等、関係法令に基づく保安対策や、国際港湾施設について、埠頭保安規程等に基づく保安措置が適切に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行い、港湾における保安対策を着実に実施しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○国際航海船舶について、船舶への出入管理や立入制限区域の管理等を着実に実施するとともに、埠頭保安規程に基づき適確に保安措置が講じられているか立入検査を実施しました。(国交省)</p>	<p>○今後も国際航海船舶や各国際港湾施設について、船舶への出入管理、立入制限区域の管理等、関係法令及び埠頭保安規定に基づく保安対策を行い、所定の保安レベルを維持できるよう立入検査を実施するなど保安確保を図ります。(国交省)</p>
イ 外交的取組を通じた主権・海洋権益の確保				
11	<p>○脅威の出現を未然に防ぐための外交的取組を強化していくとともに尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、排他的経済水域における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動、北朝鮮による弾道ミサイルの発射といった我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、我が国は外交ルート等を通じて、迅速な抗議・申入れを行っており、今後とも問題の平和的解決のために粘り強い外交努力を行っていく。(外務省)</p>	<p>○尖閣諸島周辺海域における中国公船等の領海侵入、排他的経済水域における中国等が関与する我が国の同意を得ていない海洋調査活動や、韓国国会議員等の竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や建造物の構築、海洋調査活動等、我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、外交ルート等を通じて当該国に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施しています。</p> <p>○ロシアとの関係では、北方領土問題の解決に向け、首脳間及び外相間で緊密な対話を重ねつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべく、ロシアとの交渉に精力的に取り組んでいます。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○中国に関係した最近の事案では、平成31年1月に東シナ海の日中中間線付近海域における中国のガス田掘削の動きや同年3月に沖ノ島島の我が国排他的経済水域における中国の海洋調査船による我が国の同意を得ていない海洋調査活動に対して抗議を行いました。(外務省)</p> <p>○韓国との関係では、平成30年は、韓国国会議員による竹島への上陸が3回、竹島やその周辺での軍事訓練が2回、日韓間の関係に否定的な動きが相次ぎ、日本政府からその都度強く抗議を行いました。(外務省)</p> <p>○ロシアとの関係では、平成30年に首脳会談(4回)及び外相会談(4回)を実施しました。このうち、11月の日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と一致しました。平成31年1月には外相間で第1回目の交渉として、真剣な議論を行いました。同月の首脳会談では、両首脳は、具体的な交渉が開始されたことを歓迎した上で、交渉を更に前進させるよう指示を出しました。(外務省)</p>	<p>○我が国の主権及び海洋権益が脅かされる事態が発生した場合には、引き続き外交ルート等を通じて、当該国等に対し、迅速かつ強く抗議・申入れを実施していきます。(外務省)</p>
12	<p>○我が国の主権に関連して、ロシアにより法的根拠のない形で占拠されている北方領土及び韓国による不法占拠が続いている竹島をめぐる問題に関し、引き続き外交的解決を目指し取り組んでいく。(外務省)</p>	<p>(外務省)</p>	<p>○ロシアとの関係では、平成30年に首脳会談(4回)及び外相会談(4回)を実施しました。このうち、11月の日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣は、「1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことでプーチン大統領と一致しました。平成31年1月には外相間で第1回目の交渉として、真剣な議論を行いました。同月の首脳会談では、両首脳は、具体的な交渉が開始されたことを歓迎した上で、交渉を更に前進させるよう指示を出しました。(外務省)</p>	<p>○引き続き、沿岸国との間の協議等の実施を追求していきます。(外務省)</p>
13	<p>○我が国を取り巻く海洋の安全保障に関する環境を安定させ、不測の事態を防ぐため、沿岸国との海洋の安全保障に関する対話・協議・協力のチャンネルを重層的に構築していく。(外務省)</p>	<p>○日中両国の海洋問題全般に関する定期的な協議メカニズムである日中高級事務レベル海洋協議の第9回(平成30年4月)・第10回(平成30年12月)会合を開催し、また、海洋を含む安全保障問題について議論する第16回日中安保対話(平成31年2月)を開催し、両国の海洋関係機関間で共に関心を有する幅広い問題について意見交換を実施しました。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○第10回日中高級事務レベル協議では、海洋分野における協力の在り方について議論し、平成30年6月の防衛当局間の「海空連絡メカニズム」の正式運用開始を踏まえたホットラインの早期開設や、同年10月の日中海上捜索・救助(SAR)協定の締結を契機とした海上捜索救助協力の推進などに関して意見交換を行いました。(外務省)</p>	<p>○引き続き、沿岸国との間の協議等の実施を追求していきます。(外務省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
14	○周辺国等との間で排他的経済水域、大陸棚等の境界が未画定である中、相手国の国民及び漁船に対して取締り等の措置をとらないこととしている日韓・日中漁業協定上の暫定水域等において資源管理が適切に行われるようにすることを含め、我が国の法的立場や海洋権益が損なわれることがないよう、外交努力を積み重ねていく。(外務省、農水省)	○違法操業の根絶や資源管理の強化等に向け、周辺諸国等と協議を実施しました。 (外務省、農水省)	○日中間の漁業に関しては、日中漁業協定に基づき平成30年漁期の我が国の排他的経済水域(EEZ)への中国漁船の入漁条件、暫定措置水域の資源管理措置等のため、2回の準備会合(6月及び10月)を行った結果、引き続き協議を継続することになりました。(外務省、農水省) ○日韓間の漁業に関しては、日韓漁業協定に基づきいわゆる北部暫定水域での操業問題により、平成28年以降、日韓両国漁船の相互入漁が中断していることから、韓国側に対して解決を強く求めています。(外務省、農水省) ○我が国の領海又はEEZにおいて、外国漁船の違法操業が確認された場合には、抗議等を行っています。(外務省)	○引き続き、違法操業の根絶や、資源管理の強化等に向け、周辺諸国等との協議等の実施を追求していきます。(外務省、農水省)
ウ 同盟国・友好国との連携強化				
15	○同盟国である米国に対しては、平素における各種交流や情報共有、演習等を通じ、幅広い海洋の安全保障の分野における日米間の更なる連携強化に努め、長期的かつ安定的な米軍のプレゼンスを確保するとともに、友好国との連携を強化していく。(外務省、防衛省)	○「開かれ安定した海洋」の秩序を維持し、海上交通の安全を確保するため、海賊対処行動を実施するほか、同盟国などより緊密に協力し、沿岸国自身の能力向上を支援するとともに、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。 (外務省、防衛省)	○米国や友好国との海軍種間における共同訓練を実施しました。(防衛省) ○シーレーン沿岸国への能力向上支援、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策は、施策番号41及び42に記載しました。(防衛省)	○引き続き、米国や友好国との間で共同訓練等の交流を通じて連携を強化していきます。(外務省、防衛省)
エ 情報収集・分析・共有体制の構築				
16	○海洋監視体制の充実を図るため、衛星による情報収集の取組や省人化・無人化を考慮した装備品等の研究や導入を推進していく。(内閣官房、国交省、防衛省)	○平成30年5月に「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を総合海洋政策本部決定し、MDAの能力強化に向けた情報収集体制の方向性を明確化しました。 ○宇宙基本計画工程表を改訂(平成30年12月11日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組の強化について検討工程を明確化しました。 ○平成30年6月、情報収集衛星(レーダ6号機)の打上げを行いました。		
17	○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)の先進光学衛星(ALOS-3)、先進レーダー衛星(ALOS-4)、超低高度衛星技術試験機(SLATS)等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国や友好国等と連携し、我が国領海等における海洋監視情報収集体制を強化していく。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、国交省、防衛省)	○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、JAXAが保有する衛星や民間の商用衛星の活用を含め、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行っています。また、省人化・無人化や民生技術の活用など我が国が有する高い技術力を有効に活用し、装備品等の研究開発に取り組んでいます。 ○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。 (内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、国交省、防衛省)	【指標】衛星等による情報収集、省人化・無人化を考慮した装備品の研究や導入の推進(無人航空機(UAV)、無人潜水調査機(UUV)、無人調査艇(USV))を活用した自動観測技術の開発等) ・政府衛星及び民間衛星の活用を視野に入れた体制強化に資するため、政府・民間のリモートセンシング衛星の技術、提供サービス、ニーズ等の現状調査を実施しています。(内閣府) ・人工知能を用いた船舶自動識別装置(AIS)解析ツールの構築に向けた検討、無人水中航行体用の燃料電池による発電システム技術の研究及び無人水中航行体を海洋監視に使用するための要素技術の研究に取り組んでいます。(防衛省)	○令和元年度に、情報収集衛星(光学7号機、データ中継衛星1号機)の打上げを予定しています。(内閣官房) ○令和5年度目途の準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発・整備を進めます。(内閣府)
18	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界画定交渉に資するものを含め、必要な情報の調査・収集に努める。(内閣府、外務省、国交省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海やEEZの外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しています。 (内閣府、外務省、国交省)	【指標】海洋権益確保のための情報の調査・収集(国交省) ・測量船や航空機を使用して海底地形・地殻構造・低潮線等の海洋権益確保に資する情報の調査・収集を継続して実施しています。	○海底地形調査、低潮線調査及び地殻構造調査等を引き続き実施し、領海やEEZの外縁の根拠など、海洋権益の確保に資する調査データを取得していきます。(国交省)
19	○海洋監視情報共有体制に関しては、防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、両者間の情報共有体制を充実させていく。(国交省、防衛省)	○防衛省・自衛隊と海上保安庁間には、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています。 (国交省、防衛省)	【指標】海洋監視情報の共有体制の充実(防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備)(国交省、防衛省) ・施策番号5に記載しました。	○事案対応訓練を通じて、システム運用の演練、活用を図り、円滑な情報共有を行います。(国交省、防衛省)
20	○平素における脅威・リスクの増大傾向に対応する観点から、「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、海上保安庁の海洋監視体制を重点的に強化していく。(国交省)	○施策番号2及び8に記載しました。	○施策番号2に記載しました。	○施策番号2に記載しました。
21	○重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒を強化する。(国交省、防衛省)	○巡視船艇・航空機や監視視器材の高性能化を図るとともに、巡視船と航空機を連携させ、監視・取締りを実施しました。 ○安全保障環境に即した部隊などの配置や自衛隊による平素からの常時継続的な情報収集、警戒監視を行っています。 (国交省、防衛省)	【指標】重要な離島及びその周辺海域における監視・警戒の強化(艦艇、航空機、レーダー等による監視・警戒)(国交省、防衛省) ・施策番号1、2及び8に記載しました。	○施策番号1及び2に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
オ 海上交通における安全の確保				
22	<p>○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督(PSC)の着実な実施、海運事業者に対する運輸安全管理マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。(国交省)</p>	<p>○船舶交通の安全確保のため、全国の航路標識について適切な維持管理を行いました。</p> <p>○「海の安全情報」として、気象・海象の現況、海上工事の状況等の情報をウェブサイト等で広く国民に提供しているほか、事前登録された個々の宛先(メールアドレス)に対して津波警報や避難勧告等の緊急情報をメール配信し、注意喚起・啓発を実施しています。(平時においても「海の安全情報」で提供する情報の充実強化を図っています。)</p> <p>○国の関係機関や民間の関係団体と連携し、意見交換会の開催を通じてウオーターアクティビティを安全に安心して楽しむための注意事項を抽出し、合意・推奨されたものをアクティビティごとにウオーターセーフティガイドとして公表しました。</p> <p>○多様化・活発化する海上活動への対応は、国のみならず民間による安全対策の推進も重要であることから、国交省海事局及び民間関係団体等との共催により、水上安全をテーマとした会議、日本水上安全・安全運航サミット(JBWS)を開催しました。</p> <p>○情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステムに関する検討を実施しています。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】海の安全情報の充実強化(国交省) ・「海の安全情報」を民間が運営する災害等公共情報共有基盤に発信するシステムの改修を行いました。 ・2019年3月の海の安全情報の利用者数は、106万6,017人(前年同月比13万5,117人増(約1.1倍))。</p> <p>【指標】官民連携した海難防止対策の充実強化(国交省) ・平成30年は、関係省庁及び民間関係団体等と連携し、訪船指導を3,684隻(前年比510隻増(約1.2倍))、マリナーや漁協等への訪問指導を475件(前年比204件増(約1.8倍))実施しました。 ・ウオーターセーフティガイドは、アクティビティごとに取りまとめ、「水上オートバイ編」、「カヌー編」、「SUP(※)編」、「ミニボート編」、「遊泳編」として掲載しました。 ※SUPは「スタンドアップパドルボード」の略称。 ・JBWSでは、舟艇及び水上安全等に関わる官民の団体に対し、情報の発信と共有、団体間の効果的な連携、協調を促進することを共有しました。</p> <p>【指標】海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築(国交省) ・海上活動情報を統合・分析し、提供するシステムに関する検討を行い、システムの性能要件等の仕様を策定しました。</p>	<p>○「海の安全情報」は、令和元年度からアラート(※)への発信を開始することとしています。(国交省) ※災害などの情報を多様なメディアを通じて地域住民等に対して迅速かつ効率的に伝達するために、一般財団法人マルチメディア振興センターが運営する災害等公共情報共有基盤。</p> <p>○ウオーターセーフティガイドは、今後も関係団体等と意見交換を重ね、内容の充実強化を図るとともに、「釣り」など他の分野についても策定していくこととしています。(国交省)</p> <p>○JBWS等を通じて関係団体等との関係構築を進め、多様化・活発化する海上活動の安全対策を総合的に推進するため、官民連携ネットワークの強化を図ることとしています。(国交省)</p> <p>○策定したシステムの性能要件等の仕様により、海上活動情報を統合・分析し、提供するシステムを構築する予定です。(国交省)</p>
23	<p>○船舶など海上交通の安全に資するため、海上風・濃霧等の気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観察し、これらに関する実況、あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するための体制、施設及び設備の維持・充実を図る。(国交省)</p>	<p>○波浪、潮位等の観測を着実に実施するため、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計等の観測施設・設備の維持・管理を行いました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○平成30年度は、沿岸波浪計6か所、潮位計70か所について維持・管理を実施しました。(国交省)</p>	<p>○沿岸における観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化を行います。(国交省)</p>
24	<p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による航行船舶の安全に必要な情報提供、船舶に対する指導等を行う。また、これらを適切かつ効果的に実施するため、同センターの機能充実を図る。さらに、発生時に迅速かつ的確に対応するため、海難救助体制、海上防災体制の充実・強化を図り、対応に万全を期す。また、民間組織との連携を図るとともに、近隣諸国との協議・訓練を的確に実施し、連携を強化する。(国交省)</p>	<p>○迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進するとともに、救助・救急体制の充実のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置しています。</p> <p>○漂流予測の精度向上や緊急通報用電話番号「118番」及び携帯電話のGPS機能を「ON」にすることで緊急通報時に遭難位置を迅速に把握することができる「緊急通報位置情報システム」の周知活動に取り組みました。</p> <p>○海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練のほか、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的に実施しました。</p> <p>○洋上における傷病者の救急体制を一層充実させるため、所定の講習を修了した特殊救難隊員及び機動救難士等を「救急員」として指名し、消防機関の救急隊員と同様の範囲内で応急処置を実施して、適切に救急救命士を補助することが可能となる「救急員制度」の創設に向け取り組みました。</p> <p>○社会的影響が著しい大規模海難の発生を未然に防止するため、海上交通センター等による適時・的確な情報提供に努めるとともに、交通安全上、不適切な航行をする船舶に対しては、必要な安全指導を行いました。また、早急な対応が必要な箇所において、AISを活用した橋梁への衝突防止対策を実施しました。</p> <p>○平成30年9月、台風第21号の強風による影響で走錨したタンカーが関西国際空港連絡橋に衝突した事故を受け、有識者等の意見を踏まえ、海上交通安全法に基づき、荒天時の関西国際空港周辺海域における航行の制限の運用を開始しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】要救助海難に対する救助率(国交省) ・平成30年の要救助海難に対する救助率(要救助者に対する救助成功者の割合)は96%となり、目標の95%を達成しました。</p> <p>○「救急員制度」は、平成31年4月に発足の見込みです。(国交省)</p> <p>○平成30年10月、「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」を設置し、平成31年3月19日に報告書を取りまとめました。(国交省)</p>	<p>○海難情報の早期入手に向けた取組を進めるとともに、「ライフジャケットの常時着用」、「防水バック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号「118番」の有効活用」を基本とする自己救命策確保を推進する各種キャンペーン活動、広報媒体を活用した周知・啓発活動を行います。(国交省)</p> <p>○救急員制度の発足により、洋上における傷病者の救急態勢を一層充実させることとします。また、海難救助能力の向上のため、民間の救助組織とも連携した捜索救助に関する合同訓練、隣接諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を実施します。(国交省)</p> <p>○引き続き、海上交通センター等による適時・的確な情報提供及び不適切な航行をする船舶に対する安全指導を行うとともに、AISを活用した橋梁への衝突防止対策が必要な箇所に係る調査、検討を進めます。(国交省)</p> <p>○「荒天時の走錨等に起因する事故の再発防止に係る有識者検討会」の報告において、「海域を取り巻く環境等を勘案しつつ、海事関係者及び関係地方公共団体等とともに、検討が必要な海域の事故防止対策を進めていくべき」との提言を受け、すべての海域における再発防止のための対策を検討していきます。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
25	○船舶事故や自然災害により救助の必要が生じた際に、遭難者の位置特定に多くの時間を要するという現状に鑑み、位置情報の把握が難しい小型船舶を含む船舶等の位置を把握できる体制を構築する。また、こういった事案への適切な対応のための、関係府省間の情報共有体制を確立する。(内閣府、農水省、国交省、防衛省)	○国交省では、スマートフォンの位置情報取得やカメラ画像からの船舶検出等異なる手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS非搭載船舶の位置を把握する技術開発の検討を行いました。 ○農水省では、漁船へのAIS搭載の普及促進のため、関係府省と連携し、周知啓発活動を実施しました。 ○防衛省では、自治体や関係機関からの災害派遣要請に備え、情報伝達・共有を適切に行っています。特に、他機関の勢力では対応が困難な本土から遠く離れた離島や海域での船舶からの急患輸送や、火災、浸水、転覆など緊急を要する船舶での災害に対して、海上保安庁又は都道府県知事からの要請に基づき海難救助を実施しています。 (内閣府、農水省、国交省、防衛省)	【指標】海上活動情報の統合・分析及び提供体制の構築(国交省) ・「船舶」におけるスマートフォンアプリ活用のためのガイドライン(平成29年国交省海運局)に記載された「衝突や乗揚げのおそれがあるときや津波発生時の緊急時に、国や関係者からの警告を受けてそれを表示する機能」について、今後開発されるアプリの動向を把握の上、必要な注意喚起等を行うための通報技術に係る調査を行いました。(国交省)	○カメラ画像からの船舶検出手法で得られた船舶位置情報を統合し、AIS非搭載船舶の位置を把握する技術の実用化に向け、引き続き技術開発を行います。(国交省)
26	○海上交通の安全を確保するため、「海洋速報」として海況情報をインターネットで提供するとともに、船舶交通が輻輳(ふくそう)する狭水道における潮流の観測体制と情報提供体制を強化する。(国交省)	○海上交通の安全を確保するため、海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、来島海峡の潮流シミュレーション情報を提供しています。 (国交省)	○平日、海洋速報を毎日作成し、インターネットにより提供しました。(国交省)	○海上交通の安全を確保するため、引き続き海洋速報や潮流シミュレーション情報を提供していきます。(国交省)
27	○電子海図・航海用刊行物を活用した船舶交通の安全性を向上するため、国際水路機関(IHO)における国際ルールの策定に積極的に参画し、利便性の高い航海安全情報の提供方法を検討するとともに、電子海図等の情報充実と高機能化に取り組む。(国交省)	○国際ルール策定のために設置された水路業務・基準委員会(HSSC)、作業部会に参画し、次期電子海図作成の仕様等に関する国際基準等の策定の検討を行いました。また、次期電子海図の作製・刊行に向けてハードウェアの整備を実施しました。 (国交省)	【指標】電子海図等の情報充実(国交省) ・現行の電子海図(S-57)について、新たに9セルを刊行するとともに、10セルは海域の範囲を広げ情報の充実を図りました。 ・HSSC等による次期電子海図作成仕様(S-101)の第一版が平成31年1月に公開されました。	○次期電子海図作成仕様(S-101)の第二版及び航海用刊行物(S-12X等)の国際基準策定に向け、水路業務・基準委員会及び作業部会への参画を継続します。(国交省) ○次期電子海図の作製・刊行に向けた体制の構築に取り組めます。(国交省)
28	○海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ確に実施するため、関係省庁連携の下、海象データの不足海域の解消、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進め、漂流予測を正確に行う。(国交省)	○捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ確に実施するため、関係府省連携の下、漂流予測の精度向上に取り組んでいます。 (国交省)	○関係府省及び民間企業から海上の風や流れといった情報を収集し、漂流予測の精度向上を図りました。(国交省)	○関係府省連携の下、海象データの不足海域の解消に向けた情報の収集等、漂流予測の精度向上に取り組めます。(国交省)
カ 海洋由来の自然災害への対応				
29	○津波・高潮等の海洋由来の大規模な災害の発生時等の非常事態等に備えて、過去の教訓に基づき適切な司令塔のあり方について検討を行う。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、大規模な自然災害へ適切な対応が可能な体制を整備する。(内閣府、国交省、防衛省)	○日本海地震・津波調査プロジェクトとして、海岸露頭の調査、浅層を対象としたボーリング調査、マルチチャンネル反射法地震(MCS)探査及び海底地震計(OBS)による地震探査等を実施するとともに、南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトとして、地下構造及び地震活動の把握のため、海底地震計及び臨時陸上観測点による地震観測の実施や地域研究会の開催を通じ、国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等から防災・減災対策の課題の抽出を行いました(※施策番号245に関連記載あり)。		
30	○海洋由来の自然災害については、未然にこれら全てを防ぐことは難しいため、平常からの被害軽減のための観測・調査を継続するとともに、被害軽減のための施策に取り組む。(内閣府、文科省、農水省、国交省)	○戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の「レジリエントな防災・減災機能の強化」では、津波検知から数分間で遡上域を予測する津波遡上即時予測システムとリアルタイム津波情報可視化システムを構築し、実証実験を実施するとともに、高精細津波遡上シミュレーション手法の構築により、上記システムを高度化する技術を開発しました。また、千葉県でこれらのシステムの実証実験を進めました(※施策番号245と同じ)。 ○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のための地震・津波観測監視システム(DONET)を着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震発生、地震動及び津波の予測精度の向上に資する解析研究を行いました(※施策番号245と同じ)。 ○南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。	○国や府県、市町、ライフライン事業者、地域の大学等が参画する地域研究会を4か所で開催しました。(文科省)	○引き続き、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を実施します。(農水省)
31	○海洋由来の自然災害への対策については、災害の未然防止、災害の被害予測、災害発生時における被害の拡大防止、被災者の救助活動の強化及び災害の復旧等の観点から、必要な対策・措置に取り組む。(内閣府、文科省、農水省、国交省)	○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を支えるため、国交省及び各関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、平時から容易に防災情報等を手に入れるよう、防災ポータルを開発し、コンテンツの拡充・充実を図りました。 (内閣府、文科省、農水省、国交省、防衛省)	○JRR東海・西日本へ観測データの試験配信、JR東日本にて観測データの活用、千葉県へ津波の安全対策として観測データの活用を開始しました(※施策番号208及び209に関連記載あり)。(文科省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
32	<p>○津波・高潮等による被害をできる限り軽減するため、海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、施設の適切な維持管理、海岸防災林の整備等を推進する。また、大規模津波に対しても減災機能を発揮する「粘り強い構造」を有する堤防の整備を推進する。さらに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進する。(農水省、国交省)</p>	<p>○海岸防災林の整備を行い、津波に対する減災機能も考慮した復旧及び再生を推進しました。</p> <p>○海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を推進するとともに、国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を推進しました。</p> <p>○平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえた緊急点検を実施し、全国の水門・陸閘等(海岸保全施設)の電力供給停止時の操作確保、全国の海岸堤防等の高潮・津波対策及び耐震化に関する緊急対策を行いました。</p> <p>○海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂(平成30年5月)し、水門・陸閘の点検・評価方法を整理するとともに、海岸保全施設のライフサイクルコスト算定ツールを新たに作成しました。</p> <p>○平成26年6月に海岸法が改正され、設計外力を超えた津波に対し、津波が堤防を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防等を法律上明確に位置付け、一層の整備を推進しました。</p> <p>○海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTによる維持管理の効率化について検討しました。</p> <p>(農水省、国交省)</p>	<p>【指標】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)及び水門・樋門等の耐震化率(農水省、国交省) 53%(平成31年3月末時点)</p> <p>【指標】侵食海岸において現状の汀線防護が完了した割合(農水省、国交省) 78%(平成31年3月末時点)</p> <p>○東日本大震災時に被災した海岸防災林の要復旧延長164km全てについて着手済みです。(農水省)</p>	<p>○東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生の取組の加速化を図るとともに、南海トラフ地震等による津波の発生に備え、これまで造成されてきた海岸防災林の機能の維持・強化を推進します。(農水省、国交省)</p> <p>○改訂された海岸保全施設維持管理マニュアルに基づき、効率的な海岸保全施設の維持管理を進めます。(農水省、国交省)</p>
33	<p>○最大クラスの津波・高潮等から人命を守るため、津波災害警戒区域の指定等による津波防災地域づくりを推進し、国において関係部局が一体となって都道府県や市町村への支援体制を構築する。また、三大湾等における最大クラスの高潮浸水想定区域等の指定を推進する。(農水省、国交省)</p>	<p>○将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行いました。</p> <p>○想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、平成30年11月に東京湾沿岸(千葉県)において、高潮浸水想定区域図が公表されました。</p> <p>○平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえた緊急点検を実施し、高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策を行いました。</p> <p>○平成30年12月に、様々な津波に対してハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を講じて減災を図る津波防災地域づくりを推進するため、ワンストップで相談・提案を行う「津波防災地域づくり支援チーム」(事務局:国交省水管理・国土保全局海岸室)を立ち上げました。</p> <p>(農水省、国交省)</p>	<p>【指標】最大クラスの津波・高潮に対応した浸水想定区域図を作成した都道府県数(国交省) 津波:36道府県(平成30年度まで) 高潮:3都県(平成30年度まで)</p>	<p>○「津波防災地域づくり支援チーム」の取組を活用し、様々な津波に対する津波防災地域づくりの更なる推進を図ります。(国交省)</p>
34	<p>○気候変動に伴い想定される高潮偏差の増大、波浪の強大化や海面水位上昇といった災害リスク増大に備えるため、沿岸域における国土の保全についての適応策を検討する。(農水省、国交省)</p>	<p>○気候変動の影響による海面水位上昇等に関する海外の文献等を収集・分析を行いました。</p> <p>(農水省、国交省)</p>	<p>○諸外国の文献調査を実施しました。(農水省、国交省)</p>	<p>○引き続き、諸外国の文献調査を実施します。(農水省、国交省)</p>
35	<p>○大規模地震や津波等の影響により、倒壊、損傷が生じるおそれのある航路標識等の耐震・耐波浪対策を図るとともに、災害情報等の提供の充実強化を図る。(国交省)</p>	<p>○災害発生時においても海上輸送ルートの安全確保を図るため、航路標識の耐震補強等の整備を実施しました。</p> <p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震及び首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し、提供しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】航路標識の耐震補強の整備率(国交省) 89.5%(平成30年度)</p> <p>【指標】航路標識のLED灯器の耐波浪整備率(国交省) 100%(平成30年度)</p> <p>○津波防災情報図の整備率(国交省) 83.8%(平成30年度)</p>	<p>○多様な地震や津波を想定した津波防災情報図の整備を行うとともに、整備済みの津波防災情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行います。また、海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等の作成を支援します。(国交省)</p>
36	<p>○大規模地震時の緊急物資輸送等を確保するため、港湾における岸壁及び護岸等の耐震化を図る。(国交省)</p>	<p>○平成28年3月に改定した臨海部防災拠点マニュアルに基づき、平成30年度末までに耐震強化岸壁を87港で整備しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合(国交省) 平成30年度 80%</p>	<p>○大規模地震時の緊急物資等の輸送に資する海上輸送ネットワークの構築を図るため、臨海部防災拠点マニュアルに基づく臨海部防災拠点の整備及び適切な維持管理を促進します。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
37	<p>○非常災害時における国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点の運用体制の強化を図るとともに、港湾事業継続計画(BCP)の改善や広域港湾BCPの策定を推進する。さらに、港湾の域外地等における高潮対策を推進する。(国交省)</p>	<p>○平成30年7月豪雨において、流木等が大量に発生し、航路・泊地の閉塞等が生じたことから、港湾管理者である呉市の要請を受け、呉港の一部の港湾施設を国が管理し、迅速な漂流物の回収等を実施しました。</p> <p>○平成29年度から継続して、非常災害時における港湾管理者からの要請に基づき(国による港湾施設の管理制度等を踏まえた訓練や基幹的広域防災拠点(川崎港、堺北港)の運用体制の強化を図りました。また、港湾事業継続計画(港湾BCP:全国の重要港湾以上125港で策定済み)や広域港湾BCPに基づき訓練を推進し、当該計画の改善等を図りました。</p> <p>○「港湾の域外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン(平成30年3月策定)」の周知等により、港湾関係者による高潮対策の検討への支援を行いました。</p> <p>○平成30年台風第21号の教訓を踏まえ、港湾の域外地において高潮等の被害リスク低減を図るため、必要なハード・ソフト対策について検討し、「港湾の域外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」へ反映しました。</p> <p>○平成30年台風第21号等を踏まえた緊急点検を実施し、全国の港湾の高潮対策に関する緊急対策を行いました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】港湾BCPが策定された国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾において、関係機関と連携した訓練の実施割合(国交省) 平成30年度 82%</p>	<p>○港湾BCPを実効性のあるものとするため、防災訓練を踏まえるなど、必要に応じ内容を見直し、質的向上を図ります。(国交省)</p> <p>○平成31年3月に改訂した「港湾の域外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」を踏まえ、高潮対策の推進を図ります。(国交省)</p>
38	<p>○迅速に緊急支援助物資等の海上輸送を行うための体制の強化を図る。また、大規模災害時の輸送等に重要な役割を果たす民間船舶について、地方公共団体と事業者等が連携して、緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進める。(国交省)</p>	<p>○平成30年12月に見直された「国土強靱化基本計画」において、個別施策分野の推進方針の中に、船舶を活用した支援の実施や啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等との間の情報共有及び連携体制の強化等について盛り込むことにより、地方公共団体と事業者等が連携して緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備を進めました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○地方公共団体等において、平成30年12月に見直された「国土強靱化基本計画」に船舶の活用が盛り込まれたことを受け、民間事業者等との連携体制の強化等に向けた更なる検討や取組が進められています。(国交省)</p>	<p>○大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用等を進めます。(国交省)</p>
39	<p>○東日本大震災を踏まえた港内における船舶の津波等に対する安全対策を始め、災害対策について検討を行い、港則法による避難の勧告等を効果的に運用していく。今後、より早く確実な情報伝達体制の構築に取り組みとともに、実践的な訓練の実施に基づき見直しを推進する。(国交省)</p>	<p>○大規模地震等の災害発生時において、船舶の円滑な避難を支援するため、「海の安全情報」による迅速・確実な災害情報等の提供及び注意喚起を実施しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○各港において情報連絡体制の確認及び情報伝達訓練を実施しました。(国交省)</p>	<p>○情報伝達の実効性を向上させるため、各港において情報連絡体制の確認を行うとともに、情報伝達訓練を引き続き実施していきます。(国交省)</p>
40	<p>○津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表する。また、情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。(国交省)</p>	<p>○波浪及び潮位等の観測については、施策番号231に記載しました。</p> <p>○可搬型津波観測装置を整備し、災害等により観測施設が障害となった場合でも、迅速に津波観測を復旧、継続することが可能となりました。</p> <p>○全国で実際に発生した地震の断層の調査を行い、より適切な津波警報等を発表するための津波予報データベースの改善を行いました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○全国で実際に発生した地震の断層の調査を行い、実際の断層の向き等に基づく新たな約2,200通りの津波のシミュレーション結果を津波予報データベースに追加しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○引き続き、津波、高潮等の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表します。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	<p>1. 海洋の安全保障 (2) 我が国の重要なシーレーンの安定的利用の確保</p> <p>ア 我が国の重要なシーレーンにおける取組</p>	<p>○海上保安庁は、東南アジア海域等のシーレーン沿岸国の能力向上支援として、巡視船や航空機を派遣して、公海上でのしゅう戒、各国海上保安機関との連携訓練、意見交換、研修を実施しました。特にベトナムとの間では、第5回日越海上保安機関実務者会合を開催し、両国海上保安機関間の連携、協力関係の強化を図りました。また、アジア諸国の海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を9か国へ14回派遣し、各国海上保安機関職員の海上法執行能力を含む能力向上支援等に当たったほか、本邦への受入研修においても各国からの研修員の指導等に当たりました。</p> <p>○上記のほか、機材等の供与を通じた支援に関する書簡の交換や、次の供与等を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月、カンボジアへの税関監視艇の贈与及び改修に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年8月、バングラデシュの沿岸部及び内陸水域における人命救助を担う同国の沿岸警備隊に救助艇を供与する支援に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年12月、モルディブへの海上油流出対応能力強化のための支援に関する書簡の交換を行いました。 ・平成25年に署名した「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」に基づいて、平成30年8月までに新造巡視船10隻を供与しました。また、平成29年1月に交換公文に署名した無償資金協力「経済社会開発計画」に基づき、小型高速艇12隻(全13隻の予定)を供与しました。さらに、平成29年11月に署名された沿岸監視レーダー等を供与する無償資金協力に関する交換公文に基づき、レーダー供与のための手続を進めました。 ・平成28年6月に署名した無償資金協力「海上安全能力向上計画」に基づき、スリランカに巡視艇2隻を供与しました。 <p>○防衛省・自衛隊は、東南アジア諸国に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援の取組を行っており、沿岸国などの能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化しています。「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話、防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化することとしており、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)や海洋安全保障分野におけるASEAN地域フォーラム(ARF)会期間合(ISM on MS)といった地域の安全保障対話の枠組において、海洋安全保障のための協力に取り組んでいます。</p> <p>○平成30年6月～7月にかけ、我が国において、東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、これらの国々の海上法執行機関職員を招へいた独立行政法人 国際協力機構(JICA)による「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策については、施策番号42に記載しました。</p> <p>(外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(外務省、国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィリピンには、新造巡視船10隻(平成30年8月までに完了)及び小型高速艇12隻(全13隻中、平成31年2月までの引き渡し分)を供与しました。 ・スリランカには、巡視艇2隻を供与しました。 ・海上法執行能力向上支援に関しては、平成30年12月に開催した、第5回日越海上保安機関実務者会合で、平成30年の協力事項を総括し、令和元年の協力計画について合意しました。 <p>【指標】海上自衛隊艦艇・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等</p> <p>①防衛関係(防衛省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年8月～10月、護衛艦「かが」等をインド太平洋方面に派遣し、各国と共同訓練を実施したほか、フィリピン(艦船整備)、スリランカ(捜索救難)で能力構築支援事業、スリランカ(コロンボ)～インド(ウエイヤカハトナム)で乗艦協力プログラムを実施しました。 ・防衛省は、ベトナムに対する航空救難分野及び潜水医学分野、ミャンマーに対する同空軍の気象部隊設立のための航空気象分野及び潜水医学分野、スリランカに対する捜索救難分野及びタイに対する飛行安全分野に関する能力構築支援を実施しました。 <p>②海上保安関係(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月～8月、海上保安大学校の世界一周の遠洋航海実習において、練習船「こじま」をベトナム等シーレーン沿岸国に寄航させるとともに、フィリピン・マレーシア・ベトナムの海上保安機関職員が同乗した実習を行うことで、連携強化及び能力向上支援を実施しました。 ・平成30年6月、巡視船「つがる」をフィリピン及びインドネシアに派遣し、公海上でのしゅう戒を実施したほか、フィリピン沿岸警備隊及びアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)との連携訓練を実施するとともに、インドネシア海上保安機関5機関との連携訓練及び若手士官を対象とした研修を実施しました。 ・平成30年10月、巡視船「えちご」をオーストラリア及びフィリピンに派遣し、公海上でのしゅう戒を実施したほか、オーストラリア国境司司令部と法執行に関する意見交換を通じて両機関の関係を強化するとともに、フィリピン沿岸警備隊と海賊多発海域であるスルー・セレベス海における連携訓練等を実施しました。 ・平成30年12月、海上保安庁の航空機をベトナムに派遣し、ベトナム海上警察等関係機関と海賊対策に関するワークショップ、意見・情報交換等を実施したほか、第5回日越海上保安機関実務者会合を開催しました。 	<p>○引き続き、同盟国である米国や友好国等との間でシーレーンにおける海上安全保障に関する問題や海上法執行能力向上支援等に関して支援の効果のアセスメントを含む意見交換を行うとともに、巡視船等との供与を通して、シーレーン沿岸国等の海上法執行能力向上支援を実施していきます。(外務省)</p> <p>○海上保安庁は、海賊対策のためアジア諸国に巡視船等を派遣し、沿岸国及びReCAAP情報共有センターと法執行能力向上を目的として連携訓練等を実施するなどして、東南アジア諸国やシーレーン沿岸国等に対する法執行能力等の継続的な向上支援を行うこととしています。また、令和元年度の海上保安大学校練習船「こじま」の遠洋航海実習では、シーレーン沿岸国に寄港し、現地海上保安機関との連携の強化を図ります。(国交省)</p>
42	<p>○国際社会と連携し、ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動を引き続き実施する。また、現在、我が国の海賊対処行動部隊が拠点を置くジブチは、西インド洋及び紅海を臨む要衝であることに鑑み、これまでの活用実績も踏まえつつ、同拠点を一層活用するための方策を検討していく。連合海上部隊(CMF)と連携した情報収集や、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)、第151連合任務部隊(CTF151)等の国際的な協力枠組を通じて、関係国との連携の強化を図る。さらに、ソマリア及びソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上及び海賊追跡・取締能力向上のため、国際機関を通じた支援及び二国間での支援を引き続き実施する。(外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>○海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、防衛省・自衛隊は、海自護衛艦を派遣海賊対処行動水上部隊として、また、海自P-3C哨戒機を派遣海賊対処行動航空隊として派遣し、同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。さらに、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保しています。</p> <p>○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、平成25年度から5か年計画でジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」にて、平成25年度からの6年間で計9回、延べ39名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、捜査活動、鑑識活動及び制圧術等の研修を実施しました。</p> <p>(外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】海上自衛隊によるソマリア沖・アデン湾海賊対処行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月10日、ソマリア沖アデン湾にて、海賊対処行動派遣中の海上自衛隊護衛艦が、連携強化を目的として、ロシア海軍艦艇との海賊対処訓練を実施しました。(外務省、防衛省) ・平成30年11月9日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は令和元年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました。(防衛省) ・自衛隊は、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施している。(防衛省) ・平成30年3月から6月までの間も、海上自衛官をCTF151司令官及びCTF司令部要員に派遣しました。(防衛省) ・海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで発生していません。(防衛省) <p>○平成30年7月、ナイロビにて開催されたCGPCS会合に参加しました。(外務省)</p>	<p>○海上保安庁は、引き続き、派遣される護衛艦に海上保安官を同乗させ、法執行に必要な体制を確保し、ソマリア沖・アデン湾海域での民間船舶に対する海賊行為の警戒監視等を実施します。(国交省)</p> <p>○東南アジア諸国やシーレーン沿岸国等に対する能力向上支援については、施策番号41に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
43	○日本の国際海事機関(IMO)を通じた支援により建設されたジブチ地域訓練センター(DRTC)を、地域の海上法執行能力向上等を目的とした拠点として積極的に活用していく。(外務省)	○IMOと協力し、ジブチ行動指針署名国を対象とした地域の海洋安全保障に関するセミナー等を開催しました。 (外務省)	○ジブチ行動指針署名国を対象とした地域の海洋安全保障に関するセミナーを平成30年度に計6回開催しました。また、DRTC事務局や駐ジブチの他国外交官等へのDRTCの積極的活用への働きかけ等を通じて、DRTCと米国大使館共催のセミナーも開催されました。(外務省)	○各種セミナーの実施等により、DRTCを積極的に活用していきます。(外務省)
44	○海賊対処法の適切な執行を実効的に行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」(平成25年法律第75号)に基づく民間武装警備員による所要の乗船警備を推進する。また、諸外国の海上法執行機関等との連携・協力の強化やシーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援等に取り組む。(外務省、国交省、防衛省)	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行っています。また、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めています。 ○平成30年11月、海上保安庁とオーストラリア国境司令官が、安倍内閣総理大臣とスコット・モリソン・オーストラリア連邦首相の立会いのもと、海上保安分野の協力に関する協力意向表明協力文書の署名、交換を行いました。また、北太平洋海上保安フォーラムサミット、アジア海上保安機関長官級会合及び世界海上保安機関実務者会合等の多国間会合や日印・日韓・日露等の二国間会合を開催し、諸外国の海上法執行機関との信頼関係の更なる深化を図りました。 ○上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については施策番号41及び42に記載しました。 (外務省、国交省、防衛省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国交省、防衛省) ・フィリピン国防省からの申出を受けて、平成30年6月、日比防衛相会談において、UH-1Hの部品等の無償譲渡することを大臣間で確認しました。同年11月には、羽田駐比大使とロクシン比外務大臣との間で、交換公文の署名・交換を行い、同月、深山防衛装備庁長官とエレファンテ比国防次官との間で、防衛当局間の取決めの署名・交換を行い、平成31年3月には一部の部品の引き渡しを行いました。 ・上記のほか、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策及びシーレーン沿岸国への能力支援については、施策番号41及び42に記載しました。 ○海上保安庁は、これまでに米国、韓国、フィリピンなど、7か国の海上保安機関との間で長官級の協力文書交換を実施し、オーストラリアで8か国目となりました。(国交省) ○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の的確な運用を行いました。(国交省) ○海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151については施策番号42に記載しました。	○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として護衛対象船舶の選定を行うとともに、「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」の的確な運用に努めます。(国交省) ○シーレーン沿岸国の海上法執行機関に対する能力構築支援については、施策番号41に記載しました。
45	○アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に基づく海賊情報の共有及び関係国と引き続き連携した航行援助施設の維持管理に関する協力並びに人材育成等を通じて、マラッカ・シンガポール海峡等における海賊対策、航行安全対策を実施する。また、近年、スルー海・セレス海における船員誘拐事案が頻発しており、同海域を航行する船舶の脅威となっているところ、沿岸国の監視能力向上支援や海上法執行能力向上支援を行っている。(外務省、国交省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。 ○JICAによる事業への協力として、インドネシアの船舶通航サービス(VTS)カウンターパートに対して運用能力向上のための研修を実施しました。 ○アジアの海賊対策のため、日本はReCAAPの作成を主導しました。協定に基づきシンガポールに設立されたISCIに、事務局長及び事務局長補を派遣しているほか、財政支援を行い、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援しています。 ○上記のほか、海賊対策のためアジア諸国に海上保安庁の巡視船を派遣し、沿岸国及びReCAAP ISCIと法執行能力向上を目的とした連携訓練等を実施しました。 (外務省、国交省)	【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援 ・VTSにかかるインドネシアへの支援については、平成24年1月から平成30年9月の間に2箇所のVTSセンターの整備が完了し、併せてJICA長期専門家及び短期専門家派遣によるVTS運用能力向上研修を行い、インドネシア海運総局職員の能力向上が図られ、本プロジェクトを完了しました。(国交省) ○平成30年5月には、ReCAAP ISCIの協力の下、ASEAN全加盟国を含むReCAAP締約国を対象とした「第2回海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」を東京において開催しました。我が国の人的・財政的な貢献は、国内外から高く評価されています。(外務省、国交省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、航行援助施設の維持・管理に資する事業を実施しました。(国交省)	○ReCAAPの下で関係国と引き続き情報共有を実施するとともに、巡視艇等の供与を通じてマラッカ・シンガポール海峡やスルー海・セレス海等の沿岸国の監視能力や海上法執行能力の向上の支援を実施します。(外務省、国交省) ○VTSについては、引き続き日ASEAN統合基金(JAIF)により平成29年7月にマレーシアに整備したASEAN地域訓練センターにおいて、インドネシアを含めたASEAN全体を対象を拡大してVTS管制官の研修を実施していきます。(国交省) ○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する事業を実施していきます。(国交省)
46	○太平洋島嶼(しよ)国においても違法漁業対策や組織犯罪対策等を念頭に海上法執行能力の向上支援を推進する。(外務省、国交省)	○平成31年1月、パラオ共和国海上保安当局からの要請を受け、海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員をパラオに派遣し、日本財団から供与された巡視船の乗組員等に対し技術指導を行いました。また、アジア・アフリカ・大洋州における海賊対策を始めとする海上犯罪取締り能力向上を図るため、平成30年6月～7月にかけて、JICAの枠組による「海上犯罪取締り」研修を実施し、ミクロネシア・パナツの海上保安機関から1名が参加しました。 ○平成30年11月～12月にかけて、JICAの枠組による「IUU(※)漁業の抑止に係る政策・対策」研修を実施し、大洋州国・地域12カ国から関係機関職員が1名ずつ参加するとともに、平成31年2月には、太平洋島嶼国から来日した13名の若手行政官を対象に「太平洋島嶼国海洋セミナー」を開催しました。 ※IUU:「違法・無報告・無規制」 (外務省、国交省)	○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員2名をパラオに派遣し、パラオ共和国海上保安・魚類・野生生物保護局海上法令執行部職員20名に対し技術指導を行い、同局の海上法執行能力向上に大きく貢献しました。(国交省)	○平成30年5月に開催された第8回太平洋・島サミット(PALM8)においては、自由で開かれた持続可能な海洋のための協力として、今後3年間で500人の人材育成・交流を行っていくことを表明しました。(外務省) ○引き続き、太平洋島嶼国に海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を派遣し、海上法執行能力の向上支援を実施します。(国交省)
47	○我が国にとって、重要なシーレーンにおける脅威・リスクの存在を踏まえ、シーレーンを航行する我が国関係船舶の安全確保のあり方について、海上交通の要素も含め、平素から関係省庁間で検討していく。(外務省、国交省、防衛省)	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 情報収集・集約・共有体制の強化				
48	○我が国が単独でシーレーンの情報を網羅的に収集することは極めて困難であることから、我が国自身の努力に加え、同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋監視情報収集に係る能力向上に資する協力を推進する。(内閣府、外務省、国交省、防衛省)	○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。	○平成30年10月に海上自衛隊とインド海軍との間で海洋状況把握を含む海軍種間における取決めに署名しました。また、平成30年12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋圏情報融合センター)を通じて情報共有を行いました。(防衛省) ○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。	○施策番号41～45に記載しました。
49	○優先度を付けつつ、二国間、多国間の取組への関与を積極的に進めるために、我が国としても各国への海洋監視情報提供のあり方等の検討を進めるとともに、保全措置を含めた海洋監視情報提供に係る適切な体制を構築していく。(内閣府、外務省、国交省、防衛省)	○上記のほか、施策番号41～45に記載しました。 (内閣府、外務省、国交省、防衛省)	○施策番号41～45に記載しました。	
ウ 能力構築支援等				
50	○同盟国・友好国・国際機関とも連携して、シーレーン沿岸国に対する能力構築支援等、装備・技術協力を含め、海洋における規律強化の取組を推進していく。(外務省、国交省、防衛省)		【指標】海上自衛隊艦艇の寄港・海上保安庁巡視船の派遣、共同訓練等(防衛省、国交省) ・日ASEAN乗艦協力プログラムにおいて、人道支援・災害救援及び海洋に関する国際法についてのセミナーや操艦見学、通信訓練や体験搭乗を実施し、ASEAN10か国の軍人(尉官級)が参加しました。(防衛省) ・上記のほか、施策番号41及び44に記載しました。	○令和元年、アジア海上保安機関長官級会合をスリランカ・コロンボで実施予定です。(国交省) ○施策番号411に記載しました。
51	○同盟国・友好国と連携しつつ、能力構築支援、共同訓練・演習、防衛装備・技術協力を始めとしたビエンチャン・ビジョン(日ASEAN防衛協力の指針)に沿ったASEAN全体の能力向上に資する協力を推進していく。(防衛省)		【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国交省) ・第14回アジア海上保安機関長官級会合では、以下について合意しました。 ①「捜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野についてのワーキンググループの設置及び活動方針 ②「バーレーンのアジア海上保安機関長官級会合への加入	
52	○シーレーン沿岸国の海上法執行能力の向上を図るため、海上保安庁は、アジア地域における対話と連携の場として「アジア海上保安機関長官級会合」を主導するとともに、海上保安庁モバイルコーポレーションチームを活用し、同盟国・友好国等と連携した能力向上支援等を推進していく。(国交省)	○我が国のシーレーンの要衝を占める地政学的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ビエンチャン・ビジョン」に基づき、能力構築支援、共同訓練及び防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。日米・日豪・日英間ではそれぞれ能力構築支援が重要な取組の1つとなっており、二国間協力に加えて、ADMMプラスやARF等の多国間の枠組での協力が強化されています。	○米国との間では日米がどのように協力して域内の主要国を支援できるか協議を重ね、平成30年9月の首脳会談の機会に海洋分野での協力を含む日米連携のリストを公表しました。(外務省) ○米国・豪州の間では、平成30年8月の日米豪関係戦略対話にて公表された共同ステートメントにおいて、「現在行われている東南アジアにおける海洋安全保障及び海上安全のための能力構築に関する三か国協力を歓迎し、この地域における及び太平洋島嶼国との協力をこれらの国々と緊密に協議しながら強化することにコミット」とともに、「地域のニーズに照らして現在行われている情報交換を通じてこの協力を進めること」で一致しました。(外務省)	
53	○シーレーン沿岸国の能力向上のための支援を行うに当たっては、その具体化に向けて、対象となる沿岸国の能力及び当該国のニーズを適切に調査・評価し、関係国・機関が強化すべき能力分野を明らかにした上で支援を行う等、政府全体として、より戦略的・効率的な支援を追求していく。そのため、関係省庁が行っている支援の現状を適切に共有できる体制を構築する。(外務省、国交省、防衛省)	○平成30年10月、第14回アジア海上保安機関長官級会合がバングラデシュ(ダッカ)で開催され、21か国1地域が参加しました。本会合では、「捜索救助」、「海洋環境保全」、「海上不法活動の予防・取締り」及び「人材育成」の4分野について、より実践的な協力を推進していくため、ワーキンググループを設置すること等について一致しました。 ○海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員の派遣については施策番号411に記載しました。	○米国・豪州、英国、フランス、シンガポール等との間で、シーレーンにおける海上安全保障問題や、海上法執行能力向上支援等に関して、意見交換を実施しました。 (外務省、国交省、防衛省)	
54	○上記関連支援の具体的な実施に際しては、同盟国である米国や、友好国、関係諸国との実務レベルでの連携強化の上、支援の調整を行い、 unnecessaryな重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。(外務省、国交省、防衛省)		○豪州との間では、平成30年10月の日豪外務・防衛閣僚協議の際に公表された共同声明において、日豪「南アジア及び日豪豪三か国間の海洋安全保障協力(特に東南アジアや太平洋島嶼国との緊密な協議を通じて行うこれらの地域・国々における海上法執行能力及び人道支援・災害緊急援助の分野での能力構築)を一層強化すること」で一致しました。また、同年11月の日豪首脳会談の際に公表された共同プレス声明において、両首脳は「地域における安定的で、安全な海洋秩序の重要性を認識するとともに、インド太平洋地域における海洋の安全と保安に関する日豪及び日豪豪三か国の協力の強化に期待を表明しました。」(外務省、防衛省) ○英国との間では、平成31年1月の日英首脳会談の際に公表された日英共同声明において、「南アジア及び日豪豪三か国間の海洋安全保障協力(特に東南アジアや太平洋島嶼国との緊密な協議を通じて行うこれらの地域・国々における海上法執行能力及び人道支援・災害緊急援助の分野での能力構築)を一層強化すること」で一致しました。(外務省、防衛省) ○フランスとの間では、平成31年1月の日仏外務・防衛閣僚会合において、MDAを含む海洋安全保障や、東南アジア諸国や太平洋島嶼国における能力構築支援等の分野について、インド太平洋地域における画国の取組のシナジーを図りつつ、更なる協力を行っていくことで一致しました。(外務省、防衛省)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
1.	海洋の安全保障 (3) 国際的な海洋秩序の強化 ア 「法の支配」の貫徹に向けた外交的取組の強化			
55	OG7、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN地域フォーラム(ARF)、拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)といった国際的な枠組を活用した関係国・機関との連携に引き続き積極的に取り組んでいく。(外務省、防衛省)	<p>○ADMMプラスやアジア太平洋地域における安全保障協力枠組であるARFを始めとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。</p> <p>○平成30年4月のG7トランプ外相会合の際に公表された共同コミュニケ(共同声明)において、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性、東シナ海及び南シナ海への状況への懸念、海賊行為等違法な海洋活動への対応や海洋状況把握(MDA)を含む能力構築支援といった課題への対応と協力推進へのコミットメントを表明しました。</p> <p>○平成30年8月のARFでは、河野外務大臣から、関係国は紛争の平和的解決に取り組み、地域の非軍事化を貫徹すべきであり、これまでASEANが謳ってきた基本原則が強調された力強いメッセージをARFからも発信する必要があると主張しました。</p> <p>○平成30年10月のADMMプラスでは、信頼醸成措置の分野において、岩屋防衛大臣から、インド太平洋地域において「法の支配」を軽視して、力によって一方的な現状変更を試みる動きに対し、我が国として断固反対すると述べ、同地域における「法の支配」の貫徹の重要性を強調しました。</p> <p>○平成30年11月のEASでは、安倍内閣総理大臣は海洋に関して、以下の3点について述べました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南シナ海における紛争は、力ではなく国際法に基づいて平和的に解決されるべきであり、平和で開かれた南シナ海の実現に資する実効的な南シナ海行動規範(COC)の策定を強く期待すること。 ・他方、南シナ海の現場の動きを深刻に懸念しており、紛争地形の軍事化といった、一方的な現状変更の行為は、南シナ海をこの地域全体の平和と繁栄のための公共財として活用している諸国の利益を脅かしかねないこと。 ・平和で開かれた南シナ海を実現するため、日本はASEANが謳ってきた「法的・外交的プロセスの完全な尊重」、「航行の自由」、「非軍事化と自制の重要性」といった基本原則を強く支持し、これらの重要性を国際社会に力強く発信すべきであること。 <p>(外務省、防衛省)</p>	<p>○ARF災害救援実動演習(ARF-DiREx(Disaster Relief Exercise))が実施されており、防衛省・自衛隊からも、隊員や航空機などを派遣しています。(防衛省)</p> <p>○平成30年10月の第5回ADMMプラス及び第4回ASEAN防衛担当大臣会合に岩屋防衛大臣が出席しました。(防衛省)</p> <p>○第5回ADMMプラスにおいて、岩屋防衛大臣は、我が国が唱える「自由で開かれたインド太平洋」の維持・強化において、同地域の中核に位置するASEANの中心性と一体性の強化が重要である旨述べ、防衛省・自衛隊として、今後も拡大ASEAN国防省会議における防衛協力に主体的に関わるとともに、地域の平和及び安定のために二国間の様々な能力構築支援等に注力していくことを強調しました。(防衛省)</p>	OG7、EAS及びARF等の国際的な枠組の関連会合等の場を活用し、「自由で開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信していきます。(外務省)
56	○国際的な海洋秩序の形成に初期段階から積極的に関与するとの観点から、海洋関連の国際機関におけるトップを含む幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を引き続き行っていく。(外務省、国交省)	<p>○国際連合関係機関には、次の日本人ポストを確保、在任させています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際海洋法裁判所の裁判官 ・大陸棚限界委員会の委員 ・国際海底機構理事会の補助機関である法律技術委員会及び財政委員会の各委員 ・国際海事機関の海洋環境部長 <p>(このほか主要委員会である海洋環境保護委員会や船舶設備小委員会、会期間会合等において日本が議長を務めています。また、事務局に4名の日本人職員(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)(JPO)を含む)が勤務しています。)</p> <p>○日本が作成を主導したReCAAPに基づき設立されたISCIに、事務局長及び事務局長補を継続して派遣しています。</p> <p>(外務省、国交省)</p>	<p>○国際海洋法裁判所の裁判官は柳井俊二氏です。平成17年10月から在任で、平成26年6月選挙で再選しました(平成23年10月から平成26年9月まで同裁判所所長)。(外務省)</p> <p>○大陸棚限界委員会の委員は山崎俊嗣氏です。平成29年6月から在任しています。(外務省)</p> <p>○国際海底機構の法律技術委員は岡本信行氏、財政委員会委員は大沼寛氏です。両者ともに平成29年1月から在任しています。(外務省)</p> <p>○アジア海賊対策地域協力協定情報共有センターの事務局長は黒木雅文氏です。平成28年から在任で、平成31年3月の第13回総務会で再任が決定しました。(外務省)</p>	○引き続き、海洋関連の国際機関の幹部ポストの確保及び日本人職員増加のための取組を行っていきます。(外務省、国交省)
57	○国際法に基づく我が国の主張の効果的展開のため、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じ、諸外国の法律家と連携を強化し、人材育成に貢献していく。(外務省)	<p>○「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成30年10月、東京において、第57回アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)年次総会を開催しました。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○年次総会に合わせ、「深海底資源開発技術の最前線」をテーマとしたサイドイベントを開催しました。(外務省)</p>	○「海における法の支配」の徹底のため、諸外国の法律家との人脈構築等に資する、国際シンポジウムの開催を検討していきます。(外務省)
58	○アジア諸国の海上保安機関の相互理解の醸成と交流促進により、海洋の安全確保に向けた各国の連携・協力、認識共有を図ることを目的とした「海上保安政策課程」を通じ、アジア諸国の海上保安機関職員の能力向上支援を行っていく。(国交省)	<p>○平成27年10月に、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講しています。平成30年度は、新たにインドから海上保安機関職員が参加しており、アジア諸国との連携をより一層強化しています。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国への能力構築支援及び海上法執行能力向上支援(国交省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでにインドネシア3名、マレーシア7名、フィリピン5名、スリランカ1名、ベトナム2名及び日本5名の各国海上保安機関職員計23名が同プログラムを修了しました。 	○海上保安政策プログラムを行う教育施設である海上保安大学校を改修し、基盤を強化することで、海上保安政策プログラムへの受入対象国の拡大や教育内容の充実を図ります。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 戦略的な情報発信の強化				
59	<p>○我が国の海洋の安全保障の政策に関して、政府としての統一的なメッセージを出すべく関係省庁の連携を密にし、効果的かつ戦略的な情報発信を強化していく。(外務省)</p>	<p>○インド太平洋地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、この地域をいずれの国にも分け隔てなく安定と繁栄をもたらす「国際公共財」とすべく、我が国は、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、次の3本柱の取組を進めており、国際的な場で首脳・閣僚レベルを含めたあらゆるレベルで積極的に発信しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の支配、航行の自由、自由貿易などの普及・定着 ・国際スタンダードにのっとり「質の高いインフラ」整備等を通じた連結性の強化などによる経済的繁栄の追求 ・海上法執行能力の向上支援などを含む平和と安定のための取組 <p>(外務省)</p>	<p>○平成30年9月の国連総会における安倍内閣総理大臣の一般討論演説を始めとするマルチの機会を活用し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた我が国の取組について発信しました。(外務省)</p>	<p>○施策番号55に記載しました。</p>
60	<p>○国際的な港湾は、開放的で、透明で、非排他的な運営の確保という国際スタンダードに適合的なものであるべきとの発信を積極的に行っていく。(外務省)</p>	<p>(外務省)</p>	<p>○「自由で開かれたインド太平洋」に関するページを外務省ウェブサイト開設し、「自由で開かれたインド太平洋」の概念及び日本の取組についてまとめたパンフレット(日本語及び英語)をウェブサイト上に掲載しました。(外務省)</p>	
61	<p>○日本海呼称問題については、我が国領海等における安全保障を確保する前提として、当該海域の呼称に対する正しい理解と我が国の立場への支持を確実に広めるべく、情報発信の強化等の外交努力を引き続き行っていく。(外務省)</p>	<p>○日本海は国際的に確立した唯一の呼称との我が国の一貫した立場を韓国政府や第三国に対して継続して発信しました。また、国際会議等における韓国による主張に対し、その都度反論を行いました。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○我が国の主張は、外務省のウェブサイトで9か国の外国言語(英語、韓国語、中国語、ロシア語、フランス語、アラビア語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語)で情報発信しています。(外務省)</p>	<p>○ウェブサイトにおける発信等を通じて、日本海は国際的に確立した唯一の呼称との我が国の一貫した立場を韓国政府や第三国、企業等に対して、引き続き発信していきます。(外務省)</p>
ウ 政府間の国際連携の強化				
62	<p>○法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間においては、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化し、海上保安機関間においては、地域の枠組を超えた「世界海上保安機関長官級会合」等の多国間の枠組を活用し、基本的な価値観の共有を推進していく。また、拡散に対する安全保障構想(PSI)を始めとする大量破壊兵器等の拡散防止に係る国際協力を積極的に参画する。(警察庁、外務省、財務省、国交省、防衛省)</p>	<p>○ADMMプラスやアジア太平洋地域における安全保障協力枠組であるARFを始めとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤となっており、地域における多国間の協力強化に取り組んでいます。</p> <p>○平成30年9月、第19回北太平洋海上保安フォーラムサミットが中国(杭州)で開催され、参加6か国(日本、カナダ、中国、韓国、ロシア、米国)が連携して実施する取組に関して、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進が確認されました。</p> <p>○平成30年10月、第14回アジア海上保安機関長官級会合がバングラデシュ(ダッカ)で開催され、海上保安庁長官が出席しました。</p> <p>○平成29年9月に海上保安庁が日本財団と共催で世界初として開催した「世界海上保安機関長官級会合」のフォローアップとして、平成30年11月、第1回世界海上保安機関実務者会合を東京で日本財団と共催で開催しました。会合には58か国・8国際機関等から海上保安機関の実務者が参加し、「情報共有手法の検討」、「海上保安国際人材育成」及び「会合運営ルール」の3つのテーマについて議論しました。</p> <p>○米国が平成15年5月に発表した「拡散に対する安全保障構想(PSI)」に基づき、大量破壊兵器などの拡散阻止に関する政策上・法制上の課題検討のための会合や、拡散阻止能力の向上のためのPSI阻止訓練などの取組が行われています。日本ではこれまで、各種会合に関係機関職員を派遣しており、平成30年5月にバリーで行われたPSI発足15周年を記念するハイレベル政治会合にも参加しました。</p> <p>(警察庁、外務省、財務省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】海上自衛隊艦艇の寄港、共同訓練等(防衛省)</p> <p>・平成30年7月、わが国主催でPSI海上阻止訓練「Pacific Shield 18」を横須賀等で実施し、豪州、ニュージーランド、韓国、シンガポール及び米国から艦艇・航空機等のアセットや人員が参加しました。この訓練には、アジア地域を中心に19か国がオブザーバー参加しました。</p> <p>○ADMMプラスやアジア太平洋地域における安全保障協力枠組であるARFを始めとした多国間枠組に関する取組については施策番号55に記載しました。</p> <p>○「ビエンチャン・ビジョン」については、施策番号50及び51に記載しました。(防衛省)</p> <p>○第1回世界海上保安機関実務者会合では、世界をつなぐ新たな教育や研究及び情報共有システムの構築について具体的な検討を始めることについて、実務者レベルの理解を得られました。(国交省)</p>	<p>○「世界海上保安機関実務者会合」で得られた結果を高いレベルで確認し実現するため、令和元年、「第2回世界海上保安機関長官級会合」を日本で開催することが決まりました。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (1) 海洋資源の開発及び利用の促進				
ア メタンハイドレート				
63	○日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートについて、我が国のエネルギー安定供給に資する重要なエネルギー資源として、将来の商業生産を可能とするための技術開発を進める。その際、平成30年代後半に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指して、国は産業化のための取組として、民間企業が事業化する際に必要となる技術、知見、制度等を確立するための技術開発を行う。(経産省)	○施策番号64～67に記載しました。	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況 【指標】技術開発の進捗状況 【指標】資源量調査・評価の進捗状況 ・施策番号64～67に記載しました。	○将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5年度から令和9年度の間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指します。(経産省) ○最近の国際情勢の変化等(経産省) ・米国は、平成30年12月、日本(JOGMEC)との共同研究でアラスカ州の陸上におけるガス生産実験の実施に向けた試掘調査を実施 ・中国は、平成29年6月、海域におけるガス生産実験を実施し、60日間で累計30万m ³ 以上生産したと発表
64	○メタンハイドレート開発の持つエネルギー安全保障上の意義に鑑み、外部環境の変化を考慮しながらも、産業化に向けた持続的な開発の推進及び成果の蓄積・維持に努める。その際、技術課題、方法論、スケジュール等の開発の具体的な計画及びその長期的な見通し等については、従来どおり海洋基本計画に基づき策定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定することにより、明らかにする。(経産省)	○平成30年5月に第3期海洋基本計画が策定され、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の現状を踏まえた改定が記載されたことを受け、分野別の有識者会議や総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会において、同開発計画の改定案の検討を行い、パブリックコメントを実施し、平成31年2月に同開発計画を改定しました。 (経産省)	【指標】「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経産省) ・左に記載しました。	
① 砂層型メタンハイドレート				
65	○砂層型のメタンハイドレートについては、これまでの研究成果を適切に評価した上で、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立、経済性を担保するための資源量の把握、商業化を睨んだ複数坑井での生産システムの開発等について取り組む。その際には、国が行う研究開発の内容については情報開示に努め、オープンイノベーションの観点から、民間企業の優れた知見を最大限取り込むことができる体制を構築する。さらに、研究内容をステージごとに区分し、次のステージに移行する条件を明確にすることで、プロジェクト管理のPDCAサイクルを確立する。(経産省)	○第2回海洋産出試験(平成29年度実施)の実施海域において、地層の物理特性変化を調べるための追加データの取得作業や、ガス生産実験に使用した生産井の廃坑作業などを実施しました。 (経産省)	【指標】技術開発の進捗状況(経産省) ・砂層型のメタンハイドレートについては、第2回海洋産出試験(平成29年度実施)の実施海域において、ガス生産実験後の地層の物理特性変化を調べるための追加データの取得作業や、ガス生産実験に使用した生産井の廃坑作業などを実施し、次回海洋産出試験等に向けて解決すべき技術課題について検討しています。	○これまでの研究成果の総合的な検証を踏まえ、減圧法を用いた生産技術に関する課題解決策を検討します。(経産省)
② 表層型メタンハイドレート				
66	○表層型のメタンハイドレートについては、広く技術的な可能性に機会を与え、回収・生産技術の調査研究を引き続き行うとともに、有望な手法が見つかった場合には研究対象を絞り込み、商業化に向けた更なる技術開発を推進する。(経産省)	○表層型メタンハイドレートの回収や利用方法を具体化するため、引き続き、回収・生産技術の調査研究を実施しました。 (経産省)	【指標】技術開発の進捗状況(経産省) ・平成28年度及び平成29年度に実施した回収・生産技術の調査研究に係る提案公募で採択された6提案ごとに、メタンハイドレートを回収する原理や、回収に伴い想定される事象への対応、開発システム、環境影響評価として必要な調査項目等について、調査研究を実施しました。	○平成28年度から開始した表層型メタンハイドレートの回収技術に関する調査研究を引き続き行うとともに、その成果を取りまとめ、評価し、有望技術の特定に向けた検討を行います。(経産省)
67	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するための海洋調査を実施する。(経産省)	○海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するため、オホーツク海網走沖海域を対象に、自律型無人潜水機(AUV)を用いた詳細地形地質調査を実施しました。 (経産省)	【指標】資源量調査・評価の進捗状況(経産省) ・海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するため、オホーツク海網走沖海域を対象に、AUVを用いた詳細地形地質調査を実施し、詳細な海底地形マッピングデータや、海底反射強度マッピングデータ、海底浅層断面イメージデータを取得しました。	
イ 石油・天然ガス				
68	○日本周辺の海域における探鉱活動を推進するため、平成31年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施する。併せて、民間企業による探査にも同船を積極的に活用するなど、より効率的・効果的な探査を実現し市場での競争力を高めるため、世界水準の機器・技術の導入も含めた体制構築を進める。また、有望な構造への試掘機会を増やすための検討を行う。(経産省)	○国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査を継続実施しており、平成30年度は新潟沖、福江北西沖、常磐沖及び御前崎沖において調査を実施しました。また、より効率的・効果的な探査を実現するため、令和元年度以降の新たな三次元物理探査船及び付属設備等の導入に向けた調達を実施しました。さらに、試掘調査については、北海道「日高トラフ」での調査実施に向けた事前調査を実施しました。 (経産省)	【指標】探査の実施状況(経産省) ・日本周辺海域において、三次元物理探査船「資源」を活用し、平成31年1月末までに、10年間で6.2万km ² (6,000km ² /年)の三次元物理探査実施目標を達成しました。	○我が国周辺海域における探鉱活動を推進するため、令和元年度からも引き続き、三次元物理探査船を使用した国主導での探査(おおむね5万km ² /10年)を機動的に実施します。(経産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋鉱物資源				
(1) 海底熱水鉱床				
69	○国際情勢を睨みつつ、平成30年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう、資源量の把握、生産技術の開発、環境影響評価手法の開発、経済性の評価及び法制度のあり方の検討を行う。(経産省)	○平成20年度から取り組んでいる海底熱水鉱床開発について、資源量調査、環境影響評価、採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬技術の各分野におけるこれまでの成果の技術的評価と現時点での経済性の検討を行うとともに、今後解決すべき課題を整理し、その結果を平成30年10月にとりまとめました。 (経産省)	【指標】資源量調査・評価の進捗状況、技術開発の進捗状況、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定に係る進捗状況(経産省) ・平成30年10月に海底熱水鉱床開発に関する総合評価(今後の長期的な視点に基づく取組により、質・量ともに経済価値の高い鉱床を確保するとともに、効率的な生産技術を確立し、法制度の整備や他産業の海域利用との調整、選鉱場の設置等の諸課題を解決した上で、一定の金属価格の上昇があれば、経済性を見出しうると評価(例えば、経済価値のより高い銅や金・銀を多く含む30%経済価値の高い鉱石を想定し、コストを10%削減した場合に、金属価格が20%上昇すれば、内部収益率(IRR)は約20%)をとりまとめ、報告書を公表しました。	
70	○資源量については、事業者が参入の判断ができるレベルとして5000万トンレベルの資源量把握が必要である。これに関して、SIP「次世代海洋資源調査技術」では、活動的な海底熱水鉱床周辺の潜頭性鉱床等、現在の探査技術では発見が困難な鉱床に適用可能な技術を開発している。このような技術の活用も含めて、民間企業とも協力しながら、資源量把握に積極的に取り組む。(内閣府、経産省)	○資源量評価については、沖縄海域で海洋資源調査船「白嶺」と民間チャーター船を活用し、ボーリング調査及び電磁探査など概略資源量確保に向けた調査を実施しました。さらに、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域では、船上からの音波探査による広域調査及びAUVや遠隔操作型無人探査機(ROV)を用いた精密調査等を実施しました。 (内閣府、経産省)	○沖縄海域において、資源量評価に向けて計10航海のボーリング調査、電磁探査等を実施しました。(経産省) ○平成30年12月に、伊豆・小笠原海域において高品位の金及び銀を含む亜鉛鉱を主とする新たな海底熱水鉱床「東青ヶ島鉱床」を確認したことを公表しました。(経産省)	
71	○生産技術については、これまでの取組において採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の各段階で、深海という特性に起因する陸上鉱山開発と異なる困難性が明らかになってきた。この困難性を克服するための技術課題について、将来の商業化システムをイメージしながら課題の解決に取り組む、今後の採鉱・揚鉱分野における試験の見直しについても「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明確にしつつ、技術面での課題の解決に一定の目処をつける。(経産省)	○採鉱・揚鉱技術については、平成29年度に実施した採鉱・揚鉱パイロット試験で明らかとなった技術的課題について追加的に検証を行うとともに、採鉱から揚鉱までの全体システムと要素技術についての見直しや検討を実施しました。選鉱・製錬技術については、浮遊選鉱試験により海底熱水鉱床から得た亜鉛・鉛ハルグ精鉱を実操業中の製錬炉に導入しました。また、多様な鉱床に適用可能な選鉱・製錬プロセスの確立に向けた検討を開始しました。 (経産省)	○平成30年10月に、海底熱水鉱床の鉱石から亜鉛地金を試験的に製造することに成功したことを公表しました。(経産省)	
72	○環境影響評価など民間企業が商業化を判断するに際して必要となる法的枠組については、国際ルールとの整合性を確保する観点から、SIP「次世代海洋資源調査技術」での成果も考慮に入れて、関係機関とも連携しながら国際ルールの策定作業に貢献していく。(内閣府、経産省)	○環境影響評価手法の高度化や適用性向上に向けて調査等を実施するとともに、これまでの環境分野への取組について、深海鉱業に関する国際ルール作りに貢献すべく、海外における発表を行いました。 (内閣府、経産省)	○過年度に実施したかく乱試験やパイロット試験の事後モニタリングを継続するとともに、パイロット試験海域以外の海域での環境ベースライン調査を実施しました。また、国際誌等への論文投稿や国際海底機構(ISA)サイドイベントを含めて発表を行いました。(経産省)	
73	○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因も考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経産省)	○施策番号64Iに記載しました。	○施策番号64Iに記載しました。	○国際情勢等を睨みつつ、技術的課題及び生産コスト等の課題を克服することを前提とした、令和5年度～10年度以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始します。例えば、資源量調査については、概略資源量合計5,000万トンレベルの確認を目標とし、これに向けて既知鉱床の概略資源量の把握を行います。(経産省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥				
74	○コバルトリッチクラストについては、国際海底機構(ISA)の規則に定められた期限までに鉱区の絞込みを行う。マンガン団塊については、ISAの規則に定められたルールに従った調査を行う。また、採鉱及び揚鉱等の要素技術の検討を行うとともに採鉱システム及び揚鉱システムの概念設計の検討を行う。(経産省)	○ISAとの探査契約に基づき、令和3年末までに探査鉱区を3分の2に絞り込むため、南島島南東方のISA鉱区においてボーリング調査等を実施しました。また、マンガン団塊については、ISAとの探査契約に基づき、ハワイ南東方のISA鉱区において、調査航海を実施しました。生産技術については、海底熱水鉱床用に開発した試験機を用いた掘削技術の検討を開始するとともに、最適な選鉱・製錬条件の検証を行いました。 (経産省)	○南島島南東方のISA鉱区において、32地点でのボーリング調査を実施しました。コバルトリッチクラストの鉱石から銅、ニッケルに加えて、コバルトの回収に成功しました。(経産省)	○コバルトリッチクラスト 令和10年末までに、資源量評価、採鉱・揚鉱・選鉱・製錬の技術開発を総合的に評価・検証し、民間企業による商業化の可能性を追求します。(経産省) ○マンガン団塊 国際的な動向も踏まえた探査契約の再延長の検討をしています。(経産省)
75	○南島島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥については、将来の開発・生産を念頭に、まずは、各府省連携の推進体制の下で、SIP「革新的深海資源調査技術」において、賦存量の調査・分析を行うとともに、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証の中で取組を進める。(内閣府、文科省、経産省、国交省)	○レアアース泥の分布域で、開発ポテンシャルの高いサイトの絞り込みを行うため、調査船を用いた音響探査及びレアアース濃集層の地層サンプル採取を実施し、分析・評価を行いました。 (内閣府、文科省、経産省、国交省)	○調査航海において地層サンプルを26本採取、南島島沖では水深5,500mの海底より3mレアアース泥を含む地質サンプルの採取に成功しました。また、音響探査は測線合計10,000km以上のデータを取得に成功しました。(内閣府)	○レアアース泥 SIP第2期の成果も踏まえた方向性の検討をしています。(経産省) ○SIP第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間:平成30年～令和4年)を引き続き進め、南島島海域のレアアース泥の概略資源量評価に必要な調査を行い、資源量調査で明らかになったレアアース泥濃集帯に対し、深海底から船上にレアアース濃集部分を揚泥する技術開発を行うとともに、今後のレアアース泥の広域調査等を実現するために必要となる、深海域において効率的に移動可能とするAUV複数機同時運用システムを構築を進め、将来の深海鉱物資源開発に必要な研究開発を行います。(内閣府)
76	○平成30年度以降の取組について、国際ルールの策定作業の進捗や経済性・市況等の外的要因を考慮に入れた総合的な検証・評価を行い、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を改定して明らかにする。(経産省)	○施策番号64に記載しました。	○施策番号64に記載しました。	
77	○SIP「革新的深海資源調査技術」において、広く海洋鉱物資源に活用可能な水深2000m以深の海洋資源調査技術、生産技術等の開発・実証に向けた取組を進める。(内閣府、文科省、経産省、国交省)	○6,000m級AUVや深海底ターミナル等の仕様を決定し、音響通信測位装置の開発のため水深6,000m海域で音響通信試験を実施しました。また、生産技術の実証に向けレアアース泥の生産の全体方針を決定しました。 (内閣府、文科省、経産省、国交省)	○6,000m級AUVと深海底ターミナル等の仕様の決定と調達を開始し、青ヶ島東方水深6,000m海域で2度の音響通信試験を実施し、通信速度を飛躍的に向上させることに成功しました。また、生産技術の実証に向けて、JAMSTEC地球深部探査船「ちきゅう」を使用するとのレアアース泥の生産の全体方針を決定しました。(内閣府)	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>エ 海洋由来の再生可能エネルギー</p> <p>(1) 洋上風力発電</p>				
78	<p>○陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大が不可欠である。一般海域において洋上風力発電の整備に係る海域の利用の促進を図るため、関係者との調整の枠組を定めつつ、事業者の予見可能性の向上により事業リスクを低減させる等の観点から、海域の長期にわたる占用等を可能とする制度整備を行い、円滑な制度の運用に努める。そのため、まず、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き適切に取組を進めていく。また、洋上風力発電事業の円滑な建設・維持・管理・運営の見地から、系統制約の克服、事業支援体制の確保等必要に応じた環境整備を行う。(内閣府、経産省、国交省)</p>	<p>○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の枠組を定めつつ、海域の長期にわたる占用を可能とするため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が平成30年11月に成立し、同年12月に公布されました。</p> <p>○系統制約の克服については、経産省資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理(第1次及び第2次)」において、一定の条件の下で系統への電源の接続を認める等の仕組みである「日本版コネクト&マナー」の具体化や再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築等について検討・整理しました。</p> <p>○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、海域動物や海底地質等を正確かつ効率的に調査・把握する手法及び浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています。</p> <p>○上記のほか、施策番号80に記載しました。</p> <p>(内閣府、経産省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況、波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況、EADASにおける海洋関係の環境情報項目数 ・施策番号79、80、81及び85に記載しました。</p>	<p>○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の施行に向けた詳細制度の検討を行うとともに、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定のための調査を行います。(経産省、国交省)</p>
79	<p>○洋上風力発電の最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するため、発電コストを一層低減させつつ、長期エネルギー需給見通しの水準の実現を目指して、更なる導入拡大を図る。(経産省、国交省、環境省)</p>	<p>○洋上ウインドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の実証機を北九州市沖に設置し、試運転・調整を行いました。また、福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業について、引き続き実証機の運転データや気象・海象データの取得及び分析を行うとともに、コスト低減に資する効率的なメンテナンス等の実証を行いました。</p> <p>○浮体式洋上風力発電施設については構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。また、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一の解説や港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針に基づき、洋上風力発電の導入拡大のために事業者に対して支援を行っています。</p> <p>○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、海域動物や海底地質等を正確かつ効率的に調査・把握する手法及び浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています(※施策番号78及び79と同じ)。</p> <p>(経産省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況(環境省) ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業にて係留台船への海底ケーブル敷設機能の具備及び浮体等の構造物を積載・運搬し、沖合で半潜水状態にて浮体を浮上させることを可能とする浜出船の建造を行いました。</p> <p>○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域利用の促進に関する法律」の施行や洋上風力発電の研究開発の成果等を通じて、引き続き洋上風力発電の導入拡大を図ります。(経産省)</p>	<p>○洋上風力発電の建設及び維持管理の基地となる港湾の機能を強化するため、平成31年度予算で新規要求をします。(国交省)</p> <p>○洋上風力発電の導入等を見据えた次世代型のネットワークの形成に向けて、「脱炭素化社会に向けた電力シフト小委員会」において必要な検討を行います。(経産省)</p>
80	<p>○我が国の洋上風力発電の導入拡大、発電コストの低減を図るため、一般海域や大規模な港湾区域で洋上ウインドファームの開発を行う事業者に対し、風況調査や設計等の支援を行い、発電コストに係るデータを取りまとめる。また、専用船等を用いた施工手法を確立する。さらに、軽量の浮体・風車等による浮体式洋上風力発電システムの実証研究や、我が国の海底地形・地盤に適した施工技術等の実証研究を行うとともに、低コスト化につながる構造設計及び維持管理等の確立に向けた取組を行う。(経産省、国交省、環境省)</p>	<p>○洋上ウインドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の実証機を北九州市沖に設置し、試運転・調整を行いました。また、福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業について、引き続き実証機の運転データや気象・海象データの取得及び分析を行うとともに、コスト低減に資する効率的なメンテナンス等の実証を行いました。</p> <p>○浮体式洋上風力発電施設については構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。また、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一の解説や港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針に基づき、洋上風力発電の導入拡大のために事業者に対して支援を行っています。</p> <p>○民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、海域動物や海底地質等を正確かつ効率的に調査・把握する手法及び浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています(※施策番号78及び79と同じ)。</p> <p>(経産省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】洋上風力発電の実証研究の進捗状況 ・洋上ウインドファーム開発支援事業は令和3年度までの事業であり、引き続き基礎的なデータ等の収集を実施する予定です。低コスト施工技術開発は令和4年度までの事業であり、令和元年度以降は海域選定調査、設計、製作、実証等を行う予定です。浮体式洋上風力発電実証研究は令和3年度までの事業であり、今後は実証運転を開始し、観測データの解析・分析、性能・安全性の評価、保守管理技術の検討等を行う予定です。(経産省) ・低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業にて係留台船への海底ケーブル敷設機能の具備及び浮体等の構造物を積載・運搬し、沖合で半潜水状態にて浮体を浮上させることを可能とする浜出船の建造を行いました。(環境省)</p>	<p>○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の施行に伴い、低コストな洋上風力発電の研究開発の重要性はますます高まっているところ、引き続きコストデータ等の基礎情報の収集や、低コスト施工技術開発及び浮体式洋上風力発電設備の実証等を実施します。(経産省)</p> <p>○浮体式洋上風力発電施設について、構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドライン策定に向けた検討を引き続き実施します。(国交省)</p>
81	<p>○環境影響評価の円滑な実施に向けて、必要な環境情報等を収集・整理し、既に公表・運用している環境基礎情報データベースの更なる拡充を図る。また、洋上風力発電の導入の円滑化のため、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに関する情報の整備に引き続き取り組んでいく。(環境省)</p>	<p>○環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース」(EADAS(イーダス))において、情報の拡充や更新を行いました。また、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電事業の環境影響評価に必要な海洋の環境情報の収集に取り組みました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>【指標】EADASにおける海洋関係の環境情報項目数 ・平成30年度にEADASにおいて、新たに整備した海域に関する情報項目を10項目追加しました。(環境省)</p>	<p>○引き続き、EADASを通じた地域の環境情報の提供等に努めるとともに、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電に関し、環境影響評価の技術手法等や海洋環境に関する基礎的な情報の収集・整備を行います。(環境省)</p>
82	<p>○港湾における洋上風力発電設備の審査手続の合理化による事業者の負担軽減のため、洋上風力発電設備に関する技術基準、工事実施及び維持管理の方法に関する基準類を充実・深化させるとともに、民間機関と連携して円滑な審査を促進する。(経産省、国交省)</p>	<p>○洋上風力発電の導入の円滑化に向け、経産省と連携して、港湾における洋上風力発電設備に関する技術基準等の策定を進めました。</p> <p>(経産省、国交省)</p>	<p>○平成30年度は維持管理に関する基準をとりまとめました。(経産省、国交省)</p>	<p>○令和元年度は一般海域における洋上風力発電設備に関する技術基準等の策定を進めてまいります。(国交省)</p>
83	<p>○洋上風力発電事業を目的とした海域利用の調整に当たっては、漁業者等との調整が円滑に図れるよう情報提供を行う。(農水省)</p>	<p>○関係漁業者団体等に対して、洋上風力発電事業等に関する情報提供を行いました。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○平成30年度は、第197回国会にて可決された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」等について、情報提供をしました。(農水省)</p>	<p>○引き続き、漁業と調和のとれた海洋再生可能エネルギー発電施設の整備が促進されるよう必要な対応を実施します。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 波力・潮流・海流等の海洋エネルギー				
84	○これまでの研究開発の成果を踏まえて、実用化の見通しが高い技術を見極めながら、引き続き、経済性の改善、信頼性の向上等の技術開発、実証試験及び環境整備に取り組む。(経産省、環境省)	○海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業において、水中浮遊式海流発電システムの実海域における1年以上の長期実証試験に向けたフィージビリティスタディ(FS)調査を実施するとともに、長期実証試験の準備に着手しました。	【指標】波力・潮流・海流等の海洋エネルギーの実証研究の進捗状況 ・水中浮遊式海流発電システムの長期実証試験は、平成30年度から令和2年度までの3か年事業であり、平成30年度については計画通り進捗しています。(経産省) ・CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業にて、波力発電設備の開発・実証に係る課題を採択した。潮流発電の開発・実証について、実証海域の環境調査や地元協調等を図っており、実証等に向けて準備中です。(環境省)	○今後は、令和元年夏に実海域に実証機を設置・試験開始、令和2年夏以降に実証機の回収、令和2年度末までに実証データの解析・取りまとめを予定しています。(経産省)
85	○電力供給コストが高い離島において、長期連続運転に係る性能や信頼性、コストデータ等の検証等を行うための実証研究に取り組む。離島振興策との連携を図る。(内閣府、経産省、環境省)	○波力発電について、沿岸地域で活用できるシステムの高効率化等に向けた開発・実証を実施しています。また、我が国の海域に適し、かつ環境影響も小さい潮流発電の開発・実証も行っており、再生可能エネルギーの導入拡大を目指しています。 (内閣府、経産省、環境省)		
2. 海洋の産業利用の促進 (2)海洋産業の振興及び国際競争力の強化				
ア 海洋産業の国際競争力の強化				
① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等				
86	○造船の輸出拡大・海運の効率化を図る「i-Shipping」と、海洋開発市場の獲得を目指し、資源の確保にも貢献する「j-Ocean」からなる「海事生産性革命」を強力に推進する。(国交省)	○船舶の開発・建造から運航に至るすべてのフェーズにICTを取り入れ、造船・海運の競争力強化を図る取組「i-Shipping」、海上物流の効率化を実現する「自動運航船」、海洋開発分野の船舶等の設計・建造から操業に至るまで幅広い分野で海事産業の技術力向上を図る取組「j-Ocean」のプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しました。 (国交省)	○施策番号87～89に記載しました。	○施策番号87～89に記載しました。
87	○「i-Shipping」については、IoT活用船、LNG燃料船等の先進船舶の開発と普及を促進するとともに、船舶の設計や建造にもIoT、自動化技術等を取り入れ、造船業の生産性の向上を図る。また、自動運航船の実現に向けた取組を強力に推進する。(国交省)	○「i-Shipping」では、新船型開発の迅速化、造船現場の生産性向上、高付加価値船の供給に向けた取組を推進するため、平成29年度に引き続き、革新的な技術開発の支援、先進船舶導入等計画の策定支援や設備投資に対する税制特例等により、海事産業の生産性向上の取組に積極的に挑戦する事業者を支援しています。また、自動運航船の実用化に向けて、平成30年6月にロードマップを策定するとともに、実証事業を開始しました。 (国交省)	【指標】革新的造船技術の研究開発に対する支援の採択件数 ・造船現場の生産性を向上させる革新的な造船技術の研究開発に対して、平成28年度は4件、平成29年度は14件、平成30年度は15件の支援を行いました。(国交省)	○革新的技術の研究開発事業の支援や自動運航船の実用化に向けた環境整備等の取組を令和元年度も引き続き実施します。(国交省)
88	○「j-Ocean」については、ユーザーニーズに応じた高付加価値製品の開発支援やAUVのような我が国が先進性を有する技術の普及に向けた環境整備を行うとともに、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)等の政策金融ツールを活用して海洋開発分野への進出をファイナンス面から支援する。(国交省)	○「j-Ocean」では、石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。さらに、浮体式洋上風力発電施設について構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施するとともに、AUVについて安全要件等に関するガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。 (国交省)	○海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援事業について平成30年度は5件の事業への支援を行いました。(国交省)	○引き続き、技術開発支援のほか、浮体式洋上風力発電施設やAUVに係るガイドライン策定に向けた検討を進めます。(国交省)
89	○我が国造船業が世界市場におけるトップシェアを獲得するため、更なる生産性の向上と国内における業界再編など、事業基盤の強化を進める。また、新たな市場・ビジネスに対応できる技術・人材を確保するため異業種との連携により産業構造の変革を加速する。そのため、国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づく税制上の措置等を活用して支援する。また、我が国造船事業者の海外進出や海外造船事業者との連携等の国境を越えた事業展開については、これまで我が国造船業が輸出拡大や地方創生に果たしてきた役割等を勘案しつつ、今後のあり方を検討する。(国交省)	○国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて、「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)に基づく税制上の措置等について、国内業界への周知や活用を促しました。 ○造船市場の変化や主要造船国の造船政策の動向、自動運航船の導入に向けた国際的議論の活性化等の状況の変化を踏まえ、平成30年6月に、交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会において、海事生産性革命の深化のために今後重点的に取り組む課題、施策等に関する報告書の取りまとめを行いました。 (国交省)	○取りまとめた報告書に基づき、以下の取組を実施しました。(国交省) (1)i-Shipping ・革新的造船技術研究開発補助、先進船舶の導入・普及 ・日本人技能者の確保・育成、外国人材の活用方策 ・造船市場における公正な競争条件の確保等 (2)自動運航船 ・自動運航船の実用化に向けたロードマップの策定とそれを踏まえた対応等 (3)j-Ocean(海洋開発) ・エンジニアリング強化に向けた海洋資源開発技術プラットフォームの活用 ・我が国の優れた技術の普及と運用と整備(O&M)ノウハウの獲得に向けた取組等	○我が国造船・船用工業が輸出拡大や地方創生に貢献できるよう、引き続き、取りまとめた報告書に基づき取組を実施します。(国交省)
90	○我が国造船・船用工業の受注力を強化するため、新たな船舶の排ガス規制に対応して、船舶からの二酸化炭素、排出ガス(NO _x 及びSO _x)等の環境負荷低減等に取り組む、船舶の高付加価値化を図る。(国交省)	○我が国の海事産業の競争力を強化すべく、国際海事機関(IMO)において、今世紀中に温室効果ガス(GHG)排出をゼロにする長期目標等を含む「GHG削減戦略」の交渉を主導し、我が国の提案を基に採択しました。 ○「GHG削減戦略」の実施にあたり、我が国海事産業の強みがより発揮されるような新対策を打ち出すべく、産学官公連携で「GHGゼロエミッションプロジェクト」を立ち上げました。 (国交省)	○国際海運からのGHG排出量を把握すべく、平成31年1月より、燃料消費量を記録し、国への報告を義務化する制度を立ち上げ、令和2年より報告が開始される予定です。(国交省)	○上記の報告制度等により取組の成果や目標達成に向けた進捗状況等を評価できるようになる見込みです。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
91	○健全な造船市場の構築、公正な競争条件の確保等のため、OECD造船部会において規律の制定に努める。(国交省)	○造船分野における公的助成等の防止に向けて、経済協力開発機構(OECD)造船部会において、法的拘束力のある新たな国際規律の策定のための交渉項目を議論するとともに、実効性のある規律とするため、主要造船国である中国の参加を呼びかけました。 (国交省)	○平成30年5月、第126回OECD造船部会において、造船分野における市場歪曲的な公的助成等の防止に関する法的拘束力のある国際規律の策定に向けて、実効性のある規律とするため、主要造船国である中国の参加を呼びかけることが決定されました。(国交省) ○平成30年11月、第127回OECD造船部会において、新たな国際規律の構成要素である補助金規律・船価規律等について議論を行いました。(国交省)	○早期の国際規律の策定に向けて、我が国の主張の実現に努めつつ、主要造船国の協調を図るため、バイ協議を含め一層緊密な意見交換に努めます。(国交省)
92	○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備を行うとともに、川上(計画策定段階)から川中(整備段階)、川下(管理・運営段階)に至るまで、我が国の経験、技術、ノウハウを活かし、官民連携による質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進する。特に、港湾の運営については、シーレーンの安全確保の観点からも重要であるため、我が国の港湾運営企業によるノウハウを活かした運営参画が進むよう、案件発掘体制の強化等の取組を行う。(国交省)	○我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備に取り組んでいます。 ○我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開のため、「海外港湾物流プロジェクト協議会」を通じた我が国事業者との情報共有及び意見交換を行うとともに、トップセールスを実施しました。また、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行により、国際戦略港湾運営会社が海外業務を行うこととなりました。 (国交省)	○本邦企業が建設工事を受注した主な海外港湾事業は以下の通りです。(国交省) ・パティンバン港開発事業 ・ダカール港第三埠頭改修計画 ○本邦企業が運営に参画した主な海外港湾事業は以下の通りです。(国交省) ・シハヌークビル港 ・ティラワ港バルクターミナル運営事業	○令和元年度においても、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開を推進していきます。 (国交省)
93	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、測量から施工、検査、維持管理に至る建設プロセス全体に3次元データを活用するほか、水中施工機械の遠隔操作化などICT等の新技術の活用を促進し、「i-Construction」の取組を推進する。(国交省)	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、「港湾におけるICT導入検討委員会」で定めた「港湾におけるICT活用促進に向けたロードマップ」に則り、基礎工やブロック据付工にICTを導入するための検討を行いました。さらに、CIM(Construction Information Modeling / Management)を活用した3次元モデルも導入し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るために「CIMガイドライン(港湾編)」(案)を策定しました。 (国交省)	【指標】港湾におけるICT活用工事の件数(国交省) ・港湾におけるICT活用工事として、57件実施しました。	○引き続き、ICT活用工事を実施し、その結果を踏まえた実施要領類の検証を行い、実施のし易さを追求した改善を適宜行います。(国交省)
94	○我が国の熟練技術者が誇る世界一本船荷役能力を最大限活かしつつ、AI、IoT、自動化技術を組み合わせることで、コンテナターミナル全体の生産性を飛躍的に向上させ、世界最高水準の生産性を有し、労働環境の良い「AIターミナル」の実現を推進する。(国交省)	○世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルの実現に向けた具体的な目標と工程を策定・公表しました。平成30年度から、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化に向けた取組を進めました。地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対して、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、港湾施設における技術開発について、国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じて実施しました。 (国交省)	○平成28年度から平成30年度まで、情報通信技術を活用したゲート処理の迅速化及び荷役機械の遠隔操作化に係る実証事業を行い、新・港湾情報システム「CONPAS」を開発するとともに、「遠隔操作RTGの安全確保のためのモデル運用規程」を策定しました。 (国交省) ※RTG: Rubber Tired Gantry Craneの略で、タイヤ式門型クレーンのこと。 ○平成30年度から、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化に関する実証事業を開始しました。(国交省)	○令和元年度から、遠隔操作RTGの導入促進に係る補助制度を創設し、全国のコンテナターミナルにおいて、導入を目指します。(国交省)
95	○地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対しては、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、海象情報の観測技術の向上や耐震強化岸壁など港湾施設における技術開発が不可欠であり、国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じた取組を推進する。(国交省)	○国土交通省 国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所等を通じて実施しました。 (国交省)	○平成30年度から、AI等を活用したターミナルオペレーションの効率化に関する実証事業を開始しました。(国交省)	○個別施設計画の策定や定期点検診断の実施を引き続き推進し、適切なメンテナンスサイクルの確立を目指します。(国交省)
96	○日本企業の実績不足を補うため、「海洋資源開発技術プラットフォーム」や技術開発支援制度を活用して技術力の蓄積に努める。(国交省)	○石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。 (国交省)	○海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援事業について平成30年度は5件の事業への支援を行いました。(国交省)	○令和元年度は、平成30年度より支援している5件のほか、新たに3件の事業への支援を行います。また、支援事業については、必要に応じて有識者の意見を聞きながら進捗管理を行います。(国交省)
97	○我が国造船業・船用工業・海運業の新市場・新事業への展開を図るため、政府開発援助(ODA)、国際協力銀行、JOIN等を活用しつつ、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援する。(外務省、国交省)	○我が国造船業・船用工業の優れた技術の海外展開を図るため、外務省/JICAのODAの「本邦技術活用条件(STEP)」の制度を活用して、良質な巡視船の供与を行い、我が国造船業・船用工業の優れた技術の海外展開を支援しました。 ○ASEAN地域等の内航船市場の展開を念頭に、JICAによる造船技術アドバイザー等を派遣して、当該地域における造船産業の発展を支援し、我が国造船業・船用工業の新市場・新事業への展開を図りました。 (外務省、国交省)	○以下の国にJICA専門家を派遣しています。(外務省) ・フィジー海軍安全公社(MSAF)へ船舶維持管理・造船アドバイザー派遣 ・インドネシア工業省(造船業所管)へ造船政策・技術アドバイザー派遣	○引き続き、新興国における船舶需要の把握に努めるとともに、要請を受けている案件(フィリピン向け巡視船、モロッコ向け漁業調査船等)について着実かつ可及的早期の供与ができるよう取り組みます。(国交省) ○引き続き、JICA専門家の派遣等を通じて、新興国における船隊整備、海洋開発等の取組を支援します。(外務省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開				
98	○SIP「次世代海洋資源調査技術」で開発した統合海洋資源調査システムを、平成30年度までに未調査海域の実証運用等により実用レベルで確立させるとともに、民間への技術移転を完了し、SIP「次世代海洋資源調査技術」終了後に技術移転を受けた民間企業等が、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)や新規事業参加者を含む国内資源探査案件及び海外資源探査案件を受注できるよう、民間企業等の体制を構築する取組を進める。(内閣府)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」にて統合海洋資源調査システムという海底熱水鉱床を効率的に調査する手法を確立し、未調査海域にて民間企業を中心とした調査航海を実施して、その実用性を評価しました。この実績に基づき、海底熱水鉱床調査の産業化の確立を目指し、民間企業への技術移転を推進しました。(内閣府)	【指標】民間での調査実施件数、実海域での調査技術実績(内閣府) ・民間企業を中心とする統合海洋資源調査システムの実用性(産業化の可能性)の検証を、平成30年度中に未調査海域にて民間調査船により9航海実施しました。	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」(平成30年度終了)における資源調査案件受注体制の構築として、一般社団法人海洋調査協会のほか、SIP期間中に複数の民間海洋調査関連企業により設立した次世代海洋資源調査技術研究組合への技術移転が平成30年度に完了し、案件受注の体制を整えています。(内閣府)
99	○海洋鉱物資源の調査に用いる基盤技術の開発や海底熱水鉱床の成因解明と調査手法の構築など、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)が行う海洋鉱物資源関係の研究開発を着実に推進するとともに、その成果の産業界への移転を促進する。(文科省)	○JAMSTECでは、SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない熱水鉱床(いわゆる潜頭性熱水鉱床)を効率的に調査する手法を確立するため、JAMSTECの有望海域絞り込み結果を基にして、未調査海域において調査航海を実施しました。(文科省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」においては、民間企業を中心とした調査公開を実施しました。また、科学的予測に基づき、福島沖・磐城海山を調査し、マンガンクラストの広がりを確認しました。(文科省)	○クラストの生成・成長過程を解明するため、我が国周辺の他の海山の産状、化学組成との比較等により更なる調査が必要です。関係機関との連携により低コスト・効率的な海洋鉱物資源調査に貢献していきます。(文科省)
100	○海洋産業は理学や工学を含めた広範な総合的研究開発型産業であることに鑑み、世界とともに研究開発を効率的に進めるとともに総合的な技術力を強化するため、大学・国立研究開発法人等の研究機能を強化する。(文科省、国交省)	○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)では、総合的な技術力を活かした4つの重点研究分野(①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的技術開発)を柱に、研究者・スタッフ、そして世界トップレベルの研究施設を活用して研究開発に取り組んでいます。 ○JAMSTECでは、海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発と、それを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進しています。(文科省、国交省)	○平成31年3月に、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 平成31年度計画を策定しました。(国交省) ○平成31年2月に、JAMSTECが達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)を策定しました。平成31年3月にJAMSTECの中長期目標を達成するための計画(中長期計画)を認可しました。(文科省)	○年度計画に基づき、引き続き、研究機能の強化に努めます。(国交省) ○中期計画に基づき、海洋科学技術に関する基盤的研究開発の推進、海洋科学技術における中核的機関の形成を引き続き進めます。(文科省)
101	○民間企業等への技術移転につながる取組及び民間企業等との共同研究開発を推進し、国際標準化を見据え、調査の効率化・精緻化を図るためのセンサー開発やAUV・遠隔操作型無人探査機(ROV)等の機器開発に取り組む。(文科省)	○平成30年度から新たに、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業を開始しました。 ○JAMSTECでは、SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において、海底熱水鉱床の調査システム・運用手法を開発するため、AUVやROV及びそれらに付帯するセンサを用いて海底下に存在する鉱床を広域から段階的に絞り込んでいく手法を開発しました。(文科省)	○SIPにおいて開発した技術については民間企業への技術移転を推進しており、平成30年度は民間企業も参加した洋上中継器(ASV)と複数AUVによる探査を行いました。(文科省) ○気候変動研究や資源調査に貢献するため、標準化を見据えた深海センサーの開発も行っており、平成30年度は水温についての国家標準とのトレーサビリティ体系を立ち上げ、運用を開始しました。(文科省)	○より効率的・精緻な調査を行うため、位置制御技術等のオペレーション技術開発を進めていきます。(文科省)
102	○深海・深海底等の極限環境下における未知の有用な機能、遺伝資源等について研究開発を推進するとともに、イノベーション創出を加速させるため、JAMSTEC等での調査で得られた深海泥等の試料については積極的に民間企業等への提供を推進する。(文科省)	○JAMSTECでは、調査で得られた海底泥の試料について、民間企業等への試験提供を積極的に推進しました。さらに産業界からのニーズが強い「深海微生物分離株」や「環境ゲノム情報」の外部提供に向けた準備など、事業の安定的な運用に向けた体制整備を開始しています。(文科省)	○民間企業等への試験提供を積極的に推進し、7月末までに当初目標を超える11機関に提供し、さらに平成30年度末までに民間企業7社を含む計13機関への深海堆積物の試験提供を完了しました。(文科省)	○これまで未公開としていた微生物菌株についても提供に向けた準備を開始しており、さらに民間企業との協働等を促進していきます。(文科省)
103	○民間企業のニーズと研究開発現場におけるシーズをつなぐため、分野を超えたオープンイノベーションの取組が重要であり、コーディネータ機能、サービス提供機能、知的財産・契約業務体制等を強化し、分野横断的な研究開発を推進する。(文科省)	○JAMSTECでは、外部資金や民間企業との共同研究を進めています。(文科省)	○共同研究を通じて、深海・海洋生物研究のために開発された様々な技術シーズの横展開を進めています。(文科省)	○連携関係を通じ、共同研究の実施や研究者・技術者の人材交流、情報交換及び交流会への参加等に積極的に取り組み、研究開発を推進していきます。(文科省)
104	○SIP「次世代海洋資源調査技術」で取り組んできた海洋資源に関する研究開発の成果の活用を観点から、開発途上国との海洋資源に関する科学技術協力の促進につき検討する。(内閣府)	○開発途上国側のニーズを調査・発掘しつつ、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」の進捗状況を踏まえて、引き続き開発途上国との科学技術協力の促進について検討し、太平洋島嶼諸国への技術提供を推進しました。(内閣府)	○平成31年3月に太平洋島嶼諸国(4か国8名)の技術者・研究者・行政官を対象とした環境モニタリング技術研修を民間企業主体で実施しました。(内閣府)	○太平洋島嶼諸国を対象とした研修は、相手国との安定的・長期的な協力関係の構築を目指し、平成30年度の実績を踏まえて計画を策定し、令和元年度以降もSIP第2期「革新的深海資源調査技術」の下で継続を検討します。(内閣府)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
105	<p>○我が国の海洋産業が世界の海洋資源開発市場へ参入できるよう、「海洋資源開発技術プラットフォーム」における海洋産業、資源産業及びその他関連産業の間での異業種連携を支援する。また、同プラットフォームにおける戦略的な取組を充実させるため、国立研究開発法人等の知見を活用して、同プラットフォームにおけるシンクタンク機能を強化する。(内閣府、経産省、国交省)</p>	<p>○平成30年10月、海洋資源開発技術プラットフォーム会合(第3回)を開催しました。また、関係民間機関や関係省庁との幹事会を平成30年度は4回開催しました。 (内閣府、経産省、国交省)</p>	<p>【指標】プラットフォーム関連イベントの開催状況(内閣府) ・海洋資源開発技術プラットフォーム会合には、海洋産業、資源産業等の民間企業等から参加があり、異業種による意見交換が行われました。</p>	<p>○海洋資源開発技術プラットフォーム第4回会合の開催については、令和元年度春以降を予定しています。(内閣府)</p>
イ 海洋の産業利用の拡大				
106	<p>○明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:内閣総理大臣)において平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる「訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」の目標実現に向け、既存ストックを活用し、ハード・ソフト両面の取組により、クルーズ船の受入環境の整備を推進するとともに、官民連携により国際クルーズ拠点の形成を図る。また、みなとオアシスや港湾協力団体を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化、近年増加する訪日クルーズ旅客の受入れなど多様なニーズに対応し、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。(国交省)</p>	<p>○クルーズ船の寄港増に対応するため、既存施設を活用しつつ、係船柱、防舷材等の整備によるクルーズ船の受入環境の改善を図りました。また、クルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入れを円滑に行うために屋根付き通路や移動式ボーディングブリッジを設置する20港に対して支援を行いました。さらに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図るため、鹿児島港を追加で指定しました。また、平成30年末までに3次募集を実施し、平成31年3月に下関港と那覇港の2港を選定しました。 ○上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や機構周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイトの充実化を図りました。 (国交省)</p>	<p>【指標】訪日クルーズ旅客数(国交省) ・平成30年の訪日クルーズ旅客数は、3.3%減の244.6万人(速報値)となりました。 ○平成30年のクルーズ船の我が国寄港回数は、2,928回(速報値)となり、過去最大を記録しました。(国交省) ○博多港において、世界最大級のクルーズ船(22万トン級)に対応したクルーズパースが供用しました。(国交省) ○国際旅客船拠点形成港湾に鹿児島港を平成30年6月に追加しました。(国交省) ○みなとオアシスの登録数が126か所、港湾協力団体の指定が39団体に増加しました。(国交省)</p>	<p>○令和元年度は、既存ストックを活用しハード・ソフト両面の取組によりクルーズ船受入環境の整備を推進するとともに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促すため、各港において、供用に向けた取組を推進します。(国交省) ・横浜港 新港ふ頭 令和元年度春ごろ供用予定</p>
107	<p>○「観光立国推進基本計画」(平成29年3月閣議決定)に掲げる「訪日外国人旅行者を2020年に4000万人」の目標実現に向け、クルーズ船受入の更なる拡充による訪日外国人旅行者の増加を図るため、関係者と協力・連携した訪日プロモーションを促進する。(国交省)</p>	<p>○日本政府観光局が海外クルーズ船社のキーパーソンを国内に招請し、港湾施設や観光地の視察及び自治体との商談を行いました。また、平成31年4月に米国で開催されるクルーズ国際見本市「Seatrade Cruise Global 2019」の日本ブース出展準備を進め、海外クルーズ船誘致に向けた取組を実施しました。 (国交省)</p>	<p>【指標】訪日外国人旅行者数、訪日外国人旅行消費額、地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数、外国人リピーター数、日本人国内旅行消費額(国交省) ・訪日外国人旅行者数(平成30年):3,119万人 ・訪日外国人旅行消費額(平成30年):4兆5,189億円 ・地方部(三大都市圏以外)での外国人延べ宿泊者数(平成30年):3,636万人泊 ・外国人リピーター数(平成30年):1,938万人 ・日本人国内旅行消費額(平成30年):20兆5,160億円 ○プロモーションを通じて海外クルーズ船誘致を図り、訪日外国人旅行者数等の増加に寄与しました。(国交省)</p>	<p>○令和元年度は、日本政府観光局が、下記の取組を実施予定です。(国交省) ・米国で開催されるクルーズ国際見本市に日本ブースを出展し、クルーズ船誘致を希望する自治体にも共同参加する機会を提供 ・海外クルーズ船社のキーパーソンを国内に招請し、港湾施設や観光地の視察及び自治体との商談を実施</p>
108	<p>○マリネ産業に関する長期成長戦略として産業界が掲げている「おおむね10年後を目途にポート・ヨット参加人口を100万名、ポート免許取得者を10万名へと倍増させる」という目標の実現を支援するため、マリネジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等の連携・協力の下、実施する。(国交省)</p>	<p>○マリネジャーの魅力幅広い世代に伝えるため、マリネ産業界と連携し、ポートショーやマリネカーニバルにて親子や子供を対象としたポート・ヨット乗船体験等を実施しました。 (国交省)</p>	<p>○平成30年6月に開催された「マリネカーニバル神戸2018」(主催は日本マリネ事業協会、後援は国交省神戸運輸監視部、神戸市みなと総局など)で、マリネスポーツの体験型イベントや、クルーザーなどの体験乗船会などファミリー向けイベントが多く企画されるなど、各地で様々なイベントが開催されました。(国交省) ○平成31年3月7日から10日にかけて行われる「ジャパンインターナショナルポートショー2019」((一社)マリネ事業協会主催、国交省後援)にて、ポート免許が無くても体験乗船が出来るプログラムなど、家族で参加できる様々な企画を実施しました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、ポートショー等のマリネ産業関連イベントに協力し、マリネジャーの普及や理解増進を図ります。(国交省)</p>
109	<p>○マリネ産業の市場拡大と国民の接点を拡大していくため、「C to Seaプロジェクト」、ポートショー等を通じた海洋レジャーに関する情報発信、「海の駅」等を中心とした体験機会の拡大、気軽に楽しめる仕組みづくり等を支援する。(国交省)</p>	<p>○「C to Seaプロジェクト」の一環として、国民が海や船に触れる機会を創出するため、「海の駅」等を発着としたプレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリネチェック街道」を広く一般の方から募集しました。また、ポートショー等を通じて、当取組の周知・広報を実施しました。 (国交省)</p>	<p>○「マリネチェック街道」については、広く一般の方からの公募を行った結果、新たに11ルートを追加し、全国計16ルートとなりました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、マリネチェック街道の周知・広報を推進するとともに、新たなルートの選定について検討します。(国交省)</p>
110	<p>○マリネ産業事業者とその他関連事業者等との連携強化を支援するとともに、「海の駅」を拠点とした海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及促進に努める。(国交省)</p>	<p>○海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及のため、マリネ関連団体にて構成されるUMI協議会に参加し、「海の駅」等においてポート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。 (国交省)</p>	<p>○平成30年4月に「ひろしま・かんおん海の駅」で「広島ポートショーマリネグランフェスタ2018」が開催され、ポート・ヨット乗船体験、ボート操船体験などが行われるなど、全国各地の海の駅で様々なイベントが行われました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、UMI協議会と連携し、「海の駅」を拠点としたイベントの開催に協力します。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
111	○離島における海洋深層水等の地域資源を活用した産業の振興を通じて、海洋産業の振興を図るとともに、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。(内閣府、経産省、環境省)	○海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域において、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。 (内閣府、経産省、環境省)	○沖縄県久米島町においては、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験を実施しています。(内閣府)	○沖縄県久米島町においては、引き続き、海洋深層水を活用した海洋温度差発電の実証実験が実施されます。(内閣府)
112	○海洋に関する魅力ある地域資源を活用した観光地の魅力の向上を図る地域の取組と、それらの観光地を結びつける広域の取組を合わせて支援する。(国交省)	○ツーリズムEXPOジャパン2018において観光地域づくり法人(※)が連携して行った、ヨットセーリング・シーカヤック等のマリンスポーツや漁業体験等の体験交流型プログラムに関する外国旅行会社との商談会に対して支援しました。 ※DMO「Destination Management/Marketing Organization」の呼称。 (国交省)	○海洋に関する魅力ある地域資源の発信と観光客の来訪及び滞在促進を図り、訪日外国人旅行者数等の増加に寄りました(※施策番号107に関連記載あり)。(国交省)	○令和元年度は地方運輸局が観光地域づくり法人と連携し、リアス式の内外海エリアの海&食体験素材を生かした欧米豪向け滞在型コンテンツの造成等を行う予定です。(国交省)
113	○二酸化炭素の回収・貯留(CCS)については海洋環境の保全・管理を前提としつつ、事業者が円滑に事業を実施できる制度の下、技術の確立及びコストの低減に向けた分離、輸送、貯留及びモニタリング等の技術開発及び実証を着実に進める。(経産省、環境省)	○固体吸収材・分離膜技術の実ガス試験等による実用化研究、光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びマイクロバブルを用いた貯留率向上の研究等を行いました。 ○二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及びモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しています。 (経産省、環境省)	【指標】実用化レベルの技術の確立(環境省) ・商用規模の火力発電所の排出CO ₂ の大半を回収可能な施設の工事に着手し、船舶を用いた輸送システムに関する検討を開始したほか、貯留したCO ₂ の漏洩対策やモニタリング手法の検討を実施しました。 ○固体吸収材・分離膜技術の実用化研究、貯留安全性に関する技術の研究等を着実に実施しました。(経産省)	○引き続き、固体吸収材・分離膜技術の実用化研究、貯留安全性に関する技術の研究等を実施していく予定です。(経産省)
114	○CCSの技術開発・実証と並行して、関係省庁は貯留適地の確保に努める。(経産省、環境省)	○弾性波探査により、地質調査を行いました。 ○貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。 (経産省、環境省)	【指標】確保した適地数(経産省、環境省) ・適地の確保に向けた調査を行いました。 ○弾性波探査を実施したほか、探査データの処理及び解析を行いました。(環境省)	○引き続き、貯留適地の確保に向けた取組を実施していく予定です。(経産省)
115	○CCSのコスト、環境保全、安全等様々な面での社会的受容性を獲得するため、関係省庁・事業者等は社会的認知向上に取り組む。(経産省、環境省)	○苫小牧CCS実証事業における見学会やCCSについての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。 ○二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、国際シンポジウム(参加者200人以上)を開催しました。 (経産省、環境省)	○苫小牧CCS実証事業において、国内における社会的受容性の醸成に向けた情報発信活動として、現場見学会、パネルの展示、大学や団体での講座・講演会の開催、子ども実験教室・夏休み宿題教室の開催、展示会・シンポジウム・学会等へのブース出展、メディア対応、論文の寄稿・投稿、アニメやマンガを含む説明用ツールの制作及び日本語・英語によるウェブサイトを活用した情報発信を実施しました。(経産省) ○国内外の有識者等による講演等を通じ、幅広い理解促進及び国際的な機運の醸成に貢献しました。(環境省)	○引き続き、現場見学会を実施するとともに、CCSに対する社会的受容性を高めていくため、出来るだけ多くの機会で開催、講演会及びパネルの展示を実施し、情報発信を積極的に進めていく予定です。(経産省)
116	○沿岸海底下におけるCCSは世界に先駆けた取組であることに鑑み、海外市場の獲得も視野に入れながら国際展開に取り組む。(経産省)	○平成30年6月に「CCSの実証および調査事業のあり方に向けた有識者検討会」を行いました。 (経産省)	○今後のCCS事業展開の活用できるよう、「CCSの実証および調査事業のあり方に向けた有識者検討会」においては、CCSの国際展開についても検討を行いました。(経産省)	○実証事業等により得られた知見や経験を活かして今後の対応を検討していく予定です。(経産省)
117	○海洋産業への参入促進を図るため、大学や国立研究開発法人発のベンチャー企業の創出促進に向けた支援を行う。(文科省)	○JAMSTECでは、JAMSTECベンチャー支援制度の下、JAMSTECベンチャーとしての認定を行いました。 (文科省)	○新規に設立されたベンチャー企業1社に対し認定を行いました。(文科省)	○設立されたベンチャー企業に対して支援を行うとともに、ベンチャー起業については各種法令に則した体制・ルールの検討を行います。(文科省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>2. 海洋の産業利用の促進 (3)海上輸送の確保</p> <p>ア 外航海運</p>				
118	<p>○日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保(外航日本船舶を平成30年度から5年間で1.2倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成30年度から10年間で1.5倍に増加させるための取組の促進)を図るとともに、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、これまで以上に国際的な競争条件の均衡化等の取組を進める。また、この前提となる自由で公平な競争環境を確保するため、二国間対話等の場を通じて、諸外国の競争を阻害する規制政策の是正等を推進する。(国交省)</p>	<p>○平成30年度より、航海命令発令時における日本籍化が確保された準日本船舶の対象を、国内船主の外国船舶まで拡大した日本船舶・日本人船員確保計画の認定制度を開始するとともに、日本籍船舶に係る手続き面の規制緩和に係る意見交換会を開催するなど、日本船舶及び日本人船員の確保に向けて取り組んでいます。</p> <p>○国際船舶に係る税制上の特例措置(登録免許税・固定資産税)及び軽油引取税の減免措置を延長したほか、環境対応船舶等の取得を支援する船舶に係る特別償却制度及び買換特例等により、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図っています。</p> <p>○公平な競争環境の確保については、海運先進国間協会において各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】外航日本船舶数、日本人外航船員数(国交省)</p> <p>・平成30年3月末時点では、日本船舶・日本人船員確保計画の認定を受けた事業者7社合計で、日本船舶241.3隻及び準日本船舶64隻となっているほか、外航日本人船員1,216人を確保しており、安定的な国際海上輸送の確保が図られています。</p>	<p>○引き続き、平成30年度より対象を拡大した日本船舶・日本人船員確保計画等により、日本船舶及び日本人船員の確保に向けて取り組むとともに、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図ります。(国交省)</p> <p>○公平な競争環境の確保に向け、国際会議や二国間対話等の場を通じて、引き続き諸外国の競争を阻害する保護主義的施策の是正等を推進します。(国交省)</p>
119	<p>○訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする政府目標の達成に向けて、外航旅客船を利用する外国人旅行者が、ストレスフリーで快適に旅行できる環境整備等の推進に取り組む。(国交省)</p>	<p>○海事局に平成30年9月に設置した海事観光戦略推進本部において、地方誘客への貢献や発信強化等の観点から重点的に進める取組事項等を取りまとめました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○訪日外国人旅行者に対する外航旅客船の利便性増進を図るため、2事業者による携帯型翻訳機導入に対する支援を行いました。(国交省)</p>	<p>○観光振興事業費補助金(公共交通利用環境の革新等事業)を活用して、事業者が実施する多言語化対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の環境整備に対して支援を行います。(国交省)</p>
<p>イ 内航海運</p>				
120	<p>○「内航未来創造プラン ーたくましく 日本を支え 進化するー」(平成29年6月国交省公表)に従い、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点を軸として位置づけ、これらの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」、「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」の3つの視点から整理された具体的施策を、今後、関係者が連携して推進し、本プラン全体の指標(内航貨物船の平均総トン数(2015年度715トンから2025年度858トン)等の達成状況を常に意識し、各施策について不断の見直しを図りつつ、その達成に向けて取り組む。(国交省)</p>	<p>○「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、取り組むべき具体的施策として提示された各施策の実現を推進しました。一例としては「内航海運事業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、平成30年4月よりその運用を開始し、平成31年3月末時点で本制度に基づく登録事業者は22事業者となるとともに、登録事業者が登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、自己及び第三者の評価を実施するため、評価事項や運用方法等の具体的内容等についてとりまとめを行うこととしています。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】内航船の平均総トン数(国交省)</p> <p>基準 平成27年:715 → 現状 平成28年:712 → 目標 令和7年:858 (単位:トン)</p> <p>【指標】内航船員一人・一時間当たりの輸送量(国交省)</p> <p>基準 平成27年:3,882 → 現状 平成28年:4,191 → 目標 令和7年:4,542 (単位:トン/キ)</p> <p>【指標】産業基礎物質の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合(国交省)</p> <p>基準(平成23年~平成27年の平均を100とした場合の指数)</p> <p>平成23年~平成27年:100 → 現状 平成28年:102 → 目標 令和7年:105</p> <p>【指標】内航海運の総積載率(国交省)</p> <p>基準 平成27年:42.6 → 現状 平成28年:41.7 → 目標 令和7年:44.5 (単位:%)</p> <p>【指標】海運によるモーダルシフト貨物輸送量(国交省)</p> <p>基準 平成24年:333 → 現状 平成27年:340 → 目標 令和12年:410 (単位:億トン/キ)</p>	<p>○「内航海運事業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、船舶管理事業者の業務の情報や品質の「見える化」を図り、船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保するため、自己及び第三者による評価の仕組みの構築に向けて取り組みます。(国交省)</p>
121	<p>○地域住民の移動手段や観光立国推進等の観点から、不可欠な交通インフラである国内旅客船・フェリーについても、離島航路の維持・確保はもとより、訪日外国人旅行者を始めとした観光需要の取り込みによる旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図るために必要な取組(「船内Wi-Fiの整備」、「案内標識等の多言語化」等の導入)を推進する。(国交省)</p>	<p>○訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備に対する支援を行いました。</p> <p>○海事局に平成30年9月に設置した海事観光戦略推進本部において、地方誘客への貢献や発信強化等の観点から重点的に進める取組事項等を取りまとめました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○Wi-Fiの整備(3航路)及び案内標識等の多言語化(11航路)等に対する支援を行いました。(国交省)</p> <p>○インバウンドを始めとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設したほか、旅客船の航路情報のオープンデータ化に資する標準フォーマット及び入力ツールや、旅客船等の分野における創意あるインバウンド対応38事例を取りまとめたベストプラクティス集を策定しました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、訪日外国人旅行者の受入環境整備を促進するとともに、海事観光のポテンシャルを引き出す取組を推進することにより、旅客船事業の活性化及び利用者の利便向上を図っていきます。(国交省)</p>
122	<p>○安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。(国交省)</p>	<p>○経済安全保障の観点から、船舶法第3条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○経済安全保障の観点から、引き続き、カボタージュ制度を維持していきます。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海上輸送拠点の整備				
123	<p>○コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終取りまとめ」(平成26年1月)に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速する。(国交省)</p>	<p>○「集貨」「創貨」「競争力強化」の3本柱の施策を取り組んできました。また、国際コンテナ戦略港湾政策の開始以降5年が経過したことから、これまでの取組状況についての総点検と、本政策の持続的発展に向けた主な取組を「最終とりまとめフォローアップ」としてとりまとめました。(国交省)</p>	<p>【指標】国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数(国交省) ・北米航路のデイリー寄港を維持、欧州航路の週2便を維持しています。</p>	<p>○平成31年3月に策定した「最終とりまとめフォローアップ」を踏まえ、今後は、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等、多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、引き続き、「集貨」「創貨」「競争力強化」の取組を進め、特に、AI、IoT、自動化技術を組み合わせた、世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有するAIターミナルの実現に向けて取り組みます。(国交省)</p>
124	<p>○資源・エネルギー等の安定的かつ効率的な海上輸送網の形成のため、国際バルク戦略港湾において大型船が入港できる岸壁等の整備を推進するとともに、企業間連携による大型船での共同輸送を促進する。(国交省)</p>	<p>○ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年5月に国際バルク戦略港湾として全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しています。</p> <p>○平成30年度は小名浜港、釧路港、徳山下松港、水島港、志布志港の5港において国際物流ターミナルの整備を行い、平成31年3月に釧路港国際物流ターミナルの供用を開始するなど、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図りました。</p> <p>○民間による高能率な荷役機械の整備等を促進するため、荷役機械等の取得に係る固定資産税等の税制特例措置を令和2年度まで2年間延長しました。(国交省)</p>	<p>【指標】海上貨物輸送コスト低減効果(国交省) ・船舶の大型化に対応した港湾施設等の整備や効率的な施設配置等により、令和2年度までに海上輸送コスト低減効果5%(平成25年度比)を目標として設定しており、平成28年度実績値で1.9%の輸送コスト低減効果がありました。</p> <p>○輸入拠点としての効率的な運営体制等が整ったことから、現在までに小名浜港、釧路港及び徳山下松港の3港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しました。(国交省)</p> <p>○釧路港において、平成26年度より穀物の大型輸送船(バナマックス級)に対応した国際物流ターミナルの整備を行っており、平成31年3月に供用を開始しました。(国交省)</p>	<p>○令和元年度は、小名浜港、徳山下松港、水島港及び志布志港の4港において国際物流ターミナルの整備を行うとともに、釧路港において民間事業者による埠頭運営を行い、海上輸送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図ります。(国交省)</p>
125	<p>○国際的な船舶の排出ガス規制の強化が進展し、排出ガスのクリーンなLNGを燃料とする船舶の増大が見込まれている。我が国は、世界最大のLNG輸入国であり、既存のLNG基地が多数立地していることから、シンガポールと連携しつつ、アジアにおけるLNGバンカリング拠点を我が国港湾に戦略的に形成する。これにより、我が国港湾へのコンテナ船、自動車専用船等の寄港を維持・拡大し、我が国経済の国際競争力の強化を図る。(国交省)</p>	<p>○平成30年度より、LNG/バンカリング拠点を形成するために必要となる施設整備に対する補助制度を創設しました。(国交省)</p>	<p>○平成30年6月には「伊勢湾・三河湾における事業」及び「東京港における事業」の2事業を採択しました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、環境負荷の少ないLNG燃料船の普及を進めるとともに、我が国港湾へのコンテナ船等の寄港増を図るため、世界トップの重油バンカリング拠点であるシンガポール港を始め、諸外国港との連携を深めつつ、令和2年度中に我が国港湾においてLNGバンカリング拠点を形成するための支援を行います。(国交省)</p>
126	<p>○地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進する。(国交省)</p>	<p>○自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、平成29年度に創設した農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国交省)</p>	<p>○農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設として屋根付き岸壁や冷凍・冷蔵コンテナの電源供給設備等の整備を推進しました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、地域の経済・産業・雇用を支える自動車産業、農林水産業等の基幹産業の特性や輸送ニーズに応じた国際物流ターミナル、内貿ターミナル等の整備を推進します。(国交省)</p>
127	<p>○循環型社会構築の推進のため、リサイクルポートを活用した循環資源利用のさらなる拡大のための取組を進める。(国交省)</p>	<p>○静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を図るとともに、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化を推進するため、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」(環境連携事業)を実施しました。(国交省)</p>	<p>○平成29年度に引き続き、海運を活用した低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費の一部を補助しています。(国交省)</p>	<p>○リサイクルポートにおける循環資源の効率的な取扱いを支援するなど、リサイクルポートを活用した循環資源のさらなる拡大のための取組を進めていきます。(国交省)</p>
128	<p>○安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路について、国が一体的に開発、保全及び管理に取り組みます。(国交省)</p>	<p>○我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組みました。(国交省)</p>	<p>○全国の15航路において、航路の増深を行いました。引き続き、安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、開発保全航路について国が一体的に開発、保全及び管理に取り組みます。(国交省)</p>	<p>○引き続き、安全かつ安定的な海上輸送を確保するため、開発保全航路について国が一体的に開発、保全及び管理に取り組みます。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
2. 海洋の産業利用の促進 (4)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化				
ア 水産資源の適切な管理				
129	<p>○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査を抜本的に拡充し、資源評価の精度向上を図る。その際、関係省庁・機関が収集している水産資源に関連する海洋データについて、情報共有を図りつつ、積極的な活用を図る。また、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、評価手法や結果の透明性の確保に努める。(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査の拡充のための研究計画の策定と、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価の高度化を図るため、これまで資源評価に考慮されてこなかった資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報や、環境DNA解析といった新たな技術の有効性を検証するとともに、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けたフィージビリティスタディを実施しています。さらに、調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター(JODC)への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。</p> <p>○資源評価を受託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構の役割を資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制と評価手法や結果の透明性の確保するためにピアレビュー法について検討を進めています。</p> <p>(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】資源評価が中位又は高位の水準にある水産資源(魚種・系群数)の割合(農水省)</p> <p>平成30年度資源評価結果: 51.2% 平成29年度資源評価結果: 53.6% 平成28年度資源評価結果: 51.2%</p> <p>○50種84系群の資源評価を実施し、その成果である資源評価表を公表しました。(農水省)</p> <p>○フィージビリティスタディは全国5地域(北部日本海、東京湾、伊勢三河湾、瀬戸内海、日向灘)で行われ、環境DNA解析の有効性や、ICTを活用することによる各種情報の迅速な収集が可能であることが判明しました。(農水省)</p>	<p>○平成30年度のフィージビリティスタディの結果を踏まえ、令和元年度から、新たな資源評価実施体制の構築に必要な取組を開始するとともに、全国的なネットワーク体制の構築に向けて実証地域の拡大を図ります。併せてこれらの取組により収集したデータの更なる有効活用を可能とする仕組みの構築に向けた検討を行います。(農水省)</p>
130	<p>○漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。(農水省)</p>	<p>○資源管理指針・計画体制及び太平洋クロマグロ資源管理体制の強化により資源管理を推進しました。太平洋クロマグロでは、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、平成30年1月から、資源管理法に基づく総漁獲可能量(TAC)管理を開始しました。また、数量配分の透明性を確保するため、水産政策審議会資源管理分科会に「くろまぐろ部会」を設置しました。</p> <p>○トラフグやキンメダイでは、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制のもと目標達成に向けた管理措置が実施されるなど、効率的・効果的な推進を図りました。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○クロマグロについては、沿岸・沖合・養殖の各漁業者の意見を踏まえつつ、令和元年度以降数量配分の考え方をとりまとめ、その考え方にに基づき、令和元年度漁期のための基本計画を策定しました。(農水省)</p>	<p>○クロマグロについては依然として資源が低水準にあることから、引き続き国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守し、資源を回復させるため、関係者の意見を踏まえつつ、適切な資源管理を進めていきます。(農水省)</p>
131	<p>○主要水産資源ごとに、維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。(農水省)</p>	<p>○平成30年12月14日に公布された「漁業法等の一部等を改正する法律」では、資源評価を行った水産資源について、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる資源水準の値(目標管理基準値)と、資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値(限界管理基準値)を定めることが規定されました。また、主要資源ごとの資源管理目標等の導入に向けて、新たな資源評価ルールや導入スケジュールの検討を進めています。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○資源管理目標等の導入に向け、平成30年12月に漁業法の改正が公布されました。(農水省)</p>	<p>○主要水産資源の資源管理目標等の導入に向け、関係漁業者との議論を進めていきます。(農水省)</p>
132	<p>○沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合った形で、可能な限りIQ(個別割当)方式を活用する。(農水省)</p>	<p>○平成30年12月14日に公布された「漁業法等の一部等を改正する法律」では、準備が整った漁業・海域からIQを導入することと規定されました。</p> <p>(農水省)</p>		
133	<p>○遠洋・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化につながる制度に見直す。(農水省)</p>	<p>○漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○平成30年度、漁業構造改革総合対策事業中央協議会において漁船の大型化を含む計画が8件認定されました。(農水省)</p>	<p>○引き続き、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら漁船の大型化等による生産性の向上の取組を進めていきます。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
134	<p>○太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実に取り組むとともに、ニホンウナギ、ナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携を図る。また、資源管理措置の遵守を担保するため、取締体制の強化や海上保安庁等との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。(農水省)</p>	<p>○太平洋クロマグロについて、平成30年1月から、資源管理法に基づくTAC管理を開始しました。また、悪質・巧妙化する密漁について、都道府県や漁業関係者が参加する密漁防止対策全国連絡会議を開催するなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。</p> <p>○漁業取締本部体制の下、漁業取締船の増隻及び大型化等の漁業取締能力の向上を進め、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船の退去警告等において海上保安庁との連携を強化することにより、外国漁船等の違法操業への対応能力を高めました(※施策番号3と同じ)。(農水省)</p>	<p>○平成30年12月に公布された漁業法の改正により、全国で組織的かつ悪質な密漁の対象となっているナマコ等の特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、密漁対策のための罰則が強化されました。(農水省)</p>	<p>○罰則強化による抑止効果を最大限活かすためにも、都道府県、警察、海上保安庁等の関係者が緊密に連携し、情報共有、漁業取締りの強化を行うなど、総合的な密漁対策を推進します。(農水省)</p>
135	<p>○商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会のあり方に関する議論を関係国と進めるとともに、「商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律」(平成29年法律第76号)に基づき、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。(農水省)</p>	<p>○我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、商業捕鯨の再開を目指して、国際捕鯨委員会(IWC)において30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきました。しかしながら、保護のみを重視する国々からの歩み寄りは見られず、平成30年9月のIWC総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかになりました。このため、国際捕鯨委員会から脱退し、令和元年7月から商業捕鯨を再開することを決定しました。(農水省)</p>	<p>○国際捕鯨委員会から脱退し、令和元年7月から商業捕鯨を再開することとしました。(農水省)</p>	<p>○令和元年7月からの商業捕鯨の再開に向けて、取組を進めていきます。(農水省)</p>
イ 水産業の成長産業化				
136	<p>○多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給や持続可能な収益性の高い操業体制への転換等の課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置づけることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。(農水省)</p>	<p>○水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ(TPP)対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農水省)</p>	<p>○水産業競争力強化緊急事業については、平成27年度補正予算より令和2年度までに1経営体当たりの生産額を10%以上向上を目指して取り組んでいます(基金事業として実施)。(農水省)</p> <p>○漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組58件を支援しました。(農水省)</p>	<p>○平成30年12月に成立した改正漁業法に基づき、所要の政省令の制定等を行い、水産業の成長産業化を推進していきます(以下の項目に共通する事項)。(農水省)</p>
137	<p>○資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗(我が国漁業生産額のおおむね9割に相当)を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。(農水省)</p>	<p>○計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。(農水省)</p>	<p>○令和4年度までに、漁業収入安定対策事業加入漁業者による漁業生産の割合を令和4年度までに90%にすることを目標としています。この目標値の達成状況は、平成27年度で68%、平成28年度で69%、平成29年度で70%と着実に伸びています。(農水省)</p>	<p>○水産改革による新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を図ることとしています。(農水省)</p>
138	<p>○各地域の実情に即した形で、自ら足りない部分を明確化し、それを克服し所得向上や競争力強化を示す具体的な行動計画である「浜の活力再生プラン」の実施により各浜の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。その実施に当たっては、所得の向上に向けて着実にPDCAサイクルを回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たったの課題を浜にフィードバックする。(農水省)</p>	<p>○浜の活力再生プランの策定を推進するとともに、平成30年度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新を進めています。また、優良事例の全国への横展開を図るため、事例紹介を行うブロック会議を5か所で開催するとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を行いました。(農水省)</p>	<p>【指標】浜プランに基づき各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合(農水省) 平成30年度 66% 平成29年度 68% 平成28年度 68%</p> <p>○平成31年3月現在で合計672のプラン策定をしました。(農水省)</p>	<p>○第1期目の浜プランの終期を迎える地区については、PDCAサイクルのもと、第2期への更新を推進していきます。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
139	○漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、企業と「浜」との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討する。(農水省)	○沿岸漁場の利用状況の調査を行い、漁場の有効活用の可能性等についての情報の収集・整理・分析を行うとともに、漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援しました。		○漁業への参入を希望する企業等に対する全国的な情報提供プラットフォームを新たに設置します。(農水省)
140	○漁船の高齢化による生産性の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力に限られている現状も踏まえ、今後、高齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。(農水省)	○高齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の策定を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援するメニューを創設しました。(農水省)	○漁業者団体による長期代船建造計画7件の策定を支援しました。また、計画的・効率的な漁船導入を図る改革計画を4件認定しました。(農水省)	○漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援します。(農水省)
141	○漁船等における居住環境の改善のため、高速インターネットや大容量データ通信等が可能となる高速通信の整備について、関係省庁等が連携して、効率的な普及に向けた検討を行う。(総務省、農水省、国交省)	○海上ブロードバンドの普及に向け、平成30年3月に総務省、水産庁及び国交省の3省庁により、今後の取組の方向性を示した「海上における高速通信の普及に向けて(最終報告)」を取りまとめました。本報告に基づき、水産関係者等に対して説明会を通じた情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みました。(総務省、農水省、国交省)	○平成30年度、水産・通信関係者等への説明会6回実施しました。(総務省、農水省、国交省)	○新規の衛星通信事業者が参入する機会などを捉え、引き続き、水産関係者等に対して説明会を通じた情報提供を行い、普及啓発に取り組みます。(総務省、農水省、国交省)
ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進				
142	○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、品質・衛生管理の強化、情報通信技術の活用、トレーサビリティの取組など、国として、水産物の取引や物流のあり方を総合的に検討する。(農水省)	○水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要な衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援するとともに、水産物の輸出促進に資するためのEU及び米国が輸出水産物について求めるトレーサビリティを推進する取組の実証に対して支援しました。あわせて、価格形成力の強化や取扱量の増大、品質の向上等による産地水産物の競争力強化に向け、産地市場の統合を進めるための調査・分析を行いました。(農水省)	○水産加工施設等にかかる対EU輸出認定施設及び対米輸出認定施設は、平成29年度末の419件から平成30年度(平成31年3月末時点)で474件に増加しており、引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農水省) ○平成30年6月に「輸出のための水産物トレーサビリティ導入ガイドライン」を策定・公表するとともに、同ガイドラインに基づく実証の取組に対して支援を実施しました。(農水省)	○引き続き、輸出体制の強化のための取組を支援します。(農水省)
143	○海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組むとともに、HACCP認定施設数の増加を図るため、水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行う。(農水省)	○令和元年末までに水産物の輸出額を3,500億円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求めるHACCP基準に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生基準への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制に対する撤廃・緩和の働きかけを行うなど、輸出環境の整備に取り組みました。(農水省)	○平成30年の水産物輸出額は3,031億円となっており、引き続き、令和元年末までに3,500億円に到達できるよう、様々な支援策を継続します。また、放射性物質関係の輸入規制について、水産物に対し何らかの規制を設けている国・地域の数は、事故後の53から23(平成31年3月31日現在)にまで減少しました。(農水省)	○引き続き、海外市場の拡大を図るため、早期に成果が見込める販売促進活動を支援するとともに、HACCP認定施設数の増加を図るための水産加工施設の改修、研修会及び現地指導等や輸出先国が求める衛生条件等への対応に必要な調査等に対し支援を行うなど、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組を行います。(農水省)
エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備				
144	○我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。(農水省)	○水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。 ○豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。 ○大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。 ○漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持・更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。(農水省)	○流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合(農水省) 27%(平成29年度) ○水産生物の生活史に対応した良好な生態環境空間を創出する整備海域数(農水省) 23海域(平成29年度) ○防災拠点漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合(農水省) 15%(平成29年度) ○流通拠点漁港及び生産拠点漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合(農水省) 52%(平成29年度)	○引き続き、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給と輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための漁港等の機能向上、漁場環境の変化に対応した水産環境整備による海域全体の生産力の底上げ、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備えて国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策、漁港ストックの適切な維持・更新や整備、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等の推進に総合的に取り組みます。(農水省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進</p>				
145	<p>○国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供等の、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。(農水省)</p>	<p>○水産多面的機能発揮対策事業により、水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対して交付金を交付することを通じて、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練等を支援しました。</p>	<p>○水産多面的機能発揮対策事業による国境監視活動や海難救助訓練を行う漁業者等で構成される活動組織数は約200組織です。(農水省)</p>	<p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農水省)</p>
146	<p>○国境監視に関しては、「海洋の安全保障の強化の基盤となる施策」である「MDA体制の確立」の一環として、漁業者からの情報提供を受けるなど民間機関との連携を強化する。(農水省)</p>	<p>(農水省)</p>		
<p>カ 漁業・漁村の活性化を支える取組</p>				
147	<p>○生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、資源調査の高度化や漁業・養殖業の競争力強化等の課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。(農水省)</p>	<p>○養殖ブリ類の生産コストの削減を確立するためのハダムシ抵抗性家系の作出等技術開発、クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のため、早期採卵技術の開発及び摂餌特性に応じた給餌方法の開発に取り組みました。また、赤潮による漁業被害を軽減するため、赤潮発生予測等の技術を開発することを目的とし、海水中の微生物の遺伝子情報や気象パラメータなどの各種データの集積と解析を進めました。</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構においては、調査船などを用いた資源調査の高度化のための研究課題を推進し、漁業・養殖業の競争力強化等のため資源調査や飼育実験などを実施し、水産資源の生態的特性等科学的な情報の収集を行いました。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○ブリについてはハダムシ抵抗性家系を作出、寄生数3割以上の軽減を実現。クロマグロについては早期成熟・産卵誘導のための新たな日長・水温条件で親魚養成を開始しました。赤潮発生予測技術についてはビッグデータの解析による予測モデルを作成し、1～10日後の予測精度を検証しています。(農水省)</p> <p>○水産政策の改革にもとづく資源評価手法と評価対応魚種の拡大に関する検討を進め、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法のために、次年度から実施する新しい資源評価に導入する解析手法を構築し、速やか実運用に移行する予定です。(農水省)</p>	<p>○ブリについては、今後、ハダムシ抵抗性家系を民間企業との共同研究等を通じて現場に普及することを検討します。クロマグロについては、早期産卵誘導によって得られた人工種苗を用いた養殖システムの開発を開始します。赤潮発生予測技術については、赤潮発生現場海域でビッグデータ解析による予測モデルを用いた赤潮短期予測技術の実用化を検討します。(農水省)</p>
148	<p>○海洋への理解増進、海洋教育の推進に資する海との触れ合いや新鮮な水産物を食することができるという機会を観光資源として積極的に活用し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、ソフト・ハードの取組を一体的に支援する。(農水省)</p>	<p>○農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる地域の創出に向け、自治体や漁業等を対象に全国3か所で説明会を実施するとともに、農山漁村振興交付金により、観光コンテンツの磨き上げや遊休施設を活用した宿泊施設の整備などソフト・ハードの取組を一体的に支援しました。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○平成30年度は、新たに漁業地域を中心とした取組を23か所で支援を実施しました。(農水省)</p>	<p>○令和元年度は引き続き、取組地域の増大を推進するとともに、令和2年度以降の展開のあり方については、内外の関係者との議論を踏まえて、決定する予定です。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>3. 海洋環境の維持・保全 (1) 海洋環境の保全等</p>				
<p>ア 生物多様性の確保等の推進</p>				
149	<p>○SDGs、生物多様性条約(CBD)等の国際約束、国連持続可能な開発会議(RIO+20)成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。(外務省、環境省)</p>	<p>○生物多様性国家戦略2012-2020等に従い、国際的な枠組の下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。 (外務省、環境省)</p>	<p>○具体的な成果等は施策番号150～157に記載しました。</p>	<p>○具体的内容については、施策番号150～157に記載しました。</p>
<p>① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進</p>				
150	<p>○「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省公表)を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」(平成23年3月環境省策定)も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。(農水省、環境省)</p>	<p>○平成28年に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、関係省庁で沖合の海底の自然環境の保全を図るための海洋保護区制度(沖合海底自然環境保全地域)の検討・設計を行い、自然環境保全法の一部を改正する法律案を取りまとめました。 (農水省、環境省、経産省)</p>	<p>【指標】海洋保護区の設定面積・割合(農水省、環境省) ・我が国管轄権内水域における海洋保護区の割合は、平成31年3月現時点で8.3%です。 ○自然環境保全法の一部を改正する法律案を平成31年3月に閣議決定し、国会に提出しました。(環境省) ○中央環境審議会自然環境部会で答申のあった小笠原方面の沖合海域を、速やかに沖合海底自然環境保全地域に指定することで、海洋保護区の割合10%を達成できる見込みです。(環境省)</p>	<p>○令和元年度に関連する政省令・基本方針等の改正作業を進め、今回の改正法が令和2年春頃に施行されれば、令和2年までに、海洋保護区の割合が10%に達するように沖合海底自然環境保全地域の指定を行います。その後は、情報収集・モニタリングも含めた保護管理を推進します。(環境省)</p>
151	<p>○これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。(農水省、環境省)</p>	<p>(農水省、環境省、経産省)</p>	<p>○石西礁湖(沖縄県)において、国立公園、共同漁業権区域といった個別の海洋保護区に着目し、サンゴ礁の白化が起こる前後で生態系サービスがどの程度変化したかを定量的に評価しました。(環境省)</p>	<p>○生態系サービスの検証は令和2年度まで継続します。(環境省)</p>
152	<p>○海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的充実重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。(農水省、環境省)</p>	<p>○海洋保護区における適切な水産資源の管理に資するため、平成28年度から5か年計画で既存の海洋保護区においてとられた管理による、食料や観賞魚となる水産資源などの生態系サービスへの影響の検証を進めています。また、平成30年度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を開始しました。</p>	<p>○我が国の海洋保護区に対する国際的な理解促進を図るため、生物多様性条約の第22回科学技術助言補助機会会合内のイベントにおいて、我が国の海洋保護区設定の取組を紹介しました。(農水省)</p>	<p>○国内外の優良事例における具体的な管理措置や有効性、及びその検証方法の情報収集・分析等を進め、設定した海洋保護区の管理の質的充実策の検討に取りかかります。 (農水省)</p>
153	<p>○海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るとする基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。(農水省)</p>	<p>○漁業関係団体等への説明会や国際イベントの場を通じ、海洋保護区設定の必要性の浸透など、国内外における理解促進を図りました。 (農水省、環境省)</p>	<p>○我が国の海洋保護区に対する国際的な理解促進を図るため、生物多様性条約の第22回科学技術助言補助機会会合内のイベントにおいて、我が国の海洋保護区設定の取組を紹介しました。(農水省)</p>	<p>○我が国の海洋保護区に対する国際的な理解促進を図るため、生物多様性条約の第22回科学技術助言補助機会会合内のイベントにおいて、我が国の海洋保護区設定の取組を紹介しました。(農水省)</p>
<p>② 脆弱な生態系の保全への取組</p>				
154	<p>○サンゴ礁、藻場、干潟、砂浜・砂州・砂堆、マングローブ林等に形成される生態系は、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化等の影響を受けて、脆弱性が高まっており、また、これらの生態系は、生物多様性の確保や水産資源を含む多様な生物の息・生育の場として重要な機能を有していることから、そうした場の衰退要因を的確に把握しつつ、その保全や再生に向けて積極的に取り組む。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○青森港、阪南港、尾道系崎港等において、港湾整備により発生する浚深土砂等を有効利用した干潟等の保全などを行ったほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。 ○西表石垣国立公園(沖縄県)において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。 (農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など ・藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行う海域数は14海域です。(農水省) ・水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動組織数は平成31年3月末現在、約630組織です。(農水省) ・西表石垣国立公園におけるサンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組まれました。(環境省)</p>	<p>○藻場・干潟に関しては、各海域ごとの環境及び衰退要因に的確に対応した形で、ハード・ソフト施策が一体となった対策を引き続き実施していきます。(農水省) ○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえ、令和元年度中の事業の実施計画の改定を目指します。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
155	<p>○サンゴ礁においては、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」(平成28年3月環境省策定)及び「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」(平成29年4月サンゴ大規模白化緊急対策会議取りまとめ)に基づき、サンゴ礁生態系の回復のための人為的圧力の低減を始めとした適応策の実施に取り組むとともに、その劣化の状況を把握するためのモニタリングを推進し、その成果も適応策に活かしていく。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業(耕土流出防止施設整備)により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。</p> <p>○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト1000サンゴ礁調査(22か所)において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、結果を公表するとともに、浅海域生態系現況把握調査において、宮古列島、久米島などでサンゴ礁の分布域を把握しました。また、サンゴ礁生態系保全の取組状況を把握するための関係省庁・関係自治体・専門家の参加したサンゴ礁生態系保全行動計画の中間評価会議を開催しました。</p> <p>(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】保全や再生に取り組んだ箇所数・面積など ・水質保全対策事業に関しては、沖縄県策定の沖縄21世紀農林水産業振興計画における整備目標面積8,800ha(令和3年度)に対し、平成30年度末見込みで6,248ha(進捗率71.0%)の整備済み面積となっています。(農水省) ・サンゴ礁生態系保全行動計画の中間評価の結果、サンゴ礁生態系保全に係る取組が各地で包括的に行われており、取組の数が増加しました。(取組数 平成28年50件 → 平成30年68件)(環境省)</p>	<p>○水質保全対策事業に関しては、令和3年度末の目標面積の整備完了に向け、事業を進めます。(農水省)</p>
156	<p>○希少動植物の保全のための基礎的な資料であるレッドリスト(絶滅のおそれのある野生動物の種のリスト)について、関係省庁が連携し、レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、改訂作業を進める。(農水省、環境省)</p>	<p>○環境省ではレッドリスト対象種の拡充を検討しつつ、農水省のオブザーバー参加を得て、環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト(陸域のレッドリスト)の統合に向けた検討会を実施しました。また、農水省と環境省の担当者間で海洋生物レッドリストの統合のあり方等について意見交換を実施しました。</p> <p>(農水省、環境省)</p>	<p>【指標】環境省レッドリストに基づく種の絶滅危険度の傾向を示す数値(環境省) ・平成31年1月、第4次レッドリストの第4回改訂版となる「環境省レッドリスト2019」を公表しました。絶滅危惧種は3,676種となり、環境省版海洋生物レッドリストに掲載された絶滅危惧種56種を加えると3,732種となりました(第3回改訂版から1種の増)。</p> <p>○環境省レッドリストの統合方針を策定しました(平成31年2月5日)。(環境省)</p>	<p>○環境省レッドリスト統合方針を踏まえ、今後第5次環境省レッドリスト策定に向けた作業を実施予定です。(環境省)</p>
<p>③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進</p>				
157	<p>○国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用の重要性に鑑み、新協定の作成に係る政府間会議等の議論に積極的に参加していく。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、環境省)</p>	<p>○BBNJの保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けて、内閣府総合海洋政策推進事務局及び外務省の共催による関係省庁会議等を通じて日本の基本的な考え方を整理の上、平成30年9月の政府間会議第1回会合及び平成31年3月の第2回会合に臨み、議論に積極的に参加しています。</p> <p>(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、環境省等)</p>	<p>○平成31年2月、スウェーデン・マルメにおいて、BBNJの保全及び持続可能な利用の重要性を議論するため、世界海事大学(WMU)とBBNJに関する国際ワークショップを共催しました。(外務省)</p>	<p>○第3回会議(令和元年8月)及び第4回会議(令和2年度中)に向けて、関係省庁で対応方針を協議し、適切に対処します。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、環境省等)</p>
<p>イ 気候変動・海洋酸性化への対応</p>				
158	<p>○海水温上昇、海洋酸性化等の海洋環境や海洋生態系に対する影響を的確に把握するため、海洋における観測・監視を継続的に実施する。また、気候変動及びその影響の予測・評価に関する取組を進めるとともに、海洋における適応策に関する各種取組を実施する。(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、日本海洋データセンター(JODC)に集積して情報共有を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査 ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査 ・地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動や海水温上昇を把握のための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測 <p>○気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球シミュレータ等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化による、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要な基盤的情報の創出及び高潮や海岸被害等の気候変動影響や、適応策の効果の評価等を総合的に行う技術の地方公共団体等との共同・研究開発 ・国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び太平洋域における海洋酸性化に関する情報の公開 ・養殖における高水温適応品種の実用化に向けた、ノリ高水温適応素材の糸状体(種)を作成と3海域での養殖試験 ・「適応策評価のための気候変動に伴う沿岸環境急変現象の変動と影響評価モデル開発」の課題への取組 ・北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開 <p>(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】海洋産業からの温暖化ガス排出量(農水省) ・省エネ漁船への転換による温室効果ガス排出削減量 平成29年度 0.95万トンCO₂ 平成28年度 1.0万トンCO₂ 平成27年度 1.1万トンCO₂</p> <p>【指標】アルゴフロートや船舶観測等による鉛直プロファイル数(文科省、国交省) 平成30年度 8,803プロファイル 平成29年度 9,590プロファイル 平成28年度 9,773プロファイル</p> <p>○黒潮および親潮を横断する定線調査、さらにはオホーツク海・日本海・東シナ海での調査を複数回実施し、我が国周辺の海洋及び生態系に関する海洋環境情報を「漁海況予報」として計21回公開しました。(農水省)</p> <p>○ノリ高水温適応素材の野外養殖試験を行った結果、高水温条件下で発生するくびれや発育障害が元株より軽減されることを確認しました。(農水省)</p> <p>○急潮発生機構の解明等に資する沿岸環境データの収集・解析を実施しました。また、文科省の気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)プロジェクトで開発された沿岸域の将来予測モデル結果を用い、将来の急潮発生頻度や継続時間等の傾向を海域毎に予測しました。(農水省)</p>	<p>○令和2年の気候変動影響評価に向け、知見の蓄積に努めます。(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
159	○海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指すとともに、効率的な海洋観測の実現のため、観測の自動化技術の開発向上に取り組むとともに、その国際標準化に取り組む。(文科省、国交省)	○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。 (文科省、国交省)	○パラオ共和国の港より小型船を利用した投入と回収を行う事で、ウェブグライダーによる表層海洋と海上気象の長期観測に関する要素開発を行いました。(文科省)	○表層グライダー等の実用化及び自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指しています。(文科省)
160	○「気候変動の影響への適応計画」において、おおむね5年程度を目途に気候変動の影響の評価を実施するとされていること等を踏まえ、気候変動及びその影響に関する新たな知見の蓄積に努め、気候変動影響評価にその知見を反映する。(環境省)	○平成30年12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく気候変動影響評価を令和2年を目途に実施すべく、各分野の気候変動及びその影響に関する知見の収集を行っています。 ○気候変動適応情報プラットフォームにおいて、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。 (環境省)	○次期気候変動影響評価を令和2年に実施するため、平成31年1月に中央環境審議会への諮問を行いました。(環境省) ○気象庁が作成する地球温暖化予測情報第9巻の情報を追加しました。また、最新の研究成果や先進的な取組を行っている自治体及び企業の事例を新たに追加しました。(環境省)	○引き続き、知見の収集と情報発信に取り組みます。(環境省)
161	○海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させる。(環境省)	○海洋における気候変動及びその影響についての情報を含め、様々な気候リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤である「気候変動適応情報プラットフォーム」を充実させる。(環境省)		
162	○脆弱な生態系が海水温上昇、海洋酸性化等により深刻な状況にあることを踏まえ、パリ協定の目標達成に向けた気候変動の緩和の取組を実施する。(環境省)	○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。 (環境省)	○平成29年度の温室効果ガス総排出量は、約12億9,400万トンCO ₂ となりました(速報値)。平成28年度の総排出量(13億700万トンCO ₂)と比べて1.0%減少、平成25年度の総排出量(14億900万トンCO ₂)と比べて8.2%減少となりました。(環境省)	○長期戦略の策定に向け、各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を設置し、議論が進められています。(環境省)
163	○温室効果ガスや大気汚染物質の排出抑制による環境負荷の低減への取組として、我が国が主導する船舶からの温室効果ガス排出抑制に係る国際ルールの策定、船舶の省エネ技術の実証やIoTの活用による運航の効率化、港湾における省エネの推進、二酸化炭素吸収源拡大対策等を通じた「カーボンフリーポート」の実現、LNG燃料船の普及やLNGバンカリング拠点の形成等に取り組んでいく。(国交省)	○我が国の海事産業の競争力を強化すべく、国際海事機関(IMO)において、今世紀中にGHG排出をゼロにする長期目標を含む「GHG削減戦略」の交渉を主導し、我が国提案を基に採択したほか、国際海運からの温室効果ガス排出をより抑制するために検討された新造船の燃費規制強化について、我が国が各国の意見をとりまとめIMOに提案を行いました。 ※GHG:温室効果ガス(Greenhouse Gases) ○船舶における環境負荷の低減として、次の取組を行いました。 ・国交省と経産省が連携した「トラック・船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金(内航船の運航効率化実証事業)」による、革新的省エネ技術のハード対策と、運航計画や配船計画の最適化等によるソフト対策を組み合わせた省エネ船舶の省エネ効果の実証 ・国交省と環境省が連携した「代替燃料活用による船舶からのCO ₂ 排出削減対策モデル事業」を活用し、LNG燃料船の実運航時のCO ₂ 排出削減の最大化を図る技術実証の着手 ○港湾における環境負荷の低減として、国交省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。 ・静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組 ・IoT機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャーンシの位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナヤーン等の導入促進に向けた取組 (国交省、経産省、環境省)	○国際海運からのGHG排出量を把握すべく、平成31年1月より、燃料消費量を記録し、国への報告を義務化する制度を立ち上げ、令和2年より報告が開始される予定です。(国交省) ○平成30年度より、新規制度として「港湾におけるIoTを活用した低炭素化促進事業」が予算措置されました。(国交省)	○引き続き関係省庁と連携し、省エネ船舶の省エネ効果の実証事業やLNG燃料船の技術実証事業等船舶における環境負荷低減に向けた取組を行います。(国交省) ○左記の報告制度等により取組の成果や目標達成に向けた進捗状況等を評価できるようになる見込みです。(国交省) ○港湾における環境負荷の低減を図るため、港湾におけるIoT技術等を活用した低炭素化のさらなる促進のための取組を進めていきます。(国交省)
164	○海洋生態系により蓄積される炭素であるブルーカーボンを活用した二酸化炭素吸収に係る取組を推進する。(国交省)	○港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用し、藻場や干潟の造成等を実施するとともに、ブルーカーボンの活用を拡大するための方策について検討を行いました。 (国交省)	○尾道系崎港にて干潟の造成を行うとともに、須崎港にて藻場造成の実証実験等を実施しました。(国交省) ○学識経験者および関係団体等で構成される「ブルーカーボン研究会」にオブザーバーとして参加し、活用を拡大するための方策について検討を行いました。(国交省)	○令和元年度は、ブルーカーボン生態系の活用による二酸化炭素の吸収に係る検討を行います。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
165	<p>○温室効果ガスの排出増大により、気候変動に伴う海水温上昇や、海洋酸性化といった海洋環境問題を引き起こしていることについて、広く国民の理解を得ていく努力を行う。(文科省、国交省、環境省)</p>	<p>○気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供を行う拠点として、平成30年12月に国立研究開発法人 国立環境研究所内に気候変動適応センターを設立したほか、気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響等に関する情報を提供しています。</p> <p>○気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。</p> <p>(文科省、国交省、環境省)</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>	<p>○施策番号160及び161に記載しました。</p>
166	<p>○地球全体の海洋変動を把握するための国際的プロジェクトである「アルゴ計画」を含め、国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に参画・貢献するとともに、UNESCO/IOC等を通じた科学研究の支援を積極的に推進し、科学的根拠に基づいた国際的な合意形成に貢献していく。(文科省、国交省)</p>	<p>○海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)の下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WGCRP)の下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)及びアルゴ計画への参画 ・GO-SHIPにおける、定められている測線の海面から海面直上までの観測 ・北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同した日本海縦断観測 ・人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム(GEOSS)」と、データ統合・解析システム(DIAS)を接続した地球観測データ等の共有 <p>(文科省、国交省)</p>	<p>○GEOSS推進を目的とした国際枠組である「地球観測に関する政府間委員会(GEO)」の本会合を平成30年10月に我が国(京都府)で初めて開催し、持続可能な開発目標(SDGs)と密接に連携し、仙台防災枠組に対する地球観測の貢献等について活発な議論を行いました。(文科省)</p>	<p>○令和元年以降、GO-SHIPにおける北西太平洋及びインド洋での海洋観測及びアルゴ計画におけるアルゴフロートの投入等、引き続き国際枠組の下で実施される観測・データ等の共有に参画・貢献していきます。(文科省、国交省)</p> <p>○令和元年6月に行われる第30回IOC総会での海洋観測、データ共有に関する議論に参加する予定です。(文科省、国交省)</p>
ウ 海洋ごみへの対応				
167	<p>○海洋ごみ(漂着ごみ、漂流ごみ、海底ごみ)について、良好な景観や環境の保全等を図るため、実態等が未解明で実質的な回収が困難なマイクロプラスチックへの対応も含め、その削減に向け、多様な主体の参画や連携の下、実態把握、回収処理や発生抑制対策、国際連携を総合的に推進していく。(外務省、文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○海洋ごみ問題については、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針を踏まえ、関係府省を構成員とする海岸漂着物対策推進会議が開催され、実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関する取組状況や今後の予定等について情報共有しながら、連携・協力して取組を進めています。</p> <p>○国連環境計画(UNEP)など広域の国際枠組、北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や二国間協力において、海洋ごみ問題解決に向けた連携を推進しています。特に、平成30年11月のASEAN+3首脳会議において、安倍内閣総理大臣から「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国の支持を得ました。今後、日中韓の連携の下、廃棄物の適正処理や3Rの能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定等について、ASEAN諸国への支援を推進していきます。また、平成30年6月、第20回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、海洋ごみ対策等の環境分野の課題について意見交換を行い、これら分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認しました。</p> <p>○国内外において海洋プラスチックごみ問題への関心が高まっており、総合海洋政策本部参事会議の下に「海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム(PT)」が設置され、問題の解決に向けて改善・強化すべき取組を検討し、報告書が取りまとめられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月の海岸漂着物処理推進法の改正を踏まえ、海岸漂着物処理推進法に基づく基本方針の変更や、プラスチック資源循環戦略の策定が進められています。 ・令和元年6月に開催予定のG20大阪サミットに向けて、平成31年2月に、我が国として海洋プラスチックごみ対策を先導的に実施することを目的に「海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議」を設置し、海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定することになりました。 ・農水省では、平成30年11月以降、漁業関係団体、漁具製造業界団体及び学識経験者の参加を得て「漁業におけるプラスチック資源問題対策協議会」を開催し、漁業関連分野全体での今後の取組に関する議論、検討を行いました。 ・経産省では、平成31年2月以降、プラスチックごみが海洋流出するリスクに対応するため、新素材・代替素材の技術開発を促進することを目的に、海洋生分解性プラスチックの開発段階に応じた技術課題や経済面・制度面等の課題の検討を行いました。 <p>○農水省では、以下の取組を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境改善推進事業の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、平成30年度から力キ養殖設備の一部資材に生分解性プラスチック製試作品を用いた現場試験を実施したほか、漁業現場におけるプラスチックの削減方策の検討等に着手しました。 ・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。 <p>(内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省等)</p>	<p>【指標】海洋ごみの回収量(環境省)</p> <p>平成28年 3万1141トン 平成27年 3万6111トン 平成26年 4万3259トン</p> <p>【指標】海洋ごみ(マイクロプラスチック)の密度(環境省)</p> <p>平成28年度 2.1個/m³ 平成27年度 2.4個/m³ 平成26年度 3.7個/m³</p> <p>(※)マイクロプラスチック採集地点及び地点数は年度によって異なる。(最新データは集計中)</p> <p>○海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針の改定では、次の事項等の推進が盛り込まれる予定です。(環境省)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海岸漂着物等の円滑な処理 ②漁業者等の協力を得た漂流ごみ等の処理や、内陸から海岸の流域圏関係者が一体となった海岸漂着物対策の実施など ③海岸漂着物等の効果的な発生抑制 ④廃プラスチック類の排出の抑制や持続可能なリサイクル、バイオプラスチック・再生材の利用促進、プラスチック製漁具等の回収徹底・リサイクル等の推進 ⑤多様な主体との連携の確保及び普及啓発 ⑥全国の海岸漂着物対策関係者が参画できる場の設置と関係主体官の連携・協力の継続、環境教育や消費者教育の推進など ⑦国際連携の確保及び国際協力の推進 ⑧途上国からの廃プラスチック類の海洋流出への排出量削減への寄与など <p>○流木災害防止対策に関しては、全国で緊急的・集中的措置が必要な約1200地区のうち、約6割で着手済みです。(農水省)</p>	<p>○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「喫緊の課題として率先して取り組むべき事項」として、プラスチックごみの海洋流出にストップをかけるため、国際連携の主導と国際協力の推進・強化及び海洋プラスチックごみ問題の解決を目指したイノベーションを推進することが必要であることが、また、「重要施策として継続的に取り組むべき事項」として、施策推進の基盤となる科学的知見の充実と国際共有の推進及び多様な主体との連携が必要であることが提言されていることを踏まえ、可能な事項から順次各府省において取組の具体化・推進を図り、内容を工程表的に反映してまいります。(外務省、文科省、農水省、国交省、環境省)</p> <p>○令和元年6月のG20大阪サミットや持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、海洋プラスチックごみ問題が主要議題となる予定です。(外務省、文科省、農水省、国交省、環境省)</p> <p>○「漁業におけるプラスチック資源問題対策協議会」での議論を踏まえ、「漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組(仮)」を取りまとめ、平成31年4月以降に公表の予定です。(農水省)</p> <p>○海洋生分解性プラスチックの開発段階に応じた技術課題や経済面・制度面等の課題の検討を踏まえ、「海洋生分解性プラスチック開発・導入普及ロードマップ(仮)」を取りまとめ、令和元年5月以降に公表の予定です。(経産省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
168	○マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、海洋中の分布状況や有害物質の吸着状況、海洋生物や生態系への影響等の調査研究を継続的に実施する。(文科省、環境省)	○海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度、マイクロプラスチックに吸着しているポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害化学物質の量を定量的に把握するための調査・結果の公開をとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的説明、生物への影響、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、漁場環境改善推進事業により、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類2種のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。	○環境研究総合推進費課題の成果の一部として「マイクロプラスチックの太平洋全域における海洋プラスチックごみ浮遊量が50年後までに4倍になるとの予測結果」を報道発表しました。(環境省)	○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「重要施策として継続的に取り組むべき事項」として、施策推進の基盤となる科学的知見の充実と国際共有の推進が必要であると提言されていることを踏まえ、海洋プラスチックごみに関する科学的知見の充実に関して、可能な事項から順次各省庁における取組の具体化・推進を図り、内容を工程表的に反映していきます。(文科省、環境省)
169	○マイクロプラスチックを含む海洋ごみのモニタリング方法の高度化等の研究開発を推進する。(文科省、環境省)	○平成30年度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発を開始しました。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海デブリデータベース」として公開しています。 (文科省、環境省、農水省)	○環境研究総合推進費課題を通じて、特にマイクロプラスチックの海域における計測方法及び実験室における分析方法の両者について、それぞれ手法の高度化を目的とした技術開発を開始しました。(環境省) ○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に関する事項は、施策番号175に記載しました。(環境省)	
170	○地方公共団体や事業者等による地域の実情に応じた海洋ごみの回収・処理や、海洋ごみの処理に必要な廃棄物処理施設の整備等を支援する。(農水省、環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援を実施しました。 ○市町村の廃棄物処理施設の整備を財政支援しました。 (農水省、環境省)	○海岸漂着物等地域対策推進事業による地方公共団体に対する財政支援額(環境省) 29.7億円(平成30年) ○水産多面的機能発揮対策事業による漁業者等に対する財政支援額(農水省) 28億円の内数(平成30年)	○引き続き、海岸漂着物等地域対策推進事業及び水産多面的機能発揮対策事業により、自治体や漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農水省、環境省)
171	○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援する。(農水省、国交省、環境省)	○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。 ○水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました(※施策番号170に関連記載あり)。 (農水省、国交省、環境省)	○平成30年度は、静岡県等11府県(平成30年7月豪雨、台風第24号等)の海岸で漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。(農水省、国交省)	○引き続き、海岸管理者等への財政的支援を実施します。(農水省、国交省) ○引き続き、水産多面的機能発揮対策事業にて、漁業者等で構成される活動組織が行う漂流・漂着物等の回収・処理の活動を支援します。(農水省)
172	○海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施する。(国交省)	○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施しました。なお、大規模な油流出事故等に備え、大型浚渫兼油回収船を配備しています。 (国交省)	○平成30年7月の豪雨、同年9月の台風第21号、第24号の通過に伴う湾内等の漂流ごみ回収活動を行いました。(国交省)	○引き続き、海洋環境の保全を図るため、漂流ごみや油の回収・処理を実施していきます。(国交省)
173	○国外起因の廃ポリタンク等の海岸漂着物について、実態把握を行うとともに、必要に応じて発生国への申入れ等の対応を行う。(外務省、環境省)	○廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。このうち、廃ポリタンクの発生国と考えられる韓国に対しては、平成30年6月の第20回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM20)の際に中川環境大臣より廃ポリタンク漂着の再発防止について申し入れるとともに、外交ルートでの申入れを行いました。 (外務省、環境省)	○平成29年4月～平成30年3月の期間に、北海道から沖縄県にわたる道府県の協力を得て、廃ポリタンク等の漂着状況を取りまとめました。(環境省)	○必要に応じて、廃ポリタンク等の海岸漂着物の発生国への外交ルート等での申入れ等を実施します。(外務省、農水省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項						
174	<p>○陸域から河川等を通じて海域に流入するごみを含めた海洋ごみの発生抑制の更なる推進のため、使い捨てプラスチック容器包装等の廃棄物の発生抑制(リデュース)や再資源化(リサイクル)、いわゆるポイ捨てを含む不法投棄の防止、河川美化等について、教育やライフスタイルの観点も念頭に置きつつ、関係機関が連携して、普及啓発を含めて総合的に対策を講ずる。(国交省、環境省)</p>	<p>○不法投棄の防止については、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動を一斉に実施しました。</p> <p>○河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。</p> <p>○平成30年10月から、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体が連携協働する「プラスチック・スマート」キャンペーンを立ち上げ、ポイ捨て撲滅を徹底した上で、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの取組事例の募集及び情報発信を行っています。</p> <p>(国交省、環境省)</p>	<p>○プラスチック・スマートキャンペーンの立ち上げにより、消費者を始め、自治体・NGO・企業などの幅広い主体が、一つの旗印のもとに連携協働して積極的な取組を行う枠組が開始されました。平成30年3月末現在の登録事例は446件です。(環境省)</p>	<p>○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「喫緊の課題として率先して取り組むべき事項」として、海洋プラスチックごみ問題の解決を目指したイノベーションを推進することが必要であること、また、「重要施策として継続的に取り組むべき事項」として、多様な主体との連携が必要であることが提言されていることを踏まえ、新素材の研究開発や普及の推進、環境教育・消費者教育等を通じた環境配慮型システムへのシフトの促進、森・里・川・海のつながりを意識した沿岸域の総合的管理の推進に関して、可能な事項から順次各省庁において取組の具体化・推進を図り、内容を工程表に的確に反映してまいります。(環境省)</p>						
175	<p>○G7での取組等を踏まえ、マイクロプラスチックに関するモニタリング手法の国際的な調和の推進等を通じて、地球規模での分布状況の解明に貢献する。(環境省)</p>	<p>○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和に向けて、ガイドライン作成のための調査研究等を実施するとともに、国際会議を開催し議論を行いました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>○平成28年のG7富山環境大臣会合で決定された優先的施策の一つとして、我が国において、漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和を議論するための国際会議(第3回)を平成31年3月に開催しました(第1回会議は平成28年12月に開催し、以後、毎年度開催)。(環境省)</p>	<p>○モニタリング手法のガイドラインのとりまとめを行います。(環境省)</p> <p>○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「重要施策として継続的に取り組むべき事項」として、モニタリング手法の標準化や調和の主導等が必要であることと提言されていることを踏まえ、海洋プラスチックごみに関する国際共有の推進に関して、可能な事項から順次取組の具体化・推進を図り、内容を工程表に的確に反映してまいります。(環境省)</p>						
176	<p>○国際枠組等における海洋ごみに関する調査研究、人材育成等に関する協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献する。(環境省)</p>	<p>○アジア域の国々の研究者及び技術者を対象に、海洋ごみ調査技術習得のための人材育成プログラムを実施しました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>○人材育成プログラムには、2名(タイ1名、インドネシア1名)を招へいしました。(環境省)</p>	<p>○育成人材プログラム研究者を通じたアジア地域における海洋ごみの実態把握調査の協働実施に取り組みます。(環境省)</p> <p>○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「喫緊の課題として率先して取り組むべき事項」として、プラスチックごみの海洋流出にストップをかけて、国際協力の推進・強化が必要であることが提言されていることを踏まえ、途上国等の廃棄物処理や3R等の能力向上等に関して、可能な事項から順次取組の具体化・推進を図り、内容を工程表に的確に反映してまいります。(環境省)</p>						
<p>エ 海洋汚染の防止</p>										
177	<p>○「ロンドン条約1996年議定書」を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)に基づき、廃棄物の海洋投入処分及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄等に係る許可制度を適切に運用するとともに、法令の遵守に係る適切な監視・モニタリング等を実施する。(環境省)</p>	<p>○廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。)に基づき、環境大臣の許可に基づき、適切な処分を行いました。平成30年度は、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分量ゼロを達成しました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>【指標】陸上発生廃棄物の海洋投入処分量(環境省)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成30年</td> <td>0トン</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>12万トン</td> </tr> <tr> <td>平成28年</td> <td>59万トン</td> </tr> </table>	平成30年	0トン	平成29年	12万トン	平成28年	59万トン	<p>○今後も適切な廃棄物の海洋投入処分の審査手続を行い、海洋汚染の防止を図ります。(環境省)</p>
平成30年	0トン									
平成29年	12万トン									
平成28年	59万トン									

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
178	<p>○「船舶汚染防止国際条約(MARPOL条約)」(改正議定書を含む。)及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、廃油処理施設の確保、バラスト水処理装置の確保など、適切な対応を図る。(国交省、環境省)</p>	<p>○海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確保及び未査定液体物質の査定等を行いました。 (国交省、環境省)</p>	<p>○船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制の一環として、バラスト水処理装置の確保(平成30年4件)、未査定液体物質の査定(平成30年度7件)等に適切な対応しました。(国交省、環境省)</p>	<p>○今後も適切に確認・審査を行い、海洋汚染の防止を図ります。(国交省、環境省)</p>
179	<p>○油、有害液体物質等による海洋汚染に関しては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月閣議決定)等に基づき、油等防除活動等を効果的に行うための沿岸海域に係る環境情報の整備、油防除・油回収資機材の整備、関係機関に対する研修・訓練の実施など、流出油等の防除体制を充実する。また、船舶事故等で発生する流出油による海洋汚染の防止等を図るため、関係機関と連携し、大型浚渫兼油回収船を活用するなど、流出油の回収を実施する。さらに、国際油濁補償基金に対する世界有数の拠出国の一つとして、その健全な運営等のために引き続き積極的に参画するほか、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)に基づく保障契約締結の確保及び保障契約を証する書面の発給、放置船からの油流出への適切な対応等を通じ、我が国へ入港する外航船舶に対して、油汚染事故損害への的確な対応を図る。危険物質及び有害物質の海上輸送に伴って生じる損害への対応のあり方についての検討を進める。(国交省)</p>	<p>○大規模油流出事故に備え、関係省庁と連携した机上訓練のほか、各地区排出油等防除協議会を中心とした関係機関と防除資機材の整備等を行う一方、綿密な連携を保持するため、オイルフェンスや大型油回収装置等の資機材取扱いの習熟を目的とした基礎的訓練、事案発生時の情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練を各機関と合同で計画的に実施しています。また、和歌山石油コンビナート特別防災地域において、和歌山県及び近畿地方整備局等と連携した流出油等事故対策合同訓練(平成30年11月2日)を実施するなど、関係機関との連携強化を図りました。</p> <p>○北西太平洋地域における海洋環境保全に関する国際連携の枠組「NOWPAP」の取組の一環として大型浚渫兼油回収船等が日露合同油防除訓練に参加し、油流出事故時における緊急時対応能力の向上を図りました。</p> <p>○国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、国際油濁補償基金第23回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化、条約の各国国内法への適切な取り入れ等について、日本の意見を総会の決定に反映させることへ努めたほか、改選によって日本は理事国に選出されました。また、「船舶油濁損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)については、その適切な運用に努めるとともに、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者の一層の保護を図るため必要な検討を行い、同法の改正案をとりまとめました。 (国交省)</p>	<p>○船舶の燃料油による汚染損害等の被害者が保険会社に対して損害賠償額の支払を直接請求すること等を可能とすることにより、海難等による汚染等損害に関する被害者保護の充実を図るため「船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案」を平成31年3月に閣議決定し、国会に提出しました。(国交省)</p> <p>○石油コンビナート特別防災地域における情報収集伝達・流出油防除・火災制御等に係る合同訓練により、関係機関との連携を強化しました。(国交省)</p>	<p>○第198回国会において、法律案が成立すれば、政省令の所要の整備を行うとともに、業界団体と連携しつつ、新しい制度の適切な運用に努めます。(国交省)</p> <p>○令和元年度も、石油コンビナート特別防災地域において、流出油等事故対策合同訓練を実施し、関係機関との連携強化を図る予定です。(国交省)</p>
<p>オ 放射線モニタリング等</p>				
180	<p>○海洋における放射線モニタリングについて、関係省庁・機関の連携の下、海水、海底土、海洋生物のモニタリングを引き続き実施する。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、長期的な視点を踏まえ、総合モニタリング計画に沿って、関係機関連携の下、同発電所近傍海域や沿岸海域、沖合海域、外洋海域における、海水、海底土及び海洋生物に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。また、陸地から河川を通じて海へ流出した放射性物質の経路や、広がり状況等も考慮し、モニタリングの充実・強化を図る。さらに、これらモニタリングの結果、必要となる対策を実施する。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、平成31年2月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。</p> <p>○「海洋生態系の放射性物質調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。 (農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】総合モニタリング計画に基づく海洋における放射線モニタリング結果の原子力規制委員会ウェブサイトでの公表日数(環境省) 365日(平成30年度)</p> <p>○福島県等及び東京湾の沿岸域において、平成30年度は42地点で年間2～10回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省)</p> <p>○福島県等の河川及び湖沼において、平成30年度は560地点(河川396地点、湖沼164地点)で年間2～10回の放射性物質のモニタリングを実施しました。(環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所近傍海域等において、環境試料を含む様々な試料の放射性物質濃度の分析、海流等の把握、更には飼育実験等を行い、これらを総合的に解析することによって、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因を明らかにするための調査研究に取り組みます。(農水省)</p> <p>○令和元年度も総合モニタリング計画に基づいて引き続き放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和				
181	○海洋の開発・利用に当たっては、環境影響の程度に応じた適切な環境への影響評価を行うことが重要であり、「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく環境アセスメントを適切に実施する。(環境省)	○今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。 ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集	【指標】環境影響評価法に基づく海洋環境アセスメント実施件数(環境省) 5件(平成30年度)	○洋上風力発電事業等の海洋産業に関する適切な情報収集を行い、適正なアセスメントに取り組みます。(環境省)
182	○今後の沖合や深海における海洋の開発・利用に関して、国内外での取組状況や国際的な議論も考慮しつつ、環境への影響を評価する上で必要となるデータを収集するとともに、事業開始後の事後調査を含めて、環境への影響の評価のあり方に関する検討を行う。(経産省、環境省)	○地方公共団体が関係者との間の円滑な調整に資するよう、ゾーニング手法の確立と普及を目的として、「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」を策定するとともに、6の地方公共団体でモデル事業を実施しました。また、ゾーニングマップの作成とゾーニング結果等を環境影響評価手続に活用する方策を検討するため、5の地方公共団体で実証事業を実施しました。	【指標】EADASにおける海洋関係環境情報項目数(環境省) 10項目の追加 平成31年3月末現在 合計36項目 【指標】ゾーニング実施自治体数(環境省) 6市町(平成30年度)	○ゾーニング結果等を環境影響評価手続に活用する方策を検討する実証事業は、令和2年度を目途に継続します。(環境省)
183	○洋上風力発電について、導入と環境の保全との両立の観点から、ゾーニング(保全するエリア、再生可能エネルギーの導入を推進するエリア等の設定を行う取組)手法検討モデル事業を進めているところであり、その取りまとめ結果を踏まえた今後の導入促進のあり方を関係省庁と連携しつつ検討する。(環境省)	(経産省、環境省)		
184	○CCSについて、事業者が実施する環境影響評価や監視の結果の妥当性を適正に判断するため、日本近海における生態系並びに海水及び底質の科学的特性の調査を実施するとともに、適切な事業実施に向けた監視技術の適用方策について検討する。(環境省)	○環境省では沿岸域における海洋環境の把握のため、海洋中の水質・底質・底生物等の環境モニタリング調査を実施しました。	○国内第一号となる苫小牧における海底CO ₂ 回収貯留技術(CCS)事業(経産省事業)を対象に、環境モニタリング調査を実施し、結果を公表しました。(環境省)	○引き続きモニタリングを継続し、海洋環境の実態把握に努めます。(環境省)
185	○環境影響評価に資する生物化学的データの観測を強化するため、観測機器の整備やセンサーの開発に取り組みとともに、環境影響の評価のあり方に関する検討及びその成果を踏まえ、関係機関との協力の下で国際ルール形成に貢献する。(文科省)	○「海洋資源利用促進技術開発プログラム海洋情報把握技術開発」事業の一環として、環境影響評価にも資する海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術の研究開発を開始しました。	○JAMSTECでは、環境影響評価のあり方を検討するため、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データの解析による影響評価手法を開発しました。(文科省)	○海洋生物遺伝子情報の自動取得基盤技術の研究開発は5か年計画で実施します。(文科省)
186	○港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(国交省)	○海域環境に配慮しつつ、全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。	○整備対象の10港は次のとおりです。(国交省) 小名浜港(福島県)、七尾港(石川県)、金沢港(石川県)、神戸港(兵庫県)、堺泉北港(大阪府)、内海港(愛知県)、姫路港(兵庫県)、笠岡港(岡山県)、北九州港(福岡県)、熊本港(熊本県)	○引き続き、海域環境に配慮しつつ、廃棄物埋立護岸の整備を進めていきます。(国交省)
3. 海洋環境の維持・保全 (2)沿岸域の総合的管理				
ア 沿岸域の総合的管理の推進				
187	○沿岸域の総合的管理に当たっては、森・里・川・海のつながり、流域全体の水循環や生態系管理を意識し、問題解決に必要な一定の広がりに関して、人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るといふ「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応、生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。こうした取組の推進において中心的な役割を果たすことが期待される協議会活動の普及拡大等に向けて、関係省庁が連携して、自治体や協議会組織に対する支援のあり方について検討を行い、具体化を図る。(内閣府、農水省、国交省、環境省)	○総合海洋政策本部参与会議の下に「海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム」が設置され、国内外で関心の高まっている海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて改善・強化すべき取組を検討しました。その中で、陸域に起因する同問題の解決に向けて、森・里・川・海などを意識した沿岸域の総合管理に取り組み、国民の理解増進や海洋ごみの回収活動等を推進していくことが重要であることなどの提言を盛り込んだ報告書が取りまとめられました。 ○環境省は、平成30年8月にNPO等とともにシンポジウムを開催し、「里海」づくりの考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進するための情報発信を行いました。また、都道府県や市町村、NPO法人等を対象に里海づくりの取組状況や課題等に関するアンケート調査を実施しました。	【指標】里海づくり活動の取組件数(環境省) アンケート調査結果によると 平成26年度 216件 平成22年度 122件 ○平成30年度の里海づくり活動に関するアンケート調査結果(取組件数や取組内容等)がまとまり次第、環境省の「里海ネット」等で情報発信を行い、里海づくり活動の促進を行う予定です。(環境省) ○令和2年度までに、自然災害による被害の提言効果の評価手法を確立することを目指し、調査研究サイトの水田や海岸防災林の多面的機能の一部の整理をしました。(環境省)	○海洋プラスチックごみ対策PTの報告書においては、「重要施策として継続的に取り組むべき事項」として、多様な主体との連携が必要であることが提言されていることを踏まえ、森・里・川・海のつながりを意識した沿岸域の総合的管理の推進に関して、可能な事項から順次各省庁において取組の具体化・推進を図り、内容を工程表に的確に反映していきます。(内閣府、農水省、国交省、環境省) ○生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的とした研究に対し、環境研究総合推進費による支援を継続します。(環境省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
<p>イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進 ① 総合的な土砂管理の取組の推進</p>				
188	<p>○陸域から海域への土砂供給の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等による国土の減少や自然環境への影響を軽減するため、関係機関が連携して、砂防施設による流出土砂の調整、ダムにおける堆砂対策やダム下流への土砂還元、侵食海岸におけるサンドバイパスや養浜の実施など、総合的な土砂管理に取り組むとともに、土砂移動の実態把握や予測手法の向上に係る研究開発に取り組む。(国交省)</p>	<p>○土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、平成31年3月末時点では、一級水系においては5水系で総合土砂管理計画が策定されています。</p> <p>○個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】総合的な土砂管理に関する計画等の策定数(国交省) 平成30年度 5水系</p>	<p>○引き続き、総合的な土砂管理の取組を推進します。(国交省)</p>
<p>② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり</p>				
189	<p>○海岸域において、「海岸法」(昭和31年法律第101号)に基づく「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」(平成12年5月農林水産大臣、運輸大臣(当時)、建設大臣(当時)策定)を踏まえ、全国を71の沿岸域に分割し、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定している。この計画に基づき、災害からの防護に加え、海岸協力団体制度の活用等を通じ、地域住民による利用の促進や環境の維持に係る取組等が調和するよう海岸空間の保全を行う。(農水省、国交省)</p>	<p>○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、18の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。</p> <p>○国交省では、毎年7月を「海岸愛護月間」としており、期間中に海岸清掃活動(205か所)、環境保全・啓発活動(11か所)、安全・避難訓練(10か所)及び海開きやビーチバレー大会などの各種イベント(206か所)が開催されました。</p> <p>(農水省、国交省)</p>	<p>【指標】地域住民と連携した海岸空間の保全の取組件数(国交省) ・海岸愛護月間の活動実績(左記の内容を再掲) 海岸清掃活動 205か所 環境保全・啓発活動 11か所 安全・避難訓練 10か所 海開きやビーチバレー大会などの各種イベント 206か所 ・海岸協力団体指定数の推移 平成31年3月 18団体 平成30年3月 15団体 平成29年3月 9団体</p>	<p>○海岸管理の充実を図るため、海岸協力団体の指定をさらに支援します。(国交省、農水省)</p>
190	<p>○新技術を活用した海岸保全施設等の点検・モニタリング手法等の開発やその普及に取り組み、適時的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進することで良好な海岸環境の保全・創出に努める。(農水省、国交省)</p>	<p>○海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。</p> <p>(農水省、国交省)</p>	<p>○3か年の計画で、砂浜海岸の海底地形を広域的に把握する手法の技術開発を行っています。(農水省、国交省)</p>	<p>○適時的確なモニタリングを通じた順応的な海岸侵食対策等の海岸整備を推進します。(農水省、国交省)</p>
191	<p>○優れた自然の風景地について、自然公園として適切に保全を図る。(環境省)</p>	<p>○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を8か所で行った。海岸清掃等の事業を22か所で行った。(環境省)</p>	<p>○国立公園の保全を図るため、自然環境調査や海岸清掃等の事業を引き続き実施します。(環境省)</p>
192	<p>○海岸防災林を含む海岸林、湿地、砂浜、サンゴ礁等が有する非常時における防災・減災の機能及び平時における生態系保全等の機能を評価し、各地域の特性に応じて、自然生態系や地形等を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生事業を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しています。</p> <p>(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られています。(農水省)</p> <p>○令和2年度までに自然災害による被害の低減効果の評価手法を確立することを目指し、調査研究サイトの水田や海岸防災林の多面的機能の一部の整理が完了しました。(環境省)</p>	<p>○環境研究総合推進費による調査研究に積極的に関与し、生態系を活用した防災・減災効果の評価を引き続き推進します。(環境省)</p> <p>○引き続き、生物の生息・生育の回復等の状況を確認しつつ、生物多様性の保全に配慮した海岸防災林の復旧・再生を進めます。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進				
193	<p>○陸域から流入する汚濁負荷を削減するため、未普及地区での下水道等汚水処理施設の整備や合流式下水道の改善を進めるとともに、農業用排水施設や河川における水質浄化を推進する。(国交省、環境省)</p>	<p>○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道グイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を確立し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。</p> <p>○汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。</p> <p>(国交省、環境省)</p>	<p>○平成30年6月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、令和4年までに浄化槽区域内の浄化槽処理人口普及率を70%とすること定め、平成29年度末現在で53.6%です(平成30年度の普及率は集計中)。(環境省)</p>	<p>○左記普及率の目標達成に向けて単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するための施策の検討に取り組みます。</p> <p>※単独処理浄化槽はし尿のみを処理する浄化槽であり、合併処理浄化槽はそれに加え生活雑排水も併せて処理することができます。現在、設置が原則禁止されている単独処理浄化槽は合併処理浄化槽と比べて約8倍の汚濁負荷となり、公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与えます。しかし、全国に約400万基以上残存しており、合併処理浄化槽への早急な転換が必要です。(環境省)</p>
194	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水道等汚水処理施設の整備や高度処理の導入を進めるとともに、関係機関連携の下、陸域と海域が一体となった栄養塩類の循環システムの検討、構築を進める。また、栄養塩濃度が環境基準を達成している海域においては、環境への影響等を考慮しつつ、環境基準値の範囲内で栄養塩類を管理する順応的な取組の事例を積み重ねつつ、きめ細やかな水質管理の方策を検討する。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○閉鎖性水域など栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。</p> <p>○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。</p> <p>(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>	<p>○施策番号195～197に記載しました。</p>
ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進				
195	<p>○閉鎖性海域では、環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開する。また、「きれいで豊かな海」の実現に向けて、水質、海水温上昇、生物生息場の変化等と生物多様性や生物生産性の関係性についての調査及び研究に努めるとともに、科学的な知見を踏まえて方策について検討し、地域における多様な主体が海の将来像を議論し、連携・協働した計画的かつ総合的な取組を推進する。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。</p> <p>○東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。</p> <p>○漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動も支援しています。</p> <p>(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(全窒素、全リン等)(平成29年度)(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾は66.7%(6水域中4水域) ・伊勢湾は85.7%(7水域中6水域) ・大阪湾は100%(3水域中3水域) ・大阪湾を除く瀬戸内海は96.5%(57水域中55水域) <p>(平成30年度の達成率は集計中)</p>	<p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農水省)</p> <p>○引き続き、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に進めていきます。(国交省、環境省)</p>
196	<p>○栄養塩類の削減が必要な海域においては下水道の高度処理を推進するとともに、港湾における汚泥場への覆砂等を実施する。(国交省)</p>	<p>○閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、伏木富山港(富山県)、大阪港、田子の浦港(静岡県)及び東京港において堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○引き続き、港湾における汚泥場への覆砂等を実施していきます。(国交省)</p>	<p>○引き続き、港湾における汚泥場への覆砂等を実施していきます。(国交省)</p>
197	<p>○海水交換の悪い閉鎖性海域における陸域からの栄養塩類の負荷を抑制するため、窒素及びりんについて排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等の調査を実施する。(環境省)</p>	<p>○全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。</p> <p>○暫定排水基準の適用期限を迎えたことから、平成30年10月に排水基準を定める省令の一部を改正し、暫定排水基準の見直しを実施しました。</p> <p>(環境省)</p>	<p>○引き続き、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施します。(環境省)</p>	<p>○引き続き、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施します。(環境省)</p>
198	<p>○海域環境の保全・再生に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、汚泥浚渫、浚渫土砂等を有効に活用した干潟や藻場等の保全・再生・創出、覆砂、深掘跡の埋め戻し、生物共生型港湾構造物の普及等の個別の取組を総合的に推進する。(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻しなどを実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。</p> <p>(農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効に活用した干潟等の保全及び深掘り跡の埋め戻しなどに取り組みます。(国交省)</p>	<p>○引き続き、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効に活用した干潟等の保全及び深掘り跡の埋め戻しなどに取り組みます。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
199	○広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海において、第8次水質総量削減の削減目標量(目標年度:平成312019年度)の達成に向けた取組を実施する。(環境省)	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。	○施策番号195～197に記載しました。
200	○瀬戸内海の更なる環境保全・再生のため、平成27年の「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年法律第110号)の改正及び「瀬戸内海環境保全基本計画」の変更(平成27年2月閣議決定)に基づき、生物多様性及び生物生産性が確保された「きれいで豊かな海」の観点から、従来からの水質総量削減に加え、藻場及び干潟の保全・再生、底質改善等を組み合わせ、地域の多様な主体が連携した総合的な取組となるよう必要な検討・施策の推進を図る。また、上記改正法の附則に規定されている、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響に関する調査・研究等を加速化し、「きれいで豊かな海」の確保に向けた方策について検討を進める。(農水省、国交省、環境省)	○瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・瀬ごとや季節ごとの課題に対応した施策を推進するための調査・検討を進めています。平成30年度は瀬戸内海における湾・瀬ごとの水環境の変化状況等の分析、藻場・干潟分布状況調査、気候変動による影響把握及び適応策の検討、水環境等と水産資源等の関係に係る調査・検討等を進めました。なお、平成27年度～平成29年度に実施した藻場・干潟の分布状況の調査結果を公開しています。 ○漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。 ○海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。 (農水省、国交省、環境省)	○工程表のとおり、平成30年度は総合検討として、湾・瀬ごとの水環境等の現状を整理した上で、瀬戸内海における水環境及び水産資源等に係る主な課題について抽出・整理を行いました。(環境省)	○令和元年度は、瀬戸法に基づく施策全体の取組状況を整理した上で、これらの課題と平成30年度に整理した水環境及び水産資源等に係る主な課題を踏まえ、方策の在り方を中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会で議論し、とりまとめる予定です。(環境省) ○引き続き、海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施していきます。(国交省)
201	○有明海及び八代海等の再生の観点から、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づき「有明海及び八代海等の再生に関する基本方針」(平成15年2月総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省策定)を踏まえ、再生のための施策を進める。また、有明海・八代海等総合調査評価委員会における検討を踏まえつつ、再生に係る評価に必要な調査や科学的知見の収集等を進める。(総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)	○「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会の下に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」を開催し、関係省庁における再生方策等の取組状況を確認しました。また、平成29年3月の同評価委員会報告書の内容を踏まえ、平成30年9月に特別措置法に基づく基本方針を改正するとともに、有明海の水環境変化の要因解明に向けた水質・底質や生態系の変化等に関する調査、有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査、沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効率的な放流手法等に関する技術開発、二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験、各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証、タイラギ等の資源回復のための漁場の整備方策に関する実証調査、覆砂・海底耕耘等による漁場改善などの取組を推進しました。 ○海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施したほか、地方公共団体が実施する下水道整備を社会資本整備総合交付金等により支援しました。 (総務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)	○作業小委員会では、令和3年度を目途とした中間とりまとめに向けた「小委員会の作業方針」が決定され、作業方針に基づく検討を平成31年1月から開始しました。(環境省) ○漁場改善対策に関する取組による成果等(農水省) ・(アサリ)浮遊幼生供給ネットワークの推定や移植・放流、食害対策、網袋による採苗等に取組み、各地で漁獲量や資源量の増加が報告されました。 ・(アゲマキ)稚貝を大量放流し、母貝団地を造成したところ、多くの稚貝の発生が確認されるようになり、平成30年中に一部漁場でアゲマキ漁が再開されました。	○令和3年度を目途とした中間とりまとめに向け、主要検討対象項目である「底生生物」、「有用二枚貝」、「ノリ養殖」及び「魚類等」を中心に情報収集・整理・分析するとともに、評価委員会において審議を進めます。(環境省) ○海面に漂流するごみ等の回収については、施策番号200に記載しました。
エ 沿岸域における利用調整				
202	○沿岸域における地域の実態も考慮した海面の利用調整ルールづくりを推進する。また、地域の利用調整ルール等の情報へのアクセスを改善するとともに、海洋レジャー関係者を始めとする沿岸域利用者に対する周知・啓発を進める。(農水省)	○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイトに掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。 (農水省)	【指標】関係者間における協定等締結件数(農水省) 平成29年度 97件 平成28年度 100件 平成27年度 99件 ○遊漁関係者も参加した海面利用協議会が全国で開催され、漁業と親水性レクリエーションが協調したルールづくりや、都道府県による漁業と遊漁を含む親水性レクリエーションとの円滑な調整が図られました。(農水省) 平成29年度 57回 平成28年度 65回 平成27年度 63回	○海面利用ルールの策定等についての都道府県水産担当部局との意見交換や水産庁ウェブサイトによる情報発信等の取組を継続します。また、上記意見交換等を踏まえ、今後の取組の改善等を検討していきます。(農水省)
203	○小型船舶の安全・環境対策として、小型船舶の海難等による死亡・行方不明者の減少及び環境問題の解消・低減並びに健全な利用振興及び関連産業の活性化を図る。また、小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、「海の駅」の設置等を推進する。さらに、プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。(国交省)	○小型船舶の安全対策として、関係省令の改正によって平成30年2月1日から、原則として全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられたことを踏まえ、各種イベントにおいて規制の説明やポスター・リーフレットの配布及び周知啓発映像を作成し、関係省庁、団体と連携して周知啓発を図りました。 ○陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興を図りました。 ○平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。平成30年には、「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、全国のプレジャーボートの係留・保管実態を確認し、放置艇対策の取組の進捗について把握しました。 (国交省)	【指標】海の駅の設置数(国交省) ・平成30年4月～平成31年3月までの間に、「海の駅」が新規に7か所登録され、合計168か所となりました。	○引き続き、「海の駅」の運営者や関連諸団体とで構成される「海の駅ネットワーク」とともに、海の駅の設置を推進します。(国交省) ○令和元年度は、平成30年度に実施した「プレジャーボート全国実態調査」の結果を踏まえ、今後の放置艇対策について検討を行います。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (1)情報収集体制				
204	<p>○主として防衛省・自衛隊、海上保安庁及び内閣官房(内閣情報調査室)等が保有する艦艇、巡視船艇、測量船、航空機、情報収集衛星等や沿岸部設置のレーダー等の効率的な運用と着実な増強に加え、JAXAのALOS-3、ALOS-4、SLATS等の各種衛星及び民間等の小型衛星(光学衛星・SAR衛星)等の活用も視野に入れ、また、同盟国、友好国等と連携し、情報収集体制強化を通じて、MDA能力を強化する。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、国交省、防衛省)</p>	<p>○平成30年6月、情報収集衛星(レーダ6号機)の打上げを行いました(※施策番号16及び17と同じ)。</p> <p>○「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づく「中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)の最終年度として、統合機動防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めています</p> <p>また、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)を新たに策定し、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めることが示されました(※施策番号1と同じ)(※施策番号1と同じ)。</p> <p>○「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を総合海洋政策本部決定し、MDAの能力強化に向けた情報収集体制の方向性を明確化しました(※施策番号16及び17と同じ)。</p> <p>○宇宙基本計画工程表を改訂(平成30年12月11日宇宙開発戦略本部決定)し、各種衛星の活用も視野に入れた海洋情報の収集・取得に関する体制や取組の強化について検討工程を明確化しました(※施策番号16及び17と同じ)。</p>	<p>【指標】防衛省・自衛隊及び海上保安庁の艦艇、船艇及び航空機の増強</p> <p>・「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成30年12月18日閣議決定)に基づく「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(平成30年12月18日閣議決定)を策定しました。また、防衛省の監視体制の強化については、施策番号11に記載しました。(防衛省)</p> <p>・「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船、測量船及び航空機の整備等を進めました。(国交省)</p> <p>【指標】JAXAの各種衛星の開発及び衛星AIS情報の活用に関する研究等の取組状況(文科省)</p> <p>・令和2年度打上げ予定のALOS-3・4については、詳細設計、エンジニアリングモデルの製作・試験、プロトタイプモデルの製作・試験及び地上システムの整備等を実施しました。</p> <p>・ALOS-4搭載用AIS受信アンテナ(SPAISE3)の船舶過密域(日本海、東シナ海等)におけるAIS受信の性能向上のための開発を実施しました。</p> <p>・SLATSについて、超低高度への軌道遷移運用を実施しつつ、画像取得、大気密度データの取得や材料劣化モニタなどの技術評価を実施しました。</p>	<p>○令和元年度には、情報収集衛星(光学7号機、データ中継衛星1号機)の打上げを予定しています(※施策番号16及び17と同じ)。(内閣官房)</p> <p>○令和5年度目途の準天頂衛星7機体制構築に向けて、JAXAとの連携を強化した研究開発体制により効率的に機能・性能向上を図りつつ、着実に開発・整備を進めています。(内閣府)</p>
205	<p>○準天頂衛星の機数増等の取組、ALOS-3・4等のセンサーに関する技術開発及びSLATSの実証実験等の進展、船舶自動識別装置(AIS)受信機を搭載した衛星の普及、小型衛星等各種衛星に関する諸外国の取組等を踏まえ、衛星AISによる船舶航行状況をより正確に把握するための実証実験の実施など、MDAにおける衛星情報の更なる利活用について研究や検討を行う。(内閣府、文科省)</p>	<p>○防衛省・自衛隊は、各種事態に迅速かつシームレスに対応するため、平素から常時継続的に我が国周辺海空域の警戒監視を行いました。また、洋上監視のため、国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)が保有する衛星や民間の商用衛星を利用して洋上監視を行いました(※施策番号16及び17に関連記載あり)。</p> <p>○「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、巡視船、測量船及び航空機の整備等を進めました。</p> <p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。</p> <p>○準天頂衛星システムの4機体制によるサービスを開始するとともに、令和5年度を目途に確立する7機体制の衛星システム仕様を決定し、5号機の開発に着手しました。</p> <p>○JAXAの取組については、右に記載しました。</p> <p>○上記のほか、施策番号9に関連記載があります。</p> <p>(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用(内閣府)</p> <p>・政府衛星及び民間衛星の利活用を視野に入れた体制強化に資するため、政府・民間のリモートセンシング衛星の技術、提供サービス、ニーズ等の現状調査を実施中です。</p> <p>○外国船動向調査結果については、論文等で発表すると共に、国際機関との連携も進めています。JAXAとの共同研究に関する成果報告会を開催予定です。(文科省)</p>	<p>○SLATSのイオンエンジン推力等を用いた超低高度観測の実証実験実施を令和元年度に予定しています。また、ALOS-3・4については令和2年度に打上げを予定しています。(文科省)</p> <p>○同盟国、友好国等との連携を通じたMDA能力の強化については、施策番号219及び220に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
206	<p>○海水温、海流、海水等の海況監視、漁業者に対する漁場情報の提供、海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測や気候変動予測等の分野において、衛星情報の利用を引き続き推進する。(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>○海面水温、植物プランクトン分布情報など人工衛星情報を活用し、漁場形成・漁海況情報の提供を行いました。</p> <p>○漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に衛星情報を活用しています。また、水温情報から予測される漁場位置推定とIUU(※)漁業を含む外国漁船の動向把握を衛星情報を用いて行いました。さらに、JAXAとの共同研究を継続し、引き続き衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用について検討を進めています。 ※IUU:「違法・無報告・無規制」</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させた「いぶき2号」を平成30年10月に打ち上げを行いました。また、継続的な観測体制の構築のため、3号機の開発に着手しました。</p> <p>○北極域研究において、北極域データアーカイブシステム(ADS)により、観測衛星からのデータによる北極海の海水情報を準リアルタイムで公開しました。また、ADSから海上保安庁が運用する海洋状況表示システムに、観測衛星からのデータによる海水情報を提供しました。</p> <p>○平成29年12月に打ち上げた気候変動観測衛星「しきさい」(GCOM-C)によって観測した、雲、エアロゾル(大気中のちり)、海面、植生、雪氷などのデータ公開を平成30年12月20日より開始しました。さらに、気候変動に関連する水蒸気、雨などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測し、そのデータを公開しました。</p> <p>(文科省、農水省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】JAXAの各種衛星及び民間の小型衛星(光学・SAR)の利活用 ・漁海況予測事業の中で各県と共に衛星情報を活用した海況把握に取り組み、海況予測システムFRA-ROMSを継続運用し、ウェブサイトで情報発信している。外国船動向調査結果については、論文等で発表すると共に、国際機関との連携も進めています。JAXAとの共同研究に関する成果報告会を開催予定です。(農水省) ・毎週、漁海況速報を発行するとともに、気候変動観測衛星(GCOM-C)の解像度の高い情報を活用するための検討を行いました。(農水省)</p> <p>【指標】気候変動に対応する衛星情報の利用の推進 ・平成29年12月に打ち上げたGCOM-Cによって観測した、雲、エアロゾル(大気中のちり)、海面、植生、雪氷などのデータ公開を平成30年12月20日より開始しました。さらに、気候変動に関連する水蒸気、雨などをGCOM-W等を用いて観測し、そのデータを公開しました。(文科省) ・平成30年10月に「いぶき2号」を打ち上げ、平成31年2月より定期観測を開始しました。3号機については、宇宙基本計画に則り、継続的な観測体制の維持に加え、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサの設計に着手しました。(環境省)</p>	<p>○今後も各県と連携して衛星情報を活用した漁海況予測に関する情報発信に取り組みとともに、JAXAとの共同研究を継続します。(農水省)</p> <p>○「いぶき」及び「いぶき2号」のデータ解析を行い、バリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。3号機については、宇宙基本計画に則り、取り組みます。(環境省)</p> <p>○「いぶき2号」の観測データを令和元年度中を目途に一般へ提供開始する予定です。(環境省)</p>
207	<p>○海洋調査の効率化・精緻化を図るためのセンサーやAUV等を活用した自動観測技術の開発に引き続き取り組む。また、AIS等による船舶動静情報の収集や、ICT技術を活用した新しい船舶動静の把握手法及びこれらの情報を更に利活用しやすい形で共有することについて検討を進める。(文科省、国交省)</p>	<p>○平成30年度から新たに、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性、マイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業を開始しました。</p> <p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では調査目的に応じて観測機器など機体の組み換えを現場等で速やかに行うことができる高機能・多目的無人機システムやウェーブライダーの設置・回収方法の改善及び簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。また、海面フラックス計測ライダー等の専用データ品質管理システムを完成させ、実運用に向けた試験を開始しています。</p> <p>○情報通信技術(ICT)を活用し、小型船舶の航行情報等の海上活動情報を統合・分析し、提供するシステムに関する検討を実施しています(※施策番号22と同じ)。</p> <p>(文科省、国交省)</p>	<p>【指標】無人航空機(UAV)、無人潜水調査機(UUV)、無人調査艇(USV)を活用した自動観測技術の開発 ・調査目的に応じて観測機器など機体の組み換えを現場等で速やかに行うことができる高機能・多目的無人機システムやウェーブライダーの設置・回収方法の改善、簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。(文科省)</p>	<p>○表層グライダー等の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発を行い、海洋観測データの充実、更なる精緻化を目指していきます(※施策番号159と同じ)。(文科省)</p> <p>○ICTを活用した船舶動静の把握等については、施策番号22に記載しました。(国交省)</p>
208	<p>○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)、地震・津波観測監視システム(DONET)等の既設の海底地震・津波観測網を着実に運用するとともに、利活用手法をさらに充実していく。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。(文科省)</p>	<p>○東北太平洋沖に設置した、S-netを着実に運用するとともに、列車の安全対策に資する取組としてJR東海へ観測データの試験配信、JR東日本にて観測データの活用を開始したほか、南海トラフ地震の震源想定域に設置した、DONETを着実に運用するとともに、列車の安全対策に資する取組としてJR東海・JR西日本へ観測データの試験配信を開始しました。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】南海トラフにおける観測研究体制の検討状況 ・南海トラフ地震の想定震源域の西側である高知県沖～日向灘において、新たに海底地震・津波観測網の構築を実施するための予算を確保し、構築に向けた検討を開始しました。(文科省) ・南海トラフ全域の地殻変動モニタリング体制のあり方に関する調査を実施し、既存の観測データによる効率的な監視体制構築に必要な課題等の抽出を行いました。(国交省)</p> <p>【指標】見通し外レーダー、航空機、ブイ、アルゴフロート等観測アセット及びシステムの検討及び整備 ・平成30年度は16台の漂流型海洋気象ブイ及び27台のアルゴフロートによる海洋観測を実施しました。(国交省)</p>	<p>○南海トラフ地震の想定震源域でまだ観測網を設置していない海域(日向灘～高知県沖)において、南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)を整備する予定です。(文科省)</p> <p>○地震・津波観測網については着実に実施していきます。DONETの観測データは、列車の安全対策に資する取り組みとしてJR東海・JR西日本が平成31年4月中旬より活用を開始する予定です。(文科省)</p>
209	<p>○海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国交省)</p>	<p>○気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測を実施するとともに、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施しました。また、地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測を実施しました。さらに、可搬型津波観測装置を整備し、災害等により観測施設が障害となった場合でも、迅速に津波観測を復旧、継続することが可能となりました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】地震・津波観測網の着実な運用・利活用手法の充実 ・東北太平洋沖に設置した、日本海溝海底地震津波観測網(S-net)を着実に運用するとともに、平成30年5月にJR東海へ観測データの試験配信開始しました。また、同年10月に千葉県にて観測データの活用を開始し、平成29年11月にはJR東日本にて観測データの活用を開始、平成31年1月には活用を拡大しました。(文科省) ・南海トラフ地震の震源想定域に設置した、DONETを着実に運用するとともに、平成30年11月にJR東海・JR西日本へ観測データの試験配信を開始しました。平成31年4月中旬には両社において観測データの活用が開始される予定です。(文科省) ・地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測を実施しました。また、可搬型津波観測装置を整備し、災害等により観測施設が障害となった場合でも、迅速に津波観測を復旧、継続することが可能となりました。(国交省)</p>	<p>○新型気象レーダー(二重偏波気象レーダー)を順次導入し、局地的大雨等の実況監視能力強化、予測精度の向上を図ります。(国交省)</p> <p>○沿岸における観測の継続性を確保するため、沿岸波浪計の通信機能及び電源部の強化を行います(※施策番号23と同じ)。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (2)情報の集約・共有体制				
210	<p>○海洋監視情報の集約・共有に当たっては、海洋監視情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくとともに、漁業者からの情報提供を始め、民間機関との連携も強化する。(内閣府、外務省、農水省、国交省、防衛省)</p>	<p>○「我が国における海洋状況把握の能力強化に向けた今後の取組方針」を総合海洋政策本部決定し、MDAの能力強化に向けた情報の集約・共有体制の方向性を明確化しました(※施策番号16及び17と同じ)。</p> <p>○水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練を支援しました(※施策番号145及び146と同じ)。</p> <p>○防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を行っています(※施策番号19と同じ)。</p> <p>(内閣府、外務省、農水省、国交省、防衛省)</p>		<p>○海洋状況表示システムの一般公開システムについては、平成31年4月17日から運用開始します。(内閣府、国交省)</p> <p>○「MDAの取組を活用した国境離島の状況把握等に関するPT」での検討結果を踏まえ、さらなる情報共有を進めるために、「情報提供に対する動機づけによる情報集約・共有の促進」、「海洋状況表示システムを活用した更なる情報の可視化」及び「具体的課題を題材とした検討によるMDAの取組の推進」に取り組み、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣府)</p>
211	<p>○防衛省・自衛隊と海上保安庁との間の情報共有システムの整備を進め、二者間の情報共有体制を充実させる。また、公表されている情報や学術情報を含めた各種ソースからの海洋関連情報を集約可能な「海洋状況表示システム」の構築に努める。「海洋状況表示システム」の整備・運用に当たっては、関係機関等が運用する各種海洋情報サービスとの連携を強化する。(内閣府、国交省、防衛省)</p>	<p>○情報共有システムにおける機密性に応じた情報の適切な取扱いを確保するべく、機密性の高い情報については、防衛省・自衛隊と海上保安庁間は、既存の情報共有システムによる連携の強化を図っています。また、政府機関で共有する情報及び一般に公表する情報については、海上保安庁が「海洋台帳」を発展させて新たに「海洋状況表示システム」を構築し、政府部内用のシステムについては平成31年3月から運用開始しました。一般に公表するシステムについては、平成31年4月から運用開始します。これにより、関係機関等が運用する情報サービスとの調整を図り、海洋状況表示システムにおけるリアルタイム情報の表示が可能となります(※施策番号19に関連記載あり)。</p> <p>○情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(政府部内用)へ提供しました。</p> <p>(内閣官房、内閣府、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】海洋状況表示システムにおける情報の充実及びアクセス数(国交省) ・掲載情報の充実化のため、海洋関係の研究機関と調整を実施しました。海洋状況表示システムでは運用開始時から223項目のデータが利用可能となります。</p> <p>【指標】情報の適切な管理(情報の秘匿度に応じたシステムの活用、データポリシーの確立)(内閣府、国交省) ・海洋状況表示システムを通じたデータ連携における利用規則やフォーマット等の技術的事項の検討を実施しました。</p>	<p>○同PTでの議論を踏まえ、国境離島に関する情報を海洋状況表示システム等を通じて共有を進めます。(内閣府・国交省)</p> <p>○海洋科学技術に関する研究会(SG)での議論も踏まえ、海洋関連データの共有・連携を進めます。(内閣府)</p>
212	<p>○海洋調査成果等の関係機関が保有する海洋情報について、利用者の利便性の観点から、情報の品質の維持やデータポリシーの統合・標準化に取り組む。(内閣府)</p>	<p>○MDA関係府省庁連絡会議を通じて、海洋状況表示システムを通じたデータ連携におけるポリシーの検討を行うとともに、同システムでデータを表示する際の利用規則やフォーマット等の技術的事項について検討を行いました。</p> <p>(内閣府)</p>		<p>○引き続き、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行い、海洋状況表示システム(政府部内用)へ提供を行います。(内閣官房)</p> <p>○引き続き、漁業者等で構成される活動組織が行う国境監視活動や海難救助訓練の活動を支援します。(農水省)</p>
213	<p>○国及び地方公共団体による海洋調査で得られた情報を始め、国等が海洋政策を進める上で収集・整備した海洋情報について、情報の機密性等に応じた適切な取扱いを確保しつつ、一元的に管理・公開を行うとともに、関係府省間の情報共有を一層推進することによって、海洋政策の効率的な推進と産業活動への利用促進を図る。(内閣府、国交省)</p>	<p>○施策番号211に記載しました。</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
214	○観測データの価値を向上するため、係留・漂流ブイ、船舶、衛星等の異なる手法で得られた観測データの統合(数値予報モデルへのデータ同化等)を推進する。(文科省、国交省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴ(Argo)フロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。 (文科省、国交省)		○海洋の実況を面的に把握するため、引き続き、ブイ、船舶及び衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温及び海流等の解析を実施します。(国交省)
215	○数値モデルを高精度化する等により、気候変動、海洋酸性化、海況等の実態把握とスーパーコンピュータを用いた予測の精度向上を図るとともに、情報の可視化等その内容の充実に取り組む。さらに、これらの成果の幅広い利用を促進するため、「海洋の健康診断表」等での情報公開に取り組む。(文科省、国交省)	○地球シミュレータ等の世界最高水準のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、地球規模の環境変動が我が国に及ぼす影響を把握するための研究開発を行ったほか、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました(※施策番号158及び237に関連記載あり)。 ○気候変動、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。 ○気象庁ウェブサイトの「海洋の健康診断表」で海況、海洋酸性化、波浪、潮汐等の幅広い海洋情報を公開しました。 (文科省、国交省)	【指標】予測技術及びデータ解析手法の高度化 ・冬季ユーラシア大陸中緯度域では寒冷化が進んでいることが知られており、その原因には諸説ありましたが、複数の気候モデルを用いた数値シミュレーションにより、この寒冷化の44%が北極海水の減少に起因することを明らかにしました。また、多くの気候モデルがこの海水減少の影響を十分に再現できていないことが明らかになり、今後気候変動の予測精度を高める上で重要な知見を得ました。(文科省) ・DIASに格納されたデータセット(DIASダウンロードシステムを通してダウンロードできるデータセット)は、平成30年度新規で4セット追加され、276セット(平成31年3月末現在)となっています。(文科省)	○平成30年度に導入した新たなスーパーコンピュータシステムを活用し、令和元年度中に予測の信頼度を高める「メソアンサンブル予報システム」の導入を予定しています。(国交省) ○日本近海の時況情報等の予測精度向上のため、沿岸海況監視予測システムの導入を進めます。(国交省)
216	○関係機関の協力の下、日本海洋データセンター(JODC)において各種海洋情報の収集・管理・提供を実施するとともに、海洋情報クリアリングハウス及び海洋台帳を引き続き運用し、その充実を図る。また、これらの取組と「海洋状況表示システム」との連携を進める。(内閣府、国交省)	○海上保安庁では、政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を運用しています。平成30年1月～12月までの間、約12万件の利用がありました。 ○海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせてパソコン及びタブレット端末で見ることができ「海洋台帳」を運用しています。平成30年1月～12月までの間、約600万件の利用がありました。 (内閣府、国交省)	○解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用しました。また、気候変動、海況等の実態把握や予測精度向上のため、数値予報モデルの高度化に取り組みました。(国交省) ・気象庁では、より高精度の気象予測を行うために、第10世代となるスーパーコンピュータシステムを平成30年6月から運用を開始しました。これにより、台風強度予測の5日先までの延長、降水短時間予測の15時間先までの延長が可能となりました。(国交省) ・気象研究所において、日本近海を水平方向2kmで解像する沿岸海況監視予測システムを開発し、平成29年に発生した黒潮大蛇行を再現しました。(国交省)	○海洋台帳は、平成31年4月から運用開始する「海洋状況表示システム」に統合されるとともに、操作性・一覧性の向上が図られます(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国交省)
217	○海洋情報の収集と解析処理のための共通基盤技術の整備・運用を進め、都道府県等の地域レベルでの利用を含め、海洋情報の利用促進を図る。また、広く一般への情報提供の観点から、海洋科学技術に関する資料を広く収集・整理するとともに利便性を高める。(内閣府、文科省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報システムとして、「データ統合・解析システム(DIAS)」を開発し、企業も含めた国内外の多くのユーザーに長期的・安定的に利用されるための運営体制を整備するとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。 ○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号129および226と同じ)。 (内閣府、文科省)	○アクセス数(平成30年1月～平成30年12月まで)(国交省) ・海洋情報クリアリングハウス:12万件 ・海洋台帳:約600万件	○引き続き、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を効果的に提供していきます。(文科省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化 (3)国際連携・国際協力				
218	○「海洋状況表示システム」については、国際社会との連携に活用するため、多言語化に向けた対応を図る。(内閣府、国交省)	○平成31年4月から運用開始予定の「海洋状況表示システム」において、メニュー及びコンテンツ名を英語化しました。 (内閣府、国交省)		○ユーザーの利便性を改善するため、英語メニュー等の改善を行います。(内閣府、国交省)
219	○二国間及び多国間での取組を効果的に組み合わせ、MDAIに関する国際連携・国際協力を強化し、これらの取組を通じて得た海洋情報を多様な海洋政策の実施に適切に活用する。(内閣府、外務省、国交省)	○宇宙に関する包括的日米対話第5回会合において、MDAのための宇宙の利用に関する知見の基盤を構築するために、政府全体の協力の機会を引き続き探求していくことを確認しました。また、第8回日・シンガポール海上安全保障対話、第5回アワオーション会合、第8回太平洋・島サミット(PALM8)など、様々な国際会議の場において、MDAを含む海洋の安全保障、海洋環境保全等海洋の諸課題について幅広く意見交換を行いました。 ○海洋データの国際交換促進による海洋の調査研究や利用開発等の発展に向け、将来の海洋データの利用促進及びその管理について、意見交換を行いました。我が国が進めるMDAの能力強化のための国際連携に大きく貢献することが期待されるとともに、平成31年4月から運用開始予定の「海洋状況表示システム」の掲載情報の充実にも寄与します。 (内閣府、外務省、国交省)	【指標】MDAIに関連する施策に言及した会議の数及び名称 13件ほか -第8回太平洋・島サミット(PALM8) -宇宙に関する包括的日米対話第5回会合 -第8回日シンガポール海上安全保障対話 -日越海洋政策セミナー -G7ハリファクス環境・海洋・エネルギー大臣会合 -アワオーション会合 -日インド首脳会談 -日仏海洋セミナー -日英首脳会談 -日英協力に関する園浦総理補佐官の協議 -第5回日仏外務・防衛閣僚会合 -国際海洋データ・情報交換システム(IODE)25サイエンスカンファレンス -WMO執行理事会 (内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)	○様々な国際会議・二国会議の場において、MDA及びMDAIに関連する施策に言及するなど、国際連携・国際協力を努めます。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)
220	○諸外国、国際機関等が保有する海洋情報について、各種ルートを通じて情報収集を図る。(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)	○持続可能な開発目標(SDGs)14のターゲット14.6※達成に向けた活動の一環として、ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)政府間海洋学委員会(UNESCO/IOC)が取りまとめる海洋科学に関する刊行物の執筆を進めるために、我が国の海洋科学に関する取組について情報を集約し、UNESCO/IOC事務局に送付しました。 ※海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勧奨しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。 ○防衛省の取組については、施策番号221に記載しました。 (内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)	【指標】GEO、UNESCO/IOC/IODE、WMOなどの国際的観測情報共有枠組を通じた情報の収集(内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省) ・気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を行いました。	○引き続き、気象・水象情報のうち基盤的な情報や津波警報等について、IOCやWMOの枠組を通じて情報交換を実施します。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
221	<p>○我が国自身の努力に加え、MDAに関する同盟国、友好国等との協力体制を構築し、各国との連携やシーレーン沿岸国の海洋状況把握に係る能力向上に資する協力の推進を通じ、MDA体制を強化していく。(内閣府、外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>○同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。</p> <p>○我が国のシーレーンの要衝を占める地政学的に重要な地域に位置するASEAN諸国には、「ピエンチャン・ビジョン」(日ASEAN防衛協力の指針)に基づき、能力構築支援、共同訓練、防衛装備・技術協力などの協力を推進しています。</p> <p>○東南アジア・南アジアのシーレーン沿岸国等の能力向上支援として、以下に取り組みました(施策番号411に関連記載あり)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月、カンボジアへの税関監視艇の贈与及び改修に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年8月、バングラデシュの沿岸部及び内陸水域における人命救助を担う同国の沿岸警備隊に救助艇を供与する支援に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年12月、モルディブへの海上油流出対応能力強化のための支援に関する書簡の交換を行いました。 ・平成25年に署名した「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」に基づいて、平成30年8月までに新造巡視船全10隻を供与しました。また、平成29年1月に交換公文に署名した無償資金協力「経済社会開発計画」に基づき、小型高速艇12隻(全13隻の予定)を供与しました。さらに、平成29年11月に署名された沿岸監視レーダー等を供与する無償資金協力に関する交換公文に基づき、レーダー供与のための手続を進めました。 ・平成28年6月に署名した無償資金協力「海上安全能力向上計画」に基づき、スリランカに巡視艇2隻を供与しました。 <p>○ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、下記に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年度からの6年間で計9回、延べ39名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施しました。 <p>○東南アジア諸国やソマリア周辺国、西アフリカ等の法執行能力向上のため、平成30年6月～7月にかけて、これらの海上法執行機関職員に対して、我が国でJICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策を始めとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。</p> <p>○アジア諸国の海上保安機関職員に対する技術指導等に専従する海上保安庁モバイルコーポレーションチーム職員を9か国へ14回派遣し、各国海上保安機関職員の海上法執行能力を含む能力向上支援等に当たったほか、本邦への受入研修においても各国からの研修員の指導等に当たりました(※施策番号411に関連記載あり)。</p> <p>(内閣府、外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】シーレーン沿岸国に対する外務省、防衛省・自衛隊及び海上保安庁による能力向上支援等の件数(外務省、国交省、防衛省) 31件 (施策番号41、50及び97に関連記載あり。)</p> <p>【指標】同盟国・友好国との対話等を通じたMDAに関する協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月に海自とインド海軍との間で海洋状況把握を含む海軍種間における取決めに署名しました。また、平成30年12月にインドが設立したIFC-IOR(インド洋圏情報融合センター)を通じて、海自がインド海軍と情報共有を実施しました(※施策番号48と同じ)。(防衛省) ・同盟国である米国や友好国等と連携し、様々な機会を利用した共同訓練・演習の充実などの各種取組を推進しています。(防衛省) ・平成31年1月の日仏外務・防衛閣僚会合において、MDAを含む海洋安全保障や、東南アジア諸国や太平洋島嶼国における能力構築支援等の分野において、インド太平洋地域における両国の取組のシナジーを図りつつ、更なる協力を行っていくことで一致しました(※施策番号50～54と同じ)。(外務省、防衛省) ・平成31年1月の日英首脳会談の際に公表された日英共同声明において、日英は、「自由で開かれたインド太平洋を維持し促進するため、船舶情報の共有の可能性を含め、海洋状況把握等の事項に関する海洋安全保障協力を強化し、また、海洋安全保障協力に関する取決めを作成する意図を有している」ことを表明しました。(外務省、防衛省) 	<p>○引き続き、関係国との間で協議の機会に、シーレーン沿岸国等のMDA能力の向上にも資する海上法執行能力向上支援等について意見交換を実施していきます。(内閣府、外務省、国交省、防衛省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
5.	海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (1)海洋調査の推進		【指標】海洋調査実施件数 平成30年度実施件数 568件 平成29年度実施件数 663件 平成28年度実施件数 633件	
ア	海洋調査の戦略的取組			
222	○我が国の排他的経済水域・大陸棚を始め、我が国周辺海域における海洋調査を通じ、海洋権益確保の戦略的観点から、我が国の海域の総合的管理に必要なものや境界固定交渉に資するものを含め、海底地形、資源の分布状況等に係る関連情報の一層の充実に努めるため、「海上保安体制強化に関する方針」に基づく海洋調査体制の強化等、海洋調査に関する戦略的取組を推進する。(内閣府、外務省、国交省)	○測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施するとともに、航空機に搭載した航空レーザー測深機等により、領海や排他的経済水域(EEZ)の外縁の根拠となる低潮線等の調査を実施しました。特に、平成30年7月4日～7日の4日間は、火山活動によって拡大した西之島について、低潮線及び水深の調査を目的とした航空レーザー測量を実施しました。 ○航空機を使用して定期的に南方諸島及び南西諸島における火山活動状況の調査・観測を実施し、データを解析したのちに調査結果をウェブサイト等で公表しました。 (内閣府、外務省、国交省)	○海上保安庁の海洋調査体制の強化については、施策番号2に記載しました。 ○西之島の調査の結果、我が国の領海及びEEZが拡大する見込みであることを確認しました。(国交省)	○令和元年度に大型測量船の就役を予定しており、引き続き、測量船及び航空機の整備を進めていきます(※施策番号21に関連記載あり)。(国交省) ○海底地形調査、低潮線調査及び地殻構造調査等を引き続き実施し、海洋権益の確保に資する調査データを取得してまいります。(国交省)
223	○海洋のモニタリングについては、リアルタイム性のみならず、長期的な観測を積み重ねるとともに、衛星、観測ブイ等を用いた高度な観測技術を最大限活用し海洋を総合的に観測することが重要であり、海洋観測を行う海洋調査船等の適切な運航、効率的な観測に資する自動化技術の向上等に取り組む。(文科省、国交省)	○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました。 ○海面水温及び海上風速などを水循環変動観測衛星「しずく」(GCOM-W)等を用いて観測し、海上保安庁へデータ提供しました。 ○国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)では調査目的に応じて観測機器など機体の組み換えを現場等で速やかに行うことができる高機能・多目的無人機システムやウェーブライダーの設置・回収方法の改善、簡易フロートの量産モデルの作成を行いました。また、海面フラックス計測ライダー等の専用データ品質管理システムを完成させ、実運用に向けた試験を開始しています(※施策番号207と同じ)。 ○平成30年度から新たに、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性、マイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業を開始しました(※施策番号207と同じ)。 ○海洋情報クリアリングハウス、JODCオンラインデータ提供システム(J-DOSS)、海洋生物地理情報システム(OBIS)、全球地球観測システム(GEOSS)ポータル、DIASデータ俯瞰・検索システム等のデータサイトにデータ提供又はシステム連携を行い、定期的にデータを更新しています。 (文科省、国交省)	【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム等情報共有システムへの掲載等 ・津軽海峡東部のレーザーデータや、GCOM-W等を用いて観測した海面水温及び海上風速などは平成31年4月運用開始の海洋状況表示システムからもアクセス可能となるように必要な対応を行いました。(文科省) ○平成31年2月に内閣府総合海洋政策推進事務局からの依頼に基づき、海上保安庁が運用予定の「海洋状況表示システム」へ海洋研究開発機構が保有する津軽海峡HFレーザーデータ等の情報提供を行うための手続を進めました。(文科省)	○JAMSTECではアルゴフロート、トライトンブイのデータ提供も行うよう進めており、技術的な調整及び公開準備を行います。(文科省) ○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施します。(国交省)
224	○時空間的に疎(まばら)である生物分野を含め、海洋に関する科学データをより深海域まで精度よく観測するため、漂流フロート、係留系、船舶及び海中・海底探査システムによる観測を組み合わせた統合的観測網の構築を目指す。(文科省)	○自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築しています(※施策番号214と同じ)。 (文科省)	○平成30年度は、日本全体としてアルゴフロートによるデータを8,803プロファイル分取得したほか、JAMSTECでは船舶や探査機を活用した海洋調査を36件実施しました。(文科省)	○引き続き、自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ及び船舶による観測等組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築してまいります。(文科省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
225	<p>○海洋調査の基盤となる海洋調査船等、有人・無人調査システム等を着実に整備するとともに、新たな調査機器の開発、新技術の導入を推進する。(文科省、国交省)</p>	<p>○次世代深海探査システムの研究開発として「かいこうMk-IV」の高度化に取り組み、性能確認試験を行いました。ランチャーレス運用に向けた検討を開始し、令和元年度に試験潜航を実施するためのシステム設計及び試験の実施によりシステムの妥当性を確認しました。また、母船を限定しない遠隔操作型無人探査機(ROV)システムの運用検討を行い、令和元年度の改良のため「新青丸」船上によるビークル単体の嵌合確認試験を実施し、問題点の抽出を行いました。</p> <p>(文科省、国交省)</p>	<p>【指標】新技術の導入推進(文科省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶等の設備を安定的、効果的かつ効率的に運用することで研究開発の基盤を支えています。平成29年度までに自律型海中探査機(AUV)の効率的な測位・通信環境の実現と、3機までのAUVの同時通信(多重通信)を実現し、平成30年度は、沖縄伊平屋における熱水鉱床の複数AUVを用いた電気探査を成功に導きました。本装置の発展版についても、第2期戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)で開発に取り組んでいます。 ・海中の光伝搬特性をベースに深海用ウルトラスーパーハイビジョンカメラ(USHV)システムを開発しました。新しい照明手法と高速伝送系を開発し、熱水噴出域の超高画質の風景映像を得ることに成功しました。また、成果を研究者だけでなく国民に配信しました。 	<p>○引き続き、海洋調査プラットフォームに係る技術開発、改良(機能向上及び性能向上)、保守・整備及び運用を実施し、調査・観測能力の維持・向上を図っていきます。(文科省)</p>
226	<p>○国際的な海洋観測計画及び海洋情報交換の枠組に参画し、長期的・継続的に海洋の観測、調査研究等を実施するとともに、観測データの交換及び共有に取り組む。(文科省、国交省)</p>	<p>○取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています(※施策番号217と同じ)。</p> <p>○JAMSTECでは国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、大型係留ブイの運用を省力化するための表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、自動観測の拡充のための漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます(※施策番号159と同じ)。</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に参画し、長期的・継続的な海洋の観測を実施し、海洋データの交換を行いました。</p> <p>○IOCC西太平洋小委員会(WESTPAC)の下の北東アジア地域全球海洋観測システム(NEAR-GOOS)に参画し、海洋観測データ及び海洋解析の交換・共有に取り組みました。</p> <p>○海上保安庁では、UNESCO/IOCが推進する国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における我が国の代表機関である日本海洋データセンター(JODC)を運営しています。同センターでは、国内各海洋調査機関によって得られた海洋データを一元的に収集・管理・提供するJ-DOSSを運用するとともに、収集したデータは世界データセンターに送付され、世界中に共有されています。</p> <p>(文科省、国交省)</p>	<p>○J-DOSSには、平成30年は、約574万件のアクセス、約1万4千件のダウンロードがありました。(国交省)</p>	<p>○引き続き、全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)、アルゴ計画等に参画するとともに、それらの国際枠組の下で実施される観測データ等の共有に貢献します(※施策番号166と同じ)。(国交省)</p> <p>○海上保安庁が取得した海洋情報のうち、国際交換が可能なもの及び国内海洋調査機関から収集した公開可能な海洋観測データ等については、J-DOSS等を用いて広く一般に利用できるよう情報提供を行い、また、一部のデータは海洋状況表示システムに掲載する予定です。(国交省)</p>
227	<p>○海洋資源の開発、海洋権益の確保及び海洋の総合的管理に必要な基盤情報を整備するため、海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線、海潮流等の調査を引き続き実施する。(国交省)</p>	<p>○施策番号222に記載しました。</p>	<p>○施策番号222に記載しました。</p>	<p>○海底地形、海洋地質、地殻構造、領海基線及び海潮流等の調査・観測を引き続き実施し、海洋権益の確保等に資する調査・観測データを取得していきます。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 気候変動・海洋環境の把握のための調査等				
228	<p>○気候変動、海洋酸性化等の地球規模の変動の実態を把握するため、世界気象機関(WMO)、UNESCO/IOC等が進める国際的な海洋観測計画に参加し、海洋調査船等による高精度かつ高密度な観測を実施するとともに、中層フロート等の自動観測システムの活用や水中グライダー等の最新技術の導入を進め、海水温、塩分、温室効果ガス濃度等の観測を着実に実施する。(文科省、国交省、環境省)</p>	<p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCCPとGO-SHIPに参画し、北西太平洋において海洋気象観測船による高精度かつ高密度な観測を実施しました(※施策番号226に関連記載あり)。</p> <p>○国際アルゴ計画に参画し、日本近海において海水温、塩分の観測を実施しました。</p> <p>○JAMSTECの取組については、施策番号226に記載しました。</p> <p>○全球の温室効果ガス濃度の把握と今後の気候変動予測に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施しました。また、観測精度を飛躍的に向上させた「いぶき2号」を平成30年10月に打ち上げるとともに、継続的な観測体制の構築のため、3号機の開発に着手しました(※施策番号206と同じ)。</p> <p>(文科省、国交省、環境省)</p>	<p>○全球の温室効果ガス濃度の観測精度を飛躍的に向上させた「いぶき2号」を平成30年10月に打ち上げ、平成31年2月より定常観測を開始しました。3号機については、宇宙基本計画に則り、継続的な観測体制の維持に加え、排出源の監視能力を更に強化した次期温室効果ガス観測センサの設計に着手しました(※施策番号206に関連記載あり)。(環境省)</p>	<p>○「いぶき」及び「いぶき2号」のデータ解析を行い、パリ協定の透明性向上や、気候変動予測の向上に貢献します。3号機については、宇宙基本計画に則り、取り組めます(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p> <p>○「いぶき2号」の観測データを令和元年度中を目途に一般へ提供開始する予定です(※施策番号206と同じ)。(環境省)</p>
229	<p>○我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属、内分泌かく乱物質等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境への影響を把握するとともに、バックグラウンド数値の経年変化を把握する。また、海域における放射性物質のモニタリングを実施する。(国交省、環境省)</p>	<p>○日本周辺の海洋環境の経年的変化を捉え、総合的な評価を行うため、水質、底質等の海洋環境モニタリング調査を実施しました。また、化学物質の存在状況の把握のため、主に内湾の水質、底質等に含まれる残留性有機汚染物質(POPs)等の化学物質の調査を実施しました。</p> <p>○我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場の放射能水準を把握するため、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施しました。</p> <p>(国交省、環境省)</p>	<p>【指標】海洋調査実施件数 ○福島県等及び東京湾の沿岸域において、平成30年度は42地点で年間2～10回の放射性物質のモニタリングを実施しました(※施策番号180と同じ)。(環境省)</p>	<p>○令和元年度も引き続き、放射線モニタリングを実施し、結果を公表します。(環境省)</p>
230	<p>○東日本大震災に伴い発生した津波による廃棄物の海上流出や油汚染、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等による海洋環境への影響を把握するため、引き続き有害物質及び放射性物質に関するモニタリングを実施する。(国交省、環境省)</p>	<p>○東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射性物質のモニタリングを実施しています(※施策番号180に関連記載あり)。</p> <p>○福島県等の沿岸海域における海水、海底土等に含まれる放射性物質モニタリングを実施し、結果を随時、環境省のウェブサイトにおいて公表しました(※施策番号180に関連記載あり)。</p> <p>(国交省、環境省)</p>	<p>【指標】海洋調査結果等の海洋状況表示システム等情報共有システムへの掲載等 ○海洋における放射性物質モニタリング結果を環境省ウェブサイトにおいて公表しました。(環境省)</p>	
231	<p>○閉鎖性海域の海洋環境モニタリングとして、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査、底質・底生生物調査等を実施する。また、海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施するとともに、国及び地方公共団体が実施した環境調査データを収集・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。(国交省、環境省)</p>	<p>○東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における栄養塩類等の水質調査等を実施し、閉鎖性水域における調査結果について、環境省のウェブサイトで公表しました。</p> <p>○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダーによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行いました。</p> <p>(国交省、環境省)</p>	<p>○施策番号197に記載しました。</p>	<p>○引き続き、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、海洋短波レーダーによる海面の流況観測結果と海洋環境整備船による水質調査結果を活用し、漂流ごみ等の挙動解析や集積位置の予測を行っています。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
232	<p>ウ 自然災害による被害軽減のための調査等</p> <p>○プレート境界域における海溝型巨大地震の発生メカニズム解明や地震・津波の発生予測に資する基礎情報を収集・整備するため、海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の充実・強化を図る。(文科省、国交省)</p>	<p>○日本海地震・津波調査プロジェクトでは、被害軽減のために、東北地方北部から北海道地域の日本海沿岸の海岸平野における海岸露頭の調査や浅層を対象としたボーリング調査、北海道南西沖の沿岸部から日本海盆の海域におけるマルチチャンネル反射法地震(MCS)探査および海底地震計(OBS)による地震探査等の観測・調査を行いました。</p> <p>○南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは、南西諸島海域中部における地下構造および地震活動の把握のため、海底地震計及び臨時陸上観測点による地震観測を実施しました。また、東海、関西、四国及び九州の4か所で地域研究会を開催し、国や府県、市町、ライフライン事業者及び地域の大学等から防災・減災対策の課題を抽出しました。</p> <p>○JAMSTECでは、地震発生帯の構造・履歴・活動(構造研究、巨大地震の履歴の海底調査)を明らかにするために、南海トラフセグメント境界と日本海北海道南西沖地震域、日本海溝福島沖海域等における地殻構造調査、自然地震・火山・地殻変動等の観測及び地震・津波履歴調査を実施しています。</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において汎地球測位航法衛星システム(GNSS)と海中での音響測距技術を組み合わせた海底地殻変動観測を実施しました。(文科省、国交省)</p>	<p>○南海トラフ広域地震防災研究プロジェクトでは、平成29年度に実施した海底地殻変動観測、GPSを利用した地殻変動観測、海底変動地形調査、地殻構造探査、津波堆積物調査、地震断層の掘削調査、掘削孔内観測等の調査結果について、平成30年5月に公表しました。(文科省)</p> <p>○測量船により日本海溝付近及び南海トラフ付近において海底地殻変動観測を実施し、解析結果についてはウェブサイト等で公表しました。(国交省)</p>	<p>○海底地殻変動観測については、南海トラフ海溝軸付近について観測網の充実を図ることとしています。(国交省)</p>
233	<p>○港湾内の船舶の避難等の津波対策及び地方公共団体による津波ハザードマップ作成に活用するため、海底地形データを収集・整備するとともに、津波防災情報図の整備を推進する。(国交省)</p>	<p>○海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、津波発生時の船舶の避難計画策定を支援するため、南海トラフ地震および首都直下地震等による津波の被害が予想される地域について、港湾等における津波の挙動を予測した津波防災情報図を作成し提供しました(※施策番号35と同じ)。(国交省)</p>	<p>○津波防災情報図の整備率(国交省) 83.8%(平成30年度) (※施策番号35と同じ)</p>	<p>○津波防災情報図は、平成31年4月から運用を開始する海洋状況表示システムからもアクセス可能となります(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国交省)</p>
234	<p>○火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、南方諸島及び南西諸島の海域火山を中心に航空機や衛星画像の活用等による定期的な監視、海洋調査船による海底地形、地質構造、海上重力及び地磁気の調査を実施する。(国交省)</p>	<p>○南方諸島及び南西諸島の火山を中心に火山噴火予知に資する基礎情報を収集・整備するため、航空機を使用して定期的に調査・観測を実施しました。南方諸島に位置する西之島は平成30年7月に再び噴火したことから、重点的に火山活動状況の監視・観測を実施しました。(国交省)</p>	<p>○西之島のレーザー測量については、施策番号222に記載しました。(国交省)</p>	<p>○海域火山の観測結果はウェブサイトに掲載されるとともに、平成31年4月から運用を開始する海洋状況表示システムからもアクセス可能となります(※施策番号210～213に関連記載あり)。(国交省)</p>
235	<p>○船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、気象衛星ひまわり、気象レーダー等を用いた気象・水象観測を実施する他、地震・津波観測を実施する。(国交省)</p>	<p>○気象衛星ひまわりや気象レーダー等による気象観測を実施するとともに、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計及び潮位計による海洋観測を実施しました(※施策番号209と同じ)。</p> <p>○地震計や海底地震計、潮位計等による地震・津波観測を実施しました(※施策番号209と同じ)。</p> <p>○可搬型津波観測装置を整備し、災害等により観測施設が障害となった場合でも、迅速に津波観測を復旧、継続することが可能となりました(※施策番号209と同じ)。(国交省)</p>	<p>○左に記載しました。</p>	<p>○施策番号209に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
5.	海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (2)海洋科学技術に関する研究開発の推進等		【指標】海洋科学技術に係る査読付き論文数 平成30年1月～12月のJAMSTEC論文数 : 618本 平成30年度の気象庁の論文数 : 16本(主著のみ)	
ア	国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進			
①	気候変動の予測及び適応に関する研究開発			
236	○海洋と大気の相互作用、さらに、陸域も含めた地球表面における物質循環やそれに伴う熱輸送・炭素循環、海洋が吸収する二酸化炭素の増加に伴う海洋の酸性化や、それによる海洋生態系への影響等を解明するための観測、調査研究等を強化する。(文科省、国交省)	○平成30年度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム、海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、海洋酸性化・地球温暖化の解明に必要な海洋炭酸系の循環を自動かつ高精度に把握するための基盤技術の研究開発を開始するとともに、地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、北西太平洋域において海洋観測を実施しています。 ○地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環や熱輸送過程の変動を把握するため、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施しました(※施策番号223と同じ)。 ○大気中の温室効果ガス濃度の変動を監視するために、南鳥島等において、温室効果ガス等の観測を継続して実施しました。 ○これらの観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施しました。 (文科省、国交省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 ＜気候変動＞ ・文科省地球観測技術等調査研究委託事業「気候変動適応技術社会実装プログラム」では、JAMSTECの「地球シミュレータ」を用い、多数の高解像度温暖化シミュレーションを実施しました。その結果、「パリ協定」に準拠した国際的な温暖化緩和・抑制に向けた取り組みが機能したとしても、近未来気候においては極端な降水(年最大日降水量)の強度は増大する可能性が高いと判明しました。また、連続して降水が無い期間(連続無降水日数)も増大することを明らかにしました。(文科省) ・観測データ等を用いて、日本近海や西太平洋熱帯域における海洋の二酸化炭素吸収や、それに伴う海洋酸性化の解析を実施し、地球温暖化のメカニズムの解明に貢献しました。(国交省)	○引き続き、海洋気象観測船やアルゴフロートによる北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測や南鳥島等における温室効果ガスの観測を実施するとともに、これらの観測データを用いて、海洋の二酸化炭素吸収やそれに伴う海洋酸性化の解析を行います。(国交省)
237	○気候変動及びその影響に関する観測・監視等を行い、長期的な気候変動の低減のため、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するとともに、予測情報の高精度化のための研究開発を推進する。また、長期的な気候変動及びその影響への適応策を講じていくため、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、気候モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、調査研究等を充実させる。(文科省、国交省、環境省)	○地球シミュレータ等の世界最高水準のスーパーコンピュータを活用し、気候モデル等の開発を通じて気候変動の予測技術等を高度化することによって、気候変動によって生じた多様なリスクの管理に必要な基盤的情報を創出しました。また、地方公共団体等における適応策立案・推進を支援するため、防災等の実際のニーズを踏まえた、適応策立案・推進に汎用的に活用可能な近未来の超高解像度気候変動予測情報等を開発し、環境省等の関係省庁と連携して取り組む「地域適応コンソーシアム」を通じて、研究開発成果を地方公共団体等に提供しました(※施策番号158及び215に関連記載あり)。 ○アマダス等で観測された気象データにより、気温や降水量、猛暑日・大雨日数などの長期変化に関する情報を作成するとともに、各都道府県を対象とする予測情報を公表しました。また、予測情報の高精度化のため気候モデルの高度化に取り組みました。 ○気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析や研究を推進し、その成果を広く提供することで、国や地域における適応の取組の支援等を行う拠点となる気候変動適応センターを平成30年12月に国立研究開発法人 国立環境研究所に設立しました(※施策番号165に関連記載あり)。 ○地域の实情に基づいた気候変動影響の評価及び適応計画策定を支援するため、地域適応計画策定マニュアルを平成30年11月に公表しました。 (文科省、国交省、環境省)	・平成29年3月に全国を対象に作成・公表した「地球温暖化予測情報第9巻」の予測データをもとに、各都道府県を対象とする予測情報を作成し、地域レベルでの影響評価の基盤となる気候変動の予測情報として公表しました。(国交省) ・北海道大学、JAMSTEC、国交省は、北海道の今世紀末の極端降水量が約1.4倍になり、氾濫被害が顕著に増加する予測結果を明らかにしました。(国交省) ・気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)に基づき、地域の实情に基づいた気候変動影響の評価及び適応計画策定を支援するため、地域適応計画策定マニュアルの公表を開始しました。(環境省) ・ArCSの国際共同研究において、大気中のすす粒子の地球温暖化効果を推定する上で、すす粒子の大きさや化学組成を考慮することが不可欠であることを解明しました。(文科省)	○「地域適応計画策定マニュアル」に基づく地域レベルの影響評価の実施に向けては、国立環境研究所が共同研究を行うなど技術的サポートを行う予定です。(環境省) ○気候変動適応法は平成30年12月に施行されました。地域の实情に応じた適応策の立案・実施に向け、地域のニーズに応じた支援を行います。(環境省) ○都道府県等の地域レベルでの温暖化予測情報の高度化のため、引き続き、気候モデルの高精度化を進めます。(国交省)
238	○地球温暖化の影響が顕著である北極域における環境変化は、地球温暖化の加速、地球全体の海面水位上昇、極端な気象の頻度増加等、全球的な気候への影響を与えることが懸念されており、全球の気候システムの形成に大きな役割を果たす南極域の重要性も踏まえ、両極域における観測・研究を引き続き実施する。(文科省)	○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)において、気候変動、物質循環、生物多様性、人間と社会等の8つのテーマについて国際共同研究を実施しました。 ○南極地域観測第IX期6か年計画に基づき南極地域観測事業を実施し、大気、海洋、陸域等の各分野における観測・研究を実施しました。また、各分野の基礎的観測データを継続的に取得し、取得したデータを国内外の研究機関等へ提供しました。さらに、80年を超える世界最古のアイスコア掘削を目指した新たな掘削点選定のための国際共同観測や、大型大気レーダー(PANSY)を軸とした大気の精密観測を行い、全球の大気変動に関する総合的な観測を実施しました。 (文科省)		○北極PTの報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進:「研究開発」の「重点」に関する提言を踏まえて、次期ArCSプロジェクトに関する検討を進め、取組の具体化・推進を図ります。(文科省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋エネルギー・鉱物資源の開発に関する研究開発				
239	○広域科学調査により、エネルギー・鉱物資源の鉱床候補地推定の基礎となるデータ等を集集するため、海底を広域調査する研究船、有人潜水調査船や無人探査機(AUV、ROV等)等のプラットフォーム及び最先端センサー技術を用いた広域探査システムの開発・整備を行うとともに、鉱床形成モデルの構築による新しい探査手法の研究開発を推進するなど、海洋資源の調査研究能力を強化する。また、鉱物資源開発に係る環境影響評価技術の国際標準化に向けた取組を進める。(内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において、統合海洋資源調査システムの実証として未調査海域において、民間主体で海底鉱物資源ポテンシャル調査を実施し、海洋資源の成因に関する科学的研究に基づく調査海域絞り込み手法の開発を行いました。また、海洋資源調査技術の開発として、AUVの民間移転に向けた信頼性向上を進めました。生態系の実態調査と長期監視技術の開発として、技術普及活動と国際標準化機構(ISO)会議での規格案の本登録を推進します。 (内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋エネルギー・鉱物資源> ・SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において、平成30年度に成因論から絞り込んだ沖縄の未調査海域で「統合海洋資源調査システム」の検証を実施した結果、海底下堆積物中に硫化鉱物の存在を確認しました。また、AUV複数機同時運用システムの運用手法の実証を行い、民間企業へ技術移転を完了した。環境影響評価技術1に関しては、国際標準化機構(ISO)への本登録のための技術普及のためのワークショップを開催しました。 (内閣府、総務省、文科省、経産省、国交省、環境省) ・SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において開発した遺伝子情報の解析ツールの公開を行ったほか、画像解析手法と各種汚染検出・観測手法の特許申請とISO登録規格案への反映を行いました。「江戸っ子1号」は、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」において、平成30年度中に実海域への投入を合計6基行い、各種高解像度データの取得を開始しました。(内閣府)	
240	○平成26年度から取り組んできたSIP「次世代海洋資源調査技術」における研究開発成果について、未調査海域での実証運用等により統合海洋資源調査システムを実用レベルで確立させる。(内閣府、文科省、国交省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」にて統合海洋資源調査システムという海底熱水鉱床を効率的に調査する手法を確立し、未調査海域にて民間企業を中心とした調査航海を実施して、その実用性の評価を行いました。 (内閣府、文科省、国交省)		○SIP第2期「革新的深海資源調査技術」(プロジェクト予定期間:平成30年～令和4年)を引き続き進め、南鳥島海域のレアアース泥の概略資源量評価に必要な調査を行い、資源量調査で明らかになったレアアース泥濃集帯に対し、深海底から船上にレアアース濃集部分を撈泥する技術開発を行うとともに、今後のレアアース泥の広域調査等を実現するために必要となる、深海域において効率的に稼働可能とするAUV複数機同時運用システムを構築を進め、将来の深海鉱物資源開発に必要な研究開発を行います(※施策番号75～77と同じ)。(内閣府)
241	○SIP「次世代海洋資源調査技術」の成果を踏まえ、我が国の海洋資源探査技術を更に強化・発展させ、本分野における生産性を抜本的に向上し、我が国の排他的経済水域等にある豊富な海洋資源を活用するため、平成30年度から新たにSIP「革新的深海資源調査技術」を立ち上げ、これまで培った海洋資源調査技術、生産技術等を更に強化・発展させるとともに、基礎・基盤研究から事業化・実用化までを見据え、水深2000m以深の同技術の開発・実証に向けた取組を世界に先駆けて進める。(内閣府、文科省、経産省、国交省)	○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」での水深2,000m以浅の海底熱水鉱床を主な対象とした成果を活用し、SIP第2期「革新的深海資源調査技術」では2,000m以深での深海資源調査技術として、AUV複数機運用技術の更なる効率化(SIP第1期の2倍以上)と、探査システムの大深度化(6,000m級)の開発を行っています。 (内閣府、文科省、経産省、国交省)	【指標】民間での調査実施件数(内閣府、文科省、国交省) ・民間企業を中心とする統合海洋資源調査システムの実用性(産業化の可能性)の検証を、平成30年度に未調査海域にて民間調査船により9航海実施しました。 【指標】実海域での調査技術実績(時間、台数等)(内閣府、文科省、経産省、国交省) ・平成30年度に15航海、延べ341日間の調査航海を実施しました。 ○大深度AUVにおける通信技術の開発として、水深6,000m海域(青ヶ島東方沖)における音響通信試験にて通信速度を飛躍的に向上させることに成功、AUV本体の仕様も決定して製作が開始されました。また、AUVの長期運用に向けた海中充電用の深海底ターミナル技術の制作も開始されました(※施策番号77に関連の記載あり)。(内閣府、文科省、国交省)	
242	○海洋資源の環境影響評価に資するための科学的研究として、高解像度の調査と長期の環境モニタリングから得られる大規模データとの統合解析を推進する。(文科省)	○JAMSTECでは、8Kビデオなどの高解像度カメラシステムでの生物調査及び長期海底観測システムから得られたデータを用いた解析を進めています。 ○SIP第1期「次世代海洋資源調査技術」において、長期環境モニタリング用に開発した「江戸っ子1号」を始めとする海底観測プラットフォームの開発を行いました。また、多様な生物群集に対応した調査手法と迅速な解析技術による効率化、汚染モニタリングの技術開発とデータ取得を進めました。 (文科省・内閣府)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
243	<p>③ 海洋生態系の保全に関する研究開発</p> <p>○海洋生物資源の持続的な利用の観点から、海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めるとともに、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するための研究開発を推進する。また、サンゴ礁を始めとした海洋生態系の保全に必要な海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報の充実を図る。(内閣府、文科省、農水省、環境省)</p>	<p>○沖縄科学技術大学院大学(OIST)において、サンゴ礁生態系の中心のサンゴと、サンゴ礁の破壊を引き起こしつつあるオニヒトデのゲノム解読を行うとともに、ゲノム解読技術の開発を進めました。</p> <p>○海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を行っています。</p> <p>○平成30年度から新たに開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、生物多様性に関わる情報を効率的かつ高精度に取得するために海洋生物遺伝子情報を自動で取得する基盤技術の研究開発を開始しました。</p> <p>○東北マリンサイエンス拠点形成事業において被災地の持続的な漁業や海域利用の復興に科学的知見の提供により貢献するため、三陸沿岸から沖合にかけての生物や環境の現状や変動に関わるデータの集積・解析を行い、生態系モデルの構築に取り組んでいます。</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査を実施しました。また、資源評価の高度化を図るため、これまで資源評価に考慮されてこなかった資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋環境に関する各種情報や、環境DNA解析といった新たな技術の有効性を検証するとともに、ICTを活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けたフィージビリティスタディを実施しました。</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構においては海洋生物資源の持続的な利用の観点から、調査船による定線観測調査や衛星画像、無人の観測機器などを駆使して海洋環境調査を精力的に実施し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握研究を行いました。また、海洋生態系の構造と機能及びその変動の様子を総合的に理解するため、被食・捕食などの種間関係の調査など研究を推進しました。さらに、サンゴ礁等亜熱帯生態系から北海道沖の亜寒帯生態系まで日本周辺の様々な海洋生態系について海洋生物の生物学的特性や多様性に関する情報収集を進めました。</p> <p>○亜寒帯循環域のOライン、亜熱帯循環域のOライン調査など日本周辺に置いて長年実施している海洋調査を継続し、気候変動、海洋環境変動がもたらす水産資源生物を含む海洋生態系変動への影響解析を実施しています。また、食性調査などを実施し、様々な生態系構造解析研究を実施しています。</p> <p>○モニタリングサイト1000において、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生及び物理環境などのモニタリング調査を実施しました。</p> <p>○国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています。</p> <p>(内閣府、文科省、農水省、環境省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋生態系> ・代表的なサンゴ15種のゲノムを解読しました。また、サンゴを捕食するオニヒトデ120個体のゲノムを解読し、サンゴ礁の保全に貢献しています。(内閣府) ・フィージビリティスタディは全国5地域(北部日本海、東京湾、伊勢三河湾、瀬戸内海、日向灘)で実施し、環境DNA解析の有効性や、ICTを活用することによる各種情報の迅速な収集が可能であることが判明しました。(農水省) ・モニタリングサイト1000では、沿岸域、サンゴ礁及び小島嶼に設置された約220か所の調査地点において、シギ・チドリ類、底生生物、海藻、造礁サンゴ、海鳥などの指標生物、周辺植生、物理環境などのモニタリング調査を実施し、情報を充実させました。さらに調査結果は、報告書等にまとめてウェブサイトで公表しました。(環境省) ・平成30年度にはサンゴ礁に関する東アジアの7か国のデータを収集、整理及び解析しました。(環境省) ・東北地方太平洋沿岸地域において平成27年度に設定した重点地区16か所のうちの8か所において、植生ベルト調査や動植物相調査を実施しました。調査結果の整理や生態系の変化についてのとりまとめを実施し、地域的な特徴を把握しました。(環境省)</p>	<p>○できるだけ早い機会にこれらのゲノム情報をOISTのウェブサイトを使って公開し、世界中のサンゴ礁研究者の研究に使えるようにします。(内閣府)</p> <p>○平成30年度のフィージビリティスタディを踏まえ、各種取組の本格実施を開始するとともに、全国的なネットワーク体制の構築に向けて実証地域の拡大を図ります。また、関係機関等が連携し、データの有効活用を可能とする仕組みの検討を行います。(農水省)</p> <p>○これまでに解析した東アジアのサンゴ礁のデータの共有や今後の解析方法等の検討のため、令和元年6月にフィリピンにてGCRMN東アジアワークショップを開催します。(環境省)</p>
244	<p>○東日本大震災により激変した海洋生態系の回復状況を把握するため、大学や研究機関等によるネットワークを形成し、東北太平洋沖等における海洋生態系の調査研究を行う。(文科省、環境省)</p>	<p>○東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日付け東日本大震災復興対策本部決定)を基に環境省が策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」の具体的取組の一つとして、地震・津波による自然環境への影響の調査や、変化し続ける自然環境のモニタリングを実施しており、平成30年度は、東北地方太平洋沿岸地域における平成27年度以降の自然環境の変化状況を把握し、とりまとめて発表しました。</p> <p>(文科省、環境省)</p>		<p>○重点地区16か所のうち残る8か所においても、植生ベルト調査や動植物相調査を実施し、調査結果の整理や生態系の変化についてのとりまとめを実施します。(環境省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
④ 海洋由来の自然災害に関する研究開発				
245	<p>○海域の地震・津波を、稠密な観測点により、精度高く早期に観測し、警報の高度化や発生メカニズムの解明を行うため、日本海溝沿い及び南海トラフ沿いにおいて、地震・津波のリアルタイム観測が可能な海底観測網(S-net、DONET等)を運用する。また、南海トラフ沿いで発生が想定される大規模地震・津波への対応に向けた観測研究体制に関する検討を行う。さらに、日本海側も含め、日本列島周辺海域における地震及び津波の発生予測や被害予測に関する調査研究を行い、それらに基づく防災・減災対策の研究を行う。(文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、地震・津波観測監視システム(DONET)データを用いた津波即時予測システムの開発のために、南海トラフ域の起こりうる津波シナリオを増やして理論津波波形を計算し、あらゆるケースでの津波即時予測の精度を検証するとともに、地域レベルの津波浸水予測と社会実装のために、DONETを用いた即時津波予測システムの機能強化の検討及び即時津波予測システムの水平展開に取り組んでいます。</p> <p>○日本海地震・津波調査プロジェクトとして、海岸露頭の調査、浅層を対象としたボーリング調査、MCS探査及びOBSによる地震探査等を実施しました(※施策番号29～31と同じ)。</p> <p>○SSIPの「レジリエントな防災・減災機能の強化」では、津波検知から数分間で遡上域を予測する津波遡上即時予測システムとリアルタイム津波情報可視化システムを構築し、実証実験を実施するとともに、高精細津波遡上シミュレーション手法の構築より、上記システムを高度化する技術を開発しました。また千葉県でこれらのシステムの実証実験を進めました(※施策番号29～31と同じ)。</p> <p>○日本海溝海底地震津波観測網(S-net)や南海トラフ地震対策のためのDONETを着実に運用するとともに、関係研究機関等と連携し、地震派生、地震動及び津波制度の向上に資する解析研究を行いました(※施策番号29～31と同じ)。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <海洋由来の自然災害> ・気象研究所は、近畿・四国地方を中心に記録的な高潮をもたらした平成30年台風第21号について調査を行い、高潮の要因を明らかにしました。(国交省) ・JR東海・西日本へ観測データの試験配信、JR東日本にて観測データの活用、千葉県へ津波の安全対策として観測データの活用を開始しました(※施策番号30と同じ、施策番号208及び209に関連記載あり)。(文科省) ・上記のほか、施策番号232に記載しました。</p>	<p>○地震・津波観測網については着実に実施していきます。DONETの観測データは、列車の安全対策に資する取り組みとしてJR東海・JR西日本が平成31年4月中旬より活用を開始する予定です(※施策番号208と同じ)。(文科省)</p>
246	<p>○地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動に関する基礎的な研究を行うことにより、海洋プレート運動によって引き起こされる地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境の変遷や海底下の構造等に関する知見を蓄積するとともに、地震・津波・火山活動等のモデル化と予測・検証を行う。(文科省)</p>	<p>○施策番号232に記載しました。</p>		<p>○引き続き、地震・津波・火山活動等に関する基礎研究や予測・検証に取り組めます。(文科省)</p>
247	<p>○海洋由来の災害防止・軽減に資するため、高波・高潮等の予測情報、津波警報、海洋環境情報の高度化等に関する研究等を行う。(国交省)</p>	<p>○海上由来の自然災害である高波・高潮・津波等の解析手法の改善に取り組むとともに、数値予測モデルの高度化に取り組まれました。</p> <p>(国交省)</p>		<p>○引き続き、波浪や高潮の解析、予測システム等の高度化や津波即時予測技術の実用性を高めるために必要な技術開発を進めていきます。(国交省)</p>
イ 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進				
① 基礎研究の推進				
248	<p>○独創的で多様な基礎研究を広範かつ継続的に推進するための取組を強化し、人類共通の知的・コンテニアの開拓、知的資産の創造や重厚な知の蓄積の形成を図る。(文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、海洋科学技術を推進する上で重要となる海洋調査技術、掘削科学技術及びシミュレーション技術等の先端の基盤技術を開発しています。さらに、これらの先進的技術を最大限活用し、未踏のフロンティアに挑戦するとともに、掘削科学や情報科学などの新分野における研究開発を推進しています。</p> <p>(文科省)</p>		
249	<p>○オープンサイエンスの急速な拡大を踏まえ、観測・研究活動を通じて得られたデータやサンプル等については、原則として、研究者を始め一般国民が利用しやすい形で整理・保管・提供するとともに、他分野の研究者・技術者の利用促進を図る。(文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、取得した各種データやサンプル等に関する情報等を国内外で実施されている研究等の利用に供するため、データ・サンプル取扱基本方針等に基づき体系的な収集、整理、分析、加工及び保管を行い、円滑に情報等を公開しています。また、デジタルデータ識別子(DOI)を付与することを開始しました。さらに、研究者や社会等のニーズに応じた目的別のデータ公開システムを構築し、運用するとともに、国内外の関係機関との連携を強化しています。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <基礎研究> ・かつての海洋モホ面の岩石学的実態や海洋地殻形成過程の解明のため、米国、欧州、オマーン等から計80名以上の研究者が参加し、「ちきゅう」の船上設備を生かして、2か月間24時間体制で集中的にオマーンの岩石コア試料を詳細に記載・解析を実施しました。(文科省) ・南海トラフでの掘削航海を行い、海底地下生命圏の探査と機能への解明が前進しました。また、南海トラフ巨大地震の発生予測の高精度化等のため、「ゆっくり滑り」等のリアルタイム観測を実施しました。(文科省)</p>	
250	<p>○地球深部探査船「ちきゅう」の活用等により、国際深海科学掘削計画(IODP)を推進する。IODPにおいては、地球を構成する物質の直接採取、分析及び現場観測を実施し、数値解析手法、モデリング手法等を用いつつ、海洋・地球・生命を関連させた全地球内部ダイナミクスモデルの構築とその理解の推進を図る。(文科省)</p>	<p>○IODPにおいて、ライザー掘削方式による大深度掘削が可能な地球深部探査船「ちきゅう」の提供のほか、採取した地質試料の保管・分析を行う国際拠点としての高知コアセンターの運用、研究航海へ乗船しデータや試料の分析を行う日本研究者の推薦・派遣、掘削提案書の科学審査等を行う各種国際委員会への人材の派遣など、ハード面、ソフト面で多くの貢献をしています。また、掘削で得られたデータの数値解析やマンタルダイナミクスモデリング等の手法を用いて、海洋・地球・生命を関連させた全地球モデルの構築とその理解を推進しています。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】各分野における研究開発の取組状況 <基礎研究> ・かつての海洋モホ面の岩石学的実態や海洋地殻形成過程の解明のため、米国、欧州、オマーン等から計80名以上の研究者が参加し、「ちきゅう」の船上設備を生かして、2か月間24時間体制で集中的にオマーンの岩石コア試料を詳細に記載・解析を実施しました。(文科省) ・南海トラフでの掘削航海を行い、海底地下生命圏の探査と機能への解明が前進しました。また、南海トラフ巨大地震の発生予測の高精度化等のため、「ゆっくり滑り」等のリアルタイム観測を実施しました。(文科省)</p>	<p>○モニタリング結果を定期的に報告することで、地震発生の長期評価に貢献していきます。現在、各項目とそれらの精緻化の作業を進めており、同時に情報発信の進め方も検討しています。これらのモニタリングの高度化を通じて、より高度な地震発生情報を提供することが可能となります。(文科省)</p>
251	<p>○巨大地震発生メカニズムの解明、海底地下生命圏の探査や機能の解明、将来的なマンタル掘削の実施に向け、大水深・大深度掘削のための基盤技術開発を推進する。(文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、巨大地震発生メカニズムの解明を図るため、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて南海トラフでの掘削航海に主導的に取り組んでいます。さらに、将来的なマンタル掘削の検討に向け、オマーン陸上に露出する地殻-マンタル境界を掘削して得られた試料の分析とデータ解析を進めています。また、海底下深くに設置した三点の長期孔内観測装置により、「ゆっくり滑り」等のリアルタイム観測を実施するとともに、大水深・大深度掘削を可能とする基盤技術として、掘削システム、ライザーパイプ、コアリングシステム及び掘削泥水の検討・評価等を行っています。</p> <p>(文科省)</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取り組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② 海洋科学技術に関する人材育成				
252	○将来にわたって、海洋に関する研究開発を推進し、海洋科学技術による経済・社会的課題の解決等を図るため、専門性と俯瞰力を持った海洋科学技術に携わる人材の質と層を向上させる。(文科省)	○JAMSTECは、国際ポストドクトラル研究員制度により、テーマ・分野を特定せずに公募し、外国籍研究者を積極的に採用しています。ポストドクトラル研究員制度については国際的な共同研究拠点にふさわしい人材を広く海外より集めることを念頭に、海外からの研究員を受け入れています。 (文科省)		○国際ポストドクトラル研究員及び研究生等については引き続き当該制度を適切に運用していくとともに、今後はJAMSTECから転出した後の進路等を調査し、その効果について把握していくことを検討しています。(文科省)
253	○大学及び大学院において、学際的な教育及び研究が推進されるようカリキュラムの充実を図るとともに、産業界等とも連携しながらインターンシップ実習の推進や、社会人再教育等の実践的な取組を推進することにより、海洋科学技術に関する先進的な人材を育成する。(文科省)	○東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。また、東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました。 ○平成30年2月に、海洋分野も含め、教育的効果の高いインターンシップの普及・拡大のための「大学等におけるインターンシップの届出制度」を創設しました。(参考：東京海洋大学から、「海洋生物資源実務実習」「海洋環境実務実習」「海外派遣キャリア演習1・2」の申請がありました) (文科省)	【指標】海洋科学技術に関する人材育成の取組状況(文科省) ・JAMSTEC 国際ポストドクトラル研究員制度 14名在籍(平成31年3月末時点) ・東京大学「海洋学際教育プログラム」 119名参加(平成30年) ・海洋法・海洋政策インターンシップ実習 16名参加(平成30年度) ・東京海洋大学 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ 72名参加(平成30年度)	○大学及び大学院における、海洋科学技術に関する学際的な教育研究が推進されるプログラムの構築を引き続き促します。(文科省)
ウ 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化				
① 世界をリードする基盤的技術の開発				
254	○高精度で効率的な観測・探査システムの構築を推進するため、音響通信・複合通信システム、計測・センシング、測位、検知・探知、モニタリング、試料採取、分析等に係る先進的要素技術、探査・観測システム等の長期運用に必要なエネルギーシステムに係る技術、深海底での調査や観測のためのセンサーや観測プラットフォーム設置に係る技術等について、先進的な研究開発を推進する。(文科省)	○JAMSTECでは、連続リアルタイム海底地震変動観測技術の開発のため、海底水圧計現場校正技術の開発を進めています。平成30年度は、平成29年度末に設置、DONETへ接続した孔内観測装置観測データのウェブ公開を開始しました。 ○これまでの音響通信に関する基礎研究の成果を土台に、有人潜水調査船「しんかい6500」の画像伝送装置の新型機を製作し、旧型に比較して4倍以上高性能な通信装置の開発に成功しました。また、無人探査機や海中ステーションに搭載することを想定したレーザー通信技術開発を行っており、実際に無人探査機等に搭載し、観測データの回収や水中機器のソフトウェアアップデート等に活用可能であることを明らかにしました。 (文科省)	○海中の光伝搬特性をベースに深海用ウルトラスーパーハイビジョンカメラ(USHV)システムを開発しました。新しい照明手法と高速伝送系を開発し、熱水噴出域の超高画質の風景映像を得ることに成功しました。また、成果を研究者だけでなく広く国民に配信しました。(文科省) ○海洋科学技術に関して、JAMSTECは、大学、企業及び公的研究機関だけでなく、地方公共団体(横浜市、函館市等)とも包括連携協定を締結しました。(文科省)	○映像技術に大きな進歩をもたらしたことで、今後、深海研究において活用されることが期待されます。次世代の光学可視化技術を担う深海用USHVの真のパフォーマンスを引き出すことを目的とし、深海環境に適したさらなる高感度化と、照明技術を含む光学系の最適化に取り組んでいきます。また、引き続き、産学官等との戦略的な連携や協働関係を構築するとともに、研究開発成果や知的財産を戦略的に活用していくことで、成果の社会還元を着実に推進していきます。(文科省)
255	○深海等の未知の領域を効率的に探査するための海中・海底探査システム及びそれらに関連するサブシステム並びに長期にわたり広範囲な海洋空間を高精度で観測するための3次元観測システムの運用を行う。(文科省)			
256	○オープンイノベーションの推進の観点から、基盤的技術のオープン・アンド・クローズ戦略や知的財産戦略、標準化戦略の検討、国内外の大学、企業、公的研究機関等の連携・協力を推進し、知見・技術・成果の社会還元を引き続き推進する。特に、知的財産の国際標準化に向けた取組を推進する。(文科省)	○JAMSTECは、理事長を本部長とする「海洋科学技術イノベーション推進本部」を設置することによって、海洋科学技術に関するイノベーション創出を推進し、研究開発成果の最大化を図っています。 (文科省)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
② プラットフォームの整備・運用				
257	○海洋調査船、無人探査機(AUV、ROV等)、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の研究プラットフォームの整備・運用を図る。(文科省、国交省)	○JAMSTECは、「かいいい」、「よこすか」、「かいいい」、「みらい」、「白鳳丸」、「新青丸」及び「ちきゅう」といった船舶、有人潜水調査船「しんかい6500」、無人探査機「うらしま」、「じんべい」、「ハイパードルフィン」、「かいてう」のほか、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」等の整備・運用をしています。 ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所は、試験水槽を用い海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みました。 (文科省、国交省)	【指標】各分野における研究開発の取組状況 <基盤技術の開発> ・JAMSTECでは、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施しています(※施策番号257～261に関連記載あり)。(文科省) ・海洋資源調査船に搭載し運用することが可能であり、伝送速度10Mbps級を達成する船舶用衛星地球局を開発しました。(総務省) ○JAMSTECが研究船利用公募を一元化した結果、より効率的な運航計画の策定が可能になりました(※施策番号296と同じ)。(文科省)	○引き続き、着実に海上輸送の安全の確保、海洋環境の保全等のための研究に取り組みます。(国交省)
258	○研究機関・大学等が有する船舶、探査機、スーパーコンピュータ等の施設・設備等について、性能を十分に発揮できるよう計画的に代替整備、老朽化対策等を進めるとともに、限られた研究基盤の有効活用を図るため、共同利用を推進する。(文科省)	○JAMSTECは、東京大学大気海洋研究所が実施する学術船共同利用公募と、JAMSTECの研究船利用公募を一元化しました(※施策番号296と同じ)。 ○「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています(※施策番号296と同じ)。 (文科省)		○引き続き、船舶、探査機及びスーパーコンピュータ等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます。(文科省)
259	○大容量の海洋データの送信を行うための衛星を活用した高速通信技術に係る研究開発を進める。(内閣府、総務省)	○将来の国産資源として期待される海洋資源の調査を効率化するため、通信衛星を活用して洋上のブロードバンド環境(10Mbps級)を構築するための次世代通信衛星技術の研究開発を実施しました。 (内閣府、総務省)		○研究開発成果の展開に向けて、関係機関間での取組を推進していきます。(総務省)
③ 海洋ビッグデータの整備・活用				
260	○海洋の調査・観測で得られる多様な膨大なデータ(海洋ビッグデータの収集、解析等を通じ、ビッグデータ、AI等の超スマート社会を支える基盤技術の強化を図るため、スーパーコンピュータ等を最大限に活用し、海洋地球科学の推進のために必要な先端的な融合情報科学を推進する。(文科省)	○地球科学分野での世界トップレベルの計算インフラである「地球シミュレータ」を最大限に活用し、これまで培ってきた知見を領域横断的に捉え、海洋地球科学における先端的な融合情報科学を推進しています。 (文科省)	○DIASを活用し、企業も含めた国内外の多くのユーザーに長期的・安定的に利用されるための運営体制を整備するとともに、気象・気候、防災等の社会課題解決に資する共通基盤技術の開発を推進しました。(文科省)	○今後も他分野との連携・融合を図り、地球環境分野を始めとした様々な分野でのDIASの利活用を推進していきます。(文科省)
261	○海洋ビッグデータを用いて多様な経済・社会的課題の解決や新しい価値の創出に貢献するため、地球環境情報プラットフォームであるデータ統合・解析システム(DIAS)等を活用し、他分野との連携・融合を図りつつ、情報の活用を推進する。(文科省)	○地球環境ビッグデータ(観測情報・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報システムとして開発されたDIASを活用しました。 (文科省)		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (1) 離島の保全等				
ア 国境離島の保全・管理				
① 国境離島及び低潮線の安定的な保全・管理の推進				
262	○排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全のため、低潮線保全法及び「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画」(平成22年7月閣議決定)に基づき、低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行う。また、船舶、ヘリコプター等を活用した継続的な巡視や空中写真の周期的な撮影、衛星画像等による低潮線保全区域の状況を把握するための調査を実施する。(国交省)	○低潮線保全区域内の海底の掘削等の行為規制を行うとともに、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施しました。平成31年3月末時点で、低潮線保全区域内における制限行為及び保全対策が必要な地形の変状は確認されていません。 (国交省)	【指標】巡視、空中写真又は衛星画像により状況把握した低潮線保全区域の数(国交省) ・185/185の状況把握を実施しました。	○引き続き、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視を実施します。(国交省)
263	○内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図る。(内閣府、文科省、農水省、国交省、環境省、防衛省)	○関係省庁で連携し、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像や巡視等により、国境離島の状況把握を実施しました。 ○総合海洋政策本部参与会議に設置されたMDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するプロジェクトチーム(PT)において、国境離島の状況把握の手法と課題及び状況把握の考え方等について検討を進めました。 (内閣官房、内閣府、外務省、財務省、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省、防衛省)	【指標】巡視又は衛星画像により状況把握した国境離島の数(内閣府) 詳細な状況把握ができた国境離島の数 474島	OMDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPTに記載された「関係省庁が収集した情報と政府全体の状況把握の実施状況の共有」等に関する提言を踏まえ、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像等により関係省庁で連携し速やかに全島の正確な状況把握を行い、その上で重みを付けて定期的な国境離島の状況把握を進めるとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映する。(内閣官房、内閣府)
264	○国土保全上極めて重要であり直轄管理している沖ノ鳥島については、海岸法に基づき必要な人為的損壊等を防止するための行為の規制を行うとともに、島の基盤をなすサンゴ礁を保全し、2019年度を目的として観測・監視施設を更新するなど管理を強化する。また、海岸保全施設の維持・整備による侵食防止の措置等を推進する。その他離島の海岸保全区域についても国土保全の観点から、低潮線と一体的に侵食対策や保全等を推進する。(農水省、国交省)	○「厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証委託事業」において、大規模に衰退したサンゴの効率的・効果的な保全・回復を図るため、沖ノ鳥島等において、サンゴ礁の面的保全・回復技術の開発・実証に取り組みました。 ○沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等、観測拠点施設の更新等を行うとともに、沖ノ鳥島の監視・観測設備等について緊急点検を行い、通信回線の二重化、電源設備の管理高度化等の緊急対策を行い、管理体制の強化を図りました。 (農水省、国交省)	【指標】沖ノ鳥島の観測・監視施設の更新(国交省) ・観測拠点施設の製作を行いました。	○サンゴ礁の面的な保全・回復に向けて令和7年度の技術確立に向けて、開発・実証を進めます。(農水省)
265	○低潮線の保全を確実に実施していくため、低潮線に係る位置、行政区分、図面、写真、利用状況等の情報及び低潮線の所在する離島に係る名称、位置、施設等の情報について関係機関での共有を可能とする「低潮線データベース」を維持・更新し、低潮線に関する各種情報を一元的に管理する。(国交省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、海上保安庁が維持管理する「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図りました。 (国交省)	○平成30年8月に衛星画像164枚、航空写真221枚を追加しました。(国交省)	○各関係機関が調査・収集した低潮線の保全に資する情報を引き続き収集し、「低潮線データベース」への情報追加・更新作業を行い、関係機関との情報共有を図ります。(国交省)
266	○海洋資源の開発及び利用や海洋調査等の諸活動が、本土から遠く離れた離島や海域においても安全かつ安定的に行うことができるよう、人員、物資等の輸送や補給に必要な拠点施設として、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、特定離島港湾施設の整備を推進するとともに、国による港湾の管理を実施し、その利活用を図る。(内閣府、国交省)	○排他的経済水域(EEZ)等の保全及び利用に関する活動の拠点となる特定離島港湾施設において、国による港湾の管理を実施し、利活用を図るとともに、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾施設の整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)を推進しました。 (内閣府、国交省)	○宇宙実験サンプルの回収の実証実験に南鳥島の港湾施設を活用しました。(内閣府、国交省)	○引き続き、特定離島港湾施設の整備を進めるとともに、その利活用を図っていきます。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
267	<p>○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」(平成29年4月内閣総理大臣決定)に則し、有人国境離島地域が有する領海保全等に関する活動拠点としての機能を維持するとともに、特定有人国境離島地域では2027年に向けて定期的に転入者数が転出者数を上回る状態を実現すべく、保全及び地域社会維持の施策を推進する。(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚労省、農水省、経産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>○有人国境離島法及び同法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾等の整備、有人国境離島地域における部隊の増強、警察部隊を輸送するための機材の整備及び携帯電話等エリア整備事業の活用等を通じ、特定有人国境離島地域の地域社会維持及び有人国境離島地域の保全に必要な施策を実施した。</p> <p>(内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、厚労省、農水省、経産省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	<p>【指標】有人国境離島地域における国の行政機関の維持および整備状況(防衛省、国土交通省) ・平成31年3月末に、奄美駐屯地、瀬戸内分屯地及び宮古島駐屯地を新設しました(※施策番号1と同じ)。</p> <p>【指標】特定有人国境離島地域の転入者数・転出者数(内閣府) ・法施行後、特定有人国境離島地域における社会減が着実に改善しています。</p> <p>○特定有人国境離島漁村支援交付金による雇用創出の取組:65件、雇用創出のための環境整備:10件。(農水省)</p>	<p>○引き続き、特定有人国境離島地域の地域社会維持を図るため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等を活用し、必要な施策を着実に推進します。(内閣府)</p> <p>○令和元年度予算より、漁業の事業拡大に係る経費に関し交付対象経費を拡充しました。(農水省)</p>
268	<p>○国境離島の保全上重要と考えられる土地について、その利用のあり方が国家安全保障に関わる重要な問題であるという認識の下、その所有状況の把握を行い、領海等の保全及び海洋権益の確保の観点から、所有者が不明である土地に伴う課題や外国人等による土地の取得に関する意見も考慮しながら、土地利用等のあり方及び必要な措置について検討する。(内閣府)</p>	<p>○無人の国境離島及び有人の国境離島の領海基線近傍の土地を対象に不動産登記簿の収集を実施しました。</p> <p>○総合海洋政策本部参与会議に設置されたMDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPTIにおいて、国境離島の状況把握の手法と課題に加え、土地の所有状況の把握や大規模な掘削行為等の規制状況等について関係省庁間で検討を進めました。</p> <p>(内閣府)</p>	<p>○私有地を有する国境離島について、無人国境離島は全ての不動産登記簿の収集を終え、有人国境離島は不動産登記簿の収集に努めています。(内閣府)</p>	<p>OMDAの取組を活用した国境離島の状況把握に関するPTIに記載された「衛星情報等を活用した速やかなる調査と重みを付けた定期的な状況把握」等に関する提言を踏まえ、国有地・私有地等といった土地所有状況とあわせ、各々の行政目的に応じた大規模な掘削行為等の規制状況把握し、行為規制がない場合においても土地所有状況を踏まえた上で継続的な状況把握を行うとともに、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣府)</p>
② 離島における安全確保や観測活動の実施				
269	<p>○海上交通の安全確保の観点から、離島に設置されている灯台等の航路標識の整備・管理を行う。(国土交通省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>【指標】離島に設置されている航路標識の整備および管理状況(国土交通省) ・航路標識の維持管理及び132か所の整備を実施しました。</p>	<p>○離島に設置されている灯台等の航路標識について、引き続き、適切な整備及び維持管理を行います。(国土交通省)</p>
270	<p>○台風、地震、津波等の自然災害による被害防止・軽減の観点から、離島の気象・海象観測施設等の整備及び適切な維持管理を進めるとともに、地上・高層の気象観測、温室効果ガス、日射放射等の観測を継続して実施する。(国土交通省)</p>	<p>○右に記載しました。</p>	<p>【指標】離島に設置されている気象・海象観測施設の整備および管理状況(国土交通省) ・台風等の監視に重要な南鳥島において、気象や温室効果ガス等の気象観測施設の維持・管理を実施しました。</p>	<p>○令和元年度に南鳥島気象観測所の自家発電設備の整備を実施します。(国土交通省)</p>
271	<p>○海洋プレートの観測にも寄与する離島の位置情報基盤を整備する。(国土交通省)</p>	<p>○離島の保全・管理に資するため、大野原島(東京都三宅村)において三角点を設置し、南鳥島において既設三角点及び電子基準点の標高決定を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定、地殻変動監視のための観測及び施設の維持管理を実施しました。これらの成果は、基準点成果等閲覧サービス、電子基準点データ提供サービスで確認することができます。</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>【指標】離島で基準点整備を実施した件数(国土交通省) ・2件(平成30年度)</p> <p>【指標】沖ノ鳥島、南鳥島における電子基準点の観測データ取得率(国土交通省) 92.5%(平成30年度)</p>	<p>○引き続き、年1件のペースで離島で基準点整備を実施していきます(令和元年度は西之島を予定しています)。(国土交通省)</p> <p>○電子基準点の機器更新等を実施し、引き続き安定したデータ取得に努めます。(国土交通省)</p>
③ 離島及び周辺海域の自然環境の保全				
272	<p>○海洋によって他の地域から隔離され、独特の生態系が形成され、また、サンゴ礁やマングローブ林等における豊かな生態系を有する離島は、赤土流入など人間の諸活動や外来種の侵入による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、これらの離島の貴重な生態系等を適切に保全、管理、再生するとともに、生物多様性の確保に取り組む。(農水省、環境省)</p>	<p>○西表石垣国立公園における石西礁湖自然再生事業として、サンゴの白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。</p> <p>○「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を実施しました。また、平成30年12月に、関係省庁のほか、6県、3町村、2団体、専門家9名の参加を得て、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020中間評価会議」を開催しました。</p> <p>(農水省、環境省)</p>	<p>【指標】離島における環境生態系保全(藻場、干潟、サンゴ礁の保全等)を行った箇所数・面積 ・離島地域における水産多面的機能発揮対策事業による藻場・干潟等の保全活動を行う漁業者等で構成される活動組織数は約20組織です。(農水省) ・石西礁湖自然再生事業として1か所、サンゴ礁生態系保全モデル事業として3か所、サンゴの保全・再生に取り組みました。(環境省) ・中間評価の結果、「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に係る取組が各地で包括的に行われており、新たに始まった畜産にかかる排水処理対策、エコツーリズム推進協議会を中心とした活動、気候変動・適応に関連した取組、国際サンゴ礁年2018に関する取組等により、取組の数が増加していることが判明しました。(農水省、環境省)</p>	<p>○令和元年度中に石西礁湖自然再生事業の実施計画を改定予定です。(環境省)</p>
273	<p>○藻場、干潟、サンゴ礁が残る離島周辺の海域は、貴重な漁場であるため、漁場環境の保全・再生及び漁場の整備を推進するとともに、漁業者や地域住民により行われる藻場、干潟、サンゴ礁等の維持管理等の取組を促進し、水産動植物の生息・生育環境の改善や水産資源の回復を図る。(農水省)</p>	<p>○隠岐諸島周辺等において、水産環境整備事業により、地方公共団体等が実施する藻場の造成・保全の取組を支援しました。</p> <p>○対馬市等において、水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。</p> <p>(農水省)</p>	<p>○引き続き、特定有人国境離島地域において、漁業者等で構成される活動組織などが行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援します。(農水省)</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取り組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
274	○離島の優れた自然の風景地や海域景観、自然海岸等を保全するため、海岸の適正利用、自然公園制度の適切な活用を図る。(農水省、国交省、環境省)	○海岸防災林では、時間の経過とともに生物の生息・生育の回復等が見られており、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ事業を推進するとともに、毎年7月の「海岸愛護月間」には、海岸清掃活動、環境保全・啓発活動、安全・避難訓練及び海開きやビーチバレー大会などの各種イベントが開催されるなど、海岸の適正利用を図りました。 ○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討及びサンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施しました。 (農水省、国交省、環境省)	○海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を8か所で実施しました。また、オニヒトデの駆除等の事業を5か所で実施しました。(環境省)	○離島の自然環境の保全に向けて、自然環境の調査及びオニヒトデ駆除等の事業を実施します。(環境省)
275	○漂流・漂着ごみや流木の撤去及び島外への輸送や廃棄物処理施設の整備を推進する。(環境省)	○海洋ごみの回収処理や発生抑制対策の推進のため、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。 ○市町村が実施する海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援しました。 (環境省)	【指標】離島における漂流・漂着ごみや流木の財政支援額(環境省) 7.79億円(平成29年度) 【指標】離島において整備した廃棄物処理施設の数(環境省) 8件(平成30年度)	○海岸漂着物等地域対策推進事業等を通じ、海洋ごみ対策を引き続き推進します。(環境省)
イ 離島の振興				
① 離島における産業の振興等				
276	○定住を促進するための海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の取組、観光の推進等による交流の拡大促進の取組、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。(国交省)	○定住の促進を図るため、平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえて創設した「離島活性化交付金」により、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大及び安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援しました。 (国交省)	【指標】離島の人口(離島振興対策実施地域の人口)(国交省) 322千人	○離島活性化交付金において、輸送費支援の対象品目数の拡大、空き家の一時滞在施設への改修及び高校生の離島留学への支援追加等、地域資源を活かした産業活性化や定住・交流人口の拡大に必要な支援を拡充します。(国交省)
277	○離島の漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落を対象に、共同で漁業の再生等に取り組む活動に対して支援する。(農水省)	○離島漁業再生支援交付金により、離島の漁業集落が取り組んだ種苗放流、産卵場・育成場の整備、販路拡大及び高付加価値化等の漁業再生のため、18都道府県の205漁業集落の活動に対して支援を行いました。 (農水省)	○平成30年度、本交付金の取組に参加している離島漁業者の平均漁業所得を1.3百万円に維持しました(平成29年実績1.3百万円)。(農水省)	○各漁業集落の取組が円滑に行われるよう関係都道府県が情報を共有し意見交換が行えるよう全国担当者説明会を開催します。(農水省)
278	○離島の産業の振興を図るための計画を策定している市町村における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する機械等の新増設を促進する。(国交省)	○経済の活性化及び就業機会の確保を図るため、平成25年度に創設した「離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度」及び「奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度」を実施することにより、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展の実現を図りました。 (国交省)	○離島振興対策実施地域においては、平成30年度末までにほぼ全ての対象市町村において、離島の産業の振興を図るための計画が策定されました。(国交省) ○奄美群島については、奄美市や税理士会等に対して税制活用に向けた周知をしました。(国交省)	○離島振興対策実施地域においては、計画策定を受けて令和元年6月を目途に関係大臣による地区の指定を行い、ほぼ全ての対象地域において割増償却制度が適用可能となる見込みです。(国交省) ○離島・奄美群島のいずれについても、各市町村のウェブサイトへの情報掲載を促す等、更なる税制活用に向けた周知を図ります。(国交省)
279	○エネルギーの安定的かつ適切な供給及び環境負荷の低減を図る観点から、離島の自然的特性を活かした再生可能エネルギーの利用を促進する。(環境省)	○再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の補助金の交付を受けた執行団体を通じ、離島における再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入促進事業への支援を実施しました。 (環境省)	【指標】離島地域の再生可能エネルギー設備の設置容量(環境省) ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業のうち、「離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業」(平成29年度の名称は「離島の再生可能エネルギー設備導入促進事業」)を活用し、平成29年度に4件、平成30年度に4件(うち2件は平成29年度より継続)について、再生可能エネルギー設備の導入を支援しました。	○離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー導入促進事業を通じて、必要とする離島に対し設備の導入を支援し、再生可能エネルギーの利用を促進します。(環境省)
280	○地域の創意工夫を活かした振興を図るため、離島特区制度について総合的に検討する。(国交省)	○離島特区制度については、関係地方公共団体に対して、各離島が必要としている規制緩和措置等に関する要望を随時受け付けている旨の周知を行いました。 (国交省)	○離島関係都道府県に周知するほか、離島関係者に対し、ニーズの有無についてヒアリングを行いました。(国交省)	○引き続き、離島関係都道府県に対して周知するほか、離島関係者からニーズの有無についてヒアリングを行います。(国交省)
② 交通通信の確保				
281	○離島住民の利便性の確保や地域資源を活用した海洋観光の振興等を図る観点から、離島航路、離島航空路の安定的な確保維持を支援する。(国交省)	○離島住民の日常生活に必要な不可欠な航路を維持する観点から、約72億7千万円(うち補正3億1千万円)の予算を確保し、補助対象120航路の事業者に対し、運航費補助(欠損に対する補助)を始め、構造改革補助(代替建造に対する補助)、運賃割引補助等を行いました。 (国交省)	【指標】航路・航空路が確保されている有人離島の割合(国交省) ・補助対象航路の確保・維持が図られ、航路が確保されている有人離島の割合は引き続き100%(平成29年度)で推移しています。	○引き続き、離島航路の確保・維持に向けて、必要な予算を確保していくとともに、地域の声を十分に伺いながら、必要に応じて補助制度の拡充に努めます。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
282	○本土に比べて割高となっている離島の石油製品について、安定的かつ低廉な供給を図るため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げするための支援等を行う。(経産省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、離島における本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分の補助を行うとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、地域ごとに関係者による検討の場を設け、石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組に対する支援を実施しました。 (経産省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業により、173島に対して本土からの輸送費等の追加的なガソリンの流通コスト相当分を補助するとともに、離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、三宅島、御所浦地区の取組を支援しました。(経産省)	○離島のガソリン流通コスト対策事業及び離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業により、離島の石油製品の安定的かつ低廉な供給が図られており、引き続きこれらの事業を実施していきます。(経産省)
283	○情報の流通の円滑化を図り、高度情報通信ネットワーク等の通信体系を整備するため、超高速ブロードバンド、携帯電話等のサービスの利用を可能とするための施設や伝送路の整備を支援する。(総務省)	○離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を東京都及び鹿児島県において実施しました。 (総務省)	【指標】離島地域のブロードバンド整備率(総務省) 平成30年3月末 80.9% 平成29年3月末 75.1% ○平成30年度は東京都伊豆島しよ部及び鹿児島県十島村における海底光ファイバ整備の支援を実施しました。(総務省)	○引き続き、必要とする離島に対し海底光ファイバ整備を支援し、離島における高度移動通信システム構築を図ります。(総務省)
③ 医療の確保及び教育文化の振興				
284	○離島に住む妊婦が、その島を離れて妊婦健診・分娩する際の経済的負担の軽減を図る。(厚労省)	○妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所等が設置されていない離島に住居する妊婦の健康診査受診時にかかる交通費及び宿泊費の支援に要する経費につき、特別交付税措置により支援しました。 (厚労省)	○離島に住居する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減しました。(厚労省)	○今後も離島に住居する妊婦の健康診査受診時に係る交通費、宿泊費等に対して支援を実施し、妊婦の経済的負担を軽減を図ります。(厚労省)
285	○高校未設置の離島に住む高校生が、島外に通学又は居住する際の経済的負担の軽減を図る。(文科省)	○離島高校生修学支援事業を実施し、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部の補助を実施しました。 (文科省)	○高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担を軽減しました。(文科省)	○今後も各自自治体と連携して、高校生の島外に通学又は居住する際の費用について支援を実施し、高校生の通学等の経済的負担の軽減を図ります。(文科省)
④ 基盤の整備				
286	○離島の産業振興の基盤となる道路、港湾、農林水産基盤等や定住環境の向上のための生活基盤の整備を推進する。(農水省、国交省)	○漁業活動の重要な拠点である漁港等水産基盤の整備の推進を図りました。 ○離島振興計画、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、各事業関係予算の一括計上等により、離島の産業基盤や生活基盤の整備の推進を図りました。 (農水省、国交省)	○離島振興対策実施地域における離島及び奄美群島について、公共事業関係予算の一括計上を行い、平成30年度並みの予算規模を確保し、基盤の整備の推進を図りました。小笠原諸島についても、振興開発事業費補助により基盤の整備の推進を図りました。(国交省)	○漁業活動の拠点となる漁港において、生産の効率化に資する整備等を引き続き推進します。(農水省) ○今後も各事業関係予算の一括計上等を行い、各計画に沿った基盤整備の促進を図ります。(国交省)
6. 離島の保全等及び排他的経済水域等の開発等の推進 (2)排他的経済水域等の開発等の推進				
ア 排他的経済水域等の確保等				
287	○大陸棚の延長に関し、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に沿って取組を進める。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国交省)	○「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に基づき、小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続しています。 ○大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」への財政的支援を実施しています。 (内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国交省)	○平成30年度には、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約6万米ドルを拠出しました(※施策番号288～289に関連記載あり)。(外務省)	○小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国間における必要な調整を進めるとともに、勧告が行われず先送りとなった九州・パラオ海嶺南部海域については、早期に勧告が行われるよう努力を継続していきます。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
288	○我が国と他国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題については、国際法に基づいた解決を目指す。(外務省)	○日中高級事務レベル海洋協議等様々な場面で、中国に対し海洋における「法の支配」の重要性を訴えてきています。国際法学会の共催(協力:日本財団)で第20回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催しました。今次大会では、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に、19か国65校から参加登録があり、15か国(日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました(※施策番号315と同じ)。	○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。(内閣府、外務省) -第19回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月) -第28回国連海洋法条約締約国会議(6月) -第24回国会(第2部)国際海底機構(ISA)総会・理事会 -第25回国会(第1部)ISA理事会(7月及び2~3月) -国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定作成のための政府間会議(9月及び3~4月) -海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月)	○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます。(外務省)
289	○上記の取組を進めるためにも、排他的経済水域等についても、国連海洋法条約を中心とした国際ルールが適切に実施され、「法の支配」に基づく海洋秩序が維持・強化されるよう取り組む。(内閣府、外務省)	○日本は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議やそこでの活動に積極的に参加しました(右記に記載しました)。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担拠出に加え、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成30年10月、東京において第57回アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)年次総会におけるサイドイベント「深海底資源開発技術の最前線」を開催しました(※施策番号57に関連記載あり)。 (内閣府、外務省)		
イ 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備				
290	○排他的経済水域等の有効な利用等を図るため、水産資源の持続的利用、保護及び増大に資する漁場の整備を推進するとともに、エネルギー・鉱物資源の開発に向けた技術開発を着実に進める。(農水省、経産省)	○排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進しています。 (農水省、経産省)		○令和元年度は、前年度に引き続き、フロンティア漁場整備事業により、マウンド礁の整備を3地区、保護育成礁の整備を1地区で実施します。(農水省)
291	○排他的経済水域等の有効な利用等に係る基盤情報を整備するため、海洋調査の推進と海洋情報の一元化を進め、情報の戦略性等に配慮した上で海洋情報の公開に引き続き取り組む。(内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国土交通省、環境省、防衛省)	○「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」を平成30年5月15日に総合海洋政策本部決定し、海洋情報の共有を推進する方針を明確化しました。同決定に基づき、海洋情報の更なる利活用のため、関係省庁の密接な情報交換・共有、関係省庁等が運用する各種海洋データサービスやシステムとの連携及び情報の充実を図るとともに、地方公共団体や民間企業等とも連携を進めていきます(※施策番号16及び17に関連記載あり)。 ○排他的経済水域(EEZ)等の有効な活用のため、海洋情報を共有するための基盤となる海洋状況表示システムを構築し、平成31年4月から運用を開始します。 (内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国土交通省、環境省、防衛省)	【指標】EEZにおける海洋調査の実施件数 (内閣府、外務省、文科省、農水省、経産省、国土交通省、環境省、防衛省) 平成30年度 568件 (沿岸等における調査を含む海洋調査全般の実施件数)	○海洋状況表示システムの運用開始については、施策番号210に記載しました。(内閣府、国土交通省)
292	○第2期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点から、海域管理に際しては、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と記述している。これを受け、これまで同計画策定以降における検討として、総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成26年6月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成27年3月、平成28年2月及び平成29年2月)が出されており、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。 この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。 また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性と課題及び活用可能性につき検討を進める。(内閣府)	○海洋再生可能エネルギーについては、海域の管理を総合的に進めるといった観点から、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関して関係者との調整の枠組を定めつつ海域の長期にわたる占用を可能とする制度が創設されました(※施策番号78に関連記載あり)。 (内閣府)	○「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が平成30年11月に成立、同年12月に公布されました。(内閣府)	○基本方針等に基づき、関係省庁とともに、法律を着実に施行していきます。(内閣府)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
7. 北極政策の推進 (1) 研究開発				
ア 北極域研究に関する取組の強化				
293	<p>○北極域研究推進プロジェクト(ArCS)等により、北極における環境変動と地球全体へ及ぼす影響を包括的に把握するとともに、社会・経済的影響を明らかにし、適切な判断や課題解決のための情報を関係者に伝えることを目指して、自然科学分野と人文・社会科学分野の連携による国際共同研究を引き続き推進する。また、行政と研究の両分野が連携し、我が国の強みである北極域研究を活かして、我が国の北極政策に取り組み。(内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○ArCSにおいて、国際共同研究の取組を推進しました。 (内閣府、総務省、文科省、農水省、経産省、国土交通省、環境省)</p>	<p>○国際共同研究の取組を推進した結果、以下の主な研究成果を得ました。(文科省) ・北極域海航路上の海水厚分布を高精度に予測できる時間スケールを特定 ・北極域の気象観測が台風等の進路予測を向上させることを解明 ・グリーンランドの氷河の融け水に起因する湧昇流(ブルーム)が、フィヨルド中層から栄養塩を汲み上げるポンプとして機能していることを初めて定量的に解明 ・人間活動によって放出される鉄エアロゾルが多面的に気候へ影響を及ぼすことを発見 ・大気中のすす粒子の地球温暖化温暖化効果を推定する上で、すす粒子の大きさや化学組成を考慮することが不可欠であることを解明 ・太平洋側北極海及びその沿岸域における海水と冬季水形成には、当該海域の風や海水だけでなく、大西洋からの暖かい海水も影響していることを解明 ・冬季中央ユーラシアにおける近年の寒冷化の約4割が北極海の海水減少によって説明されることを解明 ・世界最北の有人島であるカナダのエルズミア島で、新種の菌類2種を発見</p>	<p>○北極プロジェクトチーム(PT)の報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進: 「研究開発」の「重点」【次期ArCSプロジェクト等】」において、ArCSの後継プロジェクトの検討を、幅広い観点を考慮し進めるべきであると記載されていることを踏まえて、同プロジェクトに関する検討を進め、取組の具体化・推進を図り、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(文科省)</p>
イ 北極域に関する観測・研究体制の強化				
294	<p>○北極環境の変動メカニズムに関する更なる解明に向けた北極域の科学的データを取得し、解析するため、我が国が強みを有する、最先端の衛星の開発や、観測基地、観測船等を用いた継続的な観測の強化に取り組む。このため、極域観測用のAUV等の先進的な技術開発を推進する。また、温暖化監視にも資する極域の海水観測に不可欠なマイクロ波放射計の高度化を行う。(文科省)</p>	<p>○ArCSにおいて整備した、5か国10拠点の国際連携拠点において、氷床コア解析や気象観測、温室効果ガスモニタリング観測、ブラックカーボン連続観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号296に関連記載あり)。 ○マイクロ波放射計について、極域の海水等の観測精度向上を目的とし、高周波チャネル追加検討や、空間分解能の向上検討を行いました。 ○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海水下を観測するための無人探査機に係る要素技術の開発に取り組み、探査機試作のための機体デザイン検討や、氷海域における位置測位と通信に係るフィールド試験などを実施しました。 (文科省)</p>	<p>【指標】国際連携拠点数・利用者数(文科省) ・平成30年度末までに10か所の国際連携拠点の整備を達成しました(5か国10拠点、平成30年度の利用者数は109人(平成27年度～30年度の累計利用者数は273名)。 【指標】国際共同研究課題数・参画者数(文科省) ・平成31年度末までに海外研究機関等への40名の若手研究者派遣については平成30年度末までに36名の派遣を達成しました。また、国際共同研究課題数は8課題、参画者数は平成30年度で約300名(平成27年度～30年度の累計で約980名)に上りました。</p>	<p>○「平成31年度までに海外研究機関等への40名の若手研究者派遣」のうち、残り4人の派遣を目指し取組を進めていきます。(文科省)</p>
295	<p>○AUV等を用いた国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有する、新たな北極域国際研究プラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船の建造等に向けた検討を進める。(文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、北極域研究船の推進として、氷海水槽試験による連続砕氷性能の評価や、えい航水槽試験による平水中の航行性能の評価などを実施しました。 (文科省)</p>	<p>○燃費改善などに資する北極域研究船の概念設計の精緻化を達成しました。(文科省)</p>	<p>○北極PTの報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進: 「研究開発」の「重点」【次期ArCSプロジェクト等】において、国際的な北極域観測計画への参画を可能とする機能や性能を有し、かつ、洋上での新たな北極域国際研究のプラットフォームとして重要な役割を果たすため、北極域研究船に関する取組を着実に進めるべきであると記載されていることを踏まえて、北極域国際研究のプラットフォームとしての砕氷機能を有する北極域研究船に関する取組の具体化・推進を図り、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(文科省)</p>
296	<p>○国内の複数の大学及び研究機関のネットワーク型の研究拠点による分野横断的な取組や、研究船、水槽施設、スーパーコンピュータ等の研究基盤の共同利用を促進し、北極の課題解決に向けた取組を進める。(文科省、国土交通省)</p>	<p>○JAMSTECの研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、「地球シミュレータ」等のスーパーコンピュータを海洋科学技術を始めとする科学技術の推進のため、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供しています。 ○ArCSにおいて、国内の50以上の機関が参画し、研究観測を行いました。また、5か国10拠点の国際連携拠点を整備し、109人の研究者が現地へ赴き、氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました。 ○JAMSTECは、東京大学大気海洋研究所が実施する学術船共同利用公募と、JAMSTECの研究船利用公募を一元化しました。 ○「地球シミュレータ」等を効率的に運用し、システム運用環境の改善を進めることで利便性を向上させ、円滑な利用環境を整備するとともに、利用者に対しては利用情報及び技術情報を適宜提供しています。また、民間企業、大学及び公的機関等の利用に供し、これらの利用者との共同研究を推進しています。 ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所では、民間のニーズに応じ、民間が行う耐水船の設計等のための氷海水槽による試験を行いました。 (文科省、国土交通省)</p>	<p>○JAMSTECが研究船利用公募を一元化した結果、より効率的な運航計画の策定が可能になりました。(文科省)</p>	<p>○引き続き、船舶、探査機及びスーパーコンピュータ等の施設・設備等について、計画的に保守・整備を行い、有効活用を図るため供用利用を推進していきます(※施策番号257と同じ)。(文科省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 北極域に関する国際的な科学技術協力の推進				
297	<p>○北極圏国を含む関係国との間で、二国間の科学技術協力協定等に基づき極地研究等の関連分野における科学技術協力を推進する。また、北極圏国における研究・観測拠点の確保と研究者の派遣により、北極に関する国際共同研究を強化する。(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○ArCSにおいて、5か国10拠点の国際連携拠点を整備し、109人の研究者が現地へ赴き、氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号296と同じ)。</p> <p>○国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、まずは気候変動分野を柱として、当面の研究計画等を立案し、平成30年度から研究に着手しました。</p> <p>(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○平成30年10月に国立極地研究所とインド南極海洋研究センターで極地研究に関する協定を締結しました。左記協定の締結は、国際的な科学技術協力の推進にとって大きな成果となります。(文科省)</p>	<p>○令和元年度早々に、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測機器をフィンランドに設置し、観測データを共有することにより、調査研究を推進する予定です。(環境省)</p>
298	<p>○科学的データが不足している北極域での研究を効率的に進めるため、各研究機関、各研究者が有するデータを共有する枠組を形成し、国際的なデータ共有の枠組への参画を進める。(文科省、国交省)</p>	<p>○ArCSにおいて、北極域データアーカイブシステム(ADS)を運用し、北極域での観測で得られた各分野のデータの収集・公開を行うとともに、北極域船舶航行支援システム(VENUS)の構築等を行いました。また、ADSから全球地球観測システム(GEOSS)ポータルを通して、北極域での観測で得られたデータの国際的な流通を行いました。</p> <p>(文科省、国交省)</p>	<p>○ArCSの国際共同研究テーマであり、北極域のビッグデータの相互流通推進の中核となるプラットフォームであるADSへのアクセス数は、平成30年度で約3400万件(うち海外からのアクセスが約75%)。(文科省)</p>	<p>○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」関連の機会において発効後、協定水域において持続可能な漁業を行うための科学的調査を定める「科学的調査及び監視に関する共同計画」の策定が行われる予定です。このため、北極PTの報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進」「研究開発」の「重点」に関する提言において、同協定の協定水域における共同の調査活動が国際的に開始されればこれに当初から積極的に参加すべきとされていることを踏まえ、我が国としてはまずこれらの議論に積極的に貢献します。(外務省、文科省、農水省)</p>
エ 北極域の諸問題解決に貢献する人材の育成				
299	<p>○我が国の北極研究が継続的に発展するために、若手研究者の教育に取り組むとともに、ArCSの取組等を通じて国外の大学や研究機関へ若手人材を派遣し、北極域の諸課題解決に向けた国際的な議論を牽引できる人材の育成に取り組む。(文科省)</p>	<p>○ArCSにおいて、気候変動メカニズムや生物多様性への影響に関する研究や国際会議への若手研究者の出席について支援しました。</p> <p>(文科省)</p>	<p>○ArCSにおいて、北極に関する研究を行う海外の大学や研究機関に若手研究者を17名派遣しました。(文科省)</p>	<p>○北極PTの報告書に記載された「地球規模課題に対処する研究開発の推進」「研究開発」の「重点」に関する提言【次期ArCSプロジェクト等】において、ArCSの後継プロジェクトの検討を、幅広い観点を考慮し進めるべきであると記載されていることを踏まえて、同プロジェクトにおける人材育成の関する検討を進め、取組の具体化・推進を図り、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(文科省)</p>
300	<p>○北極域の諸問題解決に貢献するため、ArCSの取組等を通じて自然科学、人文・社会科学を問わず専門的人材を育成・確保する教育・研究支援策を推進する。(文科省)</p>			
7. 北極政策の推進 (2) 国際協力				
ア 「法の支配」に基づく国際ルール形成への積極的な参画				
301	<p>○北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会(AC)を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。(外務省)</p>	<p>○北極サークルに河野外務大臣が出席し、基調講演を行いました。また、二国間の枠組でも、北極科学研究の取組について意見交換をしました。</p> <p>○第3回北極に関する日中韓ハイレベル対話に北極担当大使が出席しました。</p> <p>○北極フロンティアに駐ノルウェー大使が出席しました。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○北極サークルにおける河野外務大臣の基調講演において、北極における「法の支配」、国際法に基づくルールを基礎とした海洋秩序の重要性を国際社会に対して強調しました。また、北極と地球温暖化の関連性、北極の環境変化のメカニズム解明の必要性を述べました。(外務省)</p> <p>○第3回北極に関する日中韓ハイレベル対話において、我が国から、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の重要性を強調したことにより、国際社会がルールを基礎とした方法で北極に係る平和、安定及び建設的な協力を維持する重要性を再確認する共同声明が採択されました。(外務省)</p>	<p>○北極PTの報告書に記載された「北極海航路に係る提言」「持続的利用」の「重点」に関する提言において、「政府は、今後の変更も含め、ロシアの規制により、我が国企業に実害が生じる恐れがある場合は、関連国際法に則った対応をロシアに求めていくべきであるとされていることを踏まえて、必要に応じて対応をロシアに求め、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。また、同じく、「米国及びカナダが北米大陸北方の北極海航路について、どのような議論や国家実行を行っているのかについても、政府は注視していくべきである。」とされていることを踏まえ、積極的に情報収集を行い、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(外務省、国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
302	<p>○北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。北極をめぐる議論の主要なプレイヤーとして、広範な国際協力に基づく地球規模課題の解決に貢献すべく、経済活動を始め北極域における我が国の活動拡大を視野に、現実に対応した新たなアジェンダ設定を含む更なる取組の可能性につき検討する。(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○第2回北極科学大臣会合に文部科学大臣が出席しました。</p> <p>○北極サークルや北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等に研究者等が参加しました。</p> <p>(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○第2回北極科学大臣会合において、出席した柴山文部科学大臣から、ArCSの成果やグリーンランドにおける現地住民と連携した取組を紹介しました。(文科省)</p> <p>○我が国から参加した研究者等が、北極サークルや北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等において、観測・研究実績の発信を行いました。(文科省)</p>	<p>○北極PTの報告書に記載された「第3回北極科学大臣会合：「国際協力」の「重点」に関する提言」において、国内の北極の取組を所管する各々の関係府省庁は、関連する取組を進める際に、第3回北極科学技術大臣会合への貢献を念頭に置くべきであるとされていることを踏まえて、取組の具体化・推進を図り、その内容を関連する工程表の見直しに的確に反映します。(内閣官房、内閣府、外務省、文科省、経産省、国交省、環境省、防衛省)</p>
303	<p>○北極海公海における科学的根拠に基づく水産資源の持続可能な利用に向け、沿岸国を含めた関係国との水産資源の保存管理のルール形成に引き続き積極的に参加する。(外務省、農水省)</p>	<p>○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」につき、我が国は、北極海沿岸5か国(米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク)及び主要関心漁業国・機関(中国、韓国、アイスランド、EU)との間で平成27年12月以降計7回の交渉を行い、平成30年10月に全関係国・機関が署名を行いました。</p> <p>(外務省、農水省)</p>	<p>○「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」の計7回の交渉に代表団を派遣し、責任ある漁業国としての国際協力の観点、また、国益確保の観点から、議論に積極的に貢献しました。(外務省、農水省)</p> <p>○同協定の締結について承認を求めため、同協定を第198回通常国会(平成31年1月28日～)に提出しました。(外務省)</p>	<p>○今後、「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」署名国・機関間で本協定関連の会合が行われる予定であり、引き続き議論に積極的に参加し、中央北極海の公海で氷の範囲の減少に伴って漁業活動が無規制で行われることの防止に向けて貢献していきます。(外務省、農水省)</p>
イ 北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大				
304	<p>○二国間と多国間の最適な組合せを常に念頭に置き、北極圏国を始め北極に携わる諸国との意見交換を更に促進するとともに、北極科学大臣会合、北極サークル、北極フロンティア、北極に関する日中韓ハイレベル対話等の北極に関する国際枠組を最大限活用し、我が国の考え方や観測・研究実績の発信を更に強化し、プレゼンスの向上を図る。そのために、これら会合へのハイレベルの参加や、その主催について検討する等の取組を進める。(外務省、文科省)</p>	<p>○施策番号299～302、306、307及び312に記載しました。</p>	<p>【指標】参加・開催した北極圏国等との会議の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> -北極サークル(※施策番号301) -北極フロンティア(※施策番号301) -北極科学大臣会合(※施策番号302) -北極圏海洋環境保護作業部会(PAME) -北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP) -AC北極高級実務者会合(※施策番号306) -北極圏植物相・動物相保存作業部会(CAFF)(※施策番号306) -ブラックカーボン及びメタンに関する専門家グループ(ECBGM) -持続可能な開発作業部会(SDWG) -Polar2018 -太平洋北極グループ(PAG) -中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント(ICES/PIGES/PAME合同ワーキンググループ)(WGICA) -北極に関する日中韓ハイレベル対話(※施策番号301) <p>(外務省、文科省)</p> <p>○第3回北極科学大臣会合を次期北極評議会議長国であるアイスランドと共催し、令和2年にアジアで初となる我が国において開催することを提案し、了承されました。(文科省)</p>	<p>○施策番号302に記載しました。</p>
305	<p>○国際協力の一環として、北極圏に位置する研究・観測拠点の確保や研究者の交流、国際共同研究を推進する。その際、ICTを積極的に活用する。(総務省、文科省)</p>	<p>○ArCSにおいて、研究者が現地に赴き、各国研究者と共に氷床コア解析や温室効果ガスモニタリング観測、凍土調査等を実施しました(※施策番号296に関連記載あり)。</p> <p>(総務省、文科省)</p>	<p>○北極評議会の下に設置された北極圏監視評価プログラム作業部会(AMAP)は、北極温暖化への影響と削減効果の評価を目的とするブラックカーボンとメタンに関するアセスメント報告書を令和3年に刊行予定で、ArCSプロジェクトの一環で2名の専門家が同報告書作成に参加し、高精度観測と先端的なモデル計算の成果で貢献しています。(文科省)</p>	<p>○施策番号296に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 北極評議会(AC)の活動に対する一層の貢献				
306	<p>○2013年5月にACのオブザーバー資格が承認されたことを踏まえ、ACの関連会合(作業部会、タスクフォース等)に対する我が国専門家や政府関係者の派遣機会の増加等、ACの活動に対する貢献を一層強化する。また、AC議長国及びメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化する。(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○AC北極高級実務者会合に、我が国の北極担当大使が出席しました。EU、デンマークとの間でそれぞれ北極協議を開催しました。</p> <p>○平成30年9月の北極圏動植物相作業部会(CAFF)にオブザーバーとして環境省担当官と大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立極地研究所(以降、極地研)担当官が出席しました。</p> <p>○CAFFのプロジェクトの1つである北極渡り鳥イニシアティブ(AMBI)の東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ワークショップが平成30年12月に開催され、環境省担当官と専門家が出席しました。</p> <p>(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>【指標】北極に関する国際枠組への日本人研究者の参画状況(数)(文科省) ・ArCSIにより、AC関連会合に22人の専門家を派遣し、日本の取組を紹介するとともに、各国の取組について情報収集を行いました。</p> <p>○AC北極高級実務者会合に出席した北極担当大使が、オブザーバーセッションで我が国の北極に対する考えを発信しました。(外務省)</p> <p>○CAFFにオブザーバーとして参加した環境省担当官と極地研担当官が、北極生物多様性に関する議論に参画するとともに、極地研において実施している北極圏フライウェイの渡り鳥の生態に関する調査(海鳥5種の追跡調査)結果を報告しました。(環境省)</p> <p>○東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ワークショップに出席した環境省担当官と専門家が、2019～2023年の行動計画作成に参画するとともに、同フライウェイに位置する東南アジアの湿地管理能力向上支援及び水鳥モニタリング枠組実施のための拠出などの日本のAMBIへのこれまでの貢献について報告しました。(環境省)</p>	<p>○北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化すべく、引き続き、AC関連会合や関係国等との協議の機会を活用し、オブザーバーの役割等について意見交換を進めています。(外務省)</p>
307	<p>○我が国のACへの一層の貢献を可能とする観点から、ACの議論の対象や、オブザーバーの役割についてのAC内での検討の動向を注視するとともに、オブザーバーの役割拡大を含め、ACのあり方に関する議論に積極的に参加していく。(外務省)</p>	<p>○AC関連会合の機会を活用し、AC議長国、ACメンバー及びオブザーバーと共に、オブザーバーの役割について意見交換を進めています。</p> <p>(外務省)</p>	<p>○AC北極高級実務者会合に出席した北極担当大使が、オブザーバーセッションで我が国の北極に対する考えを発信しました。(外務省)</p>	
7. 北極政策の推進 (3) 持続的な利用				
ア 北極海航路の利活用				
308	<p>○北極海航路の自然的・技術的・制度的・経済的課題について明らかになるとともに、海水分布予測システムや気象予測システム等の航行支援システム構築や必要なインフラ整備の検討等、我が国海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進める。(文科省、国交省)</p>	<p>○ArCSIにより、海洋地球研究船「みらい」北極航海史上初の初冬の北極海観測によるモデルデータの解析や得られた仮説の検証、北極海縁辺海における短期の海水予測可能性とその精度評価の実施、波浪予測研究の一環として波浪の発達機構の経年的変化の解析等を行いました。また、この航海では「みらい」にADSのVENUSを搭載して航行支援を行うことにより、初冬の北極海でのVENUSの運用について多くの知見を得ました。</p> <p>○海洋地球研究船「みらい」初の初冬の北極海観測に向けて、チュクチ海における短期海水予測を行いました。</p> <p>○国交省では、北極海航路の利活用の動向やロシアの航行制度等に関する調査を行うとともに、最適航路探索のための運航支援システムの構築に向けた検討を進めています。</p> <p>(文科省、国交省)</p>	<p>【指標】航行支援システム構築のための海水分布予測の実施状況(文科省) ・海洋地球研究船「みらい」の北極海観測航海では、「みらい」にADSのVENUSを搭載し、初冬の北極海でのVENUSの運用について、実施にVENUSを運用するにあたってのユーザーの声を聴取することで、今後改善すべき点を特定できました。</p>	<p>○施策番号301に記載しました。</p> <p>○令和元年度中に最適航路探索のための運航支援システムを構築し、我が国関係企業に対し周知します。(国交省)</p>
309	<p>○水循環変動観測衛星(GCOM-W)、陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)等の衛星による海水観測データを活用し、北極海航路における船舶の航行安全のための海水速報図作成等に係る利用実証を引き続き行う。(文科省)</p>	<p>○北極を航行するLNG船のGCOM-Wデータ利用・検証に関する株式会社商船三井・極地研・国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構(JAXA)の三者協定に基づき、GCOM-WIによって観測された海水データを活用し、船の現場観測情報(船に搭載したカメラの画像や航路情報)と比較・検証を実施しました。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】海水速報図作成等の取組状況(文科省) ・GCOM-W及びALOS-2を用いて極域の海水域を観測し、海水判定アルゴリズムを用いて、海水速報図及び海水データを平成30年4月、平成30年12月～平成31年3月にかけて作成、公開しました。 ・GCOM-Wの海水判定アルゴリズムについては、改良を加えた結果、厚さ30cm以下の薄水域判定が可能となりました。</p>	

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 北極海の海洋環境保全の確保				
310	○北極域における気候変動対策に貢献すべく、関係省庁が緊密に連携をし、パリ協定やSDGsの適切な国内実施に取り組む。(環境省)	○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。(環境省)	○2017年度の温室効果ガス総排出量は、約12億9,400万トンCO ₂ となった(速報値)。2016年度の総排出量(13億700万トンCO ₂)と比べて1.0%減少、2013年度の総排出量(14億900万トンCO ₂)と比べて8.2%減少となりました。(環境省)	○長期戦略の策定に向け、各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を設置し、議論が進められています(※施策番号162と同じ)。(環境省)
311	○北極評議会の作業部会、その他の関連会合等のフォーラムにおける北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、我が国官民の経験や科学的知見、最先端の科学技術の活用を通じ、予防・対応策の検討に一層の貢献をする。(文科省)	○ArCSにより、北極評議会の作業部会である「北極圏海洋環境保護作業部会(PAME)」等に専門家を派遣し、各国の取組について情報収集を行いました。そのほか、中央北極海における統合的な海洋生態系アセスメント(ICES/PICES/PAME合同ワーキンググループ)(WGICA)において共同議長を務めるなど、北極に関する国際的な議論を牽引する立場としても貢献を行いました。(文科省)	○国際海事機関(IMO)における海水速報図の国際的な取り決めに踏まえて、海水速報図作成のために必要なデータの調査を行い、ADSによる提供を通じて国際的な貢献を実現しました。(文科省)	○北極海の海洋環境問題の議論に積極的に参加し、予防・対応策の検討に引き続き一層の貢献をする。(文科省)
ウ 北極域の持続的な海洋経済振興				
312	○北極域における経済活動拡大のため、我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかける。(内閣府、外務省、経産省)	○北極域における経済活動拡大のため、平成31年1月の北極フロンティアへの研究者及び民間企業の参加を働きかけ、これを支援しました。 ○北極域における経済活動を経済界に勧奨するため、経済界の関係者に北極評議会、北極経済評議会等の北極国際フォーラムを紹介し、意見交換を行いました。(内閣府、外務省、文科省、経産省、国交省)	【指標】フォーラム等への研究者、民間企業参画状況(数)(内閣府、外務省、文科省、経産省、国交省) ・北極フロンティアへ研究者、民間企業計15名が出席しました(そのうち研究者1名の出席のための旅費を内閣府予算にて支出)。	○引き続き、我が国経済界に対して、北極経済評議会や北極サークル等の国際フォーラムへの積極的な参加を働きかけていきます。(内閣府、国交省)
313	○政府、民間企業、研究機関が協力して、環境保全と両立する形での北極海航路の利活用や北極域の天然資源開発等に関する情報収集及び活用方策を検討する。(文科省、経産省、国交省)	○ArCSにより、海洋地球研究船「みらい」北極航海史上初の初冬の北極海観測によるモデルデータの解析や得られた仮説の検証、北極海縁辺海における短期的海水予測可能性とその精度評価の実施、波浪予測研究の一環として波浪の発達機構の経年的変化の解析等を行いました(※施策番号308と同じ)。 ○国交省では、「北極海航路に係る官民連携協議会」を平成26年度より継続して開催し、民間企業及び関係省庁との北極海航路に関する情報の共有を行っています。(文科省、経産省、国交省)	○施策番号308に記載しました。	○令和元年度以降、研究機関及び物流事業者に「北極海航路に係る官民連携協議会」への参加を要請します。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (1) 海洋の秩序形成・発展				
314	<p>○国連海洋法条約を中心とした国際ルールを適切に実施するため、国際連合等における海洋に関する議論に積極的に対応するとともに、IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画する。(外務省、国交省)</p>	<p>○国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)及び海洋環境保護委員会(MEPC)等の委員会並びに船舶設備小委員会(SSE)及び汚染防止・対応小委員会(PPR)等の小委員会等に参画し、自動運航船の安全基準等の国際ルールの検討、旅客フェリーの火災安全を向上させるための対策の策定等に積極的に貢献しました。</p> <p>○平成30年度には、第19回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月)、第28回国連海洋法条約締約国会議(6月)及び海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月)に参加しました。</p> <p>(外務省、国交省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例 -国際海事機関の各種委員会及び小委員会(MSC、MEPC、SSE、PPRなど)並びにその会に設置された各種通信部会 -第20回国際法模擬裁判「アジア・カップ」 -第5回アワオーシャン会合 (内閣府、外務省、国交省)</p>	
315	<p>○海洋の秩序形成・発展に貢献するため、国際ルールに則し、海洋に関する紛争の解決を図る。また、国際司法機関等第三者機関の積極的な活用を重視すべきという考え方を、我が国のみならず、各国も共有することを促進するとともに、国際海洋法裁判所等の海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。さらに、国際法的観点から説得的な主張の展開、国際裁判等に備えた国内の体制を早急に強化するとともに、シーレーン沿岸国が国際法に基づいて適切に対応ができるように、我が国が主催する国際会議や国際法模擬裁判等の実施を通じて、これら諸国の法律家との連携を強化し、また、人材育成に貢献していく。(外務省)</p>	<p>○国際法学会の共催(協力:日本財団)で第20回国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催しました。今次大会では、非国家主体に対する自衛権の行使及び海洋法に関する架空の国家間紛争を題材に、19か国65校から参加登録があり、15か国(日本、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ及びベトナム)の大学生が東京で開催された口頭弁論(本戦)に参加し、英語による書面陳述・弁論能力等を競いました(※施策番号288及び289と同じ)。</p> <p>○平成30年10月、インドネシア主催でバリ島にて開催された第5回アワオーシャン会合(海洋問題に関する政府・民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)に、我が国政府から内閣府・外務省・環境省・水産庁が出席し、基調講演やスピーチ、各種会談等を通じて我が国の海洋政策を積極的に発信するとともに、「法の支配」と「科学的知見」の重要性を強調しました。また、積極的な働きかけの結果、関係省庁以外の機関も会合に参加し、我が国のプレゼンスが幅広い主体によって示されました。</p> <p>(内閣府、外務省)</p>	<p>○我が国から議長を輩出しているMEPCでは国際海運からの温室効果ガス(GHG)排出を今世紀中なるべく早期にゼロにする長期目標等を含む「IMO GHG削減戦略」の採択を主導しました。(外務省、国交省)</p> <p>○MEPCの31年度の議長選挙において、我が国の斎藤英明氏(国交省海事局船舶産業課長)が議長に再選しました。(国交省)</p> <p>○アワオーシャン会合に出席し、第5回会合に政府としては20のコミットメント(海洋施策の取組)を提出しました。また、多数の日系非政府機関もコミットメントを提出しました。(内閣府、環境省)</p>	<p>○1年を通して、IMOの各種委員会等に関係省庁の職員、産学の専門家等で構成される代表団を派遣し、海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画することとします。(外務省、国交省)</p> <p>○海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に引き続き積極的に参加するとともに、関係国との間での協議の実施を追求していきます(※施策番号289と同じ)。(外務省)</p>
316	<p>○政府のみならずNGOや企業等民間団体を含む幅広い主体が出席するアワオーシャン会合等の場を積極的に活用し、海洋国家としての我が国官民の取組を幅広く発信することで、「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という二つの原則を国際社会全体に浸透させるとともに、国際社会におけるプレゼンスを強化する。(内閣府、外務省)</p>	<p>(内閣府、外務省)</p>		

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
317	<p>○海洋に関する国際枠組に積極的に参加し、国際社会の連携・協力の下で行われる活動等において主導的役割を担うよう努める。特に、経済的側面を含む我が国の安全の確保の基盤である長大な海上航路における航行の自由及び安全を確保するため、EAS・ARF等様々な場を積極的に活用し、関係各国と海洋の安全に関する協力関係を強化するとともに、ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員の育成支援等の協力の具体化を進める。(外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>○我が国は、マラッカ海峡の狭い部の船舶航行安全等を更に強化していくため、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して、船舶航行安全システム(VTS)センターの設置に関する支援を行うとともに、ASEAN諸国において国際資格を持つVTS管制官が少ないことから、当該管制官の育成を支援しています。</p> <p>○具体的には、平成30年10月～平成31年2月にかけて、ASEAN地域訓練センターにおいて国際基準に合致した訓練を実施しました。</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3Cしゅう戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています(※施策番号42)に関連記載あり。</p> <p>○二か国間の協力に加え、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も強化しています。</p> <p>○ASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)やASEAN地域フォーラム(ARF)海上安全保障(ISM)等の枠組において日本の取組を発信しています。</p> <p>(外務省、国交省、防衛省)</p>	<p>【指標】能力構築支援の具体例(外務省、国交省、防衛省) ・ASEAN地域訓練センターにおけるVTS要員育成支援の成果として、新たに18名の研修生が国際基準に合致した管制官として認定されました。</p> <p>○ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき防衛省・自衛隊は護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備え、海上保安官8名が同乗)及びP-3Cしゅう戒機による同海域での民間船舶の防護及び警戒監視を実施しています。(防衛省)</p> <p>○二か国間の協力に加え、ADMMプラス海洋安全保障専門家会合といった多国間の枠組での協力も強化しています。(防衛省)</p> <p>○自衛隊は、ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、平成30年11月9日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、岩屋防衛大臣は令和元年11月19日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することを決定しました(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施しています(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○平成30年3月から6月までの間、海上自衛官を第151連合任務部隊(CTF151)司令官に派遣しました(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p> <p>○海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案はこれまで一切発生していません(※施策番号42と同じ)。(防衛省)</p>	<p>○施策番号314～316に記載しました。</p> <p>○ASEAN地域訓練センターにおいては、令和元年はVTS管制官のみならず、VTSの設置、設計及び維持管理に係る職員を養成するための管理者コースの研修を実施する予定です。(国交省)</p>
318	<p>○北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合等の多国間会合や、インド、韓国、ロシア等との二国間会合を通じ、関係国の機関との連携を深める。また、北太平洋地域海行動計画(NOWPAP)や東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)等への参加等を通じて、関係諸国と海洋環境に係る国際連携・国際協力体制を強化する。(外務省、国交省、環境省)</p>	<p>○平成30年10月、モスクワで開催されたNOWPAP第23回政府間会合に、我が国から、外務省、国交省、環境省が出席し、日本海や黄海における海洋環境保全のためのNOWPAPの活動に関する議論に積極的に参加しました。</p> <p>○統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組むPEMSEAの事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。</p> <p>○平成30年9月、第19回北太平洋海上保安フォーラムサミットが中国(杭州)で開催され、参加6か国が連携して実施する取組について、今後の活動の方向性について議論が行われたほか、海上での犯罪取締りに関する情報交換も行われ、北太平洋の治安の維持と安全の確保における多国間での連携・協力の推進が確認されました(※施策番号62と同じ)。</p> <p>○10月には、第14回アジア海上保安機関長官級会合がバングラデシュ(ダッカ)で開催され、海上保安庁長官が出席しました(※施策番号62と同じ)。</p> <p>○11月には、第1回世界海上保安機関実務者会合を東京で日本財団と共催し、58か国・8国際機関等から海上保安機関の実務者が参加しました。会合では、「情報共有手法の検討」、「海上保安国際人材育成」、「会合運営ルール」の3つのテーマについて議論しました(※施策番号62と同じ)。</p> <p>○二国間会合については、12月に日露海上警備機関長官級会合が東京で開催され、地方機関における合同訓練等を通じた二国間協力及び北太平洋海上保安フォーラム(NPCGF)等を通じた多国間協力について評価するとともに、今後の連携・協力の方向性について意見交換を行いました。</p> <p>○12月、日韓海上保安当局間長官級協議が韓国(仁川)で、平成31年1月に日印海上保安機関長官級会合が東京で開催されました。</p> <p>(外務省、国交省、環境省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例 -北太平洋地域海行動計画(NOWPAP) -東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA) -第19回北太平洋海上保安フォーラム -第14回アジア海上保安機関長官級会合 -第1回世界海上保安機関実務者会合 -日露海上警備機関長官級会合 -日韓海上保安当局間長官級協議 (外務省、国交省、環境省) (※「1. 海洋の安全保障」も参照)</p> <p>○国交省は、第19回北太平洋海上保安フォーラムサミット、第14回アジア海上保安機関長官級会合及び第1回世界海上保安機関実務者会合などの多国間の会議、並びに、日露海上警備機関長官級会合及び日韓海上保安当局間長官級協議等の二国間の会合を通じて、連携・協力の推進を図りました。(国交省)</p> <p>○第1回世界海上保安機関実務者会合では、「情報共有手法の検討」、「海上保安国際人材育成」及び「会合運営ルールの策定」の3つのテーマについて議論を行い、世界をつなぐ新たな教育や研究及び情報共有システムの構築について具体的な検討を始めることで、実務者レベルの理解を得られました。また、会合で得られた結果を高いレベルで確認し実現していくため、令和元年、「第2回世界海上保安機関長官級会合」を日本で開催することが決まりました。(国交省)</p>	<p>○前回の会合で得られた結果を高いレベルで確認し実現していくため、令和元年、「第2回世界海上保安機関長官級会合」を日本で開催することが決まりました。(国交省)</p> <p>○令和元年度には、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合及び世界海上保安機関長官級会合を実施する予定のほか、令和元年7月の日露海上警備機関長官級会合等に参加する予定です。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
319	○マグロ類を始めとする国際的な水産資源の適切な保存管理を推進するため、各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論を主導する。(外務省、農水省)	<p>○NPFCにおいては、サンマや底魚類の保存管理措置案及びIUU漁船リスト等に関し、我が国の提案を基に議論が行われ、採択に至りました。</p> <p>○太平洋クロマグロについて、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(ISC)による新たな資源評価結果に基づき、WCPFCにおいては、太平洋クロマグロの保存管理措置につき、我が国提案の余剰枠の繰越し規定が追加されました。多くの国が措置の緩和を主張する中、太平洋島嶼国と協調し、科学委員会の勧告に基づき、措置の維持を主張した結果、現行措置の2年継続が合意されました。</p> <p>○サンマについては、平成30年7月のNPFC年次会合において、我が国から、沿岸国の水域と公海に分けて数量管理を行う漁獲数量規制の導入を提案したものの合意に至らず、来年に向けて引き続き検討することとなりました。その他、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意されました。</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例 -WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会) -大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT) -北太平洋漁業委員会(NPFC) (外務省、農水省)</p> <p>○ICCATの平成29年の年次会合で、大西洋クロマグロ資源について、総漁獲可能量(TAC)を令和2年までに段階的に増加させることで合意されたことを受け、平成30年の年次会合では、引き続き議論されていた同種への管理措置の見直し(未配分枠の配分、漁期の緩和等)が行われました。(外務省、農水省)</p>	<p>○サンマの漁獲枠の設定や太平洋クロマグロの漁獲枠の増枠については、令和元年の科学的な資源評価に基づいて、NPFC及びWCPFCにおいて議論されることとなっています。(外務省・農水省)</p>
320	○公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理の効果を損なう違法、無報告、無規制(IUU)漁業に対して、各国と協調して、地域漁業管理機関等における対策強化等を主導する。(農水省)	<p>○サバについては、資源管理措置の前提となる資源評価の進捗について議論し、資源評価を迅速かつ確実に実施することが確認されました。</p> <p>(外務省、農水省)</p>	<p>○平成30年7月のNPFC年次会合において、我が国の提案により、IUU漁船リストに新たに中国漁船と思われる4隻の漁船が追加され、合計27隻となりました。また、公海乗船検査制度の実施規則が策定されました。(外務省、農水省)</p>	<p>○引き続き、関係する地域漁業管理機関におけるIUU漁業への対策強化等に取り組みます。(農水省)</p>
321	○海上における安全の確保のため、IMOにおける「海上人命安全条約(SOLAS)」及び関連方針等の国際ルールの見直しに積極的に参画する。(国交省)	<p>○IMOにおいて、船上クレーンの安全基準、旅客フェリーの火災安全対策、係船作業中の事故を防止するための安全対策等の海上安全に関連する重要課題について、我が国提案を踏まえて検討が進められました。</p> <p>(国交省)</p>		<p>○引き続きIMOにおける海上安全に関連する重要課題の審議に積極的に貢献します。(国交省)</p>
322	○自動運航船の実現に向け、IMOにおいて、安全に関する国際ルールの適切な整備を進める。(国交省)	<p>○IMOにおいて、我が国等の提案により、自動運航船の実用化に向けたSOLAS条約等現行基準の改正や新基準の策定の可否等に関する検討が開始され、有志国によるSOLAS条約等の見直し作業に主導国として参画・貢献しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例 -国際海事機関(IMO)総会 -海上安全委員会(MSC) -海洋環境保護委員会(MEPC) -船舶設備小委員会(SSE) (外務省、厚労省、国交省、環境省)</p>	<p>○引き続き、有志国によるSOLAS条約等の見直し作業に参画すると共に、自動運航船の国際ルール策定に向けた審議に積極的に貢献します。(国交省)</p>
323	○船舶の再資源化(シップ・リサイクル)における安全確保及び環境保全を図るため、「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結に係る国会承認を求めるとして平成30年2月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の早期締結を目指すとともに、早期発効に向けて環境整備等を推進する。また、同条約の国内実施のために「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、国会に提出したところであり、引き続き同条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていく。(外務省、厚労省、国交省、環境省)	<p>○平成30年通常国会において「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結についての承認を得たほか、同条約の国内実施のための「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」が平成30年6月13日に成立し、同月20日に公布されました。また、同法律に関連し、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令」等の政令が、平成31年1月23日に公布されました。これらの整備を経て、我が国は平成31年3月27日に同条約を締結しました。</p> <p>(外務省、厚労省、国交省、環境省)</p>	<p>○IMOのMSCにおいて国際ワークショップが開催され、各国から約250人が参加し、自動運航船の実用化に向けた各国の取り組みの情報交換等を行いました。(国交省)</p> <p>○平成30年通常国会において「船舶再資源化香港条約(シップ・リサイクル条約)」の締結についての承認を得ました。同条約の国内実施のための「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」が平成30年6月13日に成立しました。(外務省、国交省)</p>	<p>○引き続き、シップ・リサイクル条約の発効に備えた国内法令の整備を行っていきます。(外務省、厚労省、国交省、環境省)</p> <p>○シップ・リサイクル条約の発効に重要なインド等の早期締結に向けて、両国の合意に基づくODA等の取組を着実に実施していきます。(外務省、国交省)</p>
324	○海上でのテロ行為の防止及び海上輸送による大量破壊兵器の拡散の防止に関し、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等を早期に締結する。(外務省)	<p>○「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて必要な調査及び検討を行いました。</p> <p>(外務省)</p>		<p>○引き続き、「海洋航行不法行為防止条約2005年改正議定書」等の締結に向けて必要な調査及び検討を実施します。(外務省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (3) 海洋に関する国際協力				
ア 海洋調査・海洋科学技術				
325	<p>○気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応していくため、WMO、UNESCO/IOC等の関係機関や関係省庁の下で実施されている「アルゴ計画」を始めとした国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に引き続き参画・貢献する。(外務省、文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○平成30年7月に国際連合教育科学文化機関(UNESCO)本部で開催された第51回政府間海洋学委員会(IOC)執行理事会に出席し、アルゴ計画等の海洋観測、データ交換の枠組に関する議論に参加しています。また、国連持続可能な開発のための海洋科学の10年の準備期間における委員会に我が国から学識有識者を登録し、積極的に議論に参加しています。さらに、「G7 海洋の未来」ワーキンググループの中で、海洋観測の連携についての議論を進めています。</p> <p>○我が国はアルゴ計画に積極的に貢献しており、気象庁では即時データを、国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、研究目的で使用できるよう高度な品質管理を施したデータを公開しています。また、IOCの国際海洋データ・情報交換システム(IODE)における連携データユニット(ADU)の日本拠点として、海洋生物の分布情報を集積・公開しています。JAMSTECでは海洋生物地理情報システム(OBIS)の日本ノードを担い、日本の海洋生物多様性に関する情報をOBISに提供し、海洋生物多様性の維持と持続的な利用推進に貢献しています。これらの取組を通じて第51回IOC執行理事会への参加、熱帯太平洋海洋観測システムプロジェクト(TPOS 2020)等の国際的な海洋観測計画、データ交換の枠組等に貢献しています。</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構職員が委員としてアルゴ計画に参画し、引き続きアルゴデータの運用に協力しています。また、IOC、UNESCOとも協力機関となっている北太平洋海洋科学機関(PICES)の活動に参画し、多くの職員が気候変動、海洋酸性化、生物多様性等海洋関係の様々な課題を検討する専門化グループに委員として参画し、生態系レポートなどの公表に携わっています。</p> <p>○気候変動、海洋酸性化を監視していくため、IOCの下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCOP)と、世界気候研究計画(WCRP)の下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)、アルゴ計画に参画・貢献しました(※施策番号166と同じ)。</p> <p>○GO-SHIPで定められている測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しました(※施策番号166と同じ)。</p> <p>(外務省、文科省、農水省、国交省)</p>	<p>【指標】参加した国際会議の具体例 ・気候変動、海洋酸性化、生物多様性等の地球規模課題に対応するため、以下の参画・貢献したUNESCO/IOC関係の国際会議に積極的に参加しました。 -第11回国連レギュラープロセス「世界海洋評価書(第2版)」作成に係る全体作業部会(米国) -G7「海洋の未来」専門家ワークショップ -IOC能力構築に係る専門家会合 -IOCグローバルオーシャンサイエンスレポート(第2版)編集委員会会合 -第7回GOOS運営委員会(GOOS SC-7) -第51回IOC執行理事会 -Tropical Pacific Observing System 2020(TPOS 2020) -第3回GOOS BioEco パネル会合(GOOS BioEco Panel 3) -第7回IODE OBIS運営委員会(SG-OBIS-VII) -PICES年次会合 -国際水路機関における各種会合 例)第31回海底地形名小委員会会合 (外務省、文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○引き続き、PICES等国際機関への委員の輩出等、GO-SHIPやアルゴ計画等の国際枠組の下での観測への参加及びデータ交換等を通じて、気候変動、海洋酸性化及び生物多様性等に関する国際的な取組に貢献します。(文科省、農水省、国交省)</p>
326	<p>○海洋調査により得られた成果を基に、海底地形名小委員会(SCUFN)への海底地形名の提案を引き続き実施し、海底地形名の標準化に貢献していく。(国交省)</p>	<p>○海底地形名の標準化に貢献するため、沖ノ鳥島南方海域及び南鳥島南方海域に位置する海底地形の名称75件を海底地形名小委員会に提案しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○平成30年10月に開催された第31回海底地形名小委員会会合において、沖ノ鳥島南方海域では35件、南鳥島南方海域では38件の我が国提案の名称が承認されました。これまでに国際的に承認された我が国提案の名称は、累計で500件を超えました。(国交省)</p>	<p>○第32回海底地形名小委員会会合(令和元年度開催予定)においても、引き続き、海底地形名の提案を行います。(国交省)</p>
327	<p>○近年、世界的に関心が高まっている北極海や、太平洋・インド洋系の海洋と大気の変動が環境に及ぼす影響評価を視野に入れた海洋観測研究を推進するため、科学技術協力協定等に基づく二国間協力を含め、国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進する。(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○平成30年5月に日仏科学技術協力協定に基づく日仏海洋開発専門部会を開催し、日仏間の海洋科学分野における共同研究の進捗状況の確認を実施しました。</p> <p>○海洋研究開発機構は、国内において文科省のIOC分科会に委員としての人的貢献を行うとともに当該委員会へ協力するため、外部有識者を含むIOC協力推進委員会及び専門委員会を運営しました。</p> <p>○国際協力としてはIOCの地域小委員会であるWESTPACの副議長として選出されている職員、及び世界の海洋科学コミュニティによって組織されているOcean Obs'19について共同議長として選出されている職員の活動を通じた人的貢献、Ocean Obs'19、北極評議会(AC)と国際北極科学委員会(IASC)とで共同運用されている持続的北極観測ネットワーク(SAON)、及びIOCが、国際気象機関(WMO)、国連環境計画(UNEP)、国際科学会議(ICSU)と連携して運営する全球海洋観測システム組織(GOOS)に対して、資金的支援を通じて国内外の関係機関と連携した海洋観測に関する国際協力を推進しました。</p> <p>○国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所(SYKE)との協力覚書に基づき、まずは気候変動分野を柱として、当面の研究計画等を立案し、平成30年度から研究に着手しました(※施策番号297と同じ)。</p> <p>(外務省、文科省、環境省)</p>	<p>○平成30年10月に開催された第31回海底地形名小委員会会合において、沖ノ鳥島南方海域では35件、南鳥島南方海域では38件の我が国提案の名称が承認されました。これまでに国際的に承認された我が国提案の名称は、累計で500件を超えました。(国交省)</p> <p>※「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」、「5. 海洋調査及び海洋科学技術に関する研究開発の推進等」も参照。</p>	<p>○令和元年度早々に、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の観測機器をフィンランドに設置し、観測データを共有することにより、調査研究を推進する予定です(※施策番号297と同じ)。(環境省)</p>
328	<p>○我が国の地球深部探査船「ちきゅう」と欧米の掘削船を国際的に共同利用するIODPに、引き続き積極的に参画するとともに、日米欧だけでなくアジア大洋州諸国等を加えた協力体制を構築する。(文科省)</p>	<p>○平成30年7月～9月に国際陸上科学掘削計画(ICDP)と国際深海科学掘削計画(IODP)の連携の下、地球深部探査船「ちきゅう」船上に搭載されているX線CT装置を用いて、オマーン陸上で掘削された岩石コア資料の解析を実施しました。また、平成30年10月～平成31年3月には、「ちきゅう」による東南海地震の想定発生域である紀伊半島沖熊野灘での掘削を実施しました(※施策番号251に関連記載あり)。</p> <p>(文科省)</p>		<p>○引き続き、地球深部探査船「ちきゅう」を用いて、世界をリードする巨大地震発生帯の掘削科学を推進していきます。(文科省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
イ 海洋環境				
329	○生物多様性を保全する観点から、サンゴ礁、広域を移動する動物等の保護に関し、国際協力の下で、海洋環境や生物の調査・研究を行う。(環境省)	○モニタリングサイト1000において、干潟や小島嶼生態系の指標生物であるシギ・チドリ類及び海鳥などのモニタリング調査を実施しました。シギ・チドリ類調査で取得したデータは、アジア水鳥センサス(AWC)に提供しました。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)及びその下に設立されている地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)に対して積極的な貢献を行っており、東アジア地域における解析作業を牽引しています。 (環境省)		○生物多様性の保全のため、干潟や小島嶼生態系のモニタリング調査を引き続き実施します。また、令和元年度中に東アジア地域のサンゴ礁について最終的な評価を行う予定です。(環境省)
330	○世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS)等の国際会議において、我が国の水質総量削減制度や「里海」づくり等の環境保全施策の情報発信を行う。(環境省)	○平成30年11月にタイで開催された第12回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS12)に参加し、我が国の水質総量削減制度や里海づくり等の環境保全施策の情報発信を行いました。 (環境省)		○次回、第13回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS13)への参加に向けた準備を進めます。 (環境省)
331	○太平洋島嶼(しよ)国等との間で、島の保全・管理、周辺海域の管理、漁業資源の管理、気候変動への対応など、我が国の島と共通の問題の解決に向けて連携・協力を推進する。(外務省、農水省、環境省)	○我が国漁船の安定的な入漁を確保するため、ミクロネシア、ソロモン、バブアニューギニア、キリバス、ナウル、マーシャル、ツバル及びパラオとの協議で操業条件について合意しました。また、令和2年1月以降、パラオ水域における外国漁船の操業を禁止する「パラオ国家海洋保護区設置法」の成立を受け、同国水域への我が国漁船の安定的・継続的な入漁に向けて、あらゆる機会を活用して働きかけを行いました。 ○太平洋島嶼国の数か国において、サイクロン由来の高潮・高波における気候変動影響評価手法を改善し、沿岸域の浸水ハザードマップの作成を行う等気候変動適応の取組を支援しています。 ○独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」を実施し、バヌアツにおいて、沿岸の資源管理と代替生計手段の開発を組み合わせた資源管理の仕組み作りに取り組みました。また、キリバス、サモア、ツバル、バヌアツ、パラオ、フィジー及びマーシャル諸島を対象とする、国連食糧農業機関(FAO)と連携した無償資金協力事業「太平洋における沿岸集魚装置を用いた漁業を通じた生計及び食料安全保障の強化計画」を決定しました。 ○平成30年5月、第8回太平洋・島サミット(PALM8)が安倍内閣総理大臣とトゥイラエバ・サモア首相の共同議長の下、開催されました。「繁栄し自由で開かれた太平洋に向けたパートナーシップ」というキャッチフレーズの下、日本、太平洋島嶼14か国、ニュージーランド、オーストラリアに加え、新規参加のニューカレドニア、仏領ポリネシアの2地域を含む19か国・地域の首脳等が参加し、①法に基づく海洋秩序、持続可能な海洋、②強靱かつ持続可能な発展、③人的往来・交流の活性化、④国際場裏における協力の4つの議題を中心に議論を行い、議論の成果として「PALM8首脳宣言」を採択しました。 ○上記のほか、次のとおり船舶及び港湾関連資材の供与等に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年5月、ツバルにおける離島開発用の多目的船の建造及び関連機材の整備に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年7月、マーシャルの保健医療サービスの向上等のための離島を巡回する医療船等を供与する支援に関する書簡の交換を行いました。 ・平成30年12月、ナウルへの港湾整備関連機材の供与による海上輸送網強化のための支援に関する書簡の交換を行いました。 (外務省、農水省、環境省)	【指標】参加した国際会議の具体例 -第8回太平洋・島サミット(PALM8) -アジア水鳥センサス(AWC) -国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会 -地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)ワーキンググループ会合 -第12回世界閉鎖性海域環境保全会議(EMECS12) -地球規模生物多様性情報機構(GBIF) -海洋生物地理情報システム(OBIS)ステアリンググループ会合 (外務省、農水省、環境省) 【指標】能力構築支援の具体例(外務省、農水省、環境省) ・平成27年度からフィジー、バヌアツ、サモアにおいて、沿岸域の浸水ハザードマップの作成等、適応の取組支援を実施しています。 ※「3. 海洋環境の維持・保全」も参照。	○PALM8における主な協力・支援策である、「自由で開かれた持続可能な海洋」、「強靱かつ持続可能な発展の基盤強化」及び「人的交流・往来の活性化」の実施状況についてフォローアップを行います。(外務省) ○引き続き、島嶼国水域への我が国漁船の安定的・継続的な入漁に向けて取り組みます。(農水省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 海洋の治安対策・航行安全確保				
332	○「アジア人船員国際共同養成プログラム」等を通じて、諸外国における船員の資質向上に貢献する。また、世界海事大学等を通じて、諸外国における海事関係者の資質向上に貢献する。(国交省)	○アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、平成30年度はフィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者10名を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。 (国交省)	【指標】能力構築支援の具体例(国交省) -「アジア人船員国際共同養成プログラム」 -マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設の維持・管理のための事前調査 -マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設の維持・管理のための事前調査 -マラッカ・シンガポール海峡の航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業 -マラッカ・シンガポール海峡のマレーシア領海内において、共同水路測量 -日ASEANの港湾保安関係者による国際クルーズ船ターミナルに関する保安対策の合同訓練を実施 -港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日ASEAN港湾保安専門家会合 ※「1. 海洋の安全保障」及び「4. 海洋状況把握(MDA)の能力強化」も参照。	○令和元年度も継続してアジア地域より船員教育者を招き、教育現場における実務内容に即した研修を行います。(国交省)
333	○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日ASEAN統合基金(JAIF)を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する。(国交省)	○マラッカ・シンガポール海峡に設置される航行援助施設(灯浮標等)の維持・管理のための事前調査及び航行援助施設を維持管理する沿岸3か国の政府担当者に対する管理技術のキャパシティビルディング事業を実施するとともに、同メカニズムの下に設置される各種委員会に参加し、利用国及び利用者等との協力関係を構築しています。 ○マレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深30m以下の浅い海域において、共同水路測量を実施しました。 (国交省)		○マラッカ・シンガポール海峡の航行安全を確保するため、引き続き航行援助施設の維持・管理に資する取組を実施していきます。(国交省) ○マレーシア領海内南部海域の分離通航帯に存在する水深30m以下の浅い海域において、共同水路測量を実施していきます(プロジェクト期間:2018~2020)。(国交省)
334	○港湾保安に関する国際連携を強化するため、能力向上支援、共同訓練の実施等を推進する。(国交省)	○博多港において、日ASEANの港湾保安関係者による国際クルーズ船ターミナルに関する保安対策の合同訓練を実施しました。また、港湾保安に関する各国の情報共有等を行う日ASEAN港湾保安専門家会合を実施しました。 (国交省)		○ASEAN諸国の港湾保安対策の実態を踏まえて、実践的な合同訓練の計画を策定・実施し、反省点や留意点を訓練後の意見交換会で共有することにより、訓練参加者の保安意識の高揚を図り、各国の保安対策に反映させます。(国交省)
エ 防災・海難救助支援				
335	○我が国の優れた防災技術を、アジアや太平洋島嶼(しよ)国を始めとする災害に脆弱な国に対して周知・普及活動を行う。特に、地球温暖化による海面水位上昇に伴い一層深刻化する高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進する。(国交省)	○熱帯低気圧地区特別気象センター(RSMC)東京台風センターの活動やWMO荒天予報実証プロジェクト(SWFD)の一環としてアジアや太平洋諸国に提供している高潮や波浪の予測情報の拡充を行いました。また、これらの国の気象機関が自ら予測を行えるよう、技術的助言等の支援を実施しました。 (国交省)		○引き続き、関連諸国に対する高潮波浪情報の一層の充実を図るとともに、各国が自立して高潮・高波予測を行えるように技術指導・支援を行っています。(国交省)
336	○北西太平洋沿岸国等における防災・減災のため、津波災害が懸念される諸外国への津波情報の迅速な提供、津波警報システム構築への技術支援等を継続する。(国交省)	○北西太平洋津波情報を迅速に提供するとともに、関係各国と調整を行い、各国からの要望や新しい技術を取り入れ、対象領域の拡張等の情報の改善を平成31年2月に行いました。 (国交省)	【指標】参加した国際会議の具体例(国交省) -世界気象機関(WMO)における各種会合 -北太平洋海上保安フォーラム -東アジアサミット海上捜索救助経験交換検討会 -北西太平洋SAR実務者会合	○引き続き、関係各国に対し、北西太平洋津波情報を迅速に提供します。(国交省)
337	○アジア・太平洋地域の熱帯低気圧や火山噴火等による災害リスク軽減に資するため、気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関へ提供するとともに、リクエストされた領域に対して機動観測(Himawari Request)を実施する。(国交省)	○気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供するとともに、リクエストに基づき機動観測を実施しました。 ○国際会議等の機会を利用して外国気象機関に気象衛星ひまわりの紹介・説明を行うとともに、利用するための技術的な調整を行いました。 (国交省)	【指標】構築支援の具体例(国交省) -アジアや太平洋諸国への高潮や波浪の予測情報の拡充 -アジアや太平洋諸国に対して技術的助言等の支援 -気象衛星ひまわりの観測データを外国気象機関に提供する「ひまわりリクエスト」 -アジア・太平洋地域の気象機関による気象警報等の発表を支援する「地区ナウキャストセンター」の運用を開始 -隣接諸国と実際に巡視船艇・航空機を用いた「捜索救助訓練」 -海難発生時における各国間の救助調整を目的とした「捜索救助通信訓練」 ○アジア・太平洋地域の気象機関による気象警報等の発表を支援する「地区ナウキャストセンター」の運用を開始しました。(国交省)	○引き続き、国際会議等の機会を利用して、外国気象機関にひまわり観測データの利活用方法・事例やひまわりリクエストの仕組みについて紹介・説明を行い、利用国の拡大につなげていきます。(国交省)
338	○効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、各国との間で情報交換・合同訓練等により連携・協力を強化する。(国交省)	○日中間における海上捜索救助に関して、更なる連携の強化を図るため、日中海上捜索救助(SAR)協定の締結に向けた調整を実施し、平成31年2月に締結しました。 ○海上保安庁では、効率的かつ効果的な海難救助を実施するため、隣接諸国と、実際に巡視船艇・航空機を用いた「捜索救助訓練」を実施するとともに、海難発生時における各国間の円滑な救助調整を目的とした「捜索救助通信訓練」を実施しました。 (国交省)		○日中海上捜索救助(SAR)協定の発効を受け、中国海上捜索救助センターとの協議・協力を強化していきます。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (1) 海洋立国を支える専門人材の育成と確保				
ア 海洋開発の基盤となる人材の育成				
339	○国際的に通用する技術者等の人材育成のため、「日本財団 オーシャンイノベーションコンソーシアム」への関係者の参加及び取組強化を促進するとともに、実践現場を有する海外の大学・企業・研究機関等との連携体制を構築する。また、海洋開発特有の船舶での作業に係る育成プログラムを検討する。(国交省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動を再現し、その特性等を学ぶために開発したシミュレータを活用した育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。 (国交省)	○海洋開発に用いる船舶に特有な挙動に関する育成プログラムについて、関係事業者と連携し、検討を行いました。(国交省)	○引き続き、関係事業者と連携し、育成プログラムについて検討を行います。(国交省)
340	○「J-Ocean」として、産業界のニーズを踏まえた海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の普及啓発に取り組んでいます。(国交省)	○産業界のニーズを踏まえた海洋開発に必要な知識を体系的・包括的にカバーする専門教材の普及啓発に取り組んでいます。 (国交省)	【指標】専門教材の整備状況(国交省) ・専門教材について、ウェブサイトに掲載するとともに更なる普及促進のための措置について検討を行いました。	○引き続き、専門教材の更なる普及促進のための措置等について検討を行います。(国交省)
341	○海洋に関する大学等において各機関が有する特色を踏まえ、実践力強化のために産学連携を推進し、産業界のニーズ等に留意したカリキュラムの検討など、海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組を促進する。(文科省)	○東京大学では海洋開発分野において新技術を生み出す技術者やプロジェクトマネジメントができる人材の育成のため、海洋開発利用システム実現学寄付講座を実施しています。企業技術者や大学院生を対象とした基礎講座は、座学だけでなく、演習なども含めたカリキュラムで構成され、平成30年度は延べ158名が受講しています。 (文科省)	【指標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況(平成30年度) ・船舶実習課程を設置している3大学における乗船実習課程修了者数 108名(文科省) ・水産大学校における専攻科修了者数 50名(農水省) 船舶運航課程 20名(うち女子1名) 船用機関課程 30名(うち女子2名)	○東京大学における寄付講座の更なる充実や受講人数の拡大に引き続き努めます。(文科省)
イ 造船業・船用工業に関わる人材の育成				
342	○学生生徒の造船業・船用工業への就職率の向上のため、職業としての魅力を発信する取組を継続する。造船技能者に対しては、造船技能研修センターの活用等により、高度な専門人材の育成を図る取組を継続する。(国交省)	○総合海洋政策本部、国交省及び日本財団が主催する「海と日本PROJECT」の一環として、(一社)日本中小型造船工業会により、地元の小中学生を対象とした造船所・船用工業事業所の見学会が実施されました。また、全国6か所で運営されている技能研修センターでは、新規採用職員の研修や技能者向けの訓練等を行いました。 (国交省)	【指標】造船及び船舶工業従事者数(国交省) 造船業従事者数: 81,583名(平成30年4月1日現在) 船用工業従事者数: 49,326名(平成29年12月31日現在) ○平成30年7月1日～8月31日にかけて、造船所・船用工業事業所の見学会が延べ55か所で開催され、計10,851名が参加しました。(国交省) ○技能研修センターでは、新規採用職員の研修(平成30年度の受講者数は197人)や、一定年数の経験を積んだ技能者向けにぎよう鉄、溶接、塗装などの専門技能に係る訓練(平成30年度の受講者数は115人)を実施しました。(国交省)	○引き続き、造船所・船用工業事業所の見学会の開催や造船技能研修センターの活用等を行います。(国交省)
343	○産業としての魅力を高めるため、「i-Shipping」などIoTの活用による生産性向上を図ることが重要であり、ICTを中心とした研究開発に取り組む。(国交省)	○AIやIoTを活用して造船現場の生産性向上を図る、革新的な技術開発に対する支援を実施しました。 (国交省)	○革新的造船技術の研究開発に対して平成30年度は15件の支援を決定しました。(国交省)	○引き続き、革新的技術の研究開発事業の支援等を実施します。(国交省)
344	○「新高等学校学習指導要領」(平成30年3月文科省告示第68号)において「船舶工学」が科目として新設されたことも踏まえ、造船業・船用工業を志す若者を継続的に確保・育成するため、授業の教材や教員養成プログラムの作成・普及等による高校における造船等に関する教育の質の向上を図り、我が国造船業・船用工業の担い手候補となる生徒を育成する。(国交省)	○需要が増す造船教員の高い専門的指導力を維持・向上し造船教育現場をさらに充実させるため、造船教育プログラムの作成及びその運営体制の整備に係る検討を進めました。 (国交省)	○造船専門教育を行う高校のベテラン・若手の先生で構成される検討会を2回行い、平成29年度に作成した造船教育プログラム(案)の評価・改善を行いました。平成30年度中に造船教育プログラムが完成されました。(国交省)	○平成30年度に完成した造船教育プログラムを教育機関に提供することにより、高校における造船教育強化と造船教員の持続的な養成体制の構築を図ります。(国交省)
345	○その他、地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を通じ、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実、造船人材の確保・育成を図る。(国交省)	○地方運輸局等を主体とした地域の造船企業、地元教育機関等との会合等を開催し、地域の連携体制を強化し、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実及び造船人材の確保・育成策について議論を行いました。 (国交省)	○神戸、四国及び九州地区において、協議会を計5回行いました。(国交省)	○引き続き、地方運輸局を主体として地域の造船企業、地元教育機関等ステークホルダー間の会合等を開催することにより、地域産官学のネットワークの構築を図ります。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
ウ 船員等の育成・確保				
346	<p>○独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。(国交省)</p>	<p>○平成30年度、12名の実習生が内航船を活用した社船実習を行いました。今後、更なる社船実習の拡充に向けて、関係者から意見聴取や社船実習対象船舶の範囲を広げるための要件緩和等の検討を行っています。</p> <p>○平成30年10月に、学識経験者、教育機関及び関係事業者等から幅広い意見を伺うため、「船員養成の改革に関する検討会」を立ち上げ、船員教育体制の見直し、教育の高度化について議論し、第一次中間取りまとめを行いました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○平成30年度、12名の実習生が内航船を活用した社船実習を行いました。</p> <p>【指標】船員数(全体数、女性数)(国交省) 日本人船員数:30,065人 -うち、内航:27,844人、外航:2,221人(いずれも近年ほぼ横ばいで推移) -女性船員:707人(全体の約2%(前年同)) (平成29年10月1日時点)(施策番号346~348に関連記載)</p>	<p>○社船実習の拡充に向けた要件緩和等に関する検討結果を踏まえ、令和2年度からの実施に向け準備を進めます。(国交省)</p> <p>○「船員養成の改革に関する検討会」の第一次中間取りまとめを踏まえ、最近の技術革新等に適応した知識・技能を有する優秀な船員を養成するため、教育内容の高度化に取り組めます。(国交省)</p>
347	<p>○船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者が連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。(国交省)</p>	<p>○関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志望する若年者を増加させる取組を実施しました。</p> <p>○海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新人船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給しています。</p> <p>○事業者の労働環境改善等の取組を表彰する制度の創設や、船員の労働時間の適正管理に向け、労働時間管理の実態・課題について調査を実施しました。</p> <p>○交通政策審議会海事分科会船員部会において、労働実態調査や魅力ある船内環境づくり等の内航船員の働き方改革について検討しています。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○国土交通大臣による日本船舶・船員確保計画の認定数(国交省) 241事業者(平成31年4月1日現在)</p>	<p>○今後も、国と内航海運事業者等の関係者の連携の下、若年者の就業体験、新人船員の雇用・育成支援を推進します。(国交省)</p> <p>○若年船員の確保を図るため、魅力ある職場環境づくり等に向けた内航船員の働き方改革の検討を進めます。(国交省)</p>
348	<p>○若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。(国交省、防衛省)</p>	<p>○女性船員については、平成29年6月に、委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成される「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」を設置し、平成30年4月に提案のとりまとめを行いました。また、女性船員の活躍や企業の先進的な取組事例を事例集として取りまとめ、情報発信を行いました。</p> <p>○若年定年退職等の自衛隊員を対象とした就職支援において、船員への再就職希望者に対し、職業訓練として海技士や海上特殊無線技士の資格取得に係る支援を実施しました。</p> <p>(国交省、防衛省)</p>	<p>○平成30年4月に、女性船員に関する情報発信や、女性船員が活躍できる環境の構築を内容とする提案のとりまとめを行いました。(国交省)</p> <p>○資格取得に係る職業訓練を受講した自衛隊員数(平成30年度)(防衛省) ・海技士 : 32名 ・海上特殊無線技士 : 1名</p>	<p>○左記提案のとりまとめを受け、女性船員が活躍できる環境の構築を検討中です。(国交省)</p> <p>○若年船員の確保促進のため、女性船員の活躍促進の視点を含めながら、内航船員の働き方改革について議論を進めます。(国交省)</p>
349	<p>○優秀なアジア人外航船員の確保・育成のため、開発途上国の船員教育者の技能向上を図り、より優秀な船員を養成することを目的とした研修を実施する。(国交省)</p>	<p>○アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーからの船員教育者招へい者数:10名(平成30年度)(国交省)</p>	<p>○平成30年度事業のフォローアップ調査結果を踏まえて、研修内容の改善を図ります(具体的には、ECDIS訓練・操船シミュレータ訓練・機関室シミュレータ訓練の充実を図るとともに、教育現場での実践的な教え方、評価方法についても研修を行うこととします)。(国交省)</p>
350	<p>○船舶交通の要衝及び難所において船舶を導き、航行の安全を確保することで海運を支える重要な役割を担う水先人の安定的な確保・育成のため、国、水先人、海運事業者等の関係者の連携の下、複数免許取得の促進、募集活動の強化等の確保・育成策に取り組む。(国交省)</p>	<p>○平成29年9月の「水先人の安定的な確保・育成等について(第二次とりまとめ)」を踏まえ、中小規模水先区対策を行うとともに、後継者確保のための募集活動を強化しました。</p> <p>(国交省)</p>	<p>○中小規模水先区対策として、近隣水先区との間で相互に複数免許を順次取得し、派遣支援体制を構築するとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めました。(国交省)</p>	<p>○今後も、複数免許の取得による派遣支援体制の整備を図るとともに、新たな水先人供給源の開拓に努めます。(国交省)</p> <p>○現在の養成規模(2級:5名、3級:10名)について、需給状況等を踏まえ、検証を行います。(国交省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
エ 海洋土木の担い手の育成・確保				
351	○海洋土木への理解を深めるため、官民が連携して、学生生徒を対象とした現場見学会や、国や建設事業者の土木技術者との意見交換会等を引き続き実施する。また、潜水士等に対する認知度の向上や海洋土木に関する教育の充実により担い手となり得る若年者層の拡大を図る。(国交省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における担い手育成等の取組を推進するため、「担い手育成活動を実施した工事(試行)」として建設業に将来従事する可能性のある高校生、大学生等を対象に見学会等実施し、工事成績評定による評価を行いました。 (国交省)		○担い手育成活動を実施した工事(試行)」として建設業に将来従事する可能性のある高校生及び大学生等を対象に見学会等を実施した受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国交省)
352	○魅力的な職場とするため、官民が連携して、適切な休日確保等の就労環境改善に引き続き取り組む。(国交省)	○港湾工事における働き方改革の一環として、建設現場における休日確保の取組を推進するため、「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事については工事成績評定による評価を行いました。 (国交省)	【指標】実施した現場見学会の具体例(国交省) ・全国の直轄港湾工事において、受注者が土木関係の大学等に呼びかけをし、学生を招いて現場視察や実習を実施しました。	○「休日を確保した工事(試行)」として工事期間内に休日を確保した工事の受注者に対して、工事成績評定による評価の取組を引き続き実施します。(国交省)
353	○次の世代へと技術を伝承するため、官民が連携して、若手技術者の現場体験の機会拡大に引き続き取り組む。(国交省)	○港湾工事及び業務における若手技術者の現場経験の機会拡大を推進するため、「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を行いました。 (国交省)		○「若手技術者登用促進型(試行)」として現場経験の豊富な技術者(技術指導者)を併せて配置することで技術の伝承を図る取組を引き続き実施します。(国交省)
354	○生産性の向上を図るため、測量から設計、施工、検査、維持管理に至るプロセス全体に3次元データを活用するなど、ICTの導入を拡大していくとともに、ICTに対応できる人材の育成を推進する。(国交省)	○港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、「港湾におけるICT導入検討委員会」で定めた「港湾におけるICT活用促進に向けたロードマップ」に則り、従来の浚渫工に加え、基礎工やブロック据付工へICT導入を拡大するとともに業界向けの講演会等の取組を行いました。 (国交省)	○港湾におけるICT活用工事を57件実施しました。(国交省)	○引き続き、ICT活用工事を実施し、その結果を踏まえた実施要領類の検証を行い、実施のし易さを追求した改善を適宜行います。(国交省)
355	○東南アジア諸国等へのインフラ海外展開を推進するため、プロジェクトの川上から川下まで、各段階を担える人材の育成を更に進める。(国交省)	○独立行政法人 国際協力機構(JICA)の課題別研修等を通して、講義や現場視察の対応を支援しました。また、港湾局からJICA長期専門家の派遣を行っており、現地の港湾当局に対して指導を行っています。 (国交省)	○JICA課題別研修等の研修生76人(平成30年度)。(国交省) ○JICA長期派遣専門家の派遣4人(平成30年度)。(国交省)	○令和元年度においても、JICA課題別研修等の受け入れ、JICA長期派遣専門家の派遣を継続していきます。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
オ 水産業の担い手の育成・確保				
356	<p>○新規漁業就業者の漁業への定着率の向上を図り、将来の漁業の担い手として育成していくため、漁業への就業情報の提供や現場での研修を支援する。また、漁船漁業の乗組員不足に対応するため、漁業団体等が行う計画的・安定的な人材採用に向けた取組の支援及び水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等における海技資格を取得できる新たな仕組みの実現により、海技士等の人材の育成・確保に努める。(文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○漁業への就業を希望する者が経験ゼロからでも就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援しました。 (文科省、農水省、国交省)</p>	<p>【指標】新規就業者数(農水省) 平成29年 1,971人 平成28年 1,927人 平成27年 1,915人</p>	<p>○引き続き、漁業への就業を希望する者が就業できるよう、就業希望者の段階に応じ、就業相談会の開催や漁業現場での長期研修等を支援します。 (農水省)</p>
357	<p>○水産業及びその関連分野の人材確保のため、水産業において指導的役割を果たす人材を育成する国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校や、水産に関する課程を備えた高校・大学において、好事例の普及や質の高い教員の育成・配置等による実践的な専門教育の充実を図るとともに、実習船・練習船の整備を始めとする教育環境の整備を引き続き推進する。(文科省、農水省)</p>	<p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校では教育を質・量ともに維持するため、①大学卒業と同等の学士の資格が得られる、学位授与機構による教育課程の認定、②技術士の資格取得にもつながる、日本技術者教育認定機構(JABEE)による教育課程の認定、③海技士養成のための船舶職員養成施設としての教育課程・施設・教員等の登録を、それぞれ維持しました。本学校では、5学科体制の下、共通教育科目を1、2年次に配当して基礎的な事項を理解させ、その後、実地体験型教育を含む高度な専門教育科目を実施するカリキュラムを継続的に実施しました。専攻科においては、航海士による講義などの動機付け教育や、実践形式のオンザジョブトレーニング等、上級海技士資格を有する水産系海技士として活躍できる人材を育成しました。また、平成29年10月に竣工した、教育と研究の共用船「天鷹丸」の実習航海において、学生が水産資源・海洋調査を体験しました。 ○海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船8拠点、臨海・臨湖実験所14拠点及び水産実験所4拠点を認定(平成31年3月現在)し、地域の特色を生かした実習教育を実施しています。 ○先進的な卓越した取組を行う水産高校を始めとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図るとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行いました(※施策番号362に関連記載あり)。 (文科省、農水省)</p>	<p>【指標】海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況(農水省) ・水産研究・教育機構水産大学校本科における在学生数(平成31年4月1日現在)(定員740名。全国47都道府県から広く学生を確保) ○平成30年度の水産業及びその関連分野への就職状況、海技士免許の取得状況は以下のとおりです。(農水省) ・就職希望者176名のうち、就職内定者173名(就職率98.3%) ・うち水産関連分野148名(水産関連分野就職率:85.5%) ・3級海技士免許取得率:96.0% ・2級海技士免許筆記試験合格率:84.2% ・1級海技士筆記試験合格率:10名 ○平成30年度の航海日数は、耕洋丸173日、天鷹丸163日。(農水省)</p>	<p>○学生確保への主な取組として、高校生向けの進学ガイダンス、高校訪問及びオープンキャンパスで本校の教育内容や特色を広く高校生にPRを行います。また、全国の高校生が受験しやすいよう、一般入試の試験会場を、本校(下関)に加えて福岡、大阪及び東京に設けることや、海技士及び水産業界の担い手を確保するための推薦入試を引き続き実施します。(農水省)</p>
358	<p>○水産業のICT化を始め、持続的な水産資源の利用や収益性の高い操業体制への転換を進めるとともに、水産業普及指導員による新たな技術・知識の導入についての指導・助言を実施する。(農水省)</p>	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。 (農水省)</p>	<p>○漁業構造改革総合対策事業において、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を58件を支援しました。(農水省)</p>	<p>○収益性の高い操業体制への転換を促進するため、漁業構造改革総合対策事業において、引き続き、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援します。(農水省)</p>
359	<p>○水産業における女性の活躍の場を更に広げるため、漁獲物の加工や消費者ニーズに対応した商品開発等、女性の特性を活かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進する。(農水省)</p>	<p>○漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む漁村の女性の活動を促進するため、漁村女性の資質向上のための研修を実施するとともに、漁村女性グループが行う加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組について支援しました。 (農水省)</p>	<p>○平成30年度においては漁村女性が中心となって取り組む実践的な6件の取組に対して支援を行いました。(農水省)</p>	<p>○引き続き、漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組への支援を行います。(農水省)</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
カ 横断的に講ずべき施策				
360	<p>○海洋分野におけるIT人材の育成を促進するため、MDAの能力強化に資する研究開発を含めた研究開発プロジェクト等を実施する。(文科省)</p>	<p>○国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)では、海洋開発人材の育成のため海洋開発に関する講義と現場視察を組み合わせたセミナー「日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアム」へ参画し、海洋産業市場の成長に向け実践的技術やノウハウを持った海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進しました。</p> <p>○大学生、大学院生を対象とし、船舶や実験施設等を利用した現場実習を行う体験セミナー「ライザー式科学掘削船『ちきゅう』を知りつくそう!』といったイベントを実施し、MDAの能力強化に貢献しました。</p> <p>(文科省)</p>	<p>【指標】研究開発プロジェクト数(文科省)</p> <p>・MDAの能力強化に資するため、JAMSTECでは第3期中期目標期間に7つの重点的研究開発課題(海底資源研究開発、海洋・地球環境変動研究開発、海域地震発生帯研究開発、海洋生命理工学研究開発、先端的掘削技術を活用した総合海洋掘削科学の推進、先端的融合情報科学の研究開発、海洋フロンティアを切り拓く研究基盤の研究開発)に取り組んでいます。</p>	<p>○更なるMDAの能力強化に資するため、船舶や実験施設等を利用したイベントや体験セミナーを実施していきます。(文科省)</p>
361	<p>○海洋や水産に関する専門教育を行う高校、高専や海洋系・商船系・水産系の大学・大学校において、教育環境の整備を含め、産業界が求める人材ニーズ等を踏まえた教育の高度化を図る。(文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○先進的な卓越した取組を行う水産高校をはじめとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための実践研究を行い、その成果の普及を図りました。</p> <p>○東京大学では大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、「海洋学際教育プログラム」を行いました。また、東京海洋大学では、同窓会組織などと連携するなど、海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップを実施しており、国内外で海洋科学技術に関する就業体験などを行いました(※施策番号253と同じ)。</p> <p>○平成30年2月に、海洋分野も含め、教育的効果の高いインターンシップの普及・拡大のための「大学等におけるインターンシップの届出制度」を創設しました。(参考:東京海洋大学から、「海洋生物資源実務実習」「海洋環境実務実習」「海外派遣キャリア演習1・2」の申請がありました(※施策番号253と同じ)。</p> <p>○国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校では、以下の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産関連業界が求める人材を把握するため、「人材育成に係る業界との意見交換会」及び「本校同窓会との意見交換会」による水産関連有識者や水産関連企業に就職した卒業生との意見交換を行い、水産関連業界が求める人材ニーズの把握に努めました。 ・合同企業説明会に参加した企業に対して実施したアンケート結果を分析し、教育の改善に役立てています。 ・学生は水産政策の改革や最新の水産研究に関する動向に対応するため、「水産特論」の授業において、水産庁担当課長や水産研究・教育機構理事長他からの講義を受けました。 <p>(文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○東京大学「海洋学際教育プログラム」 119名参加(平成30年)(文科省)</p> <p>○海洋法・海洋政策インターンシップ実習 16名参加(平成30年度)(文科省)</p> <p>○東京海洋大学 海洋・海事・水産分野の企業、研究機関等へのインターンシップ 72名参加(平成30年度)(文科省)</p> <p>(※以上3項目は施策番号253と同じ)</p> <p>○水産特論の講義は、毎回、約200名の学生が出席し、水産業をめぐる情勢やその課題についての認識を深めました。さらに、機構の各研究所で最新の水産研究を体験する上で、2年生の春期にインターンシップが受講できるように、制度の充実化を図りました。(農水省)</p>	<p>○水産関連業界等の意見に基づき、今後、教育の高度化を実施していく予定です。また、水産政策の改革を踏まえ、教育内容の点検と再編成を検討するため、予算規模と人材のニーズのバランスを考慮しつつ次期中長期計画期間(令和3年～)への準備を進めます。(農水省)</p>
362	<p>○外板疲労等による老朽化の進行が指摘されている練習船の代船建造を計画的かつ早期に進め、学生等の安心・安全な教育研究環境の整備や新たな設備等の搭載による教育研究の高度化を着実に図る。(文科省)</p>	<p>○国立大学が保有する練習船について、水産・海洋科学などに関する教育研究を始めとした科学技術の進展に対応した高度な実習調査環境が求められている一方で、外板疲労等による老朽化、航海・実習・調査観測などの教育に必要な装備の劣化及び旧式化が進んでいることから、練習船の整備を進めています(※施策番号357に関連記載あり)。</p> <p>(文科省)</p>	<p>○平成30年に長崎大学の長崎丸が竣工しました。(文科省)</p>	<p>○令和元年から、東京海洋大学及び神戸大学の練習船の代船建造を行い、教育研究の高度化を図ります。(文科省)</p>
363	<p>○海洋人材の育成と確保につながるよう、関係省庁の連携により、海洋分野における社会人の学び直しを推進する。(文科省、厚労省、国交省)</p>	<p>○厚生労働大臣が指定する教育訓練として、年に2回(4月1日付と10月1日付)、指定基準を満たした講座を指定しています。</p> <p>○東京大学での取組については、施策番号341に記載しました。</p> <p>(文科省、厚労省、国交省)</p>	<p>○海技士の養成課程について16講座を厚生労働大臣が指定しました(うち専門実践教育訓練4講座、一般教育訓練12講座)(平成31年4月1日時点)。(厚労省)</p> <p>○海洋開発の基盤となる人材の育成に資する取組状況については、施策番号341に記載しました。</p>	<p>○文科省の取組については、施策番号341に記載しました。</p>

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (2) 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進				
364	○2025年までに全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指し、「ニッポン学びの海プラットフォーム」の下、関係府省・関係機関間の連携を一層強化する。(内閣府、文科省、国交省)	○「ニッポン学びの海プラットフォーム」において、政府一丸となって海洋教育を推進していく体制を構築し、関係者の情報共有・連携強化のための場として活用することを目指し、関係府省・関係機関で会議を開催しました。 (内閣府、文科省、国交省)	【指標】海洋に関する教育に係る実態把握調査結果(内閣府) ・海洋教育に係る広域ネットワーク構築に向けた予備調査を実施しました。	○海洋教育広域ネットワークに関する調査結果を踏まえ、海洋に関する教育の普及・啓発に向けた課題の抽出等に取り組みます。(内閣府)
365	○学校現場で活用できる副読本(インターネット上におけるものを含む。)の開発や、施設見学、キャリア教育の推進、教員がアクセスして使えるデータ利用・教材作成の手引きの充実等を通じ、教育現場が主体的かつ継続的に取り組めるような環境整備を行う。特に、海洋に関する科学的な理解を深めるため、副読本において、大学・研究機関等における研究開発の最新の状況を児童生徒の発達段階に応じて解説・情報発信する。(文科省、国交省)	○小中学校の現場で海事教育を取り組めるように、指導案を含む海洋教育プログラムを平成29年度に試作し、平成30年度に小中学校で試行授業を行いました。 (文科省、国交省)	○首都圏の小中学校(小学校3校及び中学校2校)において、立地条件、経験年数や海事に対する知識・理解の異なる指導者などそれぞれ異なる条件下で試行授業を実施することで、作成した指導案の汎用性の検証しました。また、実際の授業を通じ、教員及び生徒の反応、活動に要する時間、理解の度合いを確認しました。この結果を踏まえてより実践的な海洋教育プログラムに改善しました。(国交省)	○令和元年度は全国展開を目指すうえで地方都市でも試行授業を行います。地域の実情に応じた事例の蓄積、公開授業形式で実施することで地方での普及を見据えています。また、ウェブサイトも、学校教育関係者がアクセスしやすい総合的な情報提供の場として整備することで、海洋教育の普及に取り組みます。(国交省)
366	○海洋に関する教育の総合的な支援体制を整備する観点から、学校教育と水族館や博物館等の社会教育施設、水産業や海事産業等の産業施設、国立研究開発法人等の研究機関、海に関する学習の場を提供する各種団体等との有機的な連携を促進する。(文科省、農水省、国交省)	○国立研究開発法人 水産研究・教育機構では、包括連携を締結している大学とインターシップ生の受入や連携大学院への教員委嘱を受ける等、大学教育への協力に取り組みしました。また、公益財団法人東京動物園協会と包括連携協定を締結し、水圏生物に関するサイエンスコミュニケーションを推進することとしています。 ○関係機関と連携し、小中学生対象に体験乗船や海事施設見学を行いました。 ○JAMSTECの取組については、施策番号3731に記載しました。 (文科省、農水省、国交省)	○水産研究・教育機構においては、8校の大学と包括連携を締結し、内4大学と連携大学院を実施し、延べ26名の連携教員を派遣するほか、多数のインターシップ生を受け入れられています。また、東京動物園協会の葛西臨海水族園と、特別展示企画や調査副産物の水族館展示を開始しました。このほか、水産大学校では、市立しものせき水族館「海響館」でのオープンラボを継続して開催しています。(農水省) ○小中学生対象の体験乗船や海事施設見学には全国で約1,500名の参加がありました。(国交省)	○研究内容や成果をわかりやすく提供するとともに、感想や意見の聴取により双方向コミュニケーションの推進を図ります。また、市立しものせき水族館「海響館」でのオープンラボを引き続き実施します。(農水省) ○令和元年度においても、引き続き、小中学生に対して体験乗船や海事施設見学の機会が提供できるよう取り組みます。(国交省)
9. 海洋人材の育成と国民の理解の増進 (3) 海洋に関する国民の理解の増進				
367	○海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」制定の意義に鑑み、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、大学・研究機関等が所有する船舶や海上保安庁による灯台等の一般公開、各種海洋産業の施設見学会や職場体験会、海岸清掃活動、海洋環境保全、海洋安全、沿岸域についての普及啓発活動、マリッジジャーの普及や理解増進等の多様な取組を、産学官等で連携・協力の下、実施する。(文科省、国交省)	○東京海洋大学では、一般の方々に海に親しみ・興味を持ってもらうとともに、教育研究活動をわかりやすく紹介するために、「海の日」に記念行事を開催しました。その中で調査・研究船の体験航海や教育研究に関するイベントや体験教室等が行われました(※施策番号370及び3731に関連記載あり)。 ○自治体から海洋基本計画への貢献と多くの海洋に関する企業・団体が立地する横浜の特長を活かして産官学の連携推進のため設立された「海洋都市横浜うみ協議会」による「海洋都市横浜うみ博2018」を見て、触れて、感じる 海と日本PROJECT~」のイベントに、JAMSTECが参加しました。 ○海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、8月に「第11回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行いました。 ○7月16日から31日までの間、国の関係機関や民間の関係団体と連携し、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施しました。全国各地で各種行事に併せた啓発活動、テレビ・ラジオ等による広報活動、訪船指導、海難防止講習会及び海上安全教室等を開催しました。 ○毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船等の一般公開、体験乗船、施設見学会、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。また、毎年6月の「海洋環境保全推進月間」において、海洋環境保全の指導・啓発、毎年7月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。さらに、毎年11月の「灯台記念日」を中心に全国各地の灯台の一般公開等を行い、海上交通安全思想の普及等を進めています。 (文科省、国交省)	【指標】海の日関連イベント数(文科省、国交省) ・全国各地で約700のイベントを開催しました。 (下記にいくつかのイベントについては具体的な記載あり) ○平成30年度「海の日」及び「海の月間」関連イベントとして、以下を実施しました。 ・7月16日に東京港晴海客船ターミナルで「総合開成式」を実施しました。安倍内閣総理大臣より「海の日」メッセージを発信するとともに、福井海洋政策担当大臣及び石井国土交通大臣より挨拶を行いました。また同日、東京港晴海埠頭において船舶の一般公開等を実施し、約9,000人が来場しました。(内閣府、国交省) ・7月20日に東京海洋大学で「海洋教育シンポジウム」を実施し、様々な分野の関係者による講演・パネルディスカッションが行われました。(国交省、内閣府) ・7月14日～7月29日にかけて、「海フェスタ(第15回)」を、新潟県新潟市・佐渡市・聖籠町の2市1町において開催し、期間中、406,839人が来場しました。(国交省) ・全国各地で「海」をテーマとする各種イベントが開催されました。(国交省) ・海洋都市横浜うみ博2018～見て、触れて、感じる 海と日本PROJECT~」のイベントにて、JAMSTECは、深海調査船「かいりけい」及び無人探査機「かいこう」の一般公開を実施すると共に、研究開発内容を伝えるためのポスターやジオラマ、映像を使用しブース展示を実施しました。(文科省) ○「第11回海洋立国推進功労者表彰」において、6名2団体が表彰されました。(国交省) ○第19回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催し、全国の小中学生から応募のあった作品の中から特別賞(国土交通大臣賞)、海上保安庁長官賞等を決定し、作品の展示や各種広報等に活用することで、広く海洋環境保全思想の普及を図りました。(国交省) ○「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難防止について国民の関心を深めるため、海難の未然防止を図りました。また、ゼロキャンペーン期間中に、広報・啓発活動を455回、船舶等への安全指導を5,284回、海難防止講習会等の安全教育を224回(受講者数12,400人)を実施し、海上での安全な活動について国民への周知を図りました。(国交省)	○広く周知することを目的として、保有する広報ツール(ウェブサイト等)のコンテンツ充実とともに、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携し、さらに双方の相乗効果を期待できる形での取組を行っています。(文科省) ○令和元年度においても、「海の日」「海の月間」を活用した中央行事を開催するとともに、7月13日～8月4日にかけて静岡県静岡市で開催される「海フェスタ」の実施等により海洋教育・海事振興を推進します。(国交省) ○「未来に残そう青い海」をテーマに、小中学生を対象とした第20回「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」の開催を予定です。(国交省) ○今後も引き続き、「海の事故ゼロキャンペーン」において、海難の未然防止を図るとともに、全国各地でのイベントを通して、海上での安全な活動について国民への周知を図る方針です。(国交省)

第3期海洋基本計画第2部に掲げた個別施策に係る評価書(平成31年3月末時点)

番号	第3期海洋基本計画第2部に記載された個別施策	当該年度に取組んだ具体的内容	具体的な成果や目標達成に向けた進捗状況等	今後の取組に関する改善内容 その他特筆する事項
368	<p>○平成27年12月、第70回国連総会において、人々の津波に対する意識向上と津波対策の強化を目的に、日本を始め世界142か国が共同提案し、全会一致で採択された「世界津波の日(11月5日)」を一つの切り口として、世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動の推進や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等の実施を通じて、防災分野の様々な分野で国際協力を推進する。(外務省)</p>	<p>○平成30年度は、濱口梧陵国際賞の授賞式(11月7日、日本)、「世界津波の日普及啓発イベント(5月15日、バンコク、7月4日、モンゴル、10月16日、パリ、11月5日、ニューヨーク)」、津波防災と女性に関する研修(10月29日～11月7日、日本)、「世界津波の日」2018高校生サミットin和歌山(10月31日～11月1日、和歌山)及び世界津波博物館会議(11月30日、東京)などを実施しました。 (内閣府、外務省、国交省)</p>	<p>○左記を含めた防災に関する各種イベントを通して、国際協力の推進に貢献しました。 (内閣府、外務省、国交省) ○濱口梧陵国際賞について、防災・減災に関して功績を挙げた2名1団体を表彰し、沿岸防災技術の国内外での普及及び促進を図りました。(国交省)</p>	<p>○世界各地における「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動や自然災害に脆弱な国における津波防災訓練等を実施していきます。(内閣府、外務省、国交省)</p>
369	<p>○一般国民が海に親しむ機会を拡大し、子どもや若者を始めとする多くの人に対し、海・船への興味・関心をより一層高める「C to Seaプロジェクト」を強力に推進する。また、この一環として独立行政法人海技教育機構の練習船等を活用した小中学生等の各種行事への参加等を通じた普及啓発への取組も強化する。 (国交省)</p>	<p>○「C to Seaプロジェクト」公式ポータルサイト「海ココ」及び専用SNSを活用した情報発信を行い、若年層をはじめとする国民全体の海・船への興味・関心の向上を図りました。また、「C to Seaプロジェクト」アンバサダーである「STU48」と連携しながら、国民の海・船への興味・関心を高めるための取組を実施しました。 (国交省)</p>	<p>○子どもや若者を対象とした海事関係施設の見学会や、若者を対象としたマリンレジャー体験機会の創出等を行い、国民への海・船に関する理解増進を図りました。(国交省) ○STU48の専用劇場である船上劇場「STU48号」の改造工事の進捗状況をSNSで配信することで、船舶や造船産業に関する理解や関心を高めました。(国交省) ○中高生及びその保護者を対象に、海事産業を将来の就職先として検討してもらうことを目的に、「C to Seaプロジェクト」の一環として「SEA-GOTO海のシントガイドブック」を製作しました。(国交省)</p>	<p>○令和元年度においては、マリンアクティビティを紹介する動画作成やSNSによる積極的な情報発信を行うほか、「SEA-GOTO海のシントガイドブック」を全国の中学校に配布するなど海事振興の推進を行います。(国交省)</p>
370	<p>○海洋に関する様々な情報を有する大学・研究機関等において、ICTの利活用を進め、メディア、インターネット等を通じて分かりやすく発信する。特に、ネットメディア、SNS、バーチャルリアリティ(VR)等の利活用を促進する。(文科省、農水省、国交省)</p>	<p>○神戸大学海事博物館では所蔵品のいくつかの資料がバーチャルミュージアムとして電子化され博物館ウェブサイトで公開されています。 ○JAMSTECでは、保有する広報ツール及び拠点施設・設備・船舶等を活用し、機構の研究開発について国民がわかりやすく理解できるよう工夫した取組を行いました(※施策番号367に関連記載あり)。 ○国立研究開発法人 水産研究・教育機構では、研究開発業務の成果等について、新聞、テレビ、雑誌、ウェブメディア等のマスメディアや機構のウェブサイト、SNS(Facebook)等のICTメディアを活用し、積極的に公表しました。 ○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技術安全研究所)において、海洋開発分野の人材育成に貢献するため、シミュレータ等を利用した海洋開発研修を新たに開始しました。また、来訪者に対するシミュレータ等の施設公開や、主催する講演会や関係者との情報交換の場における動画・画像の積極的な利用、ウェブサイト上に「キッズページ」を設けて充実を図るなど、わかりやすい発信に努めました。 ○海の日関連のイベントについては、施策番号367に記載しました。 (文科省、農水省、国交省)</p>	<p>【指標】JAMSTECや船舶を有する大学等又は海洋に関する博物館・科学館等における取組状況(文科省) ・第33回国民文化祭・おおいと2018/第18回全国障害者芸術・文化祭おおいと大会が開催され、海洋研究開発機構は、別府国際観光港において「よこすか」、「しんかい6500」の一般公開を実施すると共に、開催国民文化祭期間中に大分県立美術館における「海と宙の未来展」にて展示協力を行い、ピーコンプラザにおいて講演会を実施しました。 ・JAMSTECは、国際深海科学掘削計画(IODP)第358次研究航海南海トラフ地震発生帯掘削計画の実施に伴い、国立科学博物館にて展示を行うと共に、セミナーを開催しました。 ・神戸大学海事博物館では、バーチャルミュージアムには、航海図・海路絵図巻や電子船舶模型が電子データならではの機能で細部に至る点まで閲覧・確認できるようになりました。 ○水産研究・教育機構のホームページのアクセス数は約35万件、Facebookのフォロワーは延べ約1500人となりました。マスコミや水産業界等からの問い合わせ、画像・映像の貸出について積極的に対応し(835件)、これらのメディア対応により、新聞等に記事として733件取り上げられたほか、テレビ放映も行われました(平成30年度実績)。(農水省)</p>	<p>○文科省の取組については、施策番号367に記載しました。 ○水産研究・教育機構では引き続きウェブサイト、Facebook、YouTubeなどのインターネットを活用し、さらに教育機関や水産関係機関及びマスメディア等へ画像や映像を積極的に貸し出すことにより、広く水産に関する情報を提供します。(農水省) ○海上技術安全研究所では引き続き分かりやすい情報発信に努めています。(国交省)</p>
371	<p>○海洋に関する科学技術の魅力や研究活動の実態を分かりやすく伝え、効果的な理解増進に資することを目的として、研究機関等における、広報活動に携わる専門的な人材の活用を推進する。(文科省、農水省、経産省、国交省)</p>	<p>○海上技術安全研究所において、企画部に広報主管のもと広報活動を専門的に行うチームを設け、一般公開を始め講演会の開催やウェブサイトの充実、外部からの問合せ・相談に対する丁寧な対応など、広報活動の充実にも努めました。また、海上技術安全研究所では、外部の専門家を活用し、必要に応じて、新たなイベントの企画やウェブサイト作成において協力・助言を受けつつ、広報の強化に取り組みました。 ○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。 (文科省、農水省、経産省、国交省)</p>	<p>○海洋技術安全研究所において、広報活動チームの活動や専門家の協力・助言を踏まえたウェブサイトの改訂など、広報活動の充実を図りました。(国交省) ○JAMSTECの取組については、施策番号370に記載しました。</p>	<p>○国交省の取組については、施策番号370に記載しました。</p>
372	<p>○海洋国家である我が国の歴史・文化を知る上で重要な文化遺産である水中遺跡について、遺跡の保存や活用等に関する検討を進める。(文科省)</p>	<p>○水中遺跡における調査・保存処理の手法を取りまとめた「水中遺跡の在り方について(報告)」(平成29年10月31日)をもとに、地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進めていく上で必要な事項を検討するための有識者による議論を開始しました。 (文科省)</p>	<p>○国内外の水中遺跡に係る保存・活用手法の研究や最新情報の収集を独立行政法人 文化財機構に委託して実施し、日本の歴史・文化に関する知見を深めました。(文科省)</p>	<p>○地方自治体等が水中遺跡の保存活用・整備を適切かつ円滑に進められるよう、必要とされる各種の事項を総合的に取りまとめた手引書を作成するために、各地の実情に応じた具体的な情報の収集と検討を進めていきます。(文科省)</p>
373	<p>○地方公共団体による水族館・科学館のコンテンツの充実、調査船の一般公開、講演会・イベント等の開催、体験型学習等の取組や海洋振興策の検討に対し、大学・研究機関等の積極的な協力を図る。また、地域における産学官連携のネットワークを通じて、地域の特色を活かした海洋教育、普及啓発活動の取組を推進する。(内閣府、文科省)</p>	<p>○JAMSTECでは、各種メディア・企業・科学館・博物館・水族館等、分野を問わない様々な外部機関と連携した取組を行いました。 ○その他の取組については、施策番号367及び370に記載しました。 (内閣府、文科省)</p>	<p>【指標】JAMSTECや船舶を有する大学等又は海洋に関する博物館・科学館等における取組状況(文科省) ・施策番号370に記載しました。</p>	<p>○文科省の取組については、施策番号367に記載しました。</p>